

北区基本計画 2015（案）

平成 26 年（2014 年）12 月

東京都北区

目次

I	計画の基本的な考え方	1
1	「ふるさと北区」の実現と、次世代への継承	2
2	北区の現状と課題	2
3	「区民とともに」めざす、新たな時代への対応	3
4	北区基本計画 2015 の位置付け（計画体系）	8
5	計画の期間	8
6	計画の対象	8
7	将来人口	9
II	計画の内容	11
1	計画の施策体系と事業一覧	12
2	計画事業総括表	12
3	基本計画事業一覧表	19
III	基本目標別の計画	30
	基本目標 1 健やかに安心してくらするまちづくり	31
	1-1 健康づくりの推進	32
	1-2 地域福祉推進のしくみづくり	40
	1-3 高齢者・障害者の自立支援	47
	1-4 子ども・家庭への支援	59
	1-5 福祉のまちづくり	71
	基本目標 2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり	75
	2-1 地域産業の活性化	76
	2-2 コミュニティ活動の活性化	87
	2-3 個性豊かな地域文化の創造	93
	2-4 生涯学習の推進	99
	2-5 生涯スポーツの推進	105
	2-6 未来を担う人づくり	113
	2-7 グローバル時代のまちづくり	130
	2-8 男女共同参画社会の実現	136
	2-9 主体的な消費生活の推進	142
	基本目標 3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり	146
	3-1 計画的なまちづくりの展開	147
	3-2 安全で災害に強いまちづくり	159
	3-3 利便性の高い総合的な交通体系の整備	176
	3-4 情報通信の利便性の高いまちづくり	187

3-5	快適な都市居住の実現.....	192
3-6	うるおいのある魅力的な都市空間の整備.....	201
3-7	持続的発展が可能なまちづくり	209
3-8	自然との共生	216
基本目標 4	基本計画推進のための区政運営	220
4-1	区民と区の協働によるまちづくりの推進.....	221
4-2	計画的・効率的な行財政運営の推進	227
4-3	自治権の拡充と広域的な連携・協力の推進.....	237
参考資料	242

本計画（案）では、地方消費税や地方法人課税の見直しなど税制改正の動向が不透明であり、平成 26 年 12 月時点で、今後の歳入を見通すことが難しいため、財政計画は策定しておりません。

来年度以降の歳入等の見込みが明らかになった段階で、財政計画を策定するため、それに伴い事業を一部見直す可能性があります。

I 計画の基本的な考え方

1 「ふるさと北区」の実現と、次世代への継承

北区は、平成 11 年（1999 年）6 月に区議会の議決を経て 21 世紀の北区のめざすべき将来像を提示するとともに、区政運営の基本となる考え方をまとめた、「北区基本構想」を策定しました。

この基本構想に掲げる北区の将来像「ともにづくり未来につなぐ ときめきのまち一人と水とみどりの美しいふるさと北区」を実現するための長期総合計画として、平成 22 年（2010 年）3 月に「北区基本計画 2010」を策定し、着実に実行してきました。

この「北区基本計画 2010」策定後 5 年が経過した今、経済情勢やライフスタイルが大きく変化をするなか、将来を見据えた施策の方向を示し、「ふるさと北区」の実現に向けさらなる取り組みを進めるとともに、これを着実に次世代へ継承していくため、平成 27 年度（2015 年度）から 36 年度（2024 年度）の 10 カ年を計画期間とした、新たな基本計画を策定するものです。

2 北区の現状と課題

（1）北区を取り巻く様々な課題

「北区基本計画 2010」策定から 5 年余が経過し、我が国は人口急減・超高齢社会に直面しており、経済の縮小、国力の低下が懸念されています。

政府は平成 26 年（2014 年）6 月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2014」において、人口急減・超高齢化を克服するとして、50 年後に日本の人口を 1 億人程度で維持するよう、具体的な目標を掲げた取り組みを始めています。

一方、日本経済は「好循環実現のための経済政策」の推進により、デフレ脱却に向けて着実に前進をしてきました。今後、景気回復軌道をより確かなものとするための、さらなる取り組みを進めているところです。

しかしながら、北区においては、法人住民税の一部国税化や少子高齢化が進む現状を考えると、歳入の大幅な伸びを期待することは難しいと考えられます。

さらに、国が最大の課題の一つとしている地方の創生における、個性豊かで魅力ある地域環境の整備や、地方分権改革の進展、児童相談所の移管をはじめとする、都区のあり方検討における役割分担の見直し、国家戦略特区を活用した特色のあるまちづくりの推進など、北区はますます基礎的自治体として、地域の特性を踏まえた施策を展開していかなければなりません。

（2）北区の基本的な課題

北区の高齢化率は、国や東京都を上回るスピードで上昇しており、平成 26 年（2014 年）1 月 1 日現在 25%を超えて、北区民の 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となっています。

また、「北区人口推計調査報告書（平成 25 年（2013 年）3 月）」によると、20 年後の平成 45 年（2033 年）北区の総人口は約 9,400 人減少する結果となっています。主な要因として、年少人口及び 15 歳から 65 歳の生産年齢人口が減少することとされており、こうした人口減少・少子高齢化は北区としても大きな課題となっています。

こうした急速な少子高齢化の進展は、地域のきずなや、人と人とのつながりに影響を及ぼし、地域コミュニティやまちの活力が低下し、コミュニティ活動の基盤に大きな影響を与えています。

また、義務的経費である扶助費の総額は、高齢化の進行や児童福祉費などの伸びにより、年々増加しているほか、本格化するまちづくりや公共施設等の更新など、増大する行政需要に見合う歳入の確保や、将来の世代に負担を残さない行財政運営を構築するために、より一層の経営改革への取り組みが必要となっています。

（3）取り組むべき 2 つの最重要課題

基本的な課題への対応はもとより、北区の 10 年後のあるべき将来を見据え、北区が取り組むべき 2 つの最重要課題を設定します。

①地域のきずなづくり

区民一人ひとりがゆとりと豊かさを感じられる北区とするために、世代を超えた人々が主体的にまちづくりに取り組み、地域で支えあうことで、人が育ち、まちが育つ「地域のきずなづくり」を推進する必要があります。

②子育てファミリー層・若年層の定住化

子育て世代や将来的な子育てニーズに対応できる、乳幼児を中心とした子育て施策を推進するとともに、北区で学び、働き、暮らし、育てるための「子育てファミリー層・若年層の定住化」を幅広く展開する必要があります。

3 「区民とともに」めざす、新たな時代への対応

北区は「区民とともに」という基本姿勢のもと、4 つの重点戦略と 3 つの優先課題に基づき区政を推進しています。

基本計画 2015 では、区の基本姿勢である「区民とともに」と、これまでの基本計画・中期計画に掲げてきた 4 つの重点戦略・3 つの優先課題を進め、北区の 10 年後のあるべき将来を見据えた、取り組むべき 2 つの最重要課題へ積極的に対応します。

また、今後の北区をともにつくる重要な担い手として、女性・若者・高齢者・国際化を 4 つのキーワードに据え、それぞれが活躍できる場づくりや支援体制の構築、環境整備を

行います。さらに、北区の新たな魅力や価値を創出する施策を展開することで、複雑・多様化する課題に的確に対応し、効率的・効果的な区政推進に努めていきます。

(1) 基本姿勢「区民とともに」

区民一人ひとりがゆとりと豊かさ、そして、地域への愛着を実感できる魅力あふれる北区づくりをめざして、区は「区民とともに」を基本姿勢に、あらゆる場面において、協働の精神のもと区政を推進しています。

(2) 北区の新たな魅力や価値を創出する施策の展開

①まちづくりの一層の推進

北区を特徴づけるすぐれた景観を区民とともに育て、創出する施策を展開するとともに、「駅周辺のまちづくり」や都市基盤整備、このほか、「安全・安心」という観点からの「防災まちづくり」を中心とした面的整備を一層推進します。

特に、北区の中心的拠点としての王子駅周辺にあたっては、都市交通・物流拠点としての整備、歴史・文化機能、商業機能の強化など、「にぎわいの拠点」としての魅力あるまちづくりを積極的に推進します。

また、十条駅周辺では災害に強いまちづくりを進めるとともに、十条駅西口地区市街地再開発や十条駅付近連続立体交差化事業の推進など、地域のにぎわいを生かしながら、相乗効果を期待できる積極的なまちづくりを推進します。

②東京オリンピック・パラリンピックを見据えた北区の魅力発信できる施策の展開

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを見据え、国内唯一のトップアスリートの拠点施設であるナショナルトレーニングセンター（NTC）と連携を図り、オリンピック・パラリンピックの日本代表選手の輩出をめざす取り組みのほか、NTCや東京都障害者総合スポーツセンターや区立スポーツ施設など北区内の貴重な資源を活用しながら、十条から赤羽までのエリアを中心とした「ROUTE2020*トレセン通り」の設定（*はコミュニケーション・マーク）など、オリンピック・ムーブメントを推進します。

このほか、外国人観光客に対応できる、商店街に対する事業展開や、小・中学校記録会を通じた子どもの体力向上にかかる取り組みのほか、障害者のスポーツ参加を推進するためのスポーツ施設のバリアフリー整備など、スポーツを楽しみながら地域に集う「トップアスリートのまち・北区」の実現をめざします。

(3) 4つの重点戦略

①「子ども」・かがやき戦略

安心して妊娠・出産・育児ができるよう産前産後のサポート、保育ニーズに対応する保育所待機児童解消（23区1位の認可保育所整備率）など、産前からの切れ目のない子育て支援を強化・推進します。

少子化対策のための子育て支援策の充実のほか、最重要課題として掲げる「子育てファミリー層・若年層の定住化」対策や、確かな学力の向上や、将来にわたって様々な分野で活躍できるグローバルな人材を育成する取り組みを積極的に推進します。

②「元気」・いきいき戦略

にぎわいのある地域づくりや顔の見える関係づくりなど、最重要課題としての「地域のきずなづくり」や健康寿命の延伸、元気高齢者・団塊の世代の活躍の場の提供・支援を推進します。

また、区民生活を豊かにするための地域産業・商店街の活性化を促進するほか、若者の就労支援や、ワーク・ライフ・バランスを含めた女性の更なる活躍を支援するための新たな事業を展開します。

さらに、地域で受け継がれてきた文化資源や特性を生かした、北区らしい文化芸術の創造を推進するほか、(仮称)北区観光協会を設立して、鉄道をはじめとする北区の観光資源を積極的にPRします。

③「花＊みどり」・やすらぎ戦略

水とみどりの美しいふるさと北区の実現のため、環境共生都市をめざし、地球温暖化対策のための省資源・省エネルギーへの取り組みを行うほか、北区のPRにもつながるお花畑の整備を行うなど、うるおいのある都市空間の整備を推進します。

また、河川敷等の水辺空間を利用したにぎわいづくりの事業をモデル的に実施するほか、緑化推進モデル地区を指定して、地域の皆さんとともに、地域緑化のしくみづくりを進めながら、花とみどりがあふれる北区づくりに取り組みます。

④「安全・安心」・快適戦略

耐震化・不燃化を促進し災害に強いまちづくりに積極的に取り組みます。木造住宅が密集している十条・志茂地区は東京都の「木密地域不燃化10年プロジェクト」の不燃化特区制度を活用し、地域住民との話し合いや支援を行いながら、地域の特性を考慮しつつ、都市の防災機能の向上を図ります。

また、地域における防災の担い手を育成するため、未就学児から大学生までそれぞれの段階に応じた防災教育を推進するほか、地域における防犯環境の整備を促進するための事業を展開します。

(4) 3つの優先課題

①「地震・水害に強い安全・安心なまちづくりに全力」で取り組むこと

全区的に、総合防災高度通信情報システムを導入し、防災情報や災害情報の一元化・高度化・共有化を図るとともに、緊急時に正確な情報を迅速かつ的確に発信するための基盤整備を行うほか、首都直下地震への対応や、北区特有の課題である集中豪雨などによる都市型水害対策に全力で取り組みます。

②「長生きするなら北区が一番」を実現すること

今後、さらなる高齢化社会を迎えるにあたり、誰もが生きがいを感じ、健康に長生きをすることができるための「健康寿命の延伸プロジェクト」を推進します。また、新たな都市型モデル（北区モデル）の研究を行い、高齢になっても住み慣れた北区で安心して暮らせるための「北区版 地域包括ケアシステムの構築」の確立を行うとともに、超高齢化社会における新しい高齢者像（高齢者が自ら輝くことのできる社会の構築）を確立し、長生きするなら北区が一番を実現します。

③「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにする

子ども医療費助成の制度導入や認可保育所整備など、北区はこれまで子育て支援策を23区の先頭に立って推進してきました。子育てするなら北区が一番をより確かなものにするために、産前産後のサポートの充実を図るとともに、「教育先進都市・北区」（確かな学力・豊かな心・健やかな体・グローバル人材の育成／国際理解教育の推進）を全面に打ち出し、「子育てにやさしいまち・北区」を積極的にプロモーションします。

基本構想に掲げる北区の将来像の実現

基本姿勢 「区民とともに」

北区の最重要課題

地域のきずなづくり
子育てファミリー層・若年層の定住化

4つの重点戦略

「子ども」・
かがやき戦略



「元気」・
いきいき戦略



「花＊みどり」
やすらぎ戦略



「安全・安心」
快適戦略



3つの優先課題

「地震・水害に強い安全・安心なまちづくりに全力」で取り組むこと
「長生きするなら北区が一番」を実現すること
「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにする

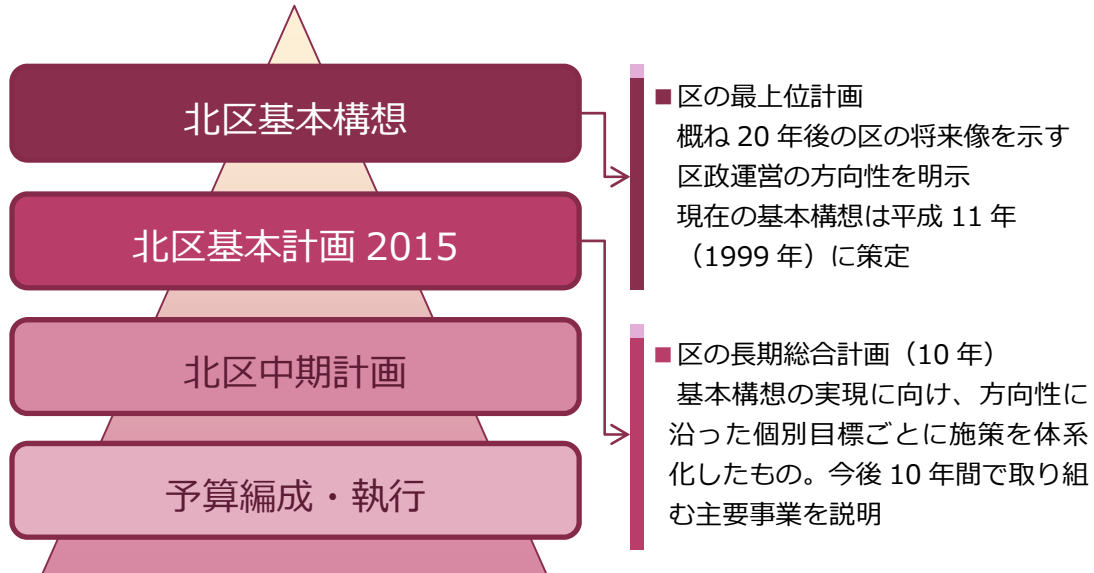
北区の魅力や新たな価値の創出

まちづくりの一層の推進

東京オリンピック・パラリンピックを見据えた北区の魅力を発信

4 北区基本計画 2015 の位置付け（計画体系）

この基本計画は、北区の基本構想の実現を目的とする区政の基本方針であり平成 27 年度（2015 年度）以降の 10 年間に、区が取り組むべき主要な施策の方向性を示したものです。



5 計画の期間

この基本計画の計画期間は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 36 年度（2024 年度）までの 10 か年です。なお、平成 31 年度（2019 年度）までの 5 か年を前期計画期間、平成 32 年度（2020 年度）以降の 5 か年を後期計画期間としています。

6 計画の対象

（1）計画の対象

この基本計画は、基本構想に示された諸目標を実現するために実施する、区の権限に属する単独事業及び区が関係する国・東京都、その他の公共団体等との共同事業について計画化したものです。ただし、国や東京都が実施する事業であっても、区民福祉の向上の面から特に必要なものについては、施策の体系に位置づけをするとともに、その実現に向け実施主体に要請していきます。

（2）対象区域

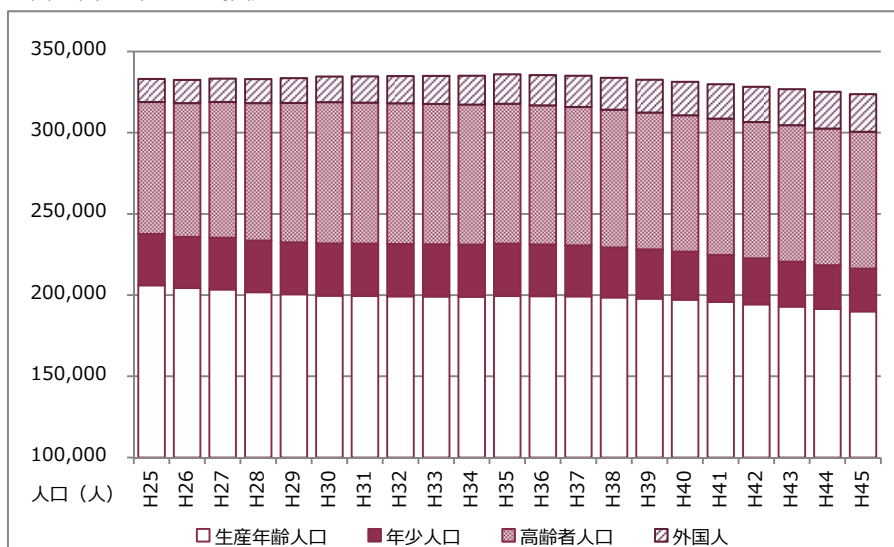
この基本計画の対象区域は、北区全域です。ただし、区域を乗り越えた取り組みが必要な課題や、北区だけでは解決が困難な課題に対しては、他区、近隣市などの他の自治体と

の調整や連携が必要となるため、東京都や首都圏における位置づけに配慮しています。

7 将来人口

(1) 人口の推移

図：北区の総人口の推移



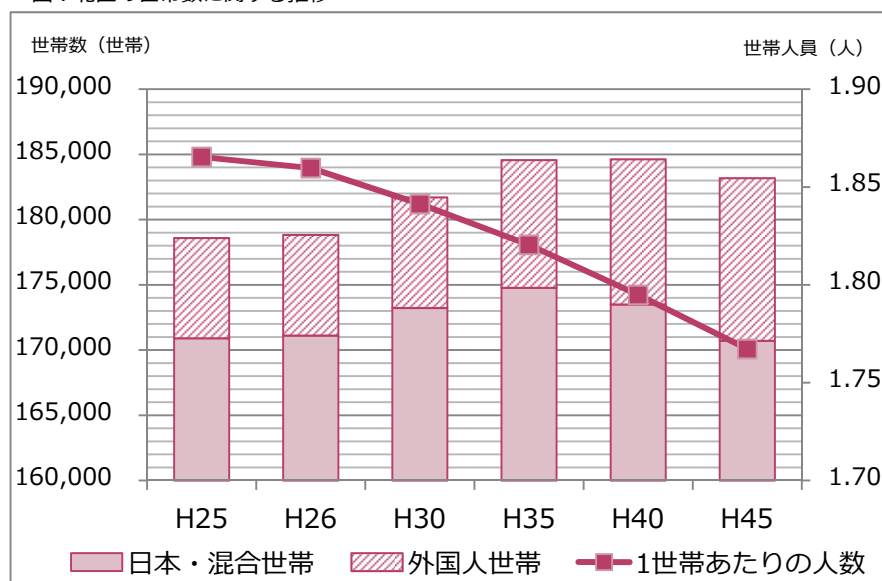
外国人人口を合わせた北区の総人口は、平成25年1月1日現在333,132人となっています。

平成35年までは人口増加となりますが、外国人人口の増加等によるもので日本人人口のみで

比較をした場合は、平成30年以降は減少する傾向にあります。中でも生産年齢人口（15歳～64歳）は平成30年以降20万人を割り、平成45年には190,029人（平成25年比較で16,053人の減少）となっています。

(2) 世帯の動向

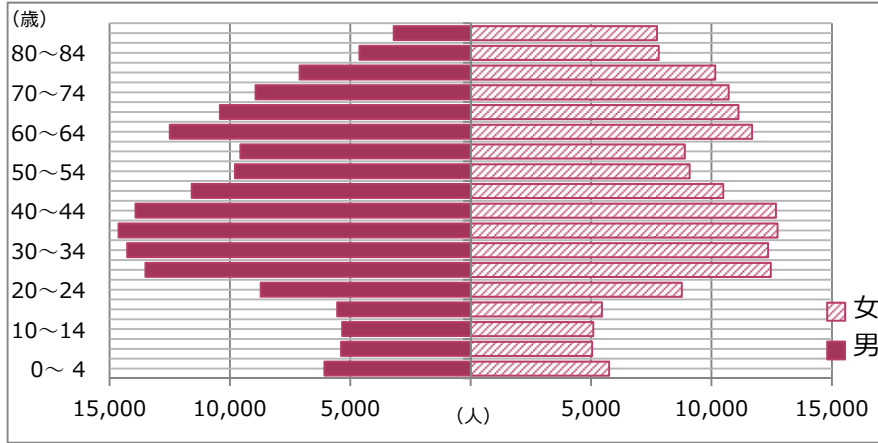
図：北区の世帯数に関する推移



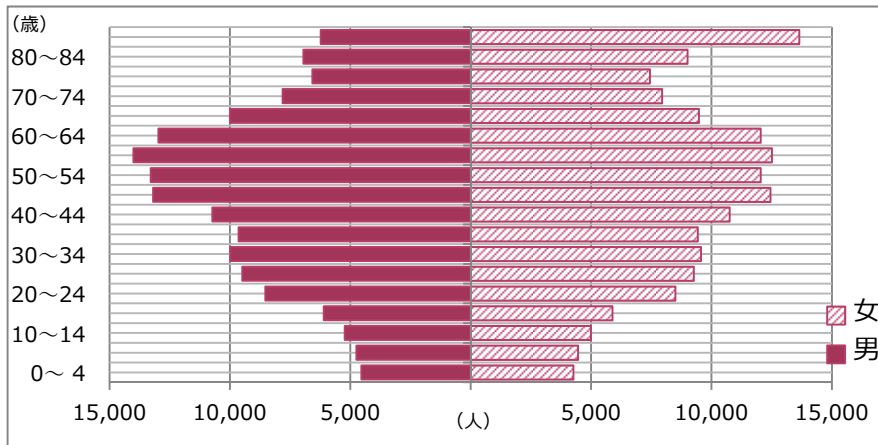
世帯数そのものは平成35年付近をピークとして増加傾向にある一方で、1世帯あたりの人数は減少傾向にあります。核家族化や単身世帯が進行することに加え、外国人世帯が増加することで、世

帯数は増加しますが、1世帯あたりの人数が1.8名を割る想定となっています。

(3) 年齢構成

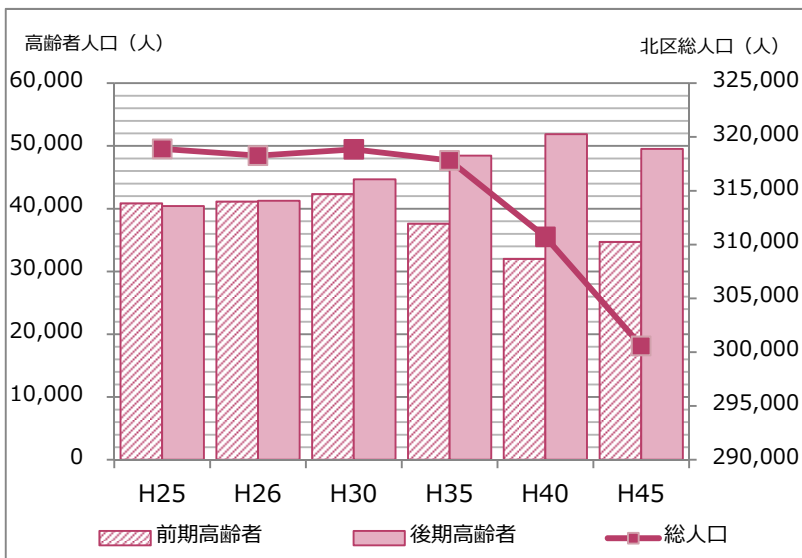


図：平成25年度（2014年）人口ピラミッド



図：平成45年度（2034年）人口ピラミッド

平成25年に60～64歳の膨らみを持つ団塊の世代が自然減少しながら、平成45年で85歳前後に移行し、団塊ジュニア世代（昭和45～49年の出生）が増える一方、20歳未満は増加せず、少子高齢化の進展に伴い、年齢構成のアンバランスが一層進む見込みです。



図：北区の高齢者人口の推移

高齢者人口の割合は、左のグラフのとおり、年々、75歳以上の後期高齢者の割合が増える傾向にあります。

Ⅱ 計画の内容

1 計画の施策体系と事業一覧

北区基本構想で示している 3 つの基本目標と、これを実施するための効率的な執行体制の整備について 25 の施策単位を設定して、北区の将来像「ともにづくり未来につなぐ」ときめきのまち - 人と水とみどりの美しいまちふるさと北区」の実現をめざします。

2 計画事業総括表

(単位：百万円)

基本目標	計画事業数	計画事業費 () 内の数字は年度		
		合計	前期 (27~31)	後期 (32~36)
健やかに安心してくらせる まちづくり	20 事業	8,698	5,414	3,284
一人ひとりがいきいきと活動する にぎわいのあるまちづくり	45 事業	57,050	31,678	25,372
安全で快適なうるおいのある まちづくり	53 事業	98,217	55,676	42,541
基本計画推進のための区政運営	6 事業	27,917	10,144	17,773
合計	124 事業	191,882	102,912	88,970

基本目標 1：健やかに安心してくらすまちづくり

1 健康づくりの推進	
(1) 健康づくりの支援	①毎日の健康づくりの支援
	②健康づくり支援の環境整備
	③介護予防・地域支援事業の推進
(2) 保健・医療体制の充実	①地域医療システムの整備
	②地域保健活動体制の充実
	③早期発見・早期治療体制の充実
	④安全で健康的な生活環境の確保
2 地域福祉推進のしくみづくり	
(1) 区民主体の福祉コミュニティづくり	①地域で支えあうしくみづくり
	②NPO・ボランティア活動への参加促進・支援
(2) 利用者本位のサービスの提供	①多様で良質なサービスの提供
	②身近な地域の相談体制の確立
	③総合的なサービスの提供
(3) 権利擁護のしくみづくり	①権利擁護の推進
	②人権を守る体制の充実
3 高齢者・障害者の自立支援	
(1) 社会参加の促進	①就労・就業への支援
	②多様な社会参加への支援
	③教育、生活訓練の機会の確保
	④地域交流の促進と理解の促進
(2) 在宅生活の支援	①地域包括ケアシステムの構築
	②障害者支援の充実
	③認知症対策の推進
(3) 生活の場の確保	①多様な生活の場の確保
4 子ども・家庭への支援	
(1) 子育て家庭の支援	①多様な保育サービスの充実
	②子育て相談の充実と交流の促進
	③子育ての経済的負担の軽減
	④ひとり親家庭の自立支援
	⑤児童虐待への対応
	⑥子育てしやすい環境づくりの推進
	⑦子育て支援の拠点の整備
(2) 子どもの健やかな成長の支援	①魅力ある遊び環境づくり
	②豊かな体験活動の充実
	③子どもの幅広い社会参加の促進
(3) 子どもをあたたく育む地域社会づくり	①地域における子育て支援
	②子育てネットワークの育成
	③いじめや虐待の防止
	④子どもの安全確保の体制づくり
5 福祉のまちづくり	
(1) バリアフリーのまちづくり	①ユニバーサルデザインのまちづくり
(2) 思いやりのある福祉のまちづくり	①思いやりのある福祉のまちづくり

基本目標2：一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり

1 地域産業の活性化	
(1) 新たな産業の展開	①地域産業を支える産業施策の推進 ②創業及び雇用の促進 ③北区の魅力を生かした観光の推進
(2) モノづくりの振興	①技術の高度化 ②地域・企業間等の多様な連携の促進
(3) 生活サービス産業の育成	①人材を活かした個店づくり ②活気あふれる商店街づくり ③地域に根ざした商業振興
(4) 勤労者の働きやすい環境づくり	①勤労者が安心して働ける環境整備
2 コミュニティ活動の活性化	
(1) コミュニティ活動の支援	①地域活動・交流の促進 ②様々な活動主体による連携・協力への支援 ③協働推進体制の充実
(2) コミュニティ施設の充実	①コミュニティ活動の場の整備 ②区民主体の施設運営の推進 ③施設の適正な配置と維持・管理の推進
3 個性豊かな地域文化の創造	
(1) 個性豊かな文化の創造と発信	①地域の個性を生かした文化芸術の創造 ②北区らしい文化芸術活動の発展・支援 ③様々な文化芸術に触れる機会の拡大 ④文化芸術を支えるしくみの構築
(2) 歴史的文化の継承と活用	①歴史的文化の継承と活用
4 生涯学習の推進	
(1) 情報提供・相談体制の充実	①学習情報提供・学習相談体制の充実
(2) 学習機会の拡充	①多様なニーズに応える学習機会の拡充 ②身近な学習の場の充実
(3) 学習成果の活用	①学習成果を生かし合うしくみづくり
5 生涯スポーツの推進	
(1) 身近なスポーツの場の整備	①スポーツ環境の整備及び有効活用 ②東京オリンピック・パラリンピックに向けた環境の整備
(2) 参加機会の拡充	①ライフステージに応じたスポーツ参加の機会 ②様々な連携・協働による地域のきずなづくり ③東京オリンピック・パラリンピックをめざしたスポーツ事業の拡充 ④スポーツを支える人材の育成・確保

6 未来を担う人づくり	
(1) 社会の変化に対応する学校教育の推進	①確かな学力の保証 ②豊かな心を育む ③健やかな体の育成 ④グローバル時代に対応した国際人の育成 ⑤個に応じた教育の推進 ⑥特色ある教育活動の推進 ⑦就学前教育の充実
(2) 教育環境の整備	①授業力の向上 ②「学びと生活の場」としての 学校施設・設備の整備 ③学校規模の適正化・適正配置 ④教育支援体制の整備
(3) 学校・家庭・地域社会の連携の推進	①学校・家庭・地域社会の協働 ②家庭・地域社会の教育力の向上
(4) 地域に開かれた学校づくり	①地域社会との交流促進 ②地域に開かれた学校施設
(5) 青少年の健全育成と自立支援	①青少年の社会参加の促進 ②青少年を育む地域環境の整備
7 グローバル時代のまちづくり	
(1) 地球市民を育む意識づくり	①人権の尊重 ②平和の推進 ③国際理解の推進
(2) 国際交流・国際協力の推進	①地域における草の根交流の推進 ②区民主体の国際交流の推進 ③北区らしい国際協力の推進
(3) 外国人が暮らしやすい環境づくり	①外国人が生活しやすい環境の整備 ②多文化共生のしくみづくり ③外国人区民の地域社会への参画の促進
8 男女共同参画社会の実現	
(1) 男女平等の意識づくり	①学習・啓発による男女共同参画意識の向上
(2) 男女共同参画の推進	①男女共同参画の推進 ②暴力防止の総合的な支援の推進
(3) 男女の仕事と家庭の両立支援	①仕事と家庭生活の両立支援
9 主体的な消費生活の推進	
(1) 消費者の自立支援	①消費生活情報の提供 ②消費者教育の推進 ③主体的な消費者活動の支援 ④次世代につながる消費生活の推進
(2) 消費生活の安定	①相談体制の充実 ②安全・安心な消費生活の推進 ③関連する機関や団体との連携強化

基本目標3：安全で快適なうるおいのあるまちづくり

1 計画的なまちづくりの展開	
(1) 適正な土地利用への誘導	①適正な土地利用への誘導 ②大規模敷地の有効活用
(2) 地域特性を重視した協働型のまちづくり	①協働型のまちづくりの推進 ②地域特性に応じた拠点の整備
2 安全で災害に強いまちづくり	
(1) 防災まちづくり	①都市の防災機能の向上 ②治水対策等の推進
(2) 防災体制の整備・充実	①予防・応急体制の整備・充実 ②復旧・復興体制の整備・充実
(3) 地域防災力の向上	①災害時に備えた「地域のきずなづくり」 ②防災意識の向上 ③防災行動力の向上
(4) 交通安全対策の推進	①交通安全教育の充実 ②安全な歩行者空間の確保
(5) 地域防犯活動の充実	①地域防犯活動の充実 ②危機管理体制の整備
3 利便性の高い総合的な交通体系の整備	
(1) 体系的な道路ネットワークの形成	①体系的な道路ネットワークの形成 ②道路ストックの適正な管理 ③自動車交通量の抑制
(2) 公共交通機関の利便性の向上	①公共交通機関等の整備・充実 ②利用者にやさしい交通施設の整備
(3) 自動車・自転車利用の適正化	①違法駐車・放置自転車の防止 ②駐車場・自転車駐車場の整備 ③歩行者・自転車が利用しやすい環境づくり
4 情報通信の利便性の高いまちづくり	
(1) 情報通信基盤の整備	①区民が利用しやすい情報通信基盤の整備 ②区政の高度情報化
(2) 情報活用能力の向上	①情報活用能力の向上
5 快適な都市居住の実現	
(1) 良質な住宅の供給	①民間住宅の供給誘導 ②公的住宅の供給・維持管理 ③住宅の維持管理・建替えの支援
(2) 良好な住環境の整備	①まちづくり事業と連動した住環境の整備 ②みどり豊かな住環境の整備 ③大規模住宅団地の建替え・再生
(3) 子育て世帯や高齢者・ 障害者世帯の居住支援	①子育て世帯の定住促進 ②子育て世帯の居住継続の支援 ③高齢者・障害者世帯の居住継続の支援

6 うるおいのある魅力的な都市空間の整備	
(1) 美しいまち並みの創造	①北区らしい景観の創出
	②景観まちづくりの推進
	③美化の推進
(2) 魅力ある公園・水辺空間の形成	①区民主体の身近な公園づくり
	②季節感あふれる公園づくり
	③うるおいのある水辺空間づくり
7 持続的発展が可能なまちづくり	
(1) 環境に負担の少ない ライフスタイルへの転換	①再生可能エネルギー活用・省資源・ 省エネルギーへの取り組み
	②啓発活動・環境学習の拡充
(2) 資源循環型システムの構築	①区民・事業者・区の協働による3Rの推進
	②更なるごみの減量化
	③事業系ごみの適正処理の推進
(3) 良好な生活環境の保全	①公害の防止・抑制
	②環境汚染問題への対応
	③緑化の推進
8 自然との共生	
(1) 自然環境の保全・創出	①自然環境の保全・創出
	②自然観察や体験学習の充実
(2) 環境緑化の推進	①公共空間の緑化
	②地域緑化のしくみづくり

基本目標 4：基本計画推進のための区政運営

1 区民と区の協働によるまちづくりの推進	
(1) 区民参画の推進	①区民参画の推進
(2) わかりやすく開かれた区政の推進	①情報公開と透明な行政運営の推進
	②情報発信型区政の展開
(3) 責任ある協働の推進	①協働の推進
	②公益的活動の支援
2 計画的・効率的な行財政運営の推進	
(1) 計画的な行政運営	①計画的な行政運営
(2) 健全な財政運営	①自主財源の拡充
	②基金・区債等の計画的活用
	③経営改革の推進
	④財政状況を区民と共有
(3) 簡素で機能的な組織・機構の実現	①組織・機構の改革
	②組織の肥大化防止
	③職員定数の適正管理
(4) 職員の資質の向上	①職員研修の充実
	②職員参加の推進
	③人材育成を目的とした人事管理
(5) 効率的な行政サービスの提供	①行政情報化の推進
	②行政サービス提供体制の整備
	③民間活力の活用
	④受益と負担の適正化
	⑤行政評価システムの活用
(6) 公共施設の計画的な整備と有効活用	①新庁舎の準備
	②公共施設の再配置の推進
	③区有財産の活用
3 自治権の拡充と広域的な連携・協力の推進	
(1) 自治権の拡充	①地方分権の推進
	②財政自主権の確立
(2) 「北区らしさ」の創造と発信	①シティプロモーション・イメージ戦略の推進
	②北区の特性を生かした施策の推進
(3) 広域的な連携・協力の推進	①広域的な連携・協力の推進
	②自治体間交流の推進

3 基本計画事業一覧表

(事業費単位：百万円)

番号	事業名	全体計画 36年度目標 A	26年度末の 見込み B	必要量 A-B=C		前期計画 27~31 年度	後期計画 32~36 年度	頁
				事業費				
001	健康寿命の延伸プロジェクト	推進	—	推進		推進	推進	039
				事業費	210	99	111	
002	地域見守り支えあい事業	推進	推進	推進		推進	推進	046
				事業費	197	99	98	
003	コミュニティソーシャルワーカーの配置	モデル配置	—	モデル配置		モデル配置		046
				事業費	18	18		
004	元気高齢者支援事業	推進	実施	推進		拡充	推進	054
				事業費	173	76	97	
005	北区版 地域包括ケアシステムの構築	推進	推進	推進		拡充	推進	055
				事業費	881	481	400	
006	地域密着型サービスの基盤整備	推進	推進	推進		推進	検討	056
				事業費	192	192		
007	認知症在宅支援推進事業	推進	検討	推進		拡充	推進	056
				事業費	166	63	103	
008	特別養護老人ホームの整備・改修	1,823床整備 (区外確保分 175床) 2カ所改修	1,288床整備 (区外確保分 175床)	535床整備 2カ所改修		435床整備 ※65床閉鎖	165床整備 2カ所改修	057
				事業費	2,103	634	1,469	
009	老人保健施設・都市型軽費老人ホームの整備	推進	推進	推進		推進		057
				事業費	584	584		
010	障害者グループホームの整備	31カ所 (定員160名)	23カ所 (定員112名)	8カ所 (定員48名)		7カ所 (定員44名)	1カ所 (定員4名)	058
				事業費	65	62	3	
011	保育所待機児童解消	7,724人	6,422人	1,302人		1,062人	240人	067
				事業費	2,828	2,343	485	

番号	事業名	全体計画 36年度目標 A	26年度末の 見込み B	必要量 A-B=C		前期計画 27~31 年度	後期計画 32~36 年度	頁
				事業費				
012	学童クラブの定員拡大	2,730人	2,530人	200人		200人		068
				事業費	87	87		
013	保育サービスの充実	推進	推進	推進		拡充	推進	068
				事業費	209	169	40	
014	産前産後サポート事業	推進	検討	推進		拡充	推進	068
				事業費	254	127	127	
015	子育て応援団事業	推進	推進	推進		推進	推進	069
				事業費	540	270	270	
016	児童虐待未然防止事業	推進	推進	推進		拡充	推進	069
				事業費	161	80	81	
017	児童相談所の移管	移管	協議・検討	移管		協議・検討	移管	069
				事業費	—	—	—	
018	(仮称)子どもプラザの整備	検討	—	検討		検討		070
				事業費	—	—		
019	子どもセンター・ティーンズセンターへの移行推進	完了	検討	完了		モデル実施 検証・移行	完了	070
				事業費	—	—	—	
020	バリアフリー基本構想の策定	策定	—	策定		策定		074
				事業費	30	30		
021	若者・女性・高齢者の活躍応援プログラム	推進	検討	推進		推進		082
				事業費	72	72		
022	コミュニティビジネスの推進	推進	検討	推進		拡充	推進	083
				事業費	56	28	28	
023	(仮称)北区観光協会の設立	設立	設立準備	設立		設立		083
				事業費	6	6		

番号	事業名	全体計画 36年度目標 A	26年度末の 見込み B	必要量 A-B=C		前期計画 27~31 年度	後期計画 32~36 年度	頁
				事業費				
024	鉄道のまち北区プロジェクト	推進	推進	推進		推進		083
				事業費	10	10		
025	千客万来 外国人向け 観光情報発信事業	推進	検討	推進		推進	推進	084
				事業費	23	19	4	
026	大学連携による産業イ ノベーション創出事業	推進	推進	推進		推進	推進	084
				事業費	48	24	24	
027	新製品・新技術開発支 援事業	46件	16件	30件		15件	15件	084
				事業費	95	46	49	
028	経営相談総合窓口・産 産連携推進事業	推進	検討	推進		推進	推進	085
				事業費	225	106	119	
029	地域産業の技術・技能 承継事業	推進	検討	推進		推進		085
				事業費	4	4		
030	北区街なかゼミナールの開講	推進	—	推進		推進	推進	085
				事業費	32	15	17	
031	商店街にぎわい再生プ ロジェクト推進事業	16商店街	6商店街	10商店街		5商店街	5商店街	086
				事業費	79	38	41	
032	外国人ウェルカム商店 街事業	10商店街	—	10商店街		10商店街	推進	086
				事業費	62	50	12	
033	地域のきずなづくり推 進プロジェクト	推進	推進	推進		拡充	推進	092
				事業費	50	34	16	
034	町会・自治会会館建設 等助成	57件	47件	10件		5件	5件	092
				事業費	100	50	50	
035	区民センターの整備 (桐ヶ丘地区)	1カ所	—	1カ所		検討	1カ所	092
				事業費	1,110	—	1,110	

番号	事業名	全体計画 36年度目標 A	26年度末の 見込み B	必要量 A-B=C		前期計画 27~31 年度	後期計画 32~36 年度	頁
				事業費				
036	地域で受け継ぐ文化芸術の創造	推進	検討	推進		推進	推進	098
				事業費	5	5	—	
037	文化芸術の「卵」育成事業	推進	検討	推進		推進	推進	098
				事業費	60	29	31	
038	北とぴあの改修	計画策定・設計	—	計画策定・設計		検討	計画策定・設計	098
				事業費	501	—	501	
039	東京オリンピック・パラリンピックボランティア育成事業	完了	開始	推進		拡充	推進	104
				事業費	21	17	4	
040	放課後子ども総合プランの推進	小学校全校 (36校)	10校	26校		26校		104
				事業費	4,703	4,703		
041	桐ヶ丘体育館の改築	1カ所	—	1カ所		—	1カ所	111
				事業費	1,328	—	1,328	
042	(仮称)赤羽体育館の建設	1カ所	工事着手	1カ所		1カ所		111
				事業費	4,737	4,737		
043	東京オリンピック・パラリンピックに向けたバリアフリー整備	整備完了	検討	整備		整備・完了		111
				事業費	88	88		
044	「トップアスリートのまち北区」PRプロジェクト	推進	検討	推進		拡充	推進	111
				事業費	153	108	45	
045	総合型地域スポーツクラブの設立	3クラブ	1クラブ	2クラブ		1クラブ	1クラブ	112
				事業費	—	—	—	
046	障害者スポーツ交流イベント	推進	開始	推進		推進	推進	112
				事業費	32	27	5	
047	2020 チャレンジアカデミー	推進	事業開始	推進		推進		112
				事業費	33	33		

番号	事業名	全体計画 36年度目標 A	26年度末の 見込み B	必要量 A-B=C		前期計画 27~31 年度	後期計画 32~36 年度	頁
				事業費				
048	確かな学力向上プロジェクト	推進	推進	推進		拡充	推進	126
				事業費	2,875	1,419	1,456	
049	健やかな体育成プロジェクト	推進	モデル実施	推進		推進	推進	126
				事業費	29	26	3	
050	グローバル人材育成プロジェクト	推進	推進	推進		拡充	推進	126
				事業費	1,279	629	650	
051	特別支援教室の充実	小学校全校 (36校)	15校	21校		21校		126
				事業費	—	—		
052	サブファミリーによる 特色ある教育の推進	推進	推進	推進		拡充	推進	127
				事業費	—	—	—	
053	小中一貫校の検討	検討	—	検討		検討		127
				事業費	—	—		
054	区立認定こども園の設置	設置	—	設置		モデル設置	設置	127
				事業費	—	—	—	
055	ICTを活用した教育の 充実	推進	推進	推進		拡充	拡充	128
				事業費	4,238	1,666	2,572	
056	学校の改築	17校完成	8校完成	9校完成		4校完成	5校完成	128
				事業費	29,083	14,583	14,500	
057	リフレッシュ改修工事 の推進	11校完了	1校 工事継続	11校完了		6校完了	5校完了	128
				事業費	5,793	3,043	2,750	
058	小学校の適正配置の推 進	6SFB実施 SFB:サブフ ァミリー	1SFB実施	5SFB実施		5SFB実施		128
				事業費	—	—		
059	(仮称)教育総合セン ターの設置	検討	検討	検討		検討		129
				事業費	—	—		

番号	事業名	全体計画 36年度目標 A	26年度末の 見込み B	必要量 A-B=C		前期計画 27~31 年度	後期計画 32~36 年度	頁
060	家庭教育力向上プログラム	推進	推進	推進		拡充	推進	129
				事業費	23	11	12	
061	コミュニティ・スクールの推進	5校	2校	3校		2校	1校	129
				事業費	53	22	31	
062	地域における国際交流の推進	推進	検討	推進		推進	推進	135
				事業費	3	3	—	
063	北区配偶者暴力相談支援センターの設置	設置	検討	設置		設置		141
				事業費	10	10		
064	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業	推進	検討	推進		推進	推進	141
				事業費	26	12	14	
065	消費者教育の推進	推進	—	推進		推進		145
				事業費	5	5		
066	「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」の整備推進	推進	推進	推進		推進	推進	153
				事業費	※各計画事業費等に計上			
067	王子駅周辺のまちづくりの促進	促進	促進	促進		促進	促進	155
				事業費	6,145	6,145	—	
068	赤羽駅周辺のまちづくりの促進	促進	促進	促進		促進	促進	156
				事業費	8	4	4	
069	十条駅周辺のまちづくりの促進	促進	促進	促進		促進	促進	156
				事業費	18,673	8,970	9,703	
070	東十条駅周辺のまちづくりの促進	促進	促進	促進		促進	促進	157
				事業費	6,045	2,135	3,910	
071	板橋駅周辺のまちづくりの促進	促進	促進	促進		促進	促進	157
				事業費	106	106	—	

番号	事業名	全体計画 36年度目標 A	26年度末の 見込み B	必要量 A-B=C		前期計画 27~31 年度	後期計画 32~36 年度	頁
				事業費				
072	浮間舟渡駅周辺のまち づくりの促進	促進	促進	促進		促進	促進	158
				事業費	304	—	304	
073	赤羽台周辺地区住宅市 街地総合整備事業の推 進	終了	推進	終了		推進	終了	158
				事業費	—	—	—	
074	都市防災不燃化促進事 業	3路線1地区 終了 4路線 着手・継続	1路線継続 5路線1地区 調査	3路線1地区終了 4路線着手・継続		1路線終了 5路線1地区 着手・継続	2路線1地区終了 4路線 着手・継続	168
				事業費	2,066	1,259	807	
075	防災まちづくり事業の 推進	推進	推進	推進		推進	推進	169
				事業費	9,122	6,822	2,300	
076	木密地域不燃化10年 プロジェクトの推進	終了	推進	終了		推進	終了	170
				事業費	—	—	—	
077	木造民間住宅耐震改 修・建替え促進事業	推進	推進	推進		推進	推進	171
				事業費	1,250	750	500	
078	マンションの耐震化の 促進	推進	推進	推進		推進	推進	171
				事業費	591	232	359	
079	緊急輸送道路沿道建築 物耐震化促進事業	推進	推進	推進		推進	推進	172
				事業費	1,012	612	400	
080	公共防災船着場の整備	4カ所	3カ所	1カ所		1カ所(志茂)		172
				事業費	149	149		
081	集中豪雨等対策事業	14カ所	9カ所	5カ所		5カ所		172
				事業費	263	263		
082	風水害・土砂災害から 身を守る自助力向上推 進事業	推進	検討	推進		推進	推進	173
				事業費	25	17	8	
083	総合防災高度情報通信 システムの導入	完了	検討	完了		完了		173
				事業費	635	635		

番号	事業名	全体計画 36年度目標 A	26年度末の 見込み B	必要量 A-B=C		前期計画 27~31 年度	後期計画 32~36 年度	頁
				事業費				
084	男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の充実	構築	検討	構築		構築		173
				事業費	6	6		
085	地区防災運営協議会の設置・運営支援	19地区	8地区	11地区		11地区		174
				事業費	7	7		
086	切れ目のない防災意識の向上推進事業	推進	検討	推進		推進	推進	174
				事業費	85	57	28	
087	防災協定の締結	推進	推進	推進		推進	推進	174
				事業費	—	—	—	
088	防犯対策サポート事業	推進	検討	推進		推進	推進	175
				事業費	77	42	35	
089	防犯設備整備補助事業	推進	推進	推進		推進	推進	175
				事業費	591	553	38	
090	都市計画道路新設・拡幅整備	3路線完成 2路線着手・継続	3路線継続	3路線完成 2路線着手・継続		2路線完成 2路線着手・継続	1路線完成 2路線着手・継続	181
				事業費	13,467	5,321	8,146	
091	幹線区道新設・拡幅整備	2路線完成	2路線継続	2路線完成		1路線完成 1路線継続	1路線完成	181
				事業費	1,329	641	688	
092	(仮称)旧北王子支線跡地遊歩道の整備	完成	協議	完成		完成		181
				事業費	648	648		
093	十条駅付近連続立体交差化事業	推進	推進	推進		推進	推進	182
				事業費	—	—	—	
094	無電柱化事業の推進	4区間完成 2区間着手・継続	4区間継続	4区間完成 2区間着手・継続		2区間完成 3区間着手・継続	2区間完成 2区間着手・継続	182
				事業費	—	—	—	
095	幹線区道のバリアフリー化(滝野川桜通り)	完成	準備	完成		完成		183
				事業費	508	508		

番号	事業名	全体計画 36年度目標 A	26年度末の 見込み B	必要量 A-B=C		前期計画 27~31 年度	後期計画 32~36 年度	頁
				事業費				
096	路面下の空洞化調査	調査	準備	調査		調査	調査	183
				事業費	149	74	75	
097	橋梁整備	3橋完成	2橋継続 1橋準備	3橋完成		2橋継続 1橋完成	2橋完成	183
				事業費	8,677	5,786	2,891	
098	鉄道駅エレベーター等 整備事業	エレベーター 6駅6ルート 完成 4駅4ルート 協議	2駅2ルート 完成 1駅1ルート 協議 4駅4ルート 検討	4駅4ルート 完成 4駅4ルート 協議		3駅3ルート 完成 1駅1ルート 協議 4駅4ルート 検討	1駅1ルート 完成 4駅4ルート 協議	184
				ホームドア 京浜東北線各駅 2駅4列完成 その他駅 2列検討		2駅4列完成 その他駅 2列検討	2駅4列完成 その他駅 2列検討	
		事業費	462	462	—			
099	駅周辺へのエレベーター 一等の設置	3駅6カ所 設置	3駅4カ所 設置 2駅2カ所 継続	2駅2カ所 設置		1駅1カ所 設置	1駅1カ所 設置	185
				事業費	599	299	300	
100	区内交通手段の確保	推進	推進	推進		推進	推進	185
				事業費	109	43	66	
101	総合的な駐輪対策の推 進	推進	推進	推進		推進	推進	186
				事業費	395	395	—	
102	自転車ネットワーク計 画の策定	策定	—	策定		策定		186
				事業費	17	17		
103	地域で活躍する学生向 け住宅の誘致	2カ所	—	2カ所		検討	2カ所	198
				事業費	—	—	—	
104	区営住宅の建て替え	建替整備	—	建替整備		—	建替整備	198
				事業費	4,291	—	4,291	
105	一人暮らし高齢者住宅 建設事業	287戸 (3カ所)	—	287戸 (3カ所)		75戸 (1カ所)	212戸 (2カ所)	199
				事業費	11,329	5,158	6,171	

番号	事業名	全体計画 36年度目標 A	26年度末の 見込み B	必要量 A-B=C	前期計画 27~31 年度	後期計画 32~36 年度	頁
106	老朽家屋除却支援事業	126件	26件	100件	60件	40件	199
				事業費	80	48	
107	居住可能な空き家対策 の検討	調査・検討	—	調査・検討	調査・検討		199
				事業費	2	2	
108	子育て世帯の居住支援	推進	推進	推進	推進	推進	200
				事業費	650	325	
109	景観まちづくりの推進	推進	推進	推進	推進	推進	206
				事業費	59	28	
110	飛鳥山公園の拡張整備	完成	整備継続	完成	完成		206
				事業費	508	508	
111	(仮称)赤羽台のもり 公園の整備	完成	協議・準備	完成	完成		206
				事業費	5,658	5,658	
112	名主の滝公園の再生整 備	完成	—	完成	設計	完成	207
				事業費	649	39	
113	桐ヶ丘中央公園の拡張 整備	完成	—	完成	—	完成	207
				事業費	—	—	
114	街区公園・児童遊園の 新設整備	155カ所	142カ所	13カ所	6カ所	7カ所	207
				事業費	275	111	
115	花いっぱいまちづくり 事業	推進	推進	推進	推進	推進	208
				事業費	737	601	
116	水辺空間を利用したに ぎわいの創出	推進	—	推進	モデル実施	推進	208
				事業費	—	—	
117	新工ネ・省工ネ導入の 促進	推進	推進	推進	推進	推進	215
				事業費	445	227	

番号	事業名	全体計画 36年度目標 A	26年度末の 見込み B	必要量 A-B=C		前期計画 27~31 年度	後期計画 32~36 年度	頁
				事業費				
118	緑化推進モデル地区事業	4 連合町会・自治会	2 連合町会・自治会	2 連合町会・自治会		2 連合町会・自治会	推進	219
				事業費	14			
119	大学の誘致	2 校	1 校	1 校		検討	1 校	226
				事業費	—			
120	新庁舎の整備	完成	用地検討	完成		基本計画策定 用地取得	完成	236
				事業費	27,613			
121	公共施設の再配置	推進	推進	推進		推進	推進	236
				事業費	—			
122	区有施設エレベーターの改修	27 基	5 基	22 基		12 基	10 基	236
				事業費	290			
123	シティプロモーションの推進	推進	推進	推進		拡充		240
				事業費	14			
124	友好都市交流協定の締結	協定締結	—	協定締結		協定締結	協定締結	241
				事業費	—			

Ⅲ 基本目標別の計画

基本目標 1 健やかに安心してらせるまちづくり

1-1 健康づくりの推進

北区基本構想

だれもが、生涯を健康で明るく暮らすには、日頃から、自らの健康に関心を持ち、栄養、運動、休養の調和のとれた生活習慣を身につけ生活することが重要です。区民一人ひとりのこころとからだの健康づくりを支援するとともに、区民の健やかな生活を支える保健・医療体制を充実します。

■ 現状と課題

国では、国民の健康づくり対策として平成 25 年（2013 年）4 月から始まった「健康日本 21（第二次）」において、10 年後のめざす姿を「全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会」と掲げ、「平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加※」の実現を初めて目標に設定して推進しています。

北区では、健康づくり施策推進の指針として、平成 15 年（2003 年）3 月に「北区ヘルシータウン 21」、平成 20 年（2008 年）3 月には「北区ヘルシータウン 21 後期 5 か年計画」を策定し、区民の健康づくりを支援し、区民一人ひとりが自らの健康づくりに努め、力を合わせて元気な北区をつくるべく「33 万人の健康づくり大作戦」による様々な健康づくりのイベントや、「メタボリックシンドロームの予防」「食育の推進」等の健康課題に取り組んできました。

平成 26 年（2014 年）3 月には、今後 10 年間の総合的な健康づくりの計画として「みんな元気！いきいき北区」の実現を基本目標とした「北区ヘルシータウン 21（第二次）」を新たに策定しました。健康寿命を延ばし、いつまでも元気でいきいきと暮らしていくことをめざして、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた区民のこころとからだの健康づくりや生涯を通じた食育の推進に努めるとともに、ロコモティブシンドローム※や新型栄養失調の予防といった新たな健康課題にも力を入れて取り組むこととしています。

また、近年、社会における相互信頼の水準や相互扶助の状況を意味する「ソーシャル・キャピタル」が注目されています。この「ソーシャル・キャピタル」が豊かな社会は、「地域のきずな」が豊かで健康な社会であるといわれています。区民が相互に支え合い、地域のつながりを強化して、「ソーシャル・キャピタル」を向上させるために、区民一人ひとりの主体的な健康づくりに加えて、健康な行動をとりやすい社会環境を整備するなど地域社会全体として健康づくりに取り組むことも重要です。

区民の主要死因を見てみると、がん（悪性新生物）、心疾患、肺炎、脳血管疾患の順に多く、全体の 6 割以上を占めています。これらは、食生活や喫煙、飲酒、運動不足など毎日の生活習慣と深く関わり、寝たきりや認知症、ADL（日常生活動作）低下等の原因の一つにもなり、生活の質に大きな影響を及ぼします。そのため、乳幼児期から高齢期までのライフステージや性差などに着目し、地域や関係機関等と連携して生活習慣の改善や重症化予防に取り組んでいくことが重要です。肺炎による死亡には高齢者が占める割合が多く、肺

炎予防のための予防接種率の向上やその原因となりやすい誤えんを予防する取り組みも必要です。

また、区内の自殺者は、平成 10 年（1998 年）は 96 人いましたが、平成 24 年（2012 年）は 60 人となっており、減少しています。区内の自殺者数は減少傾向にあるものの、国全体では依然高い水準であるため、国が定めた自殺総合対策大綱に基づいて取り組んでいく必要があります。自殺の背景には多様かつ複合的要因が関連しますが、自殺の原因・動機が特定された者のうち、うつ病への罹患が自殺の原因・動機の一つとして推定できるものは約 3 割に及んでいます。そのため、うつ病やその他のハイリスク者であるアルコール依存症、薬物依存症の患者への対策として、自助団体への活動支援や、地域連携体制の構築等、回復に有効とされる取り組みを推進する事が必要です。

高齢化の状況を見てみると、平成 25 年度版高齢社会白書では、日本の高齢化率（65 歳以上人口が総人口に占める割合）は 24.1%で、今後、総人口が減少する中でも高齢者は増加するので高齢化率は上昇を続け、平成 47 年（2035 年）には 33.4%に達すると予測しています。

一方、北区では、平成 26 年（2014 年）4 月 1 日現在、高齢者人口 84,537 人、高齢化率 25.2%となり、東京 23 区中高齢化率第 1 位で全国を上回る率で急速に高齢化が進んでいます。さらに、平成 40 年度（2028 年度）まで後期高齢者人口（75 歳以上の人口）は、増加すると見込まれています。

高齢者人口の増加とともに、要介護状態となる高齢者が増加しています。平成 22 年国民生活基礎調査によると、「65 歳以上で介護を必要とする原因」で最も多いのは脳血管疾患（20.1%）です。そのほかでは、認知症（15.8%）や高齢による衰弱（14.3%）、関節疾患（11.1%）骨折・転倒（10.6%）など、病気とは呼べない「高齢期の虚弱化」を原因とする老年症候群が 5 割を超えるという結果が出ています。

高齢社会の中で、いくつになっても健康で充実した生活を送り、平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加を達成するには、高齢期以前の健康づくりと高齢期の虚弱化の予防対策となる「介護予防」が大切です。元気なときから、「介護予防」の必要性、重要性の普及・啓発を進め、「自らの健康は自らが守り」、「自らが充実した質の高い生活を保持」し、一人ひとりが自ら進んで日常生活の中に介護予防の要素を取り入れた生活をするとともに、高齢者が住み慣れた地域の中でお互いに支え合いながら、健やかに過ごせるような、新しい介護予防のしくみづくりも合わせて必要です。さらに、介護予防事業の事業評価を行い効果的な事業運営に努める必要があります。

保健・医療体制としては、区民の健康を維持し健やかな生活を支えるため、日頃の健康づくりの活動とともに、かかりつけ医の定着、特定健診・特定保健指導等による生活改善指導体制や、がん検診等における早期発見・早期治療のための体制、小児医療を含む夜間や休日診療所等の救急医療の体制など、ライフステージに合わせた総合的な保健・医療体

制の充実が必要です。特に高い死亡原因となっているがん対策について、国や東京都は計画を策定し総合的な取り組みを進めています。がんの早期発見のため、個別勧奨・再勧奨などの充実により検診機会の拡大をさらに推進することが重要です。

区民の健康の保持や増進をめざす地域保健活動については、今後ソーシャル・キャピタルを活用した自助及び共助の支援の推進や、地域の特性をいかした全庁的な保健と福祉の健康なまちづくりの推進等の方向性が示され、個人の健康課題から地域の健康課題を総合的に捉える視点と、それに即した活動の展開が求められています。

区民が安全で質の高い医療提供を受けられる体制を適切に確保することも重要です。そのため、区内の医療機関、薬局等への指導や支援を実施するとともに、区民への安全で適正な医療を提供するため、行政と医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連携をさらに推進することが大切です。

区民が安心して医療や相談を受けるために、妊娠・出産・育児の環境整備も重要です。小児科・産科の医師不足や、地域の医療施設と高次医療施設との広域的な連携・協力体制の強化など様々な課題について、医師会と協力し、国や東京都に医療体制の充実と整備について求めていくとともに、乳幼児期から生涯の健康の基礎がしっかり育まれるよう母子保健の啓発・相談体制を充実する必要があります。また、北区においては、出産年齢が上がっている傾向にあり、妊娠・出産のリスクも高まっています。妊娠や出産に関する情報提供や、心身のケアなど産前産後期における支援のさらなる充実が求められます。

感染症や食中毒など、生命・健康の安全を脅かす健康危機に対する区民の不安が高くなっています。感染症対策として、新型インフルエンザへの迅速・的確な対応や体制の強化が求められています。また、結核については全国の中でも罹患率が高く、対策の強化が必要です。

食の安全では、食品の製造、流通、消費にわたる各過程での安全性や、輸入食品の国・都・区との連携による監視体制の強化などの対策が求められています。

また、ダニなどの衛生害虫、カビなどの微生物、ホルムアルデヒドなど化学物質による室内における健康への影響が懸念される要因が存在します。健康で快適な室内生活環境の確保が求められます。

※健康寿命

健康づくりの目的が「長く生きること」から「より高い生活の質をもってより長く生きること」へ変化しており、平均寿命に心身の自立度を加味した「健康寿命」が提唱されている。東京都では、65歳の方が、要介護認定を受けるまでの期間を健康状態ととらえて計算した「65歳健康寿命」を指標としており、平成24年の健康寿命は、都・男性(80.74歳)、都・女性(82.47歳)に対し、北区・男性(80.29歳)、北区・女性(82.41歳)となっている。

※ロコモティブシンドローム(運動器症候群)

骨、関節、筋肉などの運動器の働きが衰えることによって、寝たきりになる危険性の高い状態

■ 施策の方向

(1) 健康づくりの支援

① 毎日の健康づくりの支援

- ♡ 生涯にわたる健康づくりを推進するため、健康寿命の延伸をめざした「北区ヘルシータウン 21（第二次）」に基づき、ライフステージに応じた総合的な健康づくり施策を推進します。
- ♡ だれもがいつまでも健康に暮らしていくために、生涯を通じて継続的な健康づくり、介護予防を一体的に推進します。
- ♡ 心身ともに健やかに成長し、健康の保持・増進を図るため、乳幼児期からの栄養指導や相談に加え、成人期からのメタボリックシンドロームや生活習慣病の予防・改善、高齢期の新型栄養失調予防など、ライフステージに応じた食育推進事業の取り組みを強化します。
- ♡ いつでも、どこでもできる運動の普及や運動習慣の定着を促進し、生活習慣病やロコモティブシンドロームの予防に努めます。
- ♡ こころの健康を保ち、上手にこころの休養が取れるよう、情報提供や学習機会の提供、相談機能を充実し、こころの健康づくりを推進します。
- ♡ たばこやアルコールの健康への影響を周知し、未成年や妊産婦への喫煙・飲酒の防止対策や、相談体制の充実を図ります。
- ♡ 歯と口腔の健康維持をめざし、かかりつけ歯科医の定着を推進し、口腔ケアに関する支援体制・情報提供を充実します。また、誤えん予防のため、高齢期の摂食えん下機能の向上に努めます。

② 健康づくり支援の環境整備

- ♡ ソーシャル・キャピタルの豊かな社会をめざし、地域のグループ活動や仲間づくりが活発になるよう、健康づくりの支援を通じた地域のきずな・つながりの強化に取り組みます。
- ♡ 健康づくりに楽しく継続して取り組めるよう健康づくりグループやそのリーダーの育成・支援に取り組みます。
- ♡ 体験型イベントや出前講座の開催など学習機会の提供に取り組みます。また、区民自らが楽しく主体性を発揮できる健康づくりの機会の提供を充実します。
- ♡ 健康に関心を持ち、いつでも健康づくりに取り組めるよう、様々な媒体を通じて健康情報を提供します。
- ♡ 栄養・運動・休養のバランスのとれた生活習慣を身につけ、健康に配慮した生活を送るよう、地域や家庭、学校などと連携を図りながら健康教育、食環境の整備を促進します。

③ 介護予防・地域支援事業の推進

- ♡ 介護予防についての啓発活動に努めます。

- ♡ 高齢者あんしんセンターと連携して、地域の中で取り組む身近な介護予防事業を促進します。
- ♡ 介護予防事業の事業評価により、効果的な事業実施・運営を図ります。
- ♡ 介護保険制度の改正を踏まえ、要支援者等に対し、多様な主体による効果的・効率的なサービス提供ができるよう、新たな総合事業実施に向けた基盤整備に努めます。

(2) 保健・医療体制の充実

①地域医療システムの整備

- ♡ 地域のなかで日頃からの健康管理を行うために、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の定着を推進するとともに、総合的な医療連携をさらに推進し、地域医療システムの充実に努めます。
- ♡ 夜間や休日の急病等も適切な医療が受けられるよう、小児医療を含めた、救急医療体制の充実に図ります。
- ♡ 病気や障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉・介護のそれぞれの関係機関の連携を一層強化することにより、地域包括ケアシステムの確立を図ります。
- ♡ 区民が安心して必要な治療が受けられるよう、国民健康保険事業等の安定した事業推進に努めます。

②地域保健活動体制の充実

- ♡ 妊娠から出産、育児まで安心して健康の保持・推進ができるよう母子を支援するとともに、パートナーの育児参加などを促進し、育児不安を軽減するために育児相談などの支援体制を充実します。
- ♡ 子どもの心身の健やかな発達を促進するとともに、子どもの事故などを防ぐため、情報提供、学習会等の拡充を図ります。
- ♡ 地域単位・世帯単位での特性に応じた保健活動の体制を整備します。

③早期発見・早期治療体制の充実

- ♡ 特定健康診査等の実施による区民の生活習慣病の早期発見に努めます。また、メタボリックシンドロームに着目した特定保健指導を行うなど、健康診査受診後のフォロー体制を充実させ、区民の生活習慣の改善を支援します。
- ♡ がん検診については区民ががん検診を受けやすい環境を整え受診率の向上を図るとともに、がんの治癒に最も重要である早期発見・早期治療が行えるよう、がん検診の実施体制の充実に図ります。
- ♡ ライフステージに合わせた健診・検診体制を充実させ、区民の健康管理体制の充実に推進します。

④安全で健康的な生活環境の確保

- ♡ 新型インフルエンザ対策として、知識や予防方法の区民への周知、相談窓口の設置、医療提供体制の整備等について、医師会・薬剤師会等関係機関・団体と連携して対策をすすめていきます。
- ♡ ダニ、カビ、衛生害虫、シックハウス対策などの相談に応じ、健康で快適な居住環境の確保を図ります。
- ♡ 食品の安全性の確保を図るため、年間食品衛生監視指導計画に基づく各営業施設、学校、保育園、社会福祉施設などの監視指導や、食品の検査、各種普及活動の実施などを推進するとともに、消費者、食品業者との情報交換、国・東京都・他自治体との連携をもとに、食の安全・安心の確保に取り組みます。
- ♡ エイズ、インフルエンザ、レジオネラ症などの様々な感染症への対策や、O157、カンピロバクター、ノロウイルスなどの食中毒対策を充実します。
- ♡ 結核について、区民への情報提供を含めた対策を一層強化します。
- ♡ 感染症の予防のため、保育園、幼稚園、学校との連携を図ります。

■ 施策体系図：健康づくりの推進

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 健康づくりの支援		【001】健康寿命の延伸プロジェクト 再掲 005 北区版 地域包括ケアシステムの構築
①毎日の健康づくりの支援	総合的な健康づくり施策の推進	
	健康づくりと介護予防の一体的推進	
	ライフステージに応じた食育推進事業の取り組み強化	
	運動習慣の定着促進による生活習慣病、口コモティブシンドローム予防の推進	
	心の健康づくりの促進	
	喫煙・飲酒習慣の改善支援	
	口腔ケアの推進	
②健康づくり支援の環境整備	健康づくり支援によるソーシャル・キャピタル、地域のきずな・つながりの強化	
	健康づくりグループやリーダーの育成・支援	
	健康づくりの学習機会の充実	
	健康情報の提供	
	健康教育、食環境の整備の推進	
③介護予防・地域支援事業の推進	介護予防の普及啓発	
	地域で取り組む身近な介護予防の促進	
	効果的な介護予防事業の実施	
	多様な主体による新たな総合事業の基盤整備	
(2) 保健・医療体制の充実		再掲 014 産前産後サポート事業
①地域医療システムの整備	地域医療システムの充実	
	救急医療体制の充実	
	地域包括ケアシステムの確立	
	国民健康保険事業等の安定した事業推進	
②地域保健活動体制の充実	母子保健支援体制の充実	
	子どもの事故・病気の予防推進	
	地域特性に応じた保健活動体制の整備	
③早期発見・早期治療体制の充実	生活習慣病の早期発見、健診後フォロー体制の充実	
	がん検診の充実	
	ライフステージに合わせた健診・検診体制の充実	

	④安全で健康的な生活環境の確保	
	新型インフルエンザ対策の推進	
	健康で快適な居住環境の確保	
	消費者、食品事業者との連携による食の安全・安心の確保	
	感染症、食中毒対策の充実	
	保育園、幼稚園、学校との連携による感染症予防の推進	

■ 計画事業

☆【001】健康寿命の延伸プロジェクト

区民の健康寿命を延ばし、子どもから高齢者まですべての区民が元気でいきいきと暮らせる地域社会を実現するため、減塩や禁煙、生活習慣の改善、ソーシャル・キャピタルの推進、運動や栄養など、健康づくりに関する様々な事業を展開する。

所管部：健康福祉部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	—	推進	推進	推進
(内訳) 減塩と禁煙、生活習慣改善事業	—	推進	推進	推進
ソーシャル・キャピタル推進事業	—	推進	推進	推進
運動と栄養による健康増進事業	—	推進	推進	推進
	事業費（百万円）	210	99	111

1-2 地域福祉推進のしくみづくり

北区基本構想

ともに、支えあい助けあい、あたたかい心の交流のある地域社会をめざして、区は、区民、ボランティア・市民活動団体などと連携、協働し、地域福祉推進のしくみづくりを進めます。また、だれもが安心して必要なときに、適切なサービスを自ら選んで利用できるよう、利用者本位のサービス提供体制を整備します。さらに、サービス利用者などの権利擁護のしくみづくりに取り組みます。

■ 現状と課題

子どもから高齢者まですべての人が尊ばれ、障害の有無、年齢、性別などに関わらず、人権が守られる中で、それぞれの人の環境に応じて自立した日常生活を営み、地域で支え合いながら、心身とも健やかに安心して暮らしていける地域社会の実現が望まれています。

北区の平成 26 年(2014 年)4 月 1 日現在の高齢者人口は 84,537 人、高齢化率は 25.2% となっており、さらに町丁目別で見ると高齢化率が 50%を超える地域もあります。「北区人口推計調査報告書(平成 25 年 3 月)」における人口の推計結果では、高齢者人口のピークは平成 30 年度(2018 年度)の 86,981 人となっており、今後も高齢化が進行するとともに、平成 40 年度(2028 年度)まで後期高齢者人口(75 歳以上の人口)は、増加すると見込まれています。高齢者の増加とともに、介護保険の要介護・要支援認定者数も増加しています(平成 26 年 4 月 1 日現在、要介護・要支援認定者数 16,107 人)。また、ひとり暮らしの高齢者が増えており、「全高齢者実態把握調査報告書(平成 24 年 3 月)」においては、24.1%とほぼ 4 人に 1 人がひとり暮らしとなっています。

そのような中で、子どもから高齢者まで、障害の有無に関わらず、区民のだれもが、住み慣れた地域で安心して充実した生活を送るためには、地域においてともに支え合い助け合い、ソーシャル・キャピタルの豊かな地域社会を実現していくことが求められます。そのためにも、区、区民、民生委員・児童委員、NPO やボランティア団体、福祉事業者などの地域福祉に関わる担い手が相互に連携・協力をしながら、見守りなど地域福祉ネットワークを強化し、世代間の交流や顔の見える関係づくり、お互いに支え合うしくみづくりを進めていくことが必要です。

特に高齢者に関しては、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の方など、特に見守りが必要と思われる方の増加が予想されており、区内 15 か所の高齢者あんしんセンターをはじめ、民生委員・児童委員、北区おたがいさまネットワーク協力員※、町会・自治会、企業等の協力機関と連携し、重層的に高齢者を見守る体制の強化が求められています。

NPO・ボランティア活動への関心は高まり、食事会や健康づくりグループ活動、リハビリテーション、親子ふれあい・仲間づくりなど、高齢者や障害者を対象とするものから子育て支援まで、様々な団体の活動が地域で展開されるようになりました。民生委員・児童委員を中心とした地域活動も活発に行われています。また、町会・自治会による見守りや

支え合いの活動も始まっています。

今後もこれらの活動が、家に閉じこもりがちな高齢者や障害者、子育て家庭などが孤立することのない、地域ぐるみで支えるしくみの一つとして定着するよう、社会福祉協議会や NPO・ボランティア団体等と幅広く連携して支援していくことが必要です。また、これらの活動団体が日頃から連携を図り、地域での課題発見や特長を伸長する機能を向上させ、必要な支援をより効果的に行うことができるよう、活動者間のネットワークを構築していくことも大切です。

地域福祉を推進していくためには、人材の発掘と育成が重要です。少子高齢化の中で地域福祉に関わる担い手の確保は大きな課題であり、団塊の世代をはじめとした活動意欲の高い元気な高齢者が「地域を支える担い手」として活躍し、お互いに支え合える環境の整備が求められています。

区民の地域福祉への理解や関心を深めるためには、実際に NPO・ボランティア活動などに参加し体験してもらうことが大切です。社会福祉協議会や NPO・ボランティアぷらざとの連携を深め、多様な NPO・ボランティア活動に関する情報、知識、役割など様々な疑問やニーズに対応できる相談体制を充実するとともに、個人に限らず、地域の企業や学校などの団体を含め、幅広く NPO・ボランティア活動への参加を働きかけ、地域活動を担う人材の発掘・育成に結び付けていくことが大切です。

住み慣れた地域で自立した生活を維持していくためには、支え合うしくみづくりとともに、日々の生活を支援する様々なサービスが必要になります。適正な負担のもとで利用者が自分にあったサービスを自ら選べるよう、多様で良質なサービスを十分に確保することが必要です。

介護保険法や障害者自立支援法などの各法律の施行により、サービス提供者として民間企業や NPO 法人など広く民間事業者が参入できるようになりました。

平成 24 年（2012 年）4 月の介護保険制度の改正では医療と介護の連携の強化等が打ち出され、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護高齢者等への包括的な支援（地域包括ケア）の推進、重度の要介護高齢者等に対応できるよう、24 時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスや複合型サービスの創設等が示されました。

また、一人暮らしの高齢者・認知症高齢者の増加を踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、できる限り自宅や住み慣れた地域で生活できるようにする観点から、地域密着型サービスの基盤整備を行っています。これからもさらにサービス提供者の裾野を広げ、民間企業や NPO 法人の特色を生かした多様なサービスを確保する必要があります。

平成 25 年（2013 年）4 月に施行された障害者総合支援法では、地域社会における共生を実現するため、実施主体である自治体が柔軟な形態により事業を効果的に実施する「地域生活支援事業」に、障害者やその家族、地域住民が自発的に行う活動への支援や、成年後見制度の利用促進、意思疎通支援事業などが必須事業として追加されました。

また、障害者等の自立した生活を支えるために、障害者の抱える課題解決や適切なサービス利用に向けた相談支援体制の充実が必要です。地域における相談支援の中核を担う基幹相談支援センターの設置や、障害者の福祉、医療、教育、雇用に関連する職務に従事する者により構成される自立支援協議会が法定化されるなど、地域における障害者の支援体制の充実を図ることとされており、民間企業や NPO 法人の特色を生かした多様なサービスを確保する必要があります。

サービスの質を確保・向上していくためには、十分なスキルを備えた人材の確保・育成が重要です。研修や情報提供を通じて、福祉人材のスキルアップのための支援が必要です。今後の高齢化の進行と認知症の方の増加が予測される中で、福祉サービスの提供に係る人材の必要性はますます高まります。全国的に福祉に携わる人材が不足し、職場への定着率が悪化している状況を改善するため、福祉サービス事業者の人材確保を支援する取り組みが求められます。

また、平成 12 年（2000 年）に「社会福祉の増進のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が制定され、福祉サービスを自ら選択できるしくみを基本とする利用者本位の社会福祉基礎構造改革が推進されました。利用者とサービス提供者が対等な関係に立ち、自己選択に基づき、サービスを選び利用することが基本になります。このため、だれもが安心して適切なサービスを利用できるように、サービスに関する相談体制の充実やサービス評価を含めた選択のための十分な情報提供、苦情対応体制の確立など、利用者の立場に立った総合的な支援体制を整備することが求められています。

児童虐待防止法や高齢者虐待防止法に引き続き、平成 24 年（2012 年）10 月に施行された障害者虐待防止法では、障害者の虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立支援、養護者に対する支援などを規定しており、障害者の権利利益の擁護を図っています。北区では、同法の施行に伴い障害者虐待防止センターを設置しました。虐待防止センターでは、通報受理や相談に加え、再発予防に向けた取り組みや支援を行っています。障害者虐待を未然に防ぐため、一層の障害者虐待防止の普及啓発活動を行うとともに、児童や高齢者、障害者虐待の関係部署、その他の機関とのネットワークを強化して、虐待の予防、早期発見に努めることが重要です。

認知症や障害により、契約などの意思決定が困難な人々の契約支援やサービス利用支援など、日常生活における権利擁護の推進が求められます。今後さらに高齢化が進展することとともない、成年後見制度の普及をはじめとした権利擁護の推進がますます重要なものとなります。

※高齢者地域自立支援ネットワーク推進事業（北区おたがいさまネットワーク）

高齢者あんしんセンターを中心に、専門相談員（民生委員）や協力員による声掛けサービスの実施や、町会・自治会、医療機関、介護事業所等の協力団体による地域単位のネットワークの充実を図る事業

■ 施策の方向

(1) 区民主体の福祉コミュニティづくり

①地域で支えあうしくみづくり

- ♡ ソーシャル・キャピタルの豊かな地域社会をめざして、だれもが、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、区民と区の協働による地域福祉を推進します。
- ♡ 社会福祉協議会、地域の人々、民生委員・児童委員、NPO・ボランティア団体などによる地域で支えあうしくみづくりに取り組み、福祉コミュニティづくりを推進します。
- ♡ 互いに存在を認めあい、理解しあえるよう、様々な世代の交流を促進します。
- ♡ 高齢者あんしんセンターを中心に民生委員・児童委員及び北区おたがいさまネットワーク協力員、町会・自治会、協力団体、企業等と連携・協力し、見守りなど地域福祉ネットワークの強化を図ります。
- ♡ 町会・自治会による高齢者の見守りや支え合いの活動を支援します。
- ♡ 元気な高齢者を含め、住民が気軽に地域活動に参加できる場や機会を提供し、その中から地域活動を担う人材の発掘・育成・支援に取り組みます。
- ♡ 団塊の世代をはじめ、元気な高齢者の活力を生かした、地域で支えあう取り組みを推進します。

②NPO・ボランティア活動への参加促進・支援

- ♡ いつでも、気軽にNPO・ボランティア活動に参加できるよう、情報提供や相談体制、各種講座の開催を充実します。
- ♡ 学校や生涯学習の場での福祉教育を推進するとともに、企業や学校などに、グループや団体によるNPO・ボランティア活動への参加を働きかけます。
- ♡ 福祉施設等と連携し、体験や活動の場を確保します。
- ♡ 福祉活動が活発に展開されるよう、情報提供や助言、活動の場を提供します。
- ♡ 高齢者や障害者、子育て家庭などが、孤立することなく地域で安心して暮らしていけるよう、地域支え合い活動や交流活動を支援します。
- ♡ 社会福祉協議会やNPO・ボランティアぶらざと連携し、NPO・ボランティア団体などの活動がより効果的なものとなるよう、相互のネットワーク化を推進します。

(2) 利用者本位のサービスの提供

①多様で良質なサービスの提供

- ♡ 民間企業やNPO法人などのサービス提供者と連携・協力し、多様なニーズに対するサービス提供体制を整備します。
- ♡ 福祉サービス評価制度や苦情対応体制を確立し、サービスの質の確保・向上を図ります。

- ♡ 福祉サービスの質を確保・向上していくために、福祉事業従事者の人材の確保・育成を支援し、サービス事業者の経営基盤向上に取り組みます。

②身近な地域の相談体制の確立

- ♡ 高齢者が住み慣れた地域で生活することができるよう、地域包括ケアシステムの拠点である高齢者あんしんセンターの機能の充実を図っていきます。
- ♡ 地域の人々と連携し、地域情報の収集、相談技術の向上など相談機能の強化を図ります。
- ♡ 自立支援協議会を中心に、障害者地域自立生活支援室及び障害者地域活動支援センターのケアマネジメント機能を強化し、障害者の自立支援及び地域生活支援に関する専門相談を充実します。
- ♡ どこでも相談でき、連携した対応がとれるよう、情報を共有化し迅速な対応を行うため、相談機関のネットワークのさらなる充実を図ります。

③総合的なサービスの提供

- ♡ 自立支援のための総合的なサービスを提供するため、地域包括ケアシステムの構築をはじめ、必要なサービスを調整するケアマネジメント機能の連携・強化を進めます。
- ♡ 保健・医療・福祉の連携強化とともに、就労、住宅、教育など生活に関連する各分野との連携を強化します。
- ♡ 障害者に関する総合的な相談やサービス調整を行う基幹型相談支援センターの設置を含め、相談体制の構築に取り組みます。

(3) 権利擁護のしくみづくり

①権利擁護の推進

- ♡ 契約制度のもと契約当事者となる福祉サービス利用者、判断能力が低下した人の権利を擁護するため、権利擁護センター機能の充実を図ります。
- ♡ 社会福祉協議会と連携し、地域福祉権利擁護事業の活用と成年後見制度の利用促進を図ります。

②人権を守る体制の充実

- ♡ 育児や介護に悩む家族を支援し、子どもや障害者・高齢者への虐待予防に努めます。
- ♡ 児童や高齢者、障害者虐待の関係部署、その他の機関とのネットワークを強化して、虐待の予防、早期発見に努めます。
- ♡ 高齢者や障害者の虐待を未然に防ぐとともに、虐待があった場合の早期発見と適切な対応がとれるよう各虐待防止センターを中心に体制を整備します。

■ 施策体系図：地域福祉推進のしくみづくり

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 区民主体の福祉コミュニティづくり		【002】 地域見守り支えあい事業 【003】 コミュニティソーシャルワーカーの配置 再掲 004 元気高齢者支援事業
①地域で支えあうしくみづくり		
	ソーシャル・キャピタルの豊かな地域社会をめざした区民と区の協働による地域福祉の推進	
	支えあいのしくみづくり	
	交流の促進	
	地域福祉ネットワークの強化	
	町会、自治会の見守り・支えあい活動支援	
	地域活動を担う人材の発掘・育成・支援	
	元気高齢者の活力を活かした地域支えあいの取り組み推進	
②NPO・ボランティア活動への参加促進・支援		
	情報提供・相談体制の充実	
	福祉教育の推進	
	ボランティア活動やボランティア体験の場の確保	
	情報提供や活動の場の提供	
	地域支えあい活動や交流活動支援	
	NPO・ボランティア活動団体相互のネットワーク化	
(2) 利用者本位のサービスの提供		再掲 005 北区版 地域包括ケアシステムの構築
①多様で良質なサービスの提供		
	サービス提供体制の整備	
	サービス評価によるサービスの質の確保・向上	
	福祉事業従事者の人材の確保・育成支援	
②身近な地域の相談体制の確立		
	高齢者あんしんセンターの機能充実	
	地域情報の収集や相談技術の向上	
	障害者の自立支援、専門相談体制の充実	
	相談機関のネットワーク化	
③総合的なサービスの提供		
	ケアマネジメント機能の連携・強化	
	保健・医療・福祉ほか生活関連分野との連携強化	
	障害者の総合的な相談支援体制の構築	

(3) 権利擁護のしくみづくり	
①権利擁護の推進	
	権利擁護センターの機能充実
	日常生活自立支援事業の活用と成年後見制度の利用促進
②人権を守る体制の充実	
	育児・介護者への支援
	虐待の予防・早期発見のためのネットワーク強化
	高齢者・障害者の虐待予防体制の整備

■ 計画事業

【002】地域見守り支えあい事業

単身高齢者の増加や地域社会の希薄化に対応するため、高齢者あんしんセンターを核として、民生委員・児童委員、町会、自治会等の関係機関が連携し、一人暮らし高齢者等に対する見守りの充実を図る。また、高齢者宅を定期的に訪問している民間事業者や日常的に利用する店舗等と協定を締結することにより、より一層の見守りの充実を図る。

所管部：健康福祉部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(内訳) 訪問型見守り	推進	推進	推進	推進
町会・自治会への見守り活動補助 137 団体	37 団体	100 団体	50 団体	50 団体
見守り協定 7 業種	4 業種	3 業種	3 業種	
見守り懇談会	検討	推進	実施	推進
	事業費 (百万円)	197	99	98

☆ 【003】コミュニティソーシャルワーカーの配置

地域の福祉課題に総合的に対応し、地域住民とともに関係機関・団体と連携して課題の解決にあたるコミュニティソーシャルワーカーをモデル配置する。

所管部：健康福祉部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
モデル配置	—	モデル配置	モデル配置	
	事業費 (百万円)	18	18	

1-3 高齢者・障害者の自立支援

北区基本構想

高齢者や障害者が、いきいきと活動している活力ある地域社会をつくるため、住み慣れた地域で、明るく健康で充実した生活を送れるよう自立を支援します。

■ 現状と課題

北区の高齢化率は、国や東京都を上回るスピードで増加しており、北区の平成26年(2014年)4月1日現在の高齢化率は25.2%となっています。また、「北区人口推計調査報告書(平成25年3月)」における人口の推移推計では、高齢者人口のピークは平成30年度(2018年度)の86,981人となっています。

文部科学省が平成25年(2013年)10月に発表した国民全体の平成24年度(2012年度)体力調査では、70歳以上の方の体力は調査を開始してから過去最高となっており、北区の「全高齢者実態把握調査報告書(平成24年3月)」では、比較的元気な高齢者の方の割合は8割程度と高く、就労を望む人、地域の様々なボランティア活動や生涯学習、スポーツを楽しみたい人が増え、地域の中で自主的な活動サークルやボランティアが活躍し、地域の活動を支えるしくみが広がってきています。平成24年(2012年)には団塊の世代が65歳に到達し、団塊の世代の活力を生かすことも重要です。

いつまでも健康でいきいきと生活していくため、元気な高齢者が、健康づくりやいきがづくり、地域活動など社会活動に参加しやすい環境づくりを関係機関等と協働して進めていくことが求められます。また、様々な世代との交流を通して、顔の見える関係づくりを促進することも重要です。

また、就労から地域活動、ボランティア、生涯学習など高齢者の社会参加へのニーズは多様であり、一人ひとりの参加意欲に応えられる幅広い支援が必要です。

こうした中で、元気な高齢者から介護認定を受けている高齢者まで、それぞれの状況に応じた、だれもがいきいきと生活できるしくみを構築していくことが求められています。高齢者一人ひとりが心身の状態やその変化に応じて、必要なサービスが適切に受けられるように配慮し、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で人とのつながりを持ちながら、安心してその人らしく暮らせるように支援していくことが必要です。そのためにも、地域医療・介護の一体的なサービス提供体制の充実を図ることが重要です。高齢者あんしんセンターにおいて、福祉・介護・保健・医療の連携や人材・ネットワークを活用したしくみづくりを進め、地域包括ケアシステムの構築を実現していくとともに、地域の特性に応じた柔軟なサービスを提供する「地域密着型サービス」の充実を図ることが求められます。

また、若年者を含む認知症への取り組みについて、厚生労働省が平成24年(2012年)9月に公表した「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」によると、全国の認知症高齢者数は平成24年度(2012年度)の305万人から平成29年度(2017年度)には373

万人になると推計されており、北区においても増加が見込まれる中、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、そして介護をする家族の不安を少しでも取り除けるよう、必要なサービスが継続的に提供できる体制や専門家による相談体制の整備、認知症に関する知識の普及啓発、地域で見守る支援者の養成とともに、新たな視点に立脚した施策の導入を積極的に進める必要があります。

認知症を含めた要介護状態の高齢者が増加していますが、そのような高齢者を身近なところで支えている家族に対しても、目を向ける必要があります。要介護高齢者の介護を行う家族の介護疲労や介護負担ができるだけ軽減されるようにするためには、適切な休息（レスパイト）や介護者同士の情報交換・交流の場、介護サービスの充実が重要であり、適切な介護情報や、介護知識・技術を習得できるような機会の提供が必要です。

在宅サービスをより一層充実させるとともに、防災・防犯対策や交通安全、安心して地域で住み続けられる住宅対策、バリアフリー化などの分野で生活の安全・安心体制を確保することが求められています。また、在宅で生活することが困難な高齢者のために、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなど生活の場を確保することも重要です。高齢者人口や要介護認定者の増加等に伴い、特別養護老人ホームの入所申込者は引き続き多く、入所待機者の解消が求められています。公有地の活用も含めた整備・誘導を計画的に進めていくことが必要です。

障害のある人もない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会をつくる「ノーマライゼーション」の理念は、地域社会の中で着実に普及しています。

国では、平成 18 年（2006 年）に国連総会において全会一致で採択された「国連障害者権利条約」を批准するため、様々な国内法の整備に取り組んできました。その結果、平成 26 年（2014 年）1 月に「国連障害者権利条約」を批准しました。

平成 23（2011 年）年 8 月施行の障害者基本法の一部改正では、「目的規定」や「障害者の定義」の見直しが行われるとともに、「地域社会における共生等」「差別の禁止」「国際的協調」「国民の理解・国民の責務」などがうたわれており、この改正に伴って様々な法律の改正や、創設がなされています。

すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという基本理念にのっとり、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、社会、経済、文化その他のあらゆる分野において、障害者のライフサイクルの全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、障害者の自立及び社会参加への支援等の施策を推進していく必要があります。

これまでも障害者の社会参加を支援するため、障害者自立支援法に基づき移動支援や日常生活用具給付事業などの地域生活支援事業や、身体機能を補完する補装具などを給付する事業を行っています。平成 25 年（2013 年）4 月には障害者自立支援法が障害者総合支援法となり、自治体が柔軟な形態により事業を効果的に実施する「地域生活支援事業」に、

障害者に対する理解を深めるための研修・啓発事業や、障害者やその家族、地域住民が自発的に行う活動への支援などが必須事業として追加されており、障害者の社会参加を支援する取り組みをさらに推進していくことが求められています。

障害者が地域で自立した生活を送るためには、働く機会の拡大とともに安心して働き続けるための支援を提供することにより、障害者があたり前に働ける社会を実現することが必要です。平成 25 年（2013 年）4 月に行われた障害者雇用促進法の一部改正では、法定雇用率が民間企業で 1.8%から 2.0%に、国や地方公共団体で 2.1%から 2.3%になりました。働く意欲がある障害者が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、ハローワークや障害者就労支援センターと連携し、障害者の一般就労に向けた雇用促進を図っていくことが重要です。また、一般就労が困難な障害者に対しては、福祉作業所などの福祉施設による支援の充実が必要であるとともに、福祉施設での就労から一般就労への円滑な移行支援と安心して働き続けるための支援体制を確保することが必要です。

さらに、平成 28 年（2016 年）4 月に施行される障害者差別解消法では、障害を理由とする差別の解消を推進するため、行政機関や事業者における障害を理由とする差別解消の措置をとることにより、すべての国民が人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現が求められています。区としても、差別やその他の権利侵害を防止するとともに、その被害からの救済を図るための相談や紛争解決等を実施する体制の充実などに取り組んでいく必要があります。また、障害者差別を引き起こす原因の一つに、障害者理解の不足があります。区民の障害者理解を促進することが重要となっています。

前述の障害者総合支援法では、平成 25 年（2013 年）4 月より、障害者の範囲に難病患者が加えられ、平成 26（2014）年 4 月からは、障害程度区分の障害支援区分への変更、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化などの改正がありました。

また、小規模入所施設等を含む地域における障害者の居住の支援等のあり方についても検討することとされています。障害者の自立支援に必要なサービスや援助の内容は、それぞれの障害の種別、程度、ライフステージなどにより大きく異なります。心身の発達に不安のある乳幼児への発達支援や保護者への相談支援、就学前の相談体制の充実、在宅生活を支援する施設の整備など、一人ひとりの状態にあったきめ細やかなサービスや援助の提供が求められています。

そこで、まず重要となるのが、相談支援体制の充実です。障害者施策は、制度が複雑かつ多岐にわたっており、福祉・医療・就労などのサービスや社会資源を、障害者自らが的確に選択し利用することは困難です。そのため、個々の状況にあったサービスを提供するためには、適切なサービス等の利用計画が必要であり、特定相談支援事業者※の育成など相談支援体制の整備を図っていかなければなりません。同時に困難事例について助言をするなど、特定相談支援事業者を支援する体制も重要です。

施設入所や入院している障害者やその家族から、生まれ育った地域で暮らし続けたい、

暮らし続けさせたいとの要望が高まっています。また、人口の高齢化に伴い障害者やその介護者の高齢化も進行しています。障害者の多くがその介護を親に頼っており、障害者を支える側である親の高齢化も含め、「親亡き後」の生活支援のあり方が大きな課題となっています。このため、障害者グループホームなど地域で暮らし続けるための社会資源を充実させていく必要があります。

高齢者や障害者がいきいきと活動する地域社会をめざし、だれもがともに地域で生活できるような環境づくりを進める必要があります。これまで区は、様々なサービスを提供する福祉施設の整備を行い、高齢者や障害者の福祉を推進してきました。今後も、介護保険制度の見直しや障害者の福祉制度の動向を把握しながら、引き続き、多様な区民ニーズを踏まえ、民間企業やNPO法人などの協力を十分に取り入れながら福祉施設の基盤整備に取り組む必要があります。

■ 施策の方向

(1) 社会参加の促進

① 就労・就業への支援

- ♡ 障害者就労支援センターの機能充実を図り、一般就労を促進します。
- ♡ 国、都、ハローワーク等とともに働く意欲のある高齢者・障害者の雇用促進を図ります。
- ♡ 働く意欲のある高齢者に就業機会を提供するため、シルバー人材センターの活動を支援します。
- ♡ 福祉施設で働く障害者が、働くことの喜びや達成感を得られるよう、就労支援に取り組む福祉施設への支援体制の充実を図ります。

② 多様な社会参加への支援

- ♡ ボランティアや生涯学習、健康づくり、地域イベントなど、元気な高齢者に関する事業等の情報発信を強化し、社会参加やいきがいづくりの支援を充実します。
- ♡ 元気な高齢者のいきがい活動や様々な世代との交流の拠点を整備します。
- ♡ 障害者等が自立した生活や社会生活を営むことができるよう、障害者相互が悩みを共有したり、情報交換する交流会活動など、障害者等の自発的な取り組みを支援するしくみを構築します。

③ 教育、生活訓練の機会の確保

- ♡ 心身の発達に不安がある乳幼児に適切な発達支援を行います。

④ 地域交流の促進と理解の促進

- ♡ 障害者差別をなくすため、障害理解を促進するための啓発活動を充実します。

(2) 在宅生活の支援

①地域包括ケアシステムの構築

- ♡ 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築をめざします。
- ♡ 心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化などでも尊厳ある生活が継続できるように生活支援を行います。
- ♡ 在宅療養支援を充実させるため、介護と医療の連携が中心となり、一体的なサービスを提供できる体制整備を行います
- ♡ 在宅生活を選択することについて本人・家族が理解し、支援をするしくみづくりを強化します。
- ♡ 高齢者に関する総合的な相談やサービスの調整を行う高齢者あんしんセンターの機能を強化し、地域の人材・ネットワークとの連携による機動的な取り組みを推進します。
- ♡ 地域密着型サービスの計画的な整備・誘導を行うとともに、適正な運営を行うための監督を行います。

②障害者支援の充実

- ♡ 居宅介護や短期入所など、障害者の在宅生活を支援するサービスを提供する事業所の整備を促進します。
- ♡ 障害児の就学に関し、関係機関（教育委員会、子ども発達支援センター、保育園、児童相談所等）との連携を強化し、就学前の相談体制の充実を図ります。
- ♡ 障害を早期に発見するため、発達の障害などに関して不安を持つ保護者が、相談しやすい体制の構築に取り組みます。
- ♡ 特定相談支援事業者の育成に努め、ケアマネジメント機能を強化します。

③認知症対策の推進

- ♡ 認知症の人が住み慣れた地域でその人らしく豊かな生活を送れるよう、専門的な相談支援や緊急時対応などを行います。
- ♡ 認知症の人を介護している家族に対する支援を行います。
- ♡ 認知症に関する講座の開催や、介護予防事業の中に認知症対策の視点を取り入れるなど認知症の早期診断・早期対応への取り組みを推進します。
- ♡ 認知症を正しく知り、本人や家族を温かく見守る地域の理解者を増やしていきます。
- ♡ 認知症の本人と家族、医療や介護、福祉等の関係者が情報を共有していくためのしくみづくりに取り組みます。

(3) 生活の場の確保

①多様な生活の場の確保

- ♡ 在宅で生活することが困難な高齢者の生活の場を確保するため、公有地を活用するなどして、特別養護老人ホームの整備を誘導し、入所待機者の解消を図ります。
- ♡ 認知症高齢者が地域に密着した場所で生活できるよう、少人数で家庭的な雰囲気認知症高齢者グループホームの整備を促進します。
- ♡ 住宅のバリアフリー化を促進します。
- ♡ 高齢者向け住宅の整備・誘導などにおいて住宅部門と福祉部門の連携を強化し、居住の安定を支援します。
- ♡ 障害者が生まれ育った地域で暮らし続けられるよう、グループホームを整備・誘導します。
- ♡ 一人ひとりの状況に応じた多様な生活の場を確保するため、小規模入所施設の整備を検討します。

※特定相談支援事業者

障害福祉サービス利用者の問題解決や、適切なサービス利用を支援するため、障害者総合支援法第5条第17項及び第18項、第21項及び第22項の規定に基づき、区市町村の指定を受けた事業者が、相談支援専門員を配置し、基本相談支援及び計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）の提供を行う事業者

■ 施策体系図：高齢者・障害者の自立支援

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 社会参加の促進		<p>【004】元気高齢者支援事業</p> <p>再掲 021 若者・女性・高齢者の活躍応援プログラム</p> <p>再掲 022 コミュニティビジネスの推進</p>
①就労・就業への支援	就労支援センターの機能充実 高齢者・障害者の雇用促進 シルバー人材センターの活動支援 障害者就労支援施設への支援体制充実	
②多様な社会参加への支援	参加機会の拡充、いきがいづくりの支援 いきがい活動、交流の場の整備 自発的活動への支援のしくみの構築	
③教育、生活訓練の機会の確保	発達不安の乳幼児への発達支援	
④地域交流の促進と理解の促進	障害理解の普及啓発	
(2) 在宅生活の支援		
①地域包括ケアシステムの構築	包括的な支援・サービス提供体制の充実 生活支援・福祉サービス支援 介護と医療の連携の推進 本人・介護者への在宅生活支援の充実 高齢者あんしんセンターの機能強化 地域密着型サービスの誘導と適正な運営	
②障害者支援の充実	在宅支援サービス事業所の整備促進 就学前相談体制の充実 発達障害に関する相談体制の構築 特定相談支援事業者の育成	
③認知症対策の推進	認知症高齢者の在宅生活支援 認知症高齢者家族の支援 認知症予防の支援 認知症の理解促進 認知症の本人、家族、関係機関との情報共有	
	<p>【005】北区版 地域包括ケアシステムの構築</p> <p>【006】地域密着型サービスの基盤整備</p> <p>【007】認知症在宅支援推進事業</p>	

(3) 生活の場の確保		【008】 特別養護老人ホームの整備・改修
①多様な生活の場の確保	特別養護老人ホームの整備誘導	【009】 老人保健施設・都市型軽費老人ホームの整備
	認知症高齢者グループホームの整備誘導	【010】 障害者グループホームの整備
	住宅のバリアフリー化の促進	再掲 105 一人暮らし高齢者住宅建設事業
	低所得の高齢者向け住宅の整備誘導	
	障害者グループホームの整備誘導	
	小規模入所施設の整備検討	

■ 計画事業

【004】 元気高齢者支援事業

元気な高齢者がいきいきと活躍できる環境を整備し、活力ある地域社会を築いていくため、元気高齢者支援窓口の運営、高齢者いきいきサポーター制度の拡充を図るとともに、地域社会の支え手として高齢者の活力を活かした、就労やいきがづくりの支援に関する北区モデルの検討を行う。また、就労意欲のある高齢者に対して、ハローワークやシルバ一人材センター等関係機関と連携し、就労・就業支援の充実を図る。

所管部：健康福祉部

全体計画 A (36 年度目標)	現況 B (26 年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31 年度)	後 期 (32～36 年度)
推進	実施	推進	拡充	推進
(内訳) 元気高齢者支援窓口	開設	推進	拡充	推進
高齢者いきいき サポーター	実施	推進	拡充	推進
高齢者の活力を生かした 北区モデルの検討	—	試行実施	検討・試行実施	
	事業費 (百万円)	173	76	97

☆【005】北区版 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される北区の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を実現していく。

とりわけ、地域住民が共に支え合う地域づくりを進めるため、地域包括ケアシステム構築の中心を担う高齢者あんしんセンターの再編と機能強化を図るとともに、介護ニーズと医療ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、在宅介護・医療連携の体制充実のための取り組みを推進していく。

所管部：健康福祉部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	推進	推進	拡充	推進
(内訳) 拠点の整備 高齢者あんしんセンターの充実17カ所	15カ所	2カ所	2カ所	
介護・医療 介護と医療の連携 推進	推進	拡充	拡充	拡充
予防 介護予防の推進 【001】健康寿命の 延伸プロジェクト	推進	推進	推進	推進
生活支援・福祉サービス	推進	推進	【002】地域見守り支えあい事業 【006】地域密着型サービスの基盤整備 【007】認知症在宅支援推進事業	
すまい・すまい方	推進	拡充	【008】特別養護老人ホームの整備・改修 【009】老人保健施設・都市型軽費老人ホームの整備 【105】一人暮らし高齢者住宅建設事業	
	事業費(百万円)	881	481	400

※再掲事業の事業費は、各計画事業で計上している。

【006】地域密着型サービスの基盤整備

認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が住み慣れた地域で生活できるよう、認知症の方が少人数で共同生活する認知症高齢者グループホームのほか、「通い」を中心に「訪問」「短期間の宿泊」を柔軟に組み合わせる小規模多機能型居宅介護、日中・夜間を通じて定期巡回や緊急時など必要に応じて随時訪問する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を誘導する。

所管部：健康福祉部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推進	推進	推進	推進	検討
(内訳) 認知症高齢者グループホーム16カ所	14カ所	2カ所	2カ所整備	検討
小規模多機能型居宅介護3カ所	2カ所	1カ所	1カ所整備	検討
定期巡回・随時対応型訪問介護看護3カ所	1カ所	2カ所	2カ所整備	検討
	事業費(百万円)	192	192	

☆【007】認知症在宅支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族への支援の充実を図る。

所管部：健康福祉部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推進	検討	推進	拡充	推進
(内訳) 認知症カフェ 17カ所	検討	17カ所	17カ所	推進
認知症地域支援推進員	—	推進	配置・推進	推進
認知症初期集中支援チーム3チーム	—	3チーム	3チーム	推進
介護従事者研修会	—	推進	実施・推進	推進
市民後見人養成講座	—	推進	実施・推進	推進
	事業費(百万円)	166	63	103

【008】特別養護老人ホームの整備・改修

介護保険制度の要介護高齢者で、日常生活において常に介護が必要で在宅での適切な介護が受けられない高齢者に、入所により必要な介護サービスを提供する特別養護老人ホームを整備・誘導する。また、老朽化への対応の必要がある区立特別養護老人ホームを改修する。

所管部：健康福祉部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
1,823床整備 (区外確保分175床) 2カ所改修	1,288床整備 (区外確保分175床)	535床整備 2カ所改修	435床整備 ※65床閉鎖	165床整備 2カ所改修
(内訳) 入所分 1,643床 (区外確保分175床)	1,159床 (区外確保分175床)	484床	394床 ※60床閉鎖	150床整備
併設短期入所分 180床	129床	51床	41床 ※5床閉鎖	15床整備
	事業費(百万円)	2,103	634	1,469

() は内数

【009】老人保健施設・都市型軽費老人ホームの整備

家庭復帰をめざすためのリハビリテーションや看護等のサービスを提供する老人保健施設を整備・誘導する。

また、自立した日常生活の営みに不安がある低所得高齢者の生活の場として食事等のサービスを提供する都市型軽費老人ホームの整備を誘導する。

所管部：健康福祉部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	推進	推進	推進	
(内訳) 老人保健施設 7カ所 (681床)	6カ所 (561床)	1カ所 (120床)	1カ所 (120床)	
都市型軽費 老人ホーム 6カ所 (定員120名)	2カ所 (定員40名)	4カ所 (定員80名)	4カ所 (定員80名)	
	事業費(百万円)	584	584	

【010】障害者グループホームの整備

住み慣れた地域で障害者の生活の場を確保するため、専任の世話人による援助を受けながら数人が共同で生活する心身障害者グループホームの整備を誘導する。また、一定程度の生活力があり、数人での生活を営むことができる精神障害者で、単身での生活又は家族のもとでの生活が困難又は適当でない者を対象とした精神障害者グループホームの整備を誘導する。

所管部：健康福祉部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
31カ所 (定員160名)	23カ所 (定員112名)	8カ所 (定員48名)	7カ所 (定員44名)	1カ所 (定員4名)
(内訳) 心身25カ所 (定員128名)	19カ所 (定員90名)	6カ所 (定員38名)	5カ所 (定員34名)	1カ所 (定員4名)
精神6カ所 (定員32名)	4カ所 (定員22名)	2カ所 (定員10名)	2カ所 (定員10名)	
	事業費(百万円)	65	62	3

1-4 子ども・家庭への支援

北区基本構想

だれもが、子どもの権利を尊重し、子どもたちが心身ともに健やかに人間性豊かに成長するよう、区は、地域社会と一体になって、子どもたちを取り巻く良好な環境づくりを進めます。また、安心して子どもを生み育てられるよう、子育て家庭を支援します。

■ 現状と課題

我が国では、出生数の減少傾向が続いており、少子化が急激に進んでいます。平成 25 年（2013 年）の国の出生数は 103 万人（対前年比 0.7 万人減）、合計特殊出生率は 1.43 と前年を 0.2 ポイント上回りましたが、なお低い水準となっています。また、東京都全体では 1.13（対前年比 0.4 ポイント増）、北区は 1.18（前年比 0.9 ポイント増）と国を上回る上昇率を示しています。しかしながら、その値は国の水準を大きく下回っています。

全国的にみられるこうした少子化の傾向は、社会経済の根幹を揺るがしかねない状況に直面していると言えます。

また、子どもや子育てを取り巻く環境は厳しく、少子化だけでなく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、保育園に子どもを預けたくても預けられず、多くの待機児童が発生している状況や、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなどが社会問題となっており、子どもが欲しいという希望をかなえられない人も多いのが現状です。

これらの課題に対処し、子どもが欲しいという希望がかない、子育てをしやすい社会にしていくためにも、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援するための新しい支え合いのしくみを構築することが求められています。

こうした要請を受けて、国は平成 24 年（2012 年）8 月に「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連 3 法を公布しました。また、「子ども・子育て会議」を内閣府に設置し、「子ども・子育て支援新制度」について検討を進めています。

区市町村や都道府県でも地方版「子ども・子育て会議」を設置し、事業計画の策定等に向け検討を進めています。これまでも、区市町村では保育園への入所の際の審査などの事務を行ってきましたが、平成 26 年（2014 年）の秋以降、新制度に基づき、保育の必要性の認定なども実施しています。

併せて同会議において、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設である認定こども園について、導入の可否も含めて検討していきます。

また、「北区子ども・子育て会議」での検討結果や子ども・子育て支援のニーズ調査等を踏まえ、平成 27 年（2015 年）3 月に策定した「北区子ども・子育て支援計画 2015」に基づき、保育ニーズに対応した支援サービスの強化、地域における子育て家庭への支援、

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・啓発など、様々な施策を展開していきます。

区はこれまで保育園等の整備や子育て世帯への経済的な支援、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などに積極的に取り組んできたところですが、保護者の就労形態の多様化や共働き世帯の増加などにともない、保育園では定員の拡大を超える需要が生まれ、低年齢児を中心に多くの待機児童が発生している状況にあります。また、大型民間マンション等の建設や公共住宅の建替え等に伴う子育てファミリー層の転入などにより、保育園や学童クラブ需要の地域的差異も生じています。

今後も待機児童解消のため、公立認可保育園の開設、私立認可保育園や小規模保育所の誘致など様々な手法を取り入れて整備・充実していく必要があります。また、児童福祉法の改正により、学童クラブの対象が小学校6年生までに拡大されることから、4年生以上の新たな需要が見込まれるため、必要とするすべての児童が利用できるよう学童クラブと放課後子ども教室の機能を併せ持つ放課後子ども総合プランを順次拡大し、総合的な放課後対策事業を推進していく必要があります。

これまで、児童館の利用の中心は小学生でした。しかしながら、放課後子どもプランの推進により小学生の新たな居場所が確保されることから、児童館が果たしてきた機能や役割を改めて見つめ直し、児童館を乳幼児親子の居場所機能を中心とする子どもセンターと、中高生世代の居場所としてのティーンズセンターを設置していくという方針を決定し、平成26年（2014年）8月に「子どもセンター事業計画」「ティーンズセンター事業計画」「子どもセンター及びティーンズセンター配置方針」を策定しました。

一方、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、孤立した不安な子育てを余儀なくされている保護者が増大しており、家庭の養育機能の低下や、家庭だけでは解決できない問題も多くなってきています。

保護者の子育てに対する不安を解消するために、保護者同士の交流の場や機会の提供、相談体制の充実等を行っていくことは効果的であり、子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）、子どもセンター、保育園、幼稚園と地域が連携して就学前の児童に対する切れ目のない支援体制を充実させていくことが必要です。

支援体制の充実とともに、子どもの発達や子育てに関する悩みの相談や子育ての不安解消に対応する総合的な子育て支援拠点として、（仮称）子どもプラザの検討を進めていきます。

また、多くの子育て中の保護者がインターネットにより様々な子育て情報を取得している現状を踏まえると、北区の子育てに関する情報を中心に積極的に集約して発信していく必要があります。

安心して妊娠・出産・育児ができるよう、救急を含めた周産期※医療体制の充実や小児科医の確保策を国等に強く要請するとともに、地域における母子保健体制を一層充実させていくことが求められています。特に産前産後期の母親は、身体的な負担や慣れない育児

への不安などから、心身に大きな負担が生じるため、健やかに子育てができ、親としても自立できるよう、妊娠中から出産後まで切れ目ない身体的、精神的なサポートを行うことが必要です。

さらに、就学前の児童が幼稚園・保育園等において質の高い教育保育を受け、健全で心豊かに成長するための環境づくりを行っていくとともに、就学前教育保育施設から小学校への円滑な接続を実現するなど、総合的に子育て・子育てを支援していく必要があります。

発達障害児を早期に発見して相談から療育につなげるため、子ども発達支援センターさくらんぼ園を中心に関係機関が連携し、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行っていく必要があります。

それとともに、特別支援学校に通う障害児等が、放課後や夏休みなどに安心して過ごせる場を確保し、保護者の就労支援や負担の軽減を図っていく必要もあります。

また、ひとり親家庭は増加傾向にあり、経済的支援だけでなく、就労・住宅・子育て不安の解消等、生活全般にわたる総合的支援が求められています。

平成 25 年国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は 16.3%で、大きな社会問題となっています。国は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成 25 年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を公布しました。区市町村は、子どもの貧困対策に関し、地域の状況に応じた施策を講じ、実施することが求められています。

乳幼児を持つ保護者が、気軽に外出できるよう道路や施設などの環境を整備することや、子育てファミリー層が生活しやすい住宅整備を誘導していくことも必要です。

少子化は、子どもたちの遊びにも影響を与えています。兄弟姉妹間で遊ぶ機会が少なくなり、地域での異年齢同士の交流が減少しているため、子どもが一人で遊ぶことが増えるなど、遊びが質的に変化しています。

そのため、豊かな体験活動や社会参加の促進を図り、子どもたちが遊びを通して社会の一員としての自覚や社会性を育ていけるような環境づくりを地域と連携して行っていく必要があります。

子どもや家庭をめぐるのは、不登校・いじめ・虐待などが大きな社会問題となっています。特に最近では、パソコンやスマートフォン等の普及により、「ネットいじめ」が深刻化してきています。

国が発表した、平成 25 年度（2013 年度）の児童虐待相談対応件数は、児童虐待防止法が制定された平成 12 年（2000 年）に比べ、約 4.2 倍に増加しており、虐待による児童の死亡事例も後を絶ちません。

北区では、「子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）」が「先駆型子ども家庭支援センター」として、児童虐待の早期発見・早期対応の相談窓口となっています。また、特別区は児童相談所の都から区への移管を求めており、今後の児童相談行政のあり方について、

都区の協議も進められています。

今後も児童相談所、子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）、福祉事務所や家庭、地域、福祉保健センター、学校、保育園、幼稚園、子どもセンターが協力しながら、望まない妊娠や養育支援などを必要とする家庭への相談・支援体制を強化し、虐待の「発生予防」、「早期発見・早期対応」、虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至る継続的な支援を行っていく必要があります。

さらに、子どもが被害者になる事件は全国的に多発しており、子どもの安全・安心の確保は喫緊の課題となっています。子どもの安全・安心に関する対策のさらなる充実が求められています。

「子育てするなら北区が一番」をより確かなものとするために、子どもや子育て家庭に対する支援や、地域社会と連携して子どもの成長をあたたく見守り育む環境づくりに取り組んでいく必要があります。

※周産期

出産前後の期間のことを指し、妊娠 22 週から出生後 7 日未満と定義。

■ 施策の方向

(1) 子育て家庭の支援

① 多様な保育サービスの充実

- ♡ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現させるため、保護者の就労形態の多様化や低年齢児を中心に増加する保育ニーズに対応した保育施設の整備を図ります。
- ♡ 多様なニーズに対応した柔軟な保育サービスを実現するため、様々な運営主体によるサービス提供体制を築きます。
- ♡ 低年齢児童を中心に増加する保育ニーズに対応できるよう保育施設の整備に取り組み、待機児童ゼロをめざします。
- ♡ 子ども・子育て支援新制度に基づく、施設型給付及び地域型保育給付への円滑な移行を進めるとともに、利用調整のしくみを構築し、ニーズに合った保育サービスを提供していきます。併せて、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設である認定こども園について、導入の可否も含めて検討していきます。
- ♡ 就学前の子どもが質の高い教育保育が受けられるよう、幼稚園・保育園等と小学校との交流や連携を深めるなど、就学前教育保育の充実を図ります。
- ♡ 特別支援学校に通う障害児等が、放課後や夏休みなどに安心して過ごせる場を確保し、保護者の就労支援及び一時的な休息による身体的な負担の軽減を

図ります。

- ♡ 学童クラブを必要とするすべての児童が利用することができるよう、学童クラブの整備による定員拡大を図りつつ、学童クラブと放課後子ども教室の機能を併せ持つ放課後子ども総合プランを順次拡大し、総合的な放課後対策事業を推進していきます。
- ♡ 安全で快適な保育環境を確保するため、施設整備に取り組みます。

②子育て相談の充実と交流の促進

- ♡ 産前産後期における心身のケアや、母と子の健康保持や育児相談、育児不安の解消など、母子に対するきめ細かなサービスを提供します。
- ♡ 子育て中の保護者が身近なところで気軽に集い、育児に関する情報提供や情報交換を行うことができるよう、子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）や子どもセンターなどで、居場所づくりと仲間づくりの場を提供します。
- ♡ 各関係機関と連携を図り、子どもと保護者に関する相談体制を充実します。
- ♡ 子育て中の保護者や子ども自身からの相談に適切に対応するため、専門相談体制の充実を図ります。
- ♡ 子どもの発達に対して不安を持つ保護者が、相談しやすい体制の構築及び療育機関との密接な連携に取り組みます。
- ♡ 子育てに不安や孤立感を感じている保護者に、自分にあった子育ての仕方を学ぶ場を提供し、いきいきと自信を持って子育てができる親育ちへの取り組みを推進します。

③子育ての経済的負担の軽減

- ♡ 子ども医療費助成や私立幼稚園や認証保育所等に通園する児童の保護者に対する負担軽減など、子育て世帯への経済的支援の一層の充実を国や都へ要望していきます。
- ♡ 子どもの貧困対策の一環として、子どもの学習支援を含めた教育の機会均等を図ります。

④ひとり親家庭の自立支援

- ♡ ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や都と連携しながら、就業に向けた能力開発や技能習得の支援を推進します。

⑤児童虐待への対応

- ♡ 児童虐待の早期発見、早期対応のため、生後4か月までの赤ちゃん訪問を充実させるとともに、乳幼児健康診査などを受けていない家庭等への対応、望まない妊娠についての相談体制の充実・支援の強化、養育支援等を必要とする家庭への支援の充実に努めていきます。また、子ども家庭支援センター（育ち愛ほっと館）を中心に、各関係機関と連携を図り、児童虐待の未然防止を推進していきます。

- ♡ 児童相談所の区への移管を見すえて、児童相談体制のあり方について検討を進めるとともに、引き続き職員の人材育成に取り組んでいきます。

⑥子育てしやすい環境づくりの促進

- ♡ 子育て応援サイトを積極的に活用し、北区の子育てに関する情報を中心に集約、発信していきます。
- ♡ 安心して子どもを産むことができるよう周産期医療体制の充実を引き続き国等に要請するとともに、母子保健体制を充実します。
- ♡ 子育てファミリー層が快適に生活できる、ファミリー世帯向け住宅の整備を誘導します。
- ♡ 乳幼児を持つ保護者が気軽に外出できるよう、道路等の段差の解消や、新規施設への赤ちゃん休けい室などの整備を進めます。
- ♡ 家族で子育てを楽しめるよう、男女がそれぞれに仕事と家庭生活の責任を分かち合える環境づくりを進めます。
- ♡ 子育てする就労者が育児休業を取得できるよう、また働き方を見直し継続的な就労ができるよう、雇用環境改善を国や企業に引き続き要望していきます。

⑦子育て支援の拠点の整備

- ♡ 総合的な子育て支援の核として（仮称）子どもプラザを整備します。
- ♡ 地域における子育て支援の拠点として、子どもセンター及びティーンズセンターを設置し、親と子の育ちの機会の充実や交流の場の提供を充実させます。
- ♡ 子どもセンターと保育園・幼稚園等との連携をさらに進め、地域における子育て支援の充実を図ります。

(2) 子どもの健やかな成長の支援

①魅力ある遊び環境づくり

- ♡ 放課後子ども総合プランにおいて、異年齢同士での遊びの機会を確保するとともに、遊びや体験を通して社会性や創造力を身に付けることができる活動の充実に取り組みます。
- ♡ 次世代育成・多世代交流の活動拠点として既存の小・中学校の活用を図ります。
- ♡ 子育て家庭や子どもにとって、安全で魅力ある公園づくりを進めます。

②豊かな体験活動の充実

- ♡ 子どもたちの豊かな人間性や社会性を培うため、自然とのふれあいや異なる世代の人々、区内外の様々な人々との交流など、体験活動の場や機会を充実します。

③子どもの幅広い社会参加の促進

- ♡ 子どもが自由に意見を表明する機会を確保し、その意見を区政に反映するように配慮します。

- ♡ 子どもたちの健全な育成と自立に向け、社会に貢献する喜びを実感できるよう、地域活動やボランティア活動などに参加する機会の拡充を図ります。

(3) 子どもをあたたく育む地域社会づくり

①地域における子育て支援

- ♡ 地域社会全体で子育てを支え、顔が見える関係づくりを進めるため、青少年地区委員会や民生委員・児童委員をはじめとする地域のコミュニティと連携し、子どもたちの健全育成活動に協働して取り組みます。
- ♡ 子育て中の親子が孤立しないよう地域の実情に合わせ、家庭・地域・学校・子どもセンター・保育園・幼稚園等の連携を強化し、子育て家庭を支援します。

②子育てネットワークの育成

- ♡ 子どもセンターを核とするネットワーク事業を展開する中で、地域の子育てグループ等の支援を行います。
- ♡ 地域で活動している子育てグループや団体等のネットワーク化を図り、地域の子育て力を高めていきます。

③いじめや虐待の防止

- ♡ 地域全体でいじめや虐待の予防と早期発見に努めます。

④子どもの安全確保の体制づくり

- ♡ 北区安全・安心ネットワーク事業など、保護者・学校・地域住民・企業や事業所と関係機関の協働により、子どもにとって安全なまちづくりを推進します。

■ 施策体系図：子ども・家庭への支援

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 子育て家庭の支援		
①多様な保育サービスの充実		
	保育サービスの充実	
	運営主体の多元化	
	保育施設の待機児童解消	
	子ども・子育て支援新制度への対応	
	就学前教育保育の充実	
	障害児の保護者の就労支援	
	学童クラブの整備	
	安全で快適な保育環境の確保	
②子育て相談の充実と交流の促進		
	産前産後ケア、母子保健サービスの充実	
	子育て家庭の交流の場や機会の提供	
	相談体制の充実	
	専門相談機能の充実	
	発達障害に関する相談体制の構築	
	親育ちへの取り組みの推進	
③子育ての経済的負担の軽減		
	経済的支援の充実	
	子どもの貧困対策の充実	
④ひとり親家庭の自立支援		
	生活の安定と自立への支援	
⑤児童虐待への対応		
	未然防止、早期発見・対応への相談・支援体制の充実	
	児童相談体制のあり方検討	
⑥子育てしやすい環境づくりの推進		
	子育て情報の集約、発信	
	周産期医療体制の充実の要請	
	ファミリー世帯向け住宅の整備誘導	
	外出しやすい環境づくりの整備推進	
	家族で育児を楽しめる環境づくり	
	雇用環境改善の要請	
⑦子育て支援の拠点の整備		
	総合的な子育て支援拠点の整備	
	親と子の育ちの場の提供	
	子どもセンターと保育園・幼稚園の連携強化	
		【011】 保育所待機児童解消 【012】 学童クラブの定員拡大 【013】 保育サービスの充実 【014】 産前産後サポート事業 【015】 子育て応援団事業 【016】 児童虐待未然防止事業 【017】 児童相談所の移管 【018】 (仮称)子どもプラザの整備 【019】 子どもセンター・ティーンズセンターへの移行推進
		再掲 054 区立認定こども園の設置 再掲 108 子育て世帯の居住支援

(2) 子どもの健やかな成長の支援		再掲 040 放課後子ども総合プランの推進 再掲 114 街区公園・児童遊園の新設整備
①魅力ある遊び環境づくり		
	遊びや体験活動の充実	
	既存の小・中学校の活用	
	安全で魅力ある公園づくりの推進	
②豊かな体験活動の充実		
	自然とのふれあい・交流の促進	
③子どもの幅広い社会参加の促進		
	区政に参加する機会の確保	
	地域活動・ボランティア活動への参加促進	
(3) 子どもをあたたく育む地域社会づくり		
①地域における子育て支援		
	健全育成活動の充実	
	家庭、学校、地域の連携強化	
②子育てネットワークの育成		
	子育てグループの支援	
	子育てグループのネットワーク化	
③いじめや虐待の防止		
	地域全体での予防・早期発見	
④子どもの安全確保の体制づくり		
	協働による安全確保の体制づくり	

■ 計画事業

【011】 保育所待機児童解消

保育園等の利用を希望する全ての乳幼児が入園できるよう、定員の拡大を図り、安心して子どもを生み育てられる環境を整えていく。

所管部：子ども家庭部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
7,724人	6,422人	1,302人	1,062人	240人
(内訳) 保育園・認定こども園 7,361人	6,092人	1,269人	1,029人	240人
地域型保育事業 54人	18人	36人	36人	
認可外保育施設等 309人	312人	△3人	△3人	
	事業費(百万円)	2,828	2,343	485

※各年度4月1日時点とし、年度途中に開設する施設については、その翌年度に計上する。

※保育園・認定こども園：認可保育園、認定こども園（保育利用分）

地域型保育事業：小規模保育、事業所内保育

認可外保育施設等：認証保育所、定期利用保育施設、家庭福祉員

【012】学童クラブの定員拡大

学童クラブを必要とする全ての児童が利用できるように、学童クラブを整備するなど定員を拡大する。

所管部：子ども家庭部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
2,730人	2,530人	200人	200人	
	事業費（百万円）	87	87	

☆【013】保育サービスの充実

多様な就労形態で働く保護者に対し、安心して子どもを育てながら働くことができるよう、病児・病後児保育、延長保育サービスの充実を図るとともに、保育の質の向上に取り組む。

所管部：子ども家庭部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	推進	推進	拡充	推進
	事業費（百万円）	209	169	40

☆【014】産前産後サポート事業

出産前後の心身の疲労や育児不安が軽減できるよう早期においての母体と育児の支援の充実を図る。

所管部：健康福祉部・子ども家庭部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	検討	推進	拡充	推進
(内訳) 産前産後 セルフケア講座	検討	推進	実施	推進
デイケア事業	—	推進	検討・推進	推進
(仮称)安心ママ ヘルパー派遣事業	検討	推進	開始	推進
	事業費（百万円）	254	127	127

【015】子育て応援回事業

「子育てするなら北区が一番」の取り組みとして、全ての子育て家庭を見守っていくため、妊娠時から出産、子育てにわたる切れ目ない支援を行い、子育て世帯の孤立感や負担感を和らげ、子どもを産み育てやすい環境づくりを醸成し、子育て・親育ちへの支援を充実していく。

所管部：子ども家庭部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推進	推進	推進	推進	推進
	事業費（百万円）	540	270	270

【016】児童虐待未然防止事業

児童虐待の相談対応件数が増加する中、妊娠・出産・子育ての期間を通じて発生予防、早期発見・早期対応、子どもや保護者の支援について関係機関と密接に連携し、さらに取り組みを進めていく。

所管部：子ども家庭部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推進	推進	推進	拡充	推進
	事業費（百万円）	161	80	81

☆【017】児童相談所の移管

児童相談所の都から区への移管に向け、特別区が連携して検討及び都との協議を行うとともに、一時保護所の設置、児童相談所設置市の事務、人材育成、23区間の情報共有や連絡調整、社会的養護の拡充などの課題についてさらに検討・準備を進める。

所管部：子ども家庭部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
移管	協議・検討	移管	協議・検討	移管
	事業費（百万円）	—	—	—

【018】(仮称)子どもプラザの整備

子育てや子どもの発達に関する不安の解消に対応する総合的な子育て支援拠点として「(仮称)子どもプラザ」を整備する。

所管部：子ども家庭部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
検討	—	検討	検討	
	事業費(百万円)	—	—	

☆ **【019】子どもセンター・ティーンズセンターへの移行推進**

児童館を乳幼児親子の居場所機能を中心とする「子どもセンター」と中高生の居場所機能を担う「ティーンズセンター」に移行する。

所管部：子ども家庭部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
完了	検討	完了	モデル実施 検証・移行	完了
	事業費(百万円)	—	—	—

1-5 福祉のまちづくり

北区基本構想

区民一人ひとりが、活動の場を広げ、自由に社会参加や交流を行えるよう、子どもや高齢者、障害者などに配慮したバリアフリーのまちづくりをめざします。

また、気軽に声をかけあい助けあえる、思いやりのある福祉のまちづくりを推進します。

■ 現状と課題

日本の高齢化率は24%を超え、約4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えています。高齢になっても、いつまでも元気でいきがいや役割をもって、住み慣れた地域で自分らしく生活することは多くの人の願いです。高齢者が社会とのかかわりを持ちながら、いきがいを持って活動できるしくみが求められており、外出しやすい福祉のまちづくりはますます必要になっています。また、高齢になっても、障害があっても住み慣れた地域の中で安心して暮らせる社会の構築が求められています。

従来から「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害のある人の社会参加、自立支援のための取り組みが行われてきました。近年は、障害を取り除くという意味の「バリアフリー」の考え方から、障害の有無にかかわらず、だれにとっても利用しやすいという「ユニバーサルデザイン」の考え方が普及してきています。

「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」に関する国の動向として、平成18年（2006年）に従来のハートビル法と交通バリアフリー法を統合した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が制定され、駅や特定の建築物などを新たに建設したり、大規模な改修を行う際には、基準に適合するよう事業者が義務づけられました。

また、平成28年（2016年）4月に施行される障害者差別解消法では、障害を理由とする差別の解消の推進のため、行政機関や事業者における障害を理由とする差別解消の措置をとることにより、すべての国民が人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現が求められています。障害者差別を引き起こす原因の一つに、障害者理解の不足があり、区民の障害者理解を促進することが重要となっています。

東京都では、平成18年（2006年）に「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（通称「建築物バリアフリー条例」）が改正され、一定規模以上の建築物の新築、増築、改築、用途変更には確認申請が義務付けられ、建築物のバリアフリー化が進んでいます。平成21年（2009年）には、「東京都福祉のまちづくり条例」の改正が行われ、ユニバーサルデザインを基本理念とすることや、建築物バリアフリー条例よりも用途と規模をより広範に定めて届出義務を課しています。

北区においても「北区の共同住宅などに関する福祉のまちづくり整備要綱」で、「東京都福祉のまちづくり条例」の対象になっていない建築物について整備基準を定め、バリアフリー化を推進しています。また、北区全体の交通バリアフリーに関する目標や考え方など

を定めた「北区交通バリアフリー基本構想」に基づき駅周辺における個別の整備を進めています。

今後もこれらの法令等に基づき、ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりを全庁的に推進していくことが求められます。

また、高齢者、障害者をはじめ、だれもが便利で安全に移動や施設の利用ができるようになるため、従来のハートビル法と交通バリアフリー法を統合した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、「東京都北区バリアフリー基本構想」を新たに策定する必要があります。

平成 20 年（2008 年）には、移動手段の確保として、低床のコミュニティバスの運行を開始し、移動の利便性の向上を図りました。だれもが安心して移動できるまちづくりを進めるため、今後も移動手段の確保に向けた取り組みは重要となります。また、幹線道路の整備において、歩道と車道のセミフラット化※を図るなどの取り組みも始まっており、引き続き推進していく必要があります。

福祉のまちづくりには、公共施設、交通、住宅など、ハード面でのバリアフリー化やユニバーサルデザイン化だけでなく、ソフト面でのバリアフリーを進めることも重要です。北区では「北区バリアフリーガイド」の作成や、北区公式ホームページへの音声読み上げ機能の付加、NPO 法人との政策提案協働事業「ことばの地図で広げる地域活性化事業」による音声による観光案内の作成などにより情報のバリアフリー化を進め、高齢者や障害のある方の活動を支援しています。引き続き行政内の連携を強化するとともに、区民や事業者が、それぞれの立場から協働して、福祉のまちづくりに取り組むことが求められます。

そのためにも、ベビーカーや車椅子等の通行の妨げや点字ブロックを隠すような駐車、駐輪を無くすなどの心がけをはじめ、子どもころから人と人との心の障壁を取り除く、「心のバリアフリー」を普及させることも大切です。

2020 年にはオリンピック・パラリンピック競技大会が東京で開催されます。今後は今まで以上に、障害の有無、国籍などにとらわれない、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりが求められます。

障害者への理解を深め、障害者との交流の輪を広げられるよう、北区では障害者福祉センターをはじめ、区の福祉施設において、イベント等、様々な取り組みを進めています。今後も区民をはじめ、ボランティア活動団体、企業などと連携し、様々な人が交流する機会の拡大を図れるよう努めていくことが大切です。学校教育の場において福祉体験学習を行うなど、未来を担う子どもたちに「心のバリアフリー」を啓発することも重要な取り組みです。

ユニバーサルデザインの理念のもと、年齢や性別、障害の有無、国籍等にとらわれず誰でも自由に公共施設や商業施設、交通機関等を利用できる環境と、安全かつ快適に移動できる手段が整備されている「まち」、人々が他人を思いやり、助け合うことができる「まち」、このような「福祉のまちづくり」を、区民、NPO 法人、ボランティア活動団体、企業など

と連携して推進していくことが重要です。

※セミフラット化

歩道と車道の高低差を小さくして歩道の車両乗入れ部等における段差や急こう配を解消すること。

■ 施策の方向

(1) バリアフリーのまちづくり

①ユニバーサルデザインのまちづくり

- ♡ 「東京都福祉のまちづくり条例」、「北区の共同住宅などに関する福祉のまちづくり整備要綱」、「東京都北区交通バリアフリー基本構想」に基づき、関連部署の連携を強化し、全庁的にユニバーサルデザインの理念による福祉のまちづくりを推進します。
- ♡ 高齢者、障害者をはじめだれもが便利で安全に、移動や施設の利用ができるようにするため、「東京都北区バリアフリー基本構想」を策定し、福祉のまちづくりを推進します。
- ♡ だれもが自由に必要な情報を入手し、発信できるよう、情報のバリアフリー化を推進します。
- ♡ 事業者や区民の理解や協力を得るため、ユニバーサルデザインの理念の普及、啓発活動を行います。
- ♡ 公共施設や道路等に関するバリアフリーの取り組みをより一層推進します。
- ♡ 移動やコミュニケーションに困難さが伴う区民に、移動やコミュニケーションの手段を確保に取り組みます。
- ♡ 東京オリンピック・パラリンピックに向けて、障害者や高齢者のスポーツ参加を推進するため、ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりを一層推進します。

(2) 思いやりのある福祉のまちづくり

①思いやりのある福祉のまちづくり

- ♡ 障害者基本法に基づく障害者週間記念イベントをはじめ、様々な機会を通して障害者への理解を深め、あらゆる意識面のバリアフリーを推進し、ノーマライゼーションの定着に努めます。
- ♡ 学校教育の場における総合的な学習の時間や、福祉体験学習などの機会を通して、子どもたちへ思いやりの心を育む福祉教育を推進します。
- ♡ 区民、NPO・ボランティア活動団体、企業などと連携し、高齢者や障害者など、様々な人が交流する機会の拡大を図ります。

■ 施策体系図：福祉のまちづくり

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) バリアフリーのまちづくり		【020】バリアフリー基本構想の策定 再掲 043 東京オリンピック・パラリンピックに向けたバリアフリー整備 再掲 098 鉄道駅エレベーター等整備事業 再掲 099 駅周辺へのエレベーター等の設置
①ユニバーサルデザインのまちづくり	都条例や区の要綱等に基づく整備の推進	
	バリアフリー基本構想の策定	
	情報のバリアフリー化の推進	
	バリアフリーのまちづくりに対する意識の普及・啓発	
	公共施設、道路等のバリアフリー化の推進	
	移動やコミュニケーション手段の確保	
	東京オリンピック・パラリンピックに向けたまちづくりへの取り組み	
(2) 思いやりのある福祉のまちづくり		再掲 046 障害者スポーツ交流イベント
①思いやりのある福祉のまちづくり	心のバリアフリーの促進	
	福祉教育の推進	
	交流機会の拡大	

■ 計画事業

☆【020】バリアフリー基本構想の策定

高齢者、障害者をはじめ、だれもが便利で安全に、移動や施設の利用ができるようにするため、バリアフリー基本構想を策定する。

所管部：健康福祉部・まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
策定	—	策定	策定	
	事業費(百万円)	30	30	

基本目標2 一人ひとりがいきいきと活動する

にぎわいのあるまちづくり

2-1 地域産業の活性化

北区基本構想

産業は、北区で働き、暮らす人々のゆとりある暮らしを支え、地域に活力を生み出す重要な役割を担っています。

区は、産業人の創意と意欲にあふれた自由で活発な企業活動が展開できる環境づくりを進め、既存企業の活性化を図るとともに、社会環境の変化に対応した新たな産業分野への進出を支援します。

また、区民が集い、にぎわう、生活の場としての魅力ある商店街づくりを支援します。

さらに、地域産業を支える勤労者の働きやすい環境づくりにも努めます。

■ 現状と課題

日本経済は、内需主導から外需依存へと大きく舵を切ってきましたが、平成 20 年（2008 年）の米国を発端とする世界同時不況（リーマンショック）は、国内輸出産業を中心に大きな影響を与えました。国内産業は経営の効率化を進め景気の谷から脱出の兆しを掴みかけましたが、平成 23 年（2011 年）の東日本大震災により、国内経済は大きく混乱しました。

現在、日本経済の再生に向け、政府は日本再興戦略を掲げ、様々な経済政策により国内大手企業の景況感はリーマンショック以前まで回復しています。さらに、2020 年オリンピック・パラリンピックの開催都市が東京に決まり、さらなる経済波及効果が期待されています。しかしながら、区内企業の景況感は、上向きの兆しはあるものの、中小企業とりわけ従業員が 1~4 人程度の小規模企業の業況にあっては回復に至っていないのが現状です。

このような中、区としては平成 22 年（2010 年）に閣議決定された、国の中小企業憲章に基づき、産業界や経営者とのパートナーシップを強固にすることはもとより、区だけの経営資源にかかわらず、国、東京都、各種支援機関との連携や役割分担のもと、中小企業を社会の主役と位置づけ、中小企業のさらなる飛躍のために支援していく必要があります。

地域産業の振興は区民生活に密接に関係しており、産業の活性化を図ることでまちなぎわいや雇用の創出につながるなど、区民生活を豊かにしていくことができます。そのため、区の産業振興の指針となる「北区産業活性化ビジョン」及び平成 26 年度（2014 年度）に改定した「北区産業活性化ビジョン行動計画（第三期）」を踏まえつつ、経済状況や時代の要請に的確に対応した施策を着実に展開していく必要があります。

企業経営の改善、革新にあたっては、操業環境の改善も含め、様々な問題や課題に向き合うことが重要です。中小企業の大きな課題である新製品の開発や販路の開拓、技術の高度化を含め、多様な専門家からワンストップで相談に応じられる体制の構築が不可欠です。また、企業間のネットワーク化を支援するとともに、平成 29 年度（2017 年度）に区内に新たな情報系学部を開設する東洋大学など、大学等の研究機関との連携を強化しながら、

新たな産業分野の開拓支援を行っていく必要があります。同時に、必要な資金を確保するため、区内金融機関と連携した金融対策が求められています。

また、産業構造の変化や経営者の高齢化によって事業所が減少傾向にあるなか、地域課題の解決をビジネス手法を用いて行うコミュニティビジネスや、自身のスキルや経験を生かした起業・創業についても支援していくことが求められています。

中小企業の人材の確保については、雇用環境の整備に加え、若者・女性・高齢者の雇用が不可欠ですが、求職者と中小企業が求める社員像との雇用のミスマッチが解消できていないのが現状です。このため、区内中小企業の良さを広く PR するとともに、ハローワークや東京都の就職支援機関と連携した就職面接会を積極的に開催していく必要があります。

観光振興は、地域経済の活性化とともに区民の地域に対する愛着や誇りの醸成など多様な面での効果が期待されています。区には、地域に根差した豊かな歴史・文化・産業・自然資源が数多くあるほか、23 区最多となる JR の駅数や、尾久や田端の車両センターなど鉄道資源も大きな魅力のひとつとなっています。区ではこれまでも北区の魅力を広く区内外に発信してきましたが、今後は地域固有の資源に磨きをかけ、戦略的にアピールしていくことが必要です。あわせて北区を訪れる人をおもてなしの心で迎える観光の担い手の発掘・育成も求められています。さらに、観光事業を効果的に推進していくためには、区全体で観光に対する認識を共有するとともに、行政・事業者・区民が一体となった推進体制の構築が必要です。

また、平成 32 年（2020 年）に開催される東京オリンピック・パラリンピックを見据え、区内にスポーツ関連施設を複数抱える特徴を最大限に生かして、訪日外国人の誘客等、北区の魅力発信につなげていく取り組みが求められています。

ものづくり振興については、「小粒ながらキラリと光る」企業に対し、技術の高度化や販路の開拓などの分野について、区は積極的に専門家を配置しています。その上で、技術・技能の継承等、区独自の支援策を構築するとともに、国や東京都の助成金の確保や表彰制度へのエントリーを応援し、北区が区内企業と一体となってもものづくりに力を入れている地域であることを区内外に PR していくことが求められます。

区民の暮らしを支える商店街については、買い物場としてだけでなく、防犯対策の担い手など、地域の暮らしを支える貢献団体としての機能を高めていく必要があります。しかし、商店街を構成する各店舗では、経営者の高齢化、商品の流通経路の転換、消費者ニーズの多様化などを背景に倒産、廃業の加速化が懸念されます。このため、商店街の立地や特性に応じて、商店街のイベントやにぎわい再生などに対して幅広い支援を行っていく必要があります。さらに、商店街のエリアを超えた同業種団体や個店経営者・若手経営者グループについても、多方面から積極的に支援することでまちの活性化に貢献できると考えられます。

また、豊かな社会を築いていくためには、人々の多様な個性や生き方が尊重されることが大切です。北区の産業を支える中小企業の勤労者が、いきいきと働き続けられるよう、

人生の各段階に応じて仕事と家庭生活、地域活動等をバランスよく両立するための「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が実現できる環境を整え、だれもが働きやすいしくみをつくる必要があります。

■ 施策の方向

(1) 新たな産業の展開

① 地域産業を支える産業施策の推進

- ♡ 区内中小企業の継続的な発展を図るため、中小企業へのコンタクトを密にとり、経営全般、販路開拓から技術の相談まで、一体的に行えるワンストップ相談窓口を設置します。
- ♡ 中小企業の資金調達を支援するため、景気動向に合わせた融資あっせん制度の充実に努めます。
- ♡ 区内産業関係団体、学識経験者と行政等が連携して、各種施策の推進や具体的な課題解決策の検討を行います。

② 創業及び雇用の促進

- ♡ 区内における起業を支援するため、セミナーや相談事業を実施します。あわせて、区内の開業率を高めるため、創業支援施設「ネスト赤羽」の機能について、区内関連施設の状況や経済情勢を踏まえさらなる充実に努めます。
- ♡ 「赤羽しごとコーナー」の機能を生かして、多様な人材の就業・能力向上を支援するとともに、区内中小企業と若者・女性・高齢者とのマッチングの提供など、地域内雇用の促進を図ります。
- ♡ 中小企業が有能な人材を確保できるよう、国や都と連携し雇用の促進を図ります。
- ♡ 区民にとって魅力があり地域に密着している個店をはじめ、区民が主体となり地域の課題をビジネスの手法で解決するコミュニティビジネスなど、生活関連産業に対してきめ細やかな支援を実施します。

③ 北区の魅力を生かした観光の推進

- ♡ 観光振興施策の効果的な展開に向けて、北区の観光振興の方向性や具体策を明らかにした観光振興プランをもとに、関係機関、団体等の連携を強化し、観光事業推進の中核を担う（仮称）北区観光協会の設立及び活動を支援します。あわせて観光事業への区民の参画を促進し「区民が主役」の観光振興を推進します。
- ♡ 来訪者に対するおもてなし文化を醸成するため、観光に対する区民の理解と認識の共有に努めるとともに、観光ボランティアガイドなど北区の魅力を伝える人材の育成と活動機会の充実に取り組みます。
- ♡ 地域資源の発掘・再評価を行い、まち歩きの魅力や回遊性の向上等を図ると

ともに、多様な主体との連携・協力による効果的な情報発信と観光振興施策の充実に取り組みます。

- ♡ 鉄道を北区の貴重な観光資源として改めて認識し、各種関係団体と連携しながら鉄道観光の推進を図ります。
- ♡ 2020 東京オリンピック・パラリンピックを見据え、訪日外国人の誘客を積極的に推進します。

(2) モノづくりの振興

①技術の高度化

- ♡ 区内中小企業の技術力を高めるため、東京都立産業技術研究センターや大学等を身近な存在として浸透させ、連携を促進します。
- ♡ 区内ものづくり企業の活性化を図るため、東洋大学との産学連携事業を継続的に推進します。
- ♡ 中小企業の新製品・新技術開発を支援するため、国や都等が実施する支援事業も積極的に活用し、企業のレベルアップを図ります。

②地域・企業間等の多様な連携の促進

- ♡ 区民が、区内ものづくり企業の重要性の認識や親しみが持てるように、優れたものづくりを認定する「きらりと光るものづくり顕彰」等で積極的に PR します。
- ♡ ものづくり都市としての北区の認知を広めるため、優れた技術や製品を有する企業を発掘し、積極的に区外へ PR します。
- ♡ 販路拡大コーディネーターや技術相談員を配置し、新たな販路開拓、新製品・新技術開発へと促進するため、交流会等を実施することによって区内ものづくり企業を連携させます。
- ♡ 区内ものづくり企業の新製品の販路を開拓するため、東京都中小企業振興公社などと連携し、販売促進の機会を提供します。
- ♡ 北区において、戦略的に支援する成長産業分野や若手後継者について、その企業等のグループ化を図り、積極的に支援します。また、学生と企業の連携による技術・技能の承継を促進します。
- ♡ 既存の産業集積を維持するため、住工混在地域における良好な共存関係の構築に努めます。

(3) 生活サービス産業の育成

①人材を生かした個店づくり

- ♡ 地域の人口特性の変化に積極的に対応できる魅力ある個店となるよう、消費者ニーズを調査し、効果的なセミナーを開催するとともに、消費者と個店との交流の場を設けます。

- ♡ 限られた経営資源を有効活用し、情報共有を図るため、業種別及び若手経営者をネットワーク化する環境を整え、地域経済活性化を促すイベントを支援します。

②活気あふれる商店街づくり

- ♡ 区内商店街の組織力を高めるため、関係団体との連携を強化するとともに「北区商店街の活性化に関する条例」の普及に努めます。
- ♡ 商店街の集客力を高めるため、空き店舗に若手起業家を誘致し、商店街の活性化に取り組みます。

③地域に根ざした商業振興

- ♡ 地域住民の暮らしを支えるため立地特性に応じた商店街等の取り組みを支援します。
- ♡ 商店街が核となり地域の暮らしをサポートする基盤になるよう、地域住民と協働したサポートシステムの構築を研究します。
- ♡ 少子高齢化や核家族化の進展に伴うライフスタイルの変化や子育て世帯、高齢者等の世代別のニーズにきめ細やかに応えるため、生活支援型サービスの展開を支援します。
- ♡ 環境に配慮した取り組みを行う商店街等を支援します。
- ♡ 商店街の機能強化やにぎわいの高まりを促すため、区の担当部局、高校・大学等の教育機関との連携を強化し、積極的に支援します。

(4) 勤労者の働きやすい環境づくり

①勤労者が安心して働ける環境整備

- ♡ 区内で働く従業員の健康といきがいを増進するため、国や都、企業と連携し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のとれた働く環境づくりを促進します。

■ 施策体系図：地域産業の活性化

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 新たな産業の展開		<p>【021】若者・女性・高齢者の活躍 応援プログラム</p> <p>【022】コミュニティビジネスの推進</p> <p>【023】(仮称)北区観光協会の設立</p> <p>【024】鉄道のまち北区プロジェクト</p> <p>【025】千客万来 外国人向け観光 情報発信事業</p> <p>再掲 004 元気高齢者支援事業</p> <p>再掲 036 地域で受け継ぐ文化芸術の創造</p> <p>再掲 092 (仮称)旧北王子支線跡 地遊歩道の整備</p>
①地域産業を支える産業施策の推進		
	ワンストップ相談窓口の設置	
	中小企業金融対策	
	区内産業関係団体との連携強化	
②創業及び雇用の促進		
	体系的セミナー事業の推進とネスト赤羽の 機能充実	
	資格取得の支援や中小企業との出会いの場 の提供	
	国・都と連携による雇用の促進	
	コミュニティビジネスの推進	
③北区の魅力を生かした観光の推進		
	観光協会の設立と区民参画の促進	
	観光の担い手の育成	
	観光資源の効果的な発信と観光施策の充実	
	鉄道観光の推進	
(2) モノづくりの振興		<p>【026】大学連携による産業イノベ ーション創出事業</p> <p>【027】新製品・新技術開発支援事 業</p> <p>【028】経営相談総合窓口・産産連 携推進事業</p> <p>【029】地域産業の技術・技能承継 事業</p> <p>再掲 117 新工ネ・省工ネ導入の促 進</p>
①技術の高度化		
	都の技術支援機関や大学等との連携促進	
	東洋大学との継続的な産業連携の推進	
	新製品・新技術の研究開発支援	
②地域・企業間等の多様な連携の促進		
	優れたものづくりの認定・顕彰	
	優れた技術や製品を有する企業の発掘・積極 的 PR	
	企業間の連携強化	
	関係機関と連携した販売促進の機会の提供	
	成長産業や若手後継者の企業グループ化支 援及び学生連携による技術・技能承継	
	住工混在地域における良好な共存関係の構 築	

(3) 生活サービス産業の育成		【030】北区街なかゼミナールの開講 【031】商店街にぎわい再生プロジェクト推進事業 【032】外国人ウェルカム商店街事業
①人材を活かした個店づくり		
	消費者ニーズの把握やセミナー開催、交流の場の整備	
	業種別・若手経営者のネットワーク化とイベント支援	
②活気あふれる商店街づくり		
	北区商店街の活性化に関する条例の普及	
	空き店舗への若手起業家の誘致	
③地域に根ざした商業振興		
	立地特性に応じた商店の取り組みへの支援	
	地域住民との協働による生活サポートシステムの研究	
	生活支援型サービス業の取り組み支援	
	商店街等の環境への取り組み支援	
	教育機関との連携の強化	
(4) 勤労者の働きやすい環境づくり		再掲 064 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業
①勤労者が安心して働ける環境整備		
	ワーク・ライフ・バランスのとれた環境づくりの促進	

■ 計画事業

☆ 【021】若者・女性・高齢者の活躍応援プログラム

ハローワーク等関係機関と共同し、若者や女性、高齢者の活躍を推進するため、「赤羽しごとコーナー」に配置する専門員等によるきめ細やかな就職相談や職業紹介を行うとともに、セミナーを開催し、就業・能力向上の支援を行う。

所管部：地域振興部・子ども家庭部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	検討	推進	推進	
	事業費(百万円)	72	72	

☆【022】コミュニティビジネスの推進

区民が主体となり、地域課題をビジネス手法で解決するコミュニティビジネスの取り組みを支援する。担い手の育成・事業継続を支援するとともに、中間支援機能の充実及び活動拠点を整備する。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	検討	推進	拡充	推進
(内訳) 中間支援機能	—	拡充	拡充	
活動拠点	—	整備	検討	整備
	事業費(百万円)	56	28	28

【023】(仮称)北区観光協会の設立

区民、事業者と一体となって北区の観光資源や魅力を発信する体制を構築するため、(仮称)北区観光協会を設立するとともに、「(仮称)観光ステーション」を設置する。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
設立	設立準備	設立	設立	
	事業費(百万円)	6	6	

【024】鉄道のまち北区プロジェクト

観光資源としての鉄道の魅力を広く発信するため、関係団体と連携しながら、ターゲットビューマップの作成・写真コンテスト等を行う。また、鉄道の面影を残した遊歩道の整備に併せて、記念モニュメント等の設置による情報発信を行う。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	推進	推進	推進	
	事業費(百万円)	10	10	

☆【025】千客万来 外国人向け観光情報発信事業

2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、外国人に北区の魅力を発信し、北区への来訪を促進するため、外国人目線による北区の魅力の掘り起しのうえ、ガイド情報誌の発行等を行う。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	検討	推進	推進	推進
	事業費(百万円)	23	19	4

【026】大学連携による産業イノベーション創出事業

ものづくり企業の技術力を高めるため、セミナーの開催等大学とのマッチングを行い、産学連携の促進を図る。また、大学等との共同開発研究に係る費用の一部を助成する。さらに、東洋大学と連携して、産学連携ワンストップ総合窓口を大学内に設置する。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(内訳) 大学等との共同開発研究 23件	3件	20件	10件	10件
産学連携ワンストップ総合窓口	検討	設置	設置	
	事業費(百万円)	48	24	24

【027】新製品・新技術開発支援事業

区内中小企業の創造的な事業活動を促進し、新たな事業分野の開拓による活性化を図るため、中小企業が行う新製品・新技術の研究開発に対し経費の一部を助成する。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
46件	16件	30件	15件	15件
	事業費(百万円)	95	46	49

☆【028】経営相談総合窓口・産産連携推進事業

区内中小企業の継続的な発展を図るため、専門相談員を配置し、経営全般、販路開拓から技術の相談まで、訪問を中心としたワンストップ型相談窓口を設置する。また、定期的に交流セミナーを開催する。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推進	検討	推進	推進	推進
	事業費（百万円）	225	106	119

☆【029】地域産業の技術・技能承継事業

区内企業等が有する技術・技能の承継による地域産業の活性化を図るため、モノづくり企業における若手後継者のグループ化を図る。また、学生と企業の連携による技術・技能承継を行う。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推進	検討	推進	推進	
	事業費（百万円）	4	4	

☆【030】北区街なかゼミナールの開講

魅力ある個店づくりを推進するため、地域の消費者に対して商店主が講師となり、専門的な知識・情報等を伝えるゼミナールを開講し、消費者と個店との交流の場を設ける。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推進	—	推進	推進	推進
	事業費（百万円）	32	15	17

【031】商店街にぎわい再生プロジェクト推進事業

商店街の機能強化やにぎわいを再生・創出するため、アドバイザーを派遣し、商店街として進んでいく方向性や具体的取り組み等を盛り込んだ5か年計画の策定及び計画に基づく事業実施を継続的に支援していく。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
16 商店街	6 商店街	10 商店街	5 商店街	5 商店街
	事業費（百万円）	79	38	41

☆【032】外国人ウェルカム商店街事業

2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、商店街が外国人観光客に対応するため、無料公衆無線LANの整備、ホームページ・マップの外国語版作成に係る費用の一部を助成する。また、商店主向け外国語講座を開講する。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
10 商店街	—	10 商店街	10 商店街	推進
	事業費（百万円）	62	50	12

2-2 コミュニティ活動の活性化

北区基本構想

思いやりと支え合いのある、人間性豊かで、開かれた地域社会をめざして、多様な世代や人々の地域活動への参加や交流を推進します。

あわせて、地域で諸課題に主体的に取り組むため、ボランティア・市民活動団体、企業などの様々な活動主体が連携、協力できる環境づくりを進めます。

また、コミュニティ活動やボランティア・市民活動団体などの活動の場を整備します。

■ 現状と課題

少子高齢化の進展、子育てファミリー層・若年層を中心とした若い世代の流出などにより、地域社会の人口構成は大きく変化しています。特に、都市部で目立つ人口の流動化などの社会構造の変化は、地域のきずなや人と人とのつながりといった地域の連帯意識を希薄にさせ、無縁社会といわれるような社会的孤立や孤独死を引き起こすなど、大きな社会問題となっています。また、地域コミュニティやまちの活力を低下させ、コミュニティ活動の基盤にも大きな影響を与えています。

一方、防災・防犯活動、福祉、リサイクルやごみ減量化への取り組み、子どもや高齢者への見守り活動などの様々な地域課題や、多様化する価値観やライフスタイルの変化による新たな区民ニーズに対し、行政だけで対応していくことが困難な状況となっています。

こうした社会構造の変化に柔軟に対応し、人間性豊かで、開かれた地域社会づくりを進めていくには、地域における様々な主体による自主・自発的な活動を基本に、地域における課題をできる限り地域で解決していくためのしくみづくりが求められています。

さらに、未曾有の災害となった東日本大震災を契機として、地域コミュニティのネットワークの重要性が再認識されたことやボランティア活動への関心の高まりなどから、地域のネットワークの基盤強化やNPO・ボランティア活動への支援が一層求められています。

北区の地域コミュニティの現状をみると、地縁的組織である町会・自治会が中心となり、様々な地域の課題に積極的に取り組み、リサイクルや防災、安全・安心、高齢者の見守りなど、幅広い分野で大きな役割を果たしています。平成25年版情報通信白書では、タブレット端末を使って、主に一人暮らし高齢者への生活支援を、地域プロジェクトとして実験的に実施した区内の町会が紹介されています。このようなモデル的な取り組みは、多様化する地域課題に対し、柔軟に対応していくことができる町会・自治会活動の今後の方向性を示唆しているものといえます。しかし、区全域における町会・自治会の課題として、加入率の低下や役員の高齢化などの問題があり、多様化する新たな地域課題に取り組むためには、組織の活性化を図ることが求められています。

また、地域において、町会・自治会活動をはじめ様々な活動を行うにあたり、団塊の世代や子育てファミリー層・若年層の方々などが世代を超えて交流することで、住民相互の

きずなが培われるとともに、住民一人ひとりが自分たちの住むまちへの愛着を深めることにつながります。そのため、あらゆる世代の人々が地域活動へ参加しようとする意識の醸成が必要です。地域への愛着を深め、住民相互のきずなをより確かなものにするために、北区ゆかりの日を記念日に制定し、地域の人々が一体となって行事に参加することも良い機会となります。

「北区民意識・意向調査報告書（平成 25 年（2013 年）8 月）」によると、約 6 割の区民が「区政に関心がある」としながら、地域活動へ「参加したことがない」という人が 82.6% となっており、区民一人ひとりの地域活動への参加状況は少ないものとなっています。

また、参加しない理由として「家事や仕事が忙しい」（34.9%）の次に「参加・活動のきっかけがない」（31.1%）があげられています。一方、地域活動への参加のためには、情報公開や多様な手段を活用した情報発信に力を入れるべきとの調査結果も示されています。

そこで、区は、地域コミュニティ活動の活性化に向けて、区民や活動団体の地域活動への積極的な参加の意向を引き出し、実際の活動へと結びつけるしくみづくりに取り組むとともに、区民の多彩な活動を支援する環境整備を進めることが必要になります。

そのためには、区民が地域への関心を高められるよう、多様なツールを活用した積極的な情報提供により情報の共有化を進めることが必要です。また、役員等の高齢化や加入率の低下などの課題を抱える町会・自治会に対し、活動の活性化や核となる担い手の確保と育成を支援する新たなしくみづくりに取り組む必要があります。さらには、生涯学習・スポーツ・文化活動・環境活動など興味や関心を共有する区民の主体的な地域活動を支援し、活動団体同士の交流を促進していくことも重要です。

また、地域課題がより多様化、複雑化するなか、柔軟で機動性のある公益的な活動を活発に行う、NPO・ボランティア活動の担い手の裾野を拡大する必要があります。開設後 10 年が経過した「NPO・ボランティアぷらざ」を拠点とし、「自分たちのまちは自分たちでつくる」といった区民自治の考え方に基づき、区民自らの手で地域課題を解決しようとする活動団体などが育ってきています。今後は、町会・自治会などの地縁的なコミュニティ活動団体と、NPO・ボランティア活動団体、企業・商店街などとの連携・協力をより強化し、地域の様々な活動主体が、お互いの特性を生かしながら住みよいまちづくりを推進できるしくみや機会をつくり出し、ネットワーク化を図っていく必要があります。

このように、区全域において様々な活動団体のネットワーク化を図るためには、地域活動支援の拠点である地域振興室の総合調整機能の充実が求められます。

さらに、北区の NPO・ボランティア活動団体の活性化及び協働によるまちづくりのために創設した北区協働推進基金を活用し、NPO・ボランティア活動への助成及び支援を行っています。幅広く団体へ支援を行うとともに、団体の先駆性、創造性、専門性及び柔軟性を生かした提案事業を募集し、地域課題の解決に向けた事業を実施しています。これらの事業については、適切な評価・検証を行い、協働の質や効果を高めていく必要があります。あわせて、NPO・ボランティアぷらざにおける機能の充実やこれまでに形成された活動団

体とのネットワークを生かした事業の実施、NPO・ボランティア活動団体等の組織基盤の強化や活性化に向けた支援策をさらに展開していく必要があります。

なお、地域活動の促進には、活動の場の確保が必要です。区は、これまで、地域におけるコミュニティ活動の拠点として、区民センターやふれあい館などの計画的な整備を進めてきました。また、学校適正配置で閉校した学校施設の体育館を活用し、スポーツをはじめ文化・芸術・健康づくりなど、多目的な活動を行えるコミュニティアリーナを整備しました。

今後は、「北区公共施設再配置方針（平成 25 年（2013 年）7 月）」に基づき、学校施設をはじめ他の公共施設などと集約化・複合化することで施設の多機能化を実現し、コミュニティ活動拠点として施設機能の充実を図る必要があります。また、施設の運営にあたっては、地域住民のだれもが気軽に利用できるよう、区民参画による運営が求められています。

さらに、少子高齢化や社会状況の変化に対応できるよう、区全体の施設の有効活用の観点から、現在の施設の機能を見直し、今後の施設のあり方を検討していくことも必要となっています。

■ 施策の方向

(1) コミュニティ活動の支援

① 地域活動・交流の促進

- ♡ 思いやりと支え合いによる人間性豊かな開かれた地域社会をつくるため、多様な世代や人々との交流、地域活動やボランティア活動に参加しやすいしくみづくりを推進します。
- ♡ 区民が情報を共有化し、地域活動への参加のきっかけを作るため、ホームページをはじめとする多様なツールを活用し、積極的に地域情報を提供します。
- ♡ 北区ゆかりの日を記念する事業などの実施を通して区民の地域コミュニティに対する関心を高めるとともに、地域活動への参加促進を図り、世代を超えた地域の人々の連帯意識を醸成します。
- ♡ 町会・自治会の加入促進や活動の担い手づくりを推進するとともに、地域を舞台に様々な活動を行うグループや団体などに対し、活動の場や情報提供を行うなどの支援を行い、自主的な活動を促進します。

② 様々な活動主体による連携・協力への支援

- ♡ 地域社会が多様化、複雑化する諸問題に主体的かつ柔軟に取り組めるよう、それぞれの活動を支援し、町会・自治会、NPO・ボランティア活動団体、企業・商店街、学校などの様々な地域活動の担い手が連携・協力できるしくみや機会をつくるため、コーディネート機能の充実及びネットワークの基盤づくりを行います。

- ♡ 地域社会の一員としての企業の社会貢献活動に対する支援を推進していきます。

③協働推進体制の充実

- ♡ 北区協働推進基金を活用し、NPO・ボランティア活動団体等の視点や発想を生かした協働によるまちづくりのための事業を推進し、適切な評価や検証により協働の質の向上を図ります。
- ♡ NPO・ボランティアふらざの機能の充実を図り、活動団体のネットワークを生かした事業を実施します。また、NPO・ボランティア活動等の組織基盤の強化を促進するとともに自立への支援を行います。

(2) コミュニティ施設の充実

①コミュニティ活動の場の整備

- ♡ 区民やNPO・ボランティア活動団体などの多様な地域活動を支援し、地域情報の発信や活動の場の提供、相互の交流を推進する場としてのNPO・ボランティアふらざや地域振興室、ふれあい館の機能の充実を図ります。
- ♡ 学校施設など公共施設の地域開放を推進し、身近な活動の場を確保します。

②区民主体の施設運営の推進

- ♡ 区民により身近な施設となるよう、ふれあい館などのコミュニティ施設の区民による運営を推進します。

③施設の適正な配置と維持・管理の推進

- ♡ 社会状況の変化に対応したコミュニティ施設の利用を推進するため、「北区公共施設再配置方針」に基づき、地区ごとの配置のあり方や施設として望ましい機能を検討します。
- ♡ 区民センター、ふれあい館などのコミュニティ施設では、集約化・複合化などによる地域にあわせた機能の効率化を図ります。
- ♡ 老朽化等に伴う更新等が必要な施設の、計画的な改修と維持補修を推進します。

■ 施策体系図：コミュニティ活動の活性化

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) コミュニティ活動の支援		<p>【033】地域のきずなづくり推進プロジェクト</p> <p>再掲 002 地域見守り支えあい事業</p> <p>再掲 003 コミュニティソーシャルワーカーの配置</p> <p>再掲 061 コミュニティ・スクールの推進</p> <p>再掲 085 地区防災運営協議会の設置・運営支援</p> <p>再掲 103 地域で活躍する学生向け住宅の誘致</p> <p>再掲 118 緑化推進モデル地区事業</p>
①地域活動・交流の促進	地域活動・交流への参加促進	
	多様なツールを用いた地域情報の積極的な提供	
	コミュニティ形成・地域連帯のための意識づくり	
	グループ・団体の活動支援と自主的活動の促進	
②様々な活動主体による連携・協力への支援	様々な活動主体による連携・協力のしくみづくり	
	企業の地域参加の促進	
③協働推進体制の充実	北区協働推進基金を活用した協働事業の充実と質の向上	
	NPO・ボランティア活動団体等の連携と組織基盤の強化	
(2) コミュニティ施設の充実		
①コミュニティ活動の場の整備	地域活動の場の機能充実	
	公共施設など身近な活動の場の確保	
②区民主体の施設運営の推進	コミュニティ施設の自主運営の推進	
③施設の適正な配置と維持・管理の推進	施設の配置・機能の見直し	
	地域にあわせた施設機能の効率化	
	計画的な改修と維持補修	

■ 計画事業

【033】地域のきずなづくり推進プロジェクト

区民の自治意識や各地域における人と人とのつながりを再認識し、北区への愛着を深めるために（仮称）北区の日記念事業を実施するなど、地域のきずなを深める事業を推進する。また、町会・自治会へのIT化支援や加入促進、若年層・団塊の世代を中心とした新たな担い手づくりの支援に取り組む。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	推進	推進	拡充	推進
	事業費（百万円）	50	34	16

【034】町会・自治会会館建設等助成

地域住民相互の交流及び自主活動を行う場として、町会・自治会が自ら拠点施設を整備する際に、施設建設等に係る経費の一部を助成する。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
57件	47件	10件	5件	5件
	事業費（百万円）	100	50	50

【035】区民センターの整備（桐ヶ丘地区）

地域コミュニティ活動の拠点施設として、桐ヶ丘地区に区民センターを整備する。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
1カ所	—	1カ所	検討	1カ所
	事業費（百万円）	1,110	—	1,110

2-3 個性豊かな地域文化の創造

北区基本構想

グローバル時代にあつてこそ、わたしたちの国や地域が育てた固有の文化を誇りに思い、大切にしていく必要があります。

北区に根ざした生活や産業、伝統により育まれた貴重な文化を誇りにし、継承しながら、区民の創意あふれる芸術文化活動を通じて、文化の香り高く、にぎわいのあるまちをつくります。

区は、区民の主体的な芸術文化活動を支援して、区民とともに個性的な地域文化を創造し、北区の魅力として発信します。

また、北区を誇りに思う意識を育み、歴史的文化の継承と活用を図ります。

■ 現状と課題

北区は、徳川 8 代将軍吉宗が桜を植えて花見の名所となった飛鳥山をはじめ、日本最大規模の縄文時代の貝塚である中里貝塚や、地域で伝承されてきた「王子田楽」、「白酒祭」、「稲付の餅搗唄」など歴史的文化的遺産や伝統芸能・行事が数多くあります。また、明治から大正・昭和初期にかけて、芥川龍之介など多くの作家や芸術家に移り住み「田端文士芸術家村」が形づくられるなど、貴重な文化が数多く育まれてきました。

このような北区の様々な歴史や文化を生かしたまちづくりを進めていくことは、個性豊かな地域文化の創造につながるとともに、産業・福祉・教育など多様な分野における区民の生活の質を向上させる面でも重要なことです。

区では、平成 16 年（2004 年）6 月に策定した「北区文化芸術振興ビジョン」により、区民をはじめ、地域の多様な主体とともに文化芸術を「つくる」、「そだてる」、「ひろげる」、これらの活動を「ささえる」ための基盤整備を推進しています。

これまで、区では、平成 2 年（1990 年）に開設した「北とぴあ」を核として、北区文化振興財団（以下、「財団」）が中心となり多彩な事業を展開してきました。なかでも、平成元年（1989 年）に北区にゆかりのあるプロの彫刻家を中心として始まった「北彫展」や、平成 7 年（1995 年）に国内外から世界的な音楽家を招き開始した「北とぴあ国際音楽祭」は、他に例のないオリジナリティあふれる文化事業として高い評価を得ています。財団設立から 25 年を迎え、地域社会も大きく変容するとともに、区民の価値観も多様化が進み、時代に即した北区における文化芸術事業の展開が求められています。

また、「田端文士村記念館」や「飛鳥山博物館」などを開設し、有形無形の文化的資産の継承にも努めてきました。平成 17 年（2005 年）には、江戸時代後期の創建と推定される古民家を「ふるさと農家体験館」として赤羽自然観察公園に移築・復原し、茅葺き屋根の古民家や民具の見学などを行うとともに、年中行事や昔のおもちゃづくり、野菜づくりなどの体験事業を行っています。あわせて、文化センターなどでも伝統文化について学ぶ教室や区民の多様な要望に応えた文化講座などを行っています。

今後、北区らしい文化芸術の創造を一層推進するとともに、地域に受け継がれてきた歴史文化や伝統芸能などを北区の新たな地域おこしなどに生かす活動を支援していくことが重要です。

さらに、区民が主体的に文化芸術活動を楽しみ、自らの個性や能力を伸ばせる環境づくりとして、「北区文化祭」や「文化センターまつり」、「北とぴあ演劇祭」など、区民や文化芸術団体の発表の場を数多く提供しています。

あわせて、区民による「北区民オーケストラ」や「北区民混声合唱団」などの育成も行っていきます。また、子どもたちが日本の伝統文化を本格的に体験・習得する場として推進している「子ども文化教室」については、平成 24 年度（2012 年度）から旧豊島北中学校跡地に集約して実施し、充実を図りました。

今後、区民主体の文化芸術活動がさらに活発となるよう、担い手の拡大や質の向上を支援するとともに、豊かな才能を見出し、高い専門知識をもった人材の育成を図っていく必要があります。

また、各地域のふれあい館などで気軽に音楽を楽しむ機会を提供する「まちカードコンサート」や東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校の協力による「輝く☆未来の星コンサート」などを開催しています。さらに、学校等への出張公演を行う「スクールコンサート」では、平成 24 年度（2012 年度）以降、区立小学校全校で開催するなど、多くの小・中学校等で子どもたちが身近に一流の文化芸術に触れることのできる機会を提供しています。

引き続き、子どもから高齢者までだれもが文化芸術を鑑賞・体験する機会の拡充を図るとともに、区民と協働して、身近な地域で文化芸術を発表・鑑賞できる機会を充実していく必要があります。

一方、文化芸術活動を支えるための取り組みとして、北とぴあのほか、赤羽会館や滝野川会館、文化センター、ふれあい館などを文化芸術の発表や練習の場として活用してきました。北とぴあでは、経年劣化への改善や文化芸術活動の拠点としての充実を図るため、平成 22 年度（2012 年度）から 4 か年にわたり、さくらホール・つつじホールの舞台設備をリニューアルしました。今後は、開設後 30 年を経過する施設全体の改修を検討し、施設機能の充実を図っていく必要があります。

また、一定期間継続して利用可能な活動場所の確保や文化芸術活動の連携及びネットワーク形成のために、学校施設跡地となった旧豊島北中学校校舎部分を活用して、平成 27 年（2015 年）に新たな文化芸術活動拠点を開設します。さらに、文化芸術団体の活動を推進するための支援体制を整備するとともに、文化芸術活動の振興に向けた民間との連携なども重要となってきます。

生活や歴史など文化は様々であり、区民主体の幅広い文化活動を支援していくことが必要です。様々な展示や講座・体験教室等を通じて北区の豊かな歴史的文化や地域文化を伝えるとともに、デジタル化を含めて資料を保存・活用し将来へ引き継ぐなど、郷土意識を高め、地域文化の振興を図るための取り組みを推進しています。飛鳥山博物館では、区民

の生涯学習活動を支援するとともに、学校と連携した展示や出張講座なども実施しています。今後は、各種事業等の一層の充実を図るとともに、次世代を担う子どもたちに向けた取り組みの拡充が求められています。

なお、個性豊かな地域文化の発見、創造には、北区の観光資源を効果的に活用していくことも必要です。近年では、渋沢史料館や東書文庫などをはじめとする北区の5つの文化遺産が、経済産業省がとりまとめた「近代化産業遺産群」に認定され、地域活性化の種として期待されています。先人が残した豊かな文化遺産を継承しつつ、観光の振興により、人と人とのふれあいや文化と文化の交流を活発にし、区民の感性と創造性を高め、北区の未来を豊かなものにしていく取り組みが求められています。

今後は、観光資源の利活用や新たな文化芸術活動拠点における文化の創造発信の必要性など、文化芸術活動の諸情勢の変化に対応した北区の文化芸術振興策の推進が必要となります。

■ 施策の方向

(1) 個性豊かな文化の創造と発信

①地域の個性を生かした文化芸術の創造

- ♡ 北区の文化資源や地域特性を生かして、北区らしい個性的な文化芸術の創造を一層推進するとともに、これまでの文化芸術をさらに発展・継承します。また、芸術家や文化芸術団体等の創造的活動が活発に行えるような環境を整備します。
- ♡ 地域で生まれ、受け継がれてきた歴史文化、伝統芸能など特色ある文化を新たなまちづくりや地域おこしなどに生かしていく活動を支援します。
- ♡ 地域の文化資源の活用や芸術家の交流活動の促進など、魅力的な文化芸術が創造される環境づくりに、ハード・ソフトの両面から取り組みます。
- ♡ 区民や企業が、文化芸術活動に対して資金援助など様々な支援をしやすい体制づくりを検討します。
- ♡ 北区の文化芸術振興の指針となる「北区文化芸術振興ビジョン」の見直しを検討します。

②北区らしい文化芸術活動の発展・支援

- ♡ 文化芸術活動を活発化し、より高い水準を達成するため、芸術家や指導者の支援を行います。
- ♡ 区民主体の文化芸術活動が活発に行えるよう、身近な施設などの環境を整備します。
- ♡ 文化芸術団体や公益団体、NPO・ボランティア団体等の自主的、自発的取り組みを支援し、互いにその特性を認識・尊重しあい、北区の文化芸術振興のために様々な形態で協働を推進します。

③様々な文化芸術に触れる機会の拡大

- ♡ 文化芸術に親しむための貴重な体験のきっかけを作れるよう、より多くの区民が身近なところで文化芸術に触れる機会を増やし、気軽に楽しむ環境を提供します。
- ♡ 子どもたちが文化芸術に親しめるように、学校をはじめとする公共施設はもちろん、地域の様々な場所で文化芸術を鑑賞・体験する機会を拡充します。
- ♡ 音楽高校などと連携した文化芸術事業を推進し、文化芸術に対する高い意欲と創造性をもった子どもたちを育成していきます。
- ♡ 区民、芸術家、文化団体等が、様々な場所でその文化芸術活動の発表・普及ができるように協働して推進します。

④文化芸術を支えるしくみの構築

- ♡ 公共施設など既存の施設が、区民の文化芸術活動に一層活用されるよう、機能を高めるとともに使いやすさを向上させていきます。
- ♡ 新たに整備する文化芸術活動拠点を核として、芸術家や文化団体等の活動紹介やイベント開催案内など、文化芸術にかかわる多様な情報を収集するとともに、区民や芸術家をめざす若者など様々な世代へ向けた情報発信を行い、区民や文化芸術団体等による文化芸術活動の連携や交流の促進、ネットワークの充実を図ります。

(2) 歴史的文化の継承と活用

①歴史的文化の継承と活用

- ♡ 歴史的文化を保存し、次世代に継承していくために、文化財の保護や資料の収集・保存に積極的に努めていきます。また、急速に失われつつある近現代の遺産の保護・活用にも積極的に取り組むとともに、地域文化の保存・継承などの活動を支援することで、区民の郷土意識を高めていきます。

■ 施策体系図：個性豊かな地域文化の創造

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 個性豊かな文化の創造と発信		<p>【036】 地域で受け継ぐ文化芸術の創造</p> <p>【037】 文化芸術の「卵」育成事業</p> <p>【038】 北とぴあの改修</p> <p>再掲 025 千客万来 外国人向け観光情報発信事業</p>
①地域の個性を生かした文化芸術の創造	個性的な文化芸術の創造の促進 地域文化芸術の再生と創造活動の支援 文化芸術創造のための環境づくり 文化芸術活動の支援体制の検討 「北区文化芸術振興ビジョン」の見直し	
②北区らしい文化芸術活動の発展・支援	高い専門性や資質を持つ人材への支援 区民主体の文化芸術活動の促進 自主的活動の支援と協働の推進	
③様々な文化芸術に触れる機会の拡大	質の高い文化芸術に親しむ機会の充実 子どもたちへの文化芸術体験機会の拡充 音楽高校等との連携事業の推進 文化芸術の発表機会の充実	
④文化芸術を支えるしくみの構築	既存施設の有効活用 新たな活動拠点を核とした情報発信と連携・交流の促進	
(2) 歴史的文化の継承と活用		
①歴史的文化の継承と活用	文化遺産の保存・継承・活用	

■ 計画事業

☆【036】地域で受け継ぐ文化芸術の創造

地域に受け継がれてきた伝統文化や特性を生かした北区らしい文化芸術の創造を推進するため、「北区文化芸術振興ビジョン」の改定にあわせ、芸術家や文化団体等が活発に活動できる環境づくりや新たな支援策に取り組む。また、田端文土村記念館や（仮称）彫刻アトリエ館等、文化芸術施設の更なる活用を図る。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	検討	推進	推進	推進
	事業費（百万円）	5	5	—

☆【037】文化芸術の「卵」育成事業

新たに整備する文化芸術活動拠点を活用して、専門家（プロ）をめざす中学生・高校生を含めた若手アーティストの文化・芸術活動を支援するとともに、若手アーティストや文化・芸術団体、地域との交流を促進するためのイベント等を実施する。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	検討	推進	推進	推進
	事業費（百万円）	60	29	31

【038】北とぴあの改修

より多くの区民が安全かつ快適に利用でき、文化芸術活動の拠点として充実を図るため、北とぴあ施設全体を改修する。

所管部：地域振興部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
計画策定・設計	—	計画策定・設計	検討	計画策定・設計
	事業費（百万円）	501	—	501

2-4 生涯学習の推進

北区基本構想

区民一人ひとりが、自分の人生をより豊かにするため、学びたい人がいつでも、どこでも、学習に取り組み、生涯にわたって学び続けることができる環境づくりを進めます。

そのため、情報提供・相談体制を充実するとともに、身近な学習機会を拡充し、地域での学習活動を支援するしくみをつくります。

■ 現状と課題

区民一人ひとりが、自己の人格を磨き、自分の人生を心豊かに生きていくために、また、暮らしや社会の問題を主体的に解決し住みよい地域づくりを進めていくために、生涯にわたって自発的に学び続けることが重要です。区民が地域社会のなかで、健康で生きがいのある社会生活を営むことができるよう、子どもから大人・高齢者まで、いつでも、どこでも学習できる環境を整備することが求められています。また、地域の課題を解決し、地域の教育力向上ため、家庭・地域・学校と協力・連携しながら、学習の成果を地域に生かし、還元するしくみの充実を図り、地域コミュニティの創出につなげることが望まれています。

平成 18 年（2006 年）12 月に改正された教育基本法では、「生涯学習の理念」が新たに規定され、「教育の目標」、「家庭教育」、「幼児期の教育」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」などの項目においても生涯学習の理念を踏まえた考え方が採られています。さらに、平成 20 年（2008 年）6 月には社会教育法が改正され、学校・家庭・地域の連携・協力を進めることが、社会教育を推進する国及び地方公共団体の任務として明確に位置づけられています。

さらに、「北区民意識・意向調査報告書（平成 25 年（2013 年）8 月）」によると、生涯学習の推進において区民が求めているものとして「学習の場の充実」（28.4%）と「多様な学習意欲に応える講座等の充実」（28.1%）が多く、次いで「大学や企業等との連携による学習機会の拡充」（19.2%）となっています。行政には区民の生涯学習活動を支援する環境づくりが求められています。

生涯学習活動は文化・芸術からスポーツ、環境、消費者活動、男女共同参画など多岐にわたっています。北区では、区民大学をはじめとした講座・講習会のほか、区民の学習ニーズにあわせた趣味の講座から健康づくりや地域課題を解決するための学習まで、様々な事業を推進しています。また、区内外の大学や高校など様々な機関や団体・学校教育と連携を図りつつ、子どもから大人までを対象とした体験型の事業にも取り組んでいます。

生涯学習の主体である区民や社会教育関係団体等が、企画・運営する事業の支援を図ることや、大学等と連携して勤労者や団塊の世代などを対象とした高度で専門的な学習の機会の充実など、より主体的な学習環境の整備と人材の育成が必要です。

また、平成 32 年（2020 年）の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を契機に、

日本文化を発信することはもとより、ホスピタリティの精神にあふれた地域社会づくりの気運を高め、そこから発する他者とのつながりや多様性を受容した「おもてなし」の心を持ったボランティア活動への支援が求められています。

あわせて、様々な講座等の必要な情報が、いつでもどこでも入手できる情報システムや学習相談体制、交流の場をより一層充実させるとともに、区には、それらをコーディネートする機能が求められています。

いつでもどこでも学習できる環境を整備するため、文化センターや図書館、博物館などの身近な学習施設を充実させるとともに、学校施設や公共施設の有効活用を推進し、また、民間施設との連携を深めながら総合的な施策を展開することが求められています。特に、図書館は教養、調査、研究、レクリエーションなどについての区民の学習ニーズに応える場として、生涯学習の入口的役割を果たすとともに、高度情報化・高齢化への対応等、区民の知的要求に応える体制整備が求められています。また、平成 20 年（2008 年）6 月に開設した新しい中央図書館（赤レンガ図書館）は、区民とともに歩む図書館をめざして、「協働型図書館」づくりに取り組んでいます。あわせて、平成 26 年度（2014 年度）には、乳幼児から中高生までの読書活動を積極的に支援するため、「第三期北区子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境の整備を図っていきます。

飛鳥山博物館は平成 22 年（2010 年）3 月に常設展示をより見やすく、わかりやすくするなどのリニューアルを行いました。年間を通じての講座・講習会や春秋の企画展示、夏の親子向けの行事、学校との連携事業など積極的に区民の学習意欲に応えるような事業を展開しています。

平成 20 年度（2008 年度）から国は地域全体で学校教育を支援し、地域ぐるみで子どもの教育を推進し、地域の教育力向上を図る取り組みとして「学校支援地域本部事業」を推進して、地域の人材が学校を支援するしくみづくりを進めています。

北区ではすでに「学校支援ボランティア活動推進事業」を進めてきており、これまでの活動を基に「学校支援地域本部事業」に取り組んでいます。

学校サブファミリー内での連携を図りながら、様々な技能や知識を持つ人を地域の資産・人材と捉え、家庭、地域、学校との連携・協力を推進し、地域社会全体の教育力の向上に向けて充実していくことが求められています。

すべての教育の出発点である家庭教育は、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有していることを尊重しつつ、家庭教育に関する学習機会の充実、子育てを支え合う区民のネットワークづくりなどを進めながら、各家庭における教育の基盤づくりを支援していく必要があります。

平成 24 年度（2012 年度）から国の「放課後子どもプラン」に基づき、学齢期の子どもたちが、放課後等を安全で安心して過ごせる居場所として「わくわく☆ひろば」事業を実施してきました。国は新たな放課後対策として、平成 26 年（2014 年）7 月に「放課後子ども総合プラン」を示し、共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破し、次代を担う人材を育成

するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、同一の小中学校内で学童クラブと放課後子ども教室を行う一体型を中心とした計画的な整備等を進めていくとしています。

今後は、多様な学習・体験プログラムを提供するため、地域住民との一層の連携・協働を深め、大学生や民間教育事業者、文化・芸術団体などの参画を促すとともに、学校施設の効率的・一時的な活用を促進するなど、「わくわく☆ひろば」事業のさらなる充実が求められています。

中学生・高校生には将来の進路に示唆を与える取り組みも大切です。KITAKU スーパーサイエンススクールのように、大学などの高等教育機関や研究機関、企業等と連携した公開講座の開設や体験学習などの機会の充実が必要です。さらに、子どもの中のリーダーや青少年教育に関わる方を対象に、団体活動に必要な知識や技能の習得を図るための研修会の実施などを通して、引き続き指導者として養成することも求められています。

■ 施策の方向

(1) 情報提供・相談体制の充実

① 学習情報提供・学習相談体制の充実

- ♡ 区民が自己に適した手段・方法で、いつでも、どこでも学習情報が入手できるよう教育情報紙やインターネットなど様々な情報伝達手段を活用します。
- ♡ 国や都、高等教育機関などとの連携を進めるとともに、民間施設を含めた幅広い学習情報を収集整理し、区民に的確に提供できるよう生涯学習情報提供を充実します。
- ♡ 区民一人ひとりの生涯にわたる学習活動をきめ細かく支援する学習相談体制を充実します。

(2) 学習機会の拡充

① 多様なニーズに応える学習機会の拡充

- ♡ 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けたボランティア育成のため、世界の国の歴史・文化・食・言語等の学習機会を提供します。
- ♡ 大学などの高等教育機関や民間等と連携し、より高度で多彩な学習機会を提供します。
- ♡ 文化センターや図書館などの社会教育施設と学校教育の連携を強化します。
- ♡ 区民が主体となって企画する講座や学習会を支援し、多様なライフスタイルに対応した学習機会を提供します。
- ♡ 自然とのふれあいを通じた体験学習、博物館での様々な教室、ふるさと農家体験館での年中行事やものづくり、野菜づくりなどの体験学習の場を提供します。
- ♡ 豊かな心を持った子どもを育てるための家庭教育学級や親育ち講座などの子

育て家庭の保護者を対象にした講座などの機会を提供します。

- ♡ 地域に根ざした博物館として、区民ニーズに応えるとともに、地域の歴史や文化に関する企画展示、講座、講演会の充実を図ります。

②身近な学習の場の充実

- ♡ 高度情報化、高齢化、多文化に対応した総合的な学習活動の拠点として、中央図書館のサービスを充実します。
- ♡ 中央図書館と地区図書館とのネットワークや国・公立図書館との連携により、新たな図書館サービスを充実し、利用者の利便性等の向上に努めます。
- ♡ 北区に関する映像資料等、歴史的映像資料を保存活用していきます。
- ♡ 子どもの読書活動推進を図るため、図書館と学校図書館との連携、協働を図ります。
- ♡ 区民と連携、協働し、図書館を中心とした地域コミュニティの創出につなげます。
- ♡ 文化センターなどの社会教育施設や学校施設などの公共施設の有効活用やコミュニティ施設などの連携を進めることにより、身近で使いやすい地域の学習の場を充実させます。

(3) 学習成果の活用

①学習成果を生かし合うしくみづくり

- ♡ 社会教育関係団体の登録をはじめ、学習情報の収集・提供、講師の派遣などにより、グループ・団体による学習活動を支援するとともに、相互の交流を促進します。
- ♡ 学校支援ボランティアをはじめとする区民と協働して、安全で安心な子どもの居場所づくりや学校支援活動を進めることにより地域の教育力の向上を図ります。
- ♡ 様々な技能や知識を持つ人を、地域の資産・人材と捉え、その力を発揮する場を提供するとともに、人材情報の収集や提供を行うなどして、区民が自らの学習成果を生かし合うボランティア活動を支援します。
- ♡ 次代を担う青少年やその指導者を育成するとともに、地域の青少年団体の育成、青少年健全育成活動の発展に努めます。
- ♡ 区民との協働により、区民自らの学習や経験で身につけた知識と技能を生かし、区民とともに学習の機会を提供していきます。
- ♡ 小学校を活用して、放課後等における子どもたちの安全・安心で健やかな活動拠点の充実を図るため、「放課後子ども教室」「学童クラブ」の機能をあわせもつ総合的な放課後対策として、「放課後子ども総合プラン」を推進します。

■ 施策体系図：生涯学習の推進

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 情報提供・相談体制の充実		
① 学習情報提供・学習相談体制の充実	様々な情報伝達手段の活用	
	生涯学習情報提供システムの充実	
	学習相談体制の充実	
(2) 学習機会の拡充		<p>【039】東京オリンピック・パラリンピックボランティア育成事業</p> <p>再掲 062 地域における国際交流の推進</p>
① 多様なニーズに応える学習機会の拡充	東京オリンピック・パラリンピックに向けたボランティアの育成	
	多彩な学習機会の提供	
	社会教育施設と学校教育の連携強化	
	ライフスタイルに適した学習機会の提供	
	体験学習の場の提供	
	家庭教育に関する学習機会の充実	
② 身近な学習の場の充実	中央図書館サービスの充実	
	図書館サービスの充実	
	歴史的映像資料の保存活用	
	子どもの読書活動推進	
	図書館を中心とした地域コミュニティの創出	
	公共施設の有効活用	
	博物館の講座等の充実	
(3) 学習成果の活用		<p>【040】放課後子ども総合プランの推進</p>
① 学習成果を生かし合うしくみづくり	グループ・団体活動の支援	
	子どもの居場所づくりや地域教育力の向上	
	ボランティア活動の支援	
	青少年団体・指導者育成の支援	
	区民との協働による学習機会の提供	

■ 計画事業

【039】東京オリンピック・パラリンピックボランティア育成事業

東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、世界各国の歴史・文化・食・言語等を学ぶことで「おもてなし」の心を持ったボランティアの育成事業を実施する。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
完了	開始	推進	拡充	推進
	事業費（百万円）	21	17	4

【040】放課後子ども総合プランの推進

小学校を活用して、放課後等における子どもたちの安全・安心で健やかな活動拠点（居場所づくり）の充実を図るため、「放課後子ども教室」「学童クラブ」の機能をあわせもつ総合的な放課後対策として、放課後子ども総合プランを推進する。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
小学校全校 (36校)	10校	26校	26校	
	事業費（百万円）	4,703	4,703	

2-5 生涯スポーツの推進

北区基本構想

区民一人ひとりが、生涯にわたっていきいきと楽しく暮らすため、健康づくりから競技スポーツまで、それぞれの体力や興味に応じて、いつでも、どこでも、スポーツ・レクリエーション活動を行うことができる環境づくりを進めます。

そのため、だれもが身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動を行える場を提供するとともに、いつでも気軽に参加できる機会の拡充を図ります。

■ 現状と課題

高齢化や自由時間の増大などに伴って、心身ともに健康で活力ある生活を営むうえで、スポーツ活動やレクリエーション活動が重要になっています。体力は、人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営むうえでも、また物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており、人間の健全な発達・成長を支え、より豊かで充実した生活を送るうえで大変重要なものです。スポーツを通じた心身の元気回復は、区民の健康づくりを支援する視点からも大切です。また、スポーツを通じての世代交流や地域間交流は、地域コミュニティ形成の推進に役立ちます。

平成 23 年（2011 年）6 月に制定された「スポーツ基本法」においては、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利であるとされ、スポーツは青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等国民生活において多面にわたる役割を担うとされています。

スポーツ基本法のこのような理念の実現には、国をはじめ、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者等、スポーツに関する多様な主体が連携・協働していくことが求められます。

さらに、スポーツ基本法において、地方公共団体はスポーツに関する施策を策定し、実施する責務を有することと規定されました。北区では、「東京都北区スポーツ推進計画～わくわくスポーツすこやかプラン～」を平成 24 年（2012 年）8 月に策定し、基本理念を「地域の交流や連携・協働を促し、区民一人ひとりが主体的にスポーツを楽しめるまち」と決めました。計画の策定にあたって実施した「スポーツに関する北区民アンケート調査」では、週 1 回以上スポーツを行う成人の割合（スポーツ実施率）は、33.4%でした。計画策定によりスポーツ推進に向けた様々な施策を提案することでスポーツ実施率の向上をめざし、計画策定から 5 年後（2017 年）に 50%以上、10 年後（2022 年）に 65%以上とすることを数値目標としています。

また、アンケート調査結果では、スポーツをする目的として「健康や体力の維持管理」「楽しみや気分転換・気晴らし」「友人・仲間との交流」という動機が強い傾向としてうかがえるため、このようなニーズにあった運動・スポーツを行える機会や環境を整備することが重要と考えられます。

さらに、東京都が平成 25 年（2013 年）3 月に策定した「東京都スポーツ推進計画」では、成人の週 1 回以上のスポーツ実施率の目標を前回の計画で設定した 60%から 70%に引き上げました。スポーツの実施率を高めるためには、あらゆる年代の方が年齢や体力・興味に応じて、身近に、日常的に参加できるスポーツ・レクリエーションの機会と場を整備することが重要です。

運動やスポーツを通じた健康づくりや体力の向上は、子どもたちの心身のバランスの取れた発育・発達に不可欠です。子どもたちの健康や体力の向上は、小さいころから十分に身体を動かしたり遊んだりするなど、家庭や地域での取り組みが重要です。

また、学校においては、体育の授業、学校行事及び運動部活動等の充実により、生涯にわたって、積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成することが大切です。さらに、子どもの時期は、自分にあったスポーツを探す時期でもあります。子どもたちが様々なスポーツに触れて、その中から自分に合ったスポーツを選ぶことのできる環境を整えることも大切です。

また、働く世代、子育て世代、高齢者や障害のある人など、だれもがスポーツを楽しめるよう様々なスポーツ参加機会の充実を図る必要があります。そのためには、地域におけるスポーツ活動（地域スポーツ）の推進に向けた取り組みが重要です。

地域スポーツの推進にあたり、家庭、学校、地域をはじめ、スポーツ関係機関や団体などの連携・協働により、スポーツ実施率向上のしくみづくりが求められています。

地域住民が主体となって運営する「総合型地域スポーツクラブ」については、地域スポーツ活動を推進するための重要な方策と位置付け、「地域のきずなづくり」を目標として、北区に相応しい総合型地域スポーツクラブのあり方を検討し、その役割や支援策などを明確に示していく必要があります。

一方、全国レベルのスポーツのイベントや地域間交流、ナショナルトレーニングセンター※などと連携した北区特有のスポーツ行事を推進することは、全国に北区を PR するとともに、子どもたちのスポーツへの関心を高めることが期待できます。

スポーツの場の提供として、施設の整備・充実を進めるとともに、国や都、民間施設の積極的な有効活用を推進し、活動の場を確保することも必要です。既存の桐ヶ丘体育館、滝野川体育館に加え、(仮称)赤羽体育館を総合体育館として、全区的、広域的、総合スポーツ大会が開催できる体育施設として整備していきます。また、身近なスポーツの場として、校庭や体育館などの学校施設を有効に活用し、地域開放を積極的に進めていくことが重要です。身近なスポーツの場を確保するため、地域バランスを考慮した体育施設の整備・有効活用・利用促進を図る必要があります。

北区の地域スポーツ発展のためには、(公財)北区体育協会をはじめ、(公財)北区体育協会に属する各競技団体、スポーツ推進委員、青少年委員及び青少年地区委員会など、関連団体と今まで以上に緊密な連携を図り、指導者などの人材を育成していくことが必要です。

平成 32 年（2020 年）には、東京でオリンピック・パラリンピックを開催することが決定しました。世界最大のスポーツイベントの開催に向けて、区が地域や関係機関などと十分連携を図りながら、「おもてなし」や「スポーツ」「ユニバーサルデザイン」などの視点に立った環境整備を推進し、「トップアスリートのまち・北区」として平成 32 年（2020 年）を見据えたまちづくりへの取り組みが求められています。

東京オリンピック・パラリンピックの開催は、未来を担う子どもたちのために夢と希望を与え、区民のスポーツに対する気運を高めるものであり、選手やコーチによるスポーツ教室の開催やジュニアアスリートの育成、優れたジュニアスポーツ指導者の養成に取り組む絶好の機会として捉えることが重要です。

平成 32 年（2020 年）の東京オリンピック・パラリンピックに向け、区民にスポーツを「する」「みる」「かたる」「ささえる」楽しさを伝えられるような環境づくりがより一層求められています。

また、北区西が丘にあるナショナルトレーニングセンターでは、世界で活躍する選手や、今後の日本を背負う若手選手などが日々練習しています。このような施設があることを広く PR するとともに、ナショナルトレーニングセンターなどとの連携を一層深めながら、選手やコーチなどが区民と触れ合うことにより、オリンピック・パラリンピック開催に向けた気運醸成を図ることが必要です。

さらに、北区十条台にある東京都障害者総合スポーツセンターと連携し、パラリンピック実施競技の普及活動や施設の PR などを推進するとともに、障害者スポーツを支える人材を確保していくことが重要です。また、障害者のスポーツ参加を促すために、関係機関や団体等の協力を得て、スポーツ施設までのアクセスも含めた、スポーツ施設のバリアフリー化について検討していくことが求められています。

さらに、多くの区民が世界最大のスポーツイベントであるオリンピック・パラリンピックに参加できるよう、「おもてなし」の発信ができるボランティアの育成に積極的に取り組む必要があります。

※ナショナルトレーニングセンター

北区西が丘に日本初のトップレベル競技者用トレーニング施設として設置された、国際競技力の総合的な向上を図るとトレーニング施設。

■ 施策の方向

(1) 身近なスポーツの場の整備

① スポーツ環境の整備及び有効活用

- ♡ スポーツ・レクリエーションが楽しめるよう、（仮称）赤羽体育館の建設を進めます。
- ♡ 国・公立スポーツ施設等の地域開放を関係機関に要請します。

- ♡ 学校施設の改築に併せて、体育施設を改善していきます。
- ♡ 既存の学校施設・設備の地域開放を推進していきます。
- ♡ 区民のスポーツ参加をより一層向上するために、スポーツ団体等の協力を得て、情報発信に努めていきます。
- ♡ 幅広いスポーツ・レクリエーション情報や健康に関する情報、施設案内などを提供するとともに、健康状態や体力、年齢に応じた活動ができるよう相談体制を構築します。

②東京オリンピック・パラリンピックに向けた環境の整備

- ♡ ROUTE2020＊トレセン通りに関連した様々な事業を展開することにより、「トップアスリートのまち・北区」をPRします。
- ♡ 障害者スポーツアドバイザーによる、施設の点検・検証を行い、区内のスポーツ施設を利用しやすいよう、バリアフリー化を進めます。
- ♡ ナショナルトレーニングセンターや東京都障害者総合スポーツセンターをはじめ、区内にあるオリンピック・パラリンピック関係施設を広くPRするための案内板などの整備などを行います。

(2) 参加機会の拡充

①ライフステージに応じたスポーツ参加の促進

- ♡ 幼児期から運動習慣を身につけるための体操教室等を推進します。
- ♡ 小・中学校において体育の充実を図るとともに、地域で子どもたちが健やかに成長できるように、のびのびと活動できるスポーツ環境を整備します。
- ♡ 成人や子育て世代のスポーツ活動を啓発するため、親子で運動や外遊びをする機会の充実や、生活習慣病の予防啓発などの動機づけを行います。
- ♡ 高齢者の健康・体力づくりのために、スポーツイベントや教室等を開催します。
- ♡ 障害のある人がスポーツ活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

②様々な連携・協働による地域のきずなづくり

- ♡ スポーツ・レクリエーションを通じた、区民相互の多彩な交流を促進します。
- ♡ 家庭・学校・地域等が連携し、子どもたちがスポーツを通じて、地域の人々と触れ合う基盤づくりを進めます。
- ♡ 地域において、関係機関やスポーツ団体、スポーツ推進委員が連携を深め、各種スポーツ講習会、教室、大会など、スポーツ活動機会の充実を図ります。
- ♡ 総合型地域スポーツクラブのあり方検討結果に基づき、だれもが身近な場所で日常的にスポーツを楽しみ、地域に根ざした総合型地域スポーツクラブを育成、支援します。
- ♡ 地域コミュニティの形成などを目的として、区外の方々やスポーツ団体などとのスポーツ交流を推進し、全国レベルのスポーツイベントの開催を支援し

ます。

③東京オリンピック・パラリンピックをめざしたスポーツ事業の拡充

- ♡ ナショナルトレーニングセンターなどと連携し、トップレベルの競技スポーツ選手などによる小・中学生対象のスポーツ教室等を開催し、子どもたちの運動習慣を形成していきます。
- ♡ 子どもたちに夢と希望を届けるために、東京オリンピック・パラリンピックをめざして競技力の向上を図るとともに、北区出身のアスリートの育成に取り組めます。
- ♡ 東京都障害者総合スポーツセンターやスポーツ団体などと連携し、障害の有無にかかわらずだれもが楽しめるスポーツ交流を推進します。
- ♡ 障害者スポーツの体験イベント等を開催し、障害者スポーツの普及啓発を行います。また、東京都障害者総合スポーツセンターと連携したイベントの開催を推進します。
- ♡ 東京都や都内区市町村と連携して東京オリンピック・パラリンピックを支援していくとともに、スポーツ選手との交流などを通じて地域における気運の醸成を図ります。

④スポーツを支える人材の育成・確保

- ♡ 正しい知識に基づいたスポーツ・レクリエーション活動の普及や競技力の向上、健康づくりを図るため、スポーツや健康づくりの指導者・リーダーを育成します。
- ♡ 地域スポーツの活動を支援するため、青少年地区委員会や（公財）北区体育協会、包括協定を締結している大学などの協力を得て、スポーツ推進委員を育成します。
- ♡ 障害者スポーツを支える人材の育成に向けて、東京都障害者総合スポーツセンターと連携して、障害者スポーツ指導員の養成に取り組んでいきます。
- ♡ 地域での活発な活動に結びつけるため、豊かな知識や技術を持った人材の力を区民が互いに生かしあえるよう、ボランティア活動を支援するとともに、東京オリンピック・パラリンピックに向けたスポーツボランティアを育成していきます。

■ 施策体系図：生涯スポーツの推進

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 身近なスポーツの場の整備		【041】 桐ヶ丘体育館の改築 【042】 (仮称) 赤羽体育館の建設 【043】 東京オリンピック・パラリンピックに向けたバリアフリー整備 【044】 「トップアスリートのまち北區」PRプロジェクト
① スポーツ環境の整備及び有効活用	体育施設の整備 国・公立スポーツ施設等の地域開放 学校施設・設備の地域開放 スポーツに関する情報発信 情報提供及び相談体制の充実	
② 東京オリンピック・パラリンピックに向けた環境の整備	「トップアスリートのまち・北區」のPR 施設のバリアフリー化 オリンピック・パラリンピック関連施設のPR	
(2) 参加機会の拡充		
① ライフステージに応じたスポーツ参加の機会	幼児期からの運動習慣の定着 子どもたちのスポーツ活動の参加促進 成人・子育て世代のスポーツ活動の啓発 高齢者の健康・体力づくりの推進 障害者が参加しやすい環境づくり	
② 様々な連携・協働による地域のきずなづくり	区民相互のスポーツ交流の促進 地域と子どもの交流によるスポーツの推進 スポーツ団体の連携による活動の充実 地域に根ざしたスポーツクラブの育成・支援 全国レベルのスポーツイベント開催支援	
③ 東京オリンピック・パラリンピックをめざしたスポーツ事業の拡充	小・中学生対象のスポーツ教室等の開催 子どもたちの競技力向上とアスリート育成 障害者のスポーツ参加の推進 障害者スポーツの普及啓発 関係機関・団体と連携した大会の気運醸成	
④ スポーツを支える人材の育成・確保	指導者・リーダーの育成 スポーツ推進委員の育成 障害者スポーツ指導員の養成 ボランティアの活動支援及び育成	
	【045】 総合型地域スポーツクラブの設立 【046】 障害者スポーツ交流イベント 【047】 2020 チャレンジアカデミー	

■ 計画事業

【041】 桐ヶ丘体育館の改築

区民に多様なスポーツ活動の場を提供するため、都営桐ヶ丘団地再生計画にあわせて、桐ヶ丘体育館の改築を行う。

所管部：教育委員会事務局

全体計画 A (36 年度目標)	現況 B (26 年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31 年度)	後 期 (32～36 年度)
1 カ所	—	1 カ所	—	1 カ所
	事業費 (百万円)	1,328	—	1,328

【042】 (仮称) 赤羽体育館の建設

区民に多様なスポーツ活動の場を提供するため、全区的、広域的、総合スポーツ大会ができる総合体育館として(仮称)赤羽体育館を建設する。

所管部：教育委員会事務局

全体計画 A (36 年度目標)	現況 B (26 年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31 年度)	後 期 (32～36 年度)
1 カ所	工事着手	1 カ所	1 カ所	
	事業費 (百万円)	4,737	4,737	

【043】 東京オリンピック・パラリンピックに向けたバリアフリー整備

区内のスポーツ施設までのルートを検証・点検し、ユニバーサルデザインのまちづくりに向けた整備を推進する。

所管部：教育委員会事務局

全体計画 A (36 年度目標)	現況 B (26 年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31 年度)	後 期 (32～36 年度)
整備完了	検討	整備	整備・完了	
	事業費 (百万円)	88	88	

☆ 【044】 「トップアスリートのまち北区」PR プロジェクト

ナショナルトレーニングセンターをはじめ、北区にあるオリンピック・パラリンピック関連施設等をPRするためのサインの整備や、ROUTE2020*トレセン通りのデコレーション、選手の手形、オリンピック・パラリンピックの歴史等のモニュメント設置、北区全体で応援する気運を醸成するため(仮称)北区オリパラ音頭を作成するとともに、区内の連携を強化して取り組むためリレーションシップ協議会を設置し、「トップアスリートのまち北区」を区内外に広く発信していく。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推進	検討	推進	拡充	推進
	事業費（百万円）	153	108	45

☆【045】総合型地域スポーツクラブの設立

地域住民の健康・体づくりのために、スポーツ活動の場を提供してスポーツの振興を図るとともに、区民一人ひとりの充実した生活の実現と、地域における豊かな人間関係の形成に資することを目的として、総合型地域スポーツクラブの設立を推進する。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
3クラブ	1クラブ	2クラブ	1クラブ	1クラブ
	事業費（百万円）	—	—	—

【046】障害者スポーツ交流イベント

東京都障害者総合スポーツセンター及びスポーツ団体などと連携して、障害の有無にかかわらず子どもから高齢者まで、だれでも楽しめるスポーツイベントを開催する。またイベントを通じて区民の障害者スポーツへの理解・関心を深めるとともに2020年東京オリンピック・パラリンピックの成功に繋げていく。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推進	開始	推進	推進	推進
	事業費（百万円）	32	27	5

☆【047】2020 チャレンジアカデミー

ナショナルトレーニングセンターと連携し、高い指導力を持ったコーチ陣の指導により、北区から2020年東京オリンピック・パラリンピックの日本代表選手輩出をめざす。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推進	事業開始	推進	推進	
	事業費（百万円）	33	33	

2-6 未来を担う人づくり

北区基本構想

子どもたちを、社会の変化にも柔軟かつ主体的に対応できる、豊かな感性と創造的な知性を備えた、未来を担う人材として育てていきます。

そのため、ゆとりある教育環境のもと、子どもたちの「生きる力」や「豊かな心」を育むことを重視し、個性を伸ばす教育を推進します。

また、学校・家庭・地域社会の連携のもと、地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、地域の中で子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりを進めます。

■ 現状と課題

子どもたちを取り巻く環境は、少子化の進展をはじめ、グローバル化、ネットワーク社会の急速な進展、環境問題や食糧・エネルギー問題といった地球規模の課題への対応など、大きく変化しています。これらは、子どもたちへの影響が大きく、教育行政においても重要な課題となっています。また、平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に起きた東日本大震災では、多くの尊い命が犠牲になり、これまでの教育環境を「安全・安心」の視点で見直すことが急務となりました。

このような状況のなか、国においては、平成 25 年（2013 年）6 月に、「第 2 期教育振興基本計画」が閣議決定され、①社会を生き抜く力の養成、②未来への飛躍を実現する人材の養成、③学びのセーフティネットの構築、④絆づくりと活力あるコミュニティの形成が、教育行政の 4 つの基本的方向性として掲げられ、未来を担う人づくりの指針が示されました。

さらに、東京都においては、平成 25 年（2013 年）4 月に、「東京都教育ビジョン（第 3 次）」が策定され、基本理念として、社会全体で子どもの「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に主体的に貢献する力を培うことが示されました。

北区においては、平成 22 年（2010 年）3 月に、中・長期的視点に立った計画的な教育行政を進めるため、新たな教育振興計画として、「北区教育ビジョン 2010」を策定しました。北区の教育がめざすべき姿と方向を示し、「教育先進都市・北区」を推進するために、様々な施策を展開してきましたが、特に防災への備えや超高齢社会への対応といった、これからの北区のまちづくりを見通した課題に対応する教育が求められています。こうした時代の変化に的確に対応していくため、「北区教育ビジョン 2015」を策定し、計画的な教育行政を推進していきます。

また、社会の変化にも主体的に対応し、創造的な知性とグローバルな視野を備え、心身ともに健やかな児童・生徒を育成し、明日の北区を担っていくことのできる「北区人」を育てていくことが、「教育先進都市・北区」の大切な責務となっています。

「教育先進都市・北区」の教育活動を推進する中で大きな柱となる「北区学校ファミリー構想」は、平成 15 年（2003 年）6 月に基本方針策定後、着実に具現化され、中学校 1 校とその通学区域内の複数の小学校・幼稚園からなる 12 のネットワーク（12 サブファミリー）を構築し、多様な方策が展開されています。そのネットワークをさらに強化し、サブファミリーを単位とした特色ある教育活動を展開していくことが必要です。また、学校間のネットワークだけでなく、保育園や児童館などとの連携や学校と家庭、地域との幅広い連携を生み出し、教育・子育てのネットワークを構築しています。

さらに、平成 23 年（2011 年）4 月に策定した「北区小中一貫教育実施方策－策定基準－」に基づき、学校ファミリーを基盤とした「小中一貫教育」を推進し、地域と一体となった魅力ある学校づくりを進めています。平成 25 年（2013 年）7 月には、「北区小中一貫教育カリキュラム」を作成し、義務教育 9 年間における学習指導の連続性と生活指導の系統性を確保し、子どもたちの心身の発達段階に応じ、一人ひとりの個性と能力を尊重したより質の高い教育に取り組んでいます。その取り組みを充実していくためには、教師の力量を高めることが必要であり、教師が幼小中の校種を超えて学びあい、子どもたちの成長を見通した指導の改善を図る必要があります。

平成 26 年（2014 年）6 月、政府の教育再生実行会議は「小中一貫教育学校（仮称）」の制度化を柱とした学制改革に関する提言をまとめました。同じ敷地内に整備される 9 年間を通じたカリキュラムを持つ公立の小中一貫校の設置には、現在は教育課程の特例校として文科省の指定を受ける必要があります。国は提言を踏まえ今後法制化等の動きがみられることから、小中一貫教育学校（仮称）の全国への拡大も見込まれます。

学校教育においては、近年、児童生徒の学力低下や、社会環境や生活様式の変化などによる社会性の欠如や体力の低下が課題とされており、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」の三つの要素からなる「生きる力」を育むことが必要となっています。北区基礎・基本の定着度調査の実施により課題を把握し、非常勤講師の配置や長期休業中に開設する個別学習教室など、北区の子どもたちが、基礎的・基本的な学力の向上を図る取り組みを実施するとともに、新聞を活用した授業など、思考力・判断力・表現力や問題解決能力等を高めるための取り組みが重要となります。あわせて他と協調し思いやる心や、これからの人生をたくましく生きるための健康や体力をバランスよく育てていく教育を進めていかなければなりません。

また、異なる文化との共存や持続可能な発展に向けて、グローバル化に対応した外国語教育を充実することも、重要な課題のひとつです。平成 23 年（2011 年）3 月、文部科学省の外国語能力の向上に関する検討会は「国際共通語としての英語力向上のための 5 つの提言と具体的施策」を提言しました。北区においても、義務教育初期の段階から英語に親しめる環境整備を行うことが重要であると考え、小学校低学年から日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深めることを重視するとともに、小学校 1 年生から 6 年生までのすべての外国語活動の時間に ALT（外国語指導助手）を配置するなど、外国語を用い

て積極的にコミュニケーションを図る機会を充実させることにより、「英語が使える北区人」を育てています。

さらに、医療・科学技術の進歩や世界的競争の激化により、我が国においても科学技術教育の充実が大きな課題となっています。北区においても、理科の観察・実験などを支援する理科支援員の配置やお茶の水女子大学との連携による理科実験支援事業の実施など、生涯を通じて科学する心を持ち続ける理科好きな子どもの育成に取り組んでいます。また、高度に発達した情報社会の中では、子どもたちが正しい情報モラルを身に付け、情報を活用する力（情報リテラシー）を育むための情報教育が求められており、そのための ICT※環境の整備が必要です。

このような多様化・複雑化している教育課題に対応していくためには、教職員への研修内容の充実を図るとともに、教員の専門性・指導力の一層の向上を図るために研究活動への支援をしていくことが求められています。

一方、子どもたちを取り巻く多様な課題については、学校教育だけでは対応できない現状もあります。平成 25 年（2013 年）7 月に実施された「全国学力調査」の結果によると、北区の子どもたちは全国平均と比べて、家庭学習の時間が短く、学習習慣の定着に課題があります。また、早起きが苦手、テレビやゲームの時間が長い、規範意識が低いなど、家庭や地域の教育力の向上が課題となっています。学習習慣の確立には、宿題や予習・復習などの学習課題を適切に課し、家庭学習の進め方を指導するなど、家庭との連携を図ることが重要です。あわせて、乳幼児期からの子どもの教育についての啓発を行うなどの家庭教育を担う保護者への支援体制を充実させるとともに、質の高い就学前教育・保育の充実や多様な媒体を活用して教育情報を発信するなどにより、家庭・地域の教育力を高めることが必要です。

また、大学や専門機関との連携を推進するとともに、教育相談機能の充実を図るための施設の設置など、教育の効果をより高めていくことも大切です。

特別支援教育については、平成 25 年（2013 年）3 月に「第二次北区特別支援教育推進計画」を策定し、一人ひとりの輝きを大切にすることをめざしています。学校が特別支援教育を推進するための体制づくりを支援するだけでなく、発達障害の児童・生徒の増加に対応した就学相談体制の充実や特別支援学級の整備を計画的に行うことが重要です。

いつの時代にあっても生命を大切にすることや人権尊重の教育は人づくりの根幹であり、今後も変わるものではありません。教育活動全体を通して、あらゆる差別や偏見を無くし、人権を尊重する精神の高揚を図り、生命の大切さを気づかせ自他の生命を尊重する態度を育てていかなければなりません。特にいじめについては、どの子どもにも、どの学校にでも起こりうるものということを認識し、Q-U 調査※の実施など、未然防止・早期発見・早期対応を基本に指導の徹底を図っています。

また、不登校児童・生徒の要因や背景は、家庭、学校、本人に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、個々の要因に応じた適切な対応が必要です。北区ではスク

ールカウンセラー（臨床心理士）を全小・中学校に配置し、不登校の未然防止・早期発見・早期対応を基本に、教員への指導・助言を充実するなど、学校の相談体制の強化を図っています。あわせて、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談員やスクールカウンセラーなどとの連携や家庭と子どもの指導員など地域との連携により、多様化・複雑化している問題に対応しています。

幼児期の教育については、3 年の実証研究の成果を踏まえ、平成 25 年（2013 年）3 月に、「北区保幼小接続期カリキュラム・プログラム」を発行しました。幼稚園や保育園から小学校へ入学する子どもたちの連続性を重視し、交流給食会の開催などの日頃の交流の促進をはじめとした連携の強化に取り組んでいます。また、「北区子ども・子育て会議」において、「幼稚園と保育園の機能をあわせもち、保護者の就労状況及びその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設」である認定こども園について、導入の可否も含めて検討していきます。

学校施設は、児童・生徒にとって、学習の場であるとともに、1 日の三分の一を過ごす生活の場でもあります。そのため、児童・生徒や教職員が安全・安心で快適に過ごしやすいよう適切な維持補修、運営管理による施設面からの教育環境の維持・充実を図る必要があります。

北区立の小・中学校は、平成 24 年度（2012 年度）までに耐震補強対策を完了するとともに、屋内運動場（体育館）の天井材等の非構造部材の落下防止対策についてもほぼ取り組みを完了し、全国的も非常に高いレベルで耐震上、安全・安心の教育環境を整備しました。

一方、全国的にも課題となっている公共施設の老朽化対策という点では、平成 26 年（2014 年）4 月 1 日現在、建築後 45 年を超える校舎が全体の 80%を占めるなど、今後、学校施設の改築や、大規模な改修による施設の長寿命化対策を実施する時期を迎えています。

区では学校施設の計画的・効率的な更新を図るため、平成 26 年（2014 年）3 月に「北区立小・中学校改築改修計画」を策定しました。今後はこの計画に基づき、学校の改築を進めるとともに、当面改築に至らない学校について、施設の長寿命化と教育環境の充実を図る目的で、リフレッシュ改修工事を実施し、適切な施設の更新を進めることが求められます。

また、平成 25 年（2013 年）7 月に策定した「北区公共施設再配置方針」を受け、将来にわたる公共施設の適切な更新と維持管理の負担を軽減するため、学校を改築する際には、周辺の公共施設の複合化・集約化を検討するとともに、学校施設を多機能化することで、他施設間の共有、共用を進めることも重要な課題です。

学校施設は、学校教育はもとより、地域の生涯学習・スポーツ、コミュニティ、防災等、様々な活動の拠点施設であることから、これまで以上に施設面での開かれた学校づくりを進める必要があります。さらに、トイレの洋式化に代表される生活様式の変化や、災害に強い施設づくり、地球環境への配慮、児童・生徒の健康や安全・安心の確保など、施設・

設備面で対応が急がれる課題については、加速度的な取り組みが求められます。

教育環境の変化として、全国的に少子化が進行する中で、北区においても児童・生徒が減少し、学校の小規模化が進んでいます。このような少子社会の中においても、子どもたちの生きる力を育むためには、子どもたちが学校での集団生活を通して、互いに学び合い切磋琢磨することができる教育環境、集団のルールを学び、社会性を身につけることができる教育環境が必要です。このような教育環境を整え、学校が本来の機能を十分発揮することができるようにするために学校の適正配置が不可欠です。

中学校の適正配置については、平成 21 年（2009 年）4 月の第七次学校適正配置をもって一つの区切りを迎えました。現在は、東京都北区立学校適正規模等審議会第三次答申を踏まえて策定した東京都北区立学校適正配置計画に基づき、小学校の適正配置に向けた協議を行っています。

適正配置の協議を進めていくにあたっては、地域や保護者の代表、学校関係者などで構成する協議会において、十分に協議を重ね、合意形成を図りながら進めていく必要があります。また、適正配置実施後の学校において、規模をいかした多様な教育活動を展開するとともに、北区立小・中学校改築改修計画と整合を図りながら施設や設備を整備するなど、ソフト・ハード両面で教育環境を向上させていくことが求められます。

現在、小・中学校において地域の人材や環境を生かした特色ある教育活動を行っており、地域社会との連携の中で豊かな人間性、社会性を育むとともに、人と人とのつながりを大切にし、地域とともに歩み、育っていくための教育活動に取り組んでいます。すでに各学校において実施されている学校評議員制度や学校評価システムについても、より多くの保護者や地域の声が反映される実効性のある制度としていかなければなりません。

また、北区学校ファミリーにおける学校支援ボランティアの活動をはじめ、学校、家庭、地域が連携し、子育てや地域づくりの広域ネットワークなど、子どもたちが地域で健やかにのびのびと育つ環境をつくり上げることが重要です。

次代を担う青少年が、安全・安心で健全な地域環境において、健やかに未来に向かい明るい希望を抱きながら、人間性豊かな社会人として成長することは、地域社会の重要な課題であるといえます。また、青少年の健全育成に向けては、青少年が規範意識や社会の一員としての自覚と自信を持ち、豊かな想像力のある人材となれるように、家庭・地域・学校が連携し、北区で育って良かったと実感できるような取り組みを推進することが重要です。

近年、急速な情報化やグローバル化の進展により、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。有害情報の氾濫による環境の悪化、ニートやひきこもりなどの若者の自立をめぐる問題の深刻化など、青少年をめぐる状況は大変厳しいものとなっています。

国においては、子ども・若者の健やかな育成及び社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取り組みを推進するため、平成 22 年（2010 年）に「子ども・若者育成支援推進法」及び同法に基づく「子ども・若者ビジョン」大綱が定められました。

同法では、地域における計画の策定及び社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者を支援するための地域ネットワークの整備等が定められました。計画の策定等については、今後、検討を進めていきます。

北区においては平成 24 年（2012 年）8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立したことを受け、「北区子ども・子育て会議」で策定した「北区子ども・子育て支援計画 2015」に基づき、地域における青少年やその家族に対し、地域社会が連携して青少年の健全育成支援に取り組んでいく必要があります。さらに、ニートやひきこもりなどの問題を抱えた青少年に対する支援体制強化への取り組みが求められています。また、従来取り組んでいる、町会・自治会や青少年地区委員会などの地域コミュニティとの連携による青少年支援策をさらに充実させていくことも重要です。今後も引き続き、北区で育って良かったと実感できるような取り組みや、環境整備を具体的に進めていくことがますます重要な課題となっています。

国においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成 27 年度から施行されます。今後さらに、地域の実情等を踏まえた地方教育行政を区と教育委員会が一体となって推進していくことが求められています。

※ICT (Information and Communication Technology)

情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。日本では同様の言葉として IT(Information Technology : 情報技術)の方が普及しているが、国際的には ICTの方が利用されている。「コミュニケーション」が具体的に表現されている点に特徴がある。情報を共有するという点で一層ユビキタス・ネットワーク社会に合致した表現として、日本でも総務省の「IT 政策大綱」が平成 16 年から「ICT 政策大綱」に名称を変更するなど、定着しつつある。

※Q-U 調査 : 「楽しい学校生活を送るためのアンケート調査」

学校生活意欲と学級満足度のふたつの尺度等から学級集団の状態を判定し、各担任等が学級診断アセスメントとして活用する。

■ 施策の方向

(1) 社会の変化に対応する学校教育の推進

① 確かな学力の保証

- ♡ これからの時代を生き抜くために、必要な知識・技能をしっかりと教え、学力調査の結果から定着の状況を把握し、児童・生徒が目標値を達成することをめざして、基礎的な知識・技能の確実な定着を図ります。
- ♡ 知識・技能を活用する学習活動や、教科等を横断した課題解決的な学習や探究的な活動を充実し、自ら考え、判断し、表現する力を育みます。
- ♡ 言語力の向上を図るために、国語科において、音読・暗唱、漢字の読み書きなど基本的な言語力を定着させた上で、各教科等において、記録、要約、説

明、論述といった言語活動を充実します。

- ♡ 学習目標に向かって主体的に学習に取り組む態度を養うため、興味・関心を高め、学ぶことの楽しさや成就感を味わわせることで学習意欲を向上させます。
- ♡ 家庭との連携を図り、宿題や予習・復習などの学習課題を与え、家庭学習の進め方を指導するなど、学習習慣を確立します。

②豊かな心の育成

- ♡ 基本的な生活習慣や社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、他者への思いやりの心をもつことなど、規範意識の醸成や豊かな人間性をはぐくむ道徳教育を推進するとともに、発達段階に応じた指導内容の重点化、体験活動の推進、心に響く教材の開発と活用などによりその充実を図ります。
- ♡ 全教職員が人権感覚を磨き、様々な人権課題の理解と認識を深めます。児童・生徒の人権を守り、教育活動全体を通して、組織的・計画的に人権教育を進め、人権尊重についての理解と、偏見や差別意識の解消を図るとともに、いじめの解消や体罰の根絶をめざします。

③健やかな体の育成

- ♡ 児童・生徒が生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくことができるように、自ら進んで運動に親しむ資質や能力を育みます。
- ♡ 体力の向上に関する指導の充実を図るとともに、心身の健康の保持増進に関する指導、食育の推進、安全に関する指導を充実します。

④グローバル時代に対応した国際人の育成

- ♡ 北区を愛し、誇りに思う心をはぐくむとともに、国際社会で活躍する人材の育成を図るために、我が国や郷土の文化・伝統を継承・発展させる教育を充実します。
- ♡ 新聞に親しみ、社会の出来事やしぐみに興味をもたせるとともに、新聞を活用した授業を行うことを通じて、子どもたちの思考力・判断力・表現力、情報活用能力等を育成します。
- ♡ イングリッシュ・サマーキャンプや中学生海外交流事業など、様々な国の人達と交流を深めることを通じて、異文化理解力や日本人としてのアイデンティティを育みます。また、学んだ英語を実際に活用する機会を増やすことを通じて、語学力やコミュニケーション能力を育成します。
- ♡ 理科教育アドバイザー等による教員への指導・助言により教員の指導力向上をめざすとともに、実験などを通じて理科の面白さ、楽しさを実感できる機会を提供し、理科が好きな子どもを育成します。

⑤個に応じた教育の推進

- ♡ チームティーチングや習熟度別指導をはじめとする少人数学習指導の充実に

努め、個に応じたきめ細やかな教育を推進します。あわせて、児童・生徒一人ひとりの興味や関心、意欲を引き出し、様々な体験活動を通じて学ぶ機会を充実します。

- ♡ 特別支援教育システムを一層充実させ、特別な支援を必要とする児童・生徒がすべての学校・学級に在籍していることを前提とした体制整備を図り、在籍校における指導と支援を充実させていきます。特に、通常の学級における発達障害等の教育的支援を必要とする児童・生徒への支援を充実させます。
- ♡ 不登校児童・生徒の実態を調査・把握し、早期発見・早期対応を図ることにより、不登校状態の長期化を防止し、円滑な社会的自立や学校復帰を支援していきます。
- ♡ 主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を高め、しっかりとした勤労観・職業観を形成し、激しい社会の変化の中で直面する様々な課題に対応しつつ社会人・職業人として自立していくことができるよう、キャリア教育を推進します。

⑥特色ある教育活動の推進

- ♡ 学校ファミリー構想のもと、中学校区を単位としたサブファミリー内の複数の学校・地域が連携し、就学前から中学3年生までの学びの系統性を踏まえた一貫教育を推進します。
- ♡ 小中一貫教育を一層推進するため、敷地が隣接する小・中学校については学校改築を契機に施設一体型の小中一貫校の整備に取り組みます。
- ♡ サブファミリーごとに、防災教育・道徳教育・新聞教育・学校図書館教育・健康教育・情報教育・英語教育などの推進や地域の特性を生かした特色のある教育活動に取り組み、その成果を他のサブファミリーに広げていきます。
- ♡ 校風や伝統、地域の特性や人材を生かした特色ある教育を推進し、学校評議員等による学校評価を生かして学校の経営力を強化します。

⑦就学前教育の充実

- ♡ 幼児期の教育は義務教育及びその後の教育の基盤を培うものであることを踏まえ、家庭、地域と連携を強化し、小学校との接続など学びの連続性を大切にして、幼児一人ひとりの望ましい発達を促す多様で質の高い就学前教育・保育の充実を図ります。
- ♡ 就学前教育プログラムや就学前教育カリキュラムの実証研究の成果を生かして、小一プロブレムの防止・解消を図ります。
- ♡ 就学前の子どもの教育・保育を提供する施設である認定こども園について、導入の可否も含めて検討していきます。

(2) 教育環境の整備

① 授業力の向上

- ♡ 教職員の指導力の向上や意識改革への取り組みを推進するため、国・都の指定研修や職層研修、キャリアアップ研修をはじめ各種研修を体系的に整備し、計画的に実施します。
- ♡ 「北区学校 ICT 活用指針」を策定し、授業における ICT 活用の推進や子どもの情報活用能力の育成等についての基本的な方針を定め、分かりやすく質の高い授業を実施します。
- ♡ 校務支援システムによる校務の情報化を進めることで、教員の事務負担を軽減し、児童・生徒と向き合う時間や授業づくりのための教材研究の時間を増やします。

② 「学びと生活の場」としての学校施設・設備の整備

- ♡ 経年により老朽化した学校施設については「北区立小・中学校改築改修計画」に基づき、学校の改築を推進するとともに、当面改築の予定のない学校については施設の長寿命化と教育環境の充実を図るため、リフレッシュ改修を計画的に実施します。また、小中一貫教育を一層推進するため、施設面からの環境整備として、敷地が近接する小・中学校については、小中一貫校の設置を検討します。
- ♡ 学校施設は児童生徒にとって「学びの場」であるとともに「生活の場」であることから、引き続き「教育先進都市・北区」にふさわしい施設・設備の整備を推進します。
- ♡ 情報社会にふさわしい ICT 教育を推進するための基盤整備を進めます。

③ 学校規模の適正化・適正配置

- ♡ 少子化による児童の減少、学校の小規模化等を考慮し、教育環境の改善と向上をめざし、保護者や地域の理解のもと、区立小学校の適正配置を推進します。

④ 教育支援体制の整備

- ♡ 相談内容の多様化・複雑化に確実に対応するため、スクールカウンセラー研修体制の整備・情報交換を行い、資質・能力の向上を図ります。
- ♡ 教育相談所・就学相談室・不登校対策室機能等をさらに強化し、北区の教育相談の総合窓口である教育相談所を中心に児童・生徒や保護者の相談に多面的に対応するとともに、相談機会の拡充に努めます。
- ♡ 教育相談の充実や学校、教育委員会との連携強化を図るとともに、シンクタンク的機能の充実を図るため、(仮称)教育総合センターを設置します。

(3) 学校・家庭・地域社会の連携の推進

①学校・家庭・地域社会の協働

- ♡ 北区学校ファミリーにおけるそれぞれのサブファミリーを単位としたネットワークを推進して、学校と地域の関係諸機関・家庭・地域社会との幅広い連携を構築します。
- ♡ サブファミリー単位で特色ある教育活動を展開していきます。

②家庭・地域社会の教育力の向上

- ♡ サブファミリー活動の一環として、学校支援ボランティアなどの地域の人材を学校活動に生かせるしくみを整備し、学校と地域の連携を強化するとともに、地域の教育力を高めていきます。
- ♡ 教育情報紙やホームページ、メール配信等を充実することにより、新しい情報をきめ細かく保護者や地域の人々へ発信し、地域教育力を強化していきます。
- ♡ 学習習慣の確立のためには、家庭との連携が重要であるため、家庭教育力の向上を支援していきます。

(4) 地域に開かれた学校づくり

①地域社会との交流促進

- ♡ 地域の自然や伝統文化を学校教育の教材にし、また知識や技術を持った地域の人材を授業や教育活動に活用して、地域社会との交流をさらに推進します。
- ♡ 学校のもつ教育力を学校公開講座の開催等により広く地域に広めたり、地域活動に学校が積極的に参加して交流を促進します。
- ♡ コミュニティ・スクールや学校評議員、学校関係者評価委員の活動をより充実・推進させ、意見や評価結果を学校経営に反映させることにより、「地域が育てる学校」をめざします。

②地域に開かれた学校施設

- ♡ 子どもの居場所、地域の生涯学習・スポーツ、防災、福祉など地域コミュニティの活動の場として、体育館、運動場、区民開放室などの学校施設の地域への開放を積極的に推進します。
- ♡ 開かれた学校づくりを一層推進するため、学校を改築する際は特別教室やラウンジルームなどの多機能化を進め、地域への開放を推進します。また、「北区公共施設再配置方針」を踏まえ学校を他の公共施設と複合化する際は、児童生徒の安全を確保しながら、施設の共用・共有を図ります。

(5) 青少年の健全育成と自立支援

①青少年の社会参加の促進

- ♡ 青少年が地域社会の一員としての自覚を高め、社会人として必要となる視野や生活に必要なことが習得できるよう、体験学習やリーダー研修などを通し

て積極性・社会性を養うとともに、ボランティア活動や地域活動・行事などの参加機会を拡充し、社会参加を促進します。

- ♡ 青少年と異なる世代の人々との交流や、区内外の様々な地域の人々との交流を促進します。

②青少年を育む地域環境の整備

- ♡ 学校・家庭・地域と関係機関などが連携して、非行防止やメディアなどによる有害情報に対する意識啓発など健全育成活動を充実し、地域環境の整備を推進します。

■ 施策体系図：未来を担う人づくり

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 社会の変化に対応する学校教育の推進		【048】 確かな学力向上プロジェクト 【049】 健やかな体育成プロジェクト 【050】 グローバル人材育成プロジェクト 【051】 特別支援教室の充実 【052】 サブファミリーによる特色ある教育の推進 【053】 小中一貫校の検討 【054】 区立認定こども園の設置
① 確かな学力の保証	基礎・基本の確実な定着	
	自ら考え、判断し、表現する力の育成	
	言語力の向上	
	学習意欲の向上	
	学習習慣の確立	
② 豊かな心を育む	基本的生活習慣の確立や規範意識の向上	
	学校全体を通じた人権教育の推進	
③ 健やかな体の育成	運動に親しむ資質や能力の育成	
	児童・生徒の体力の向上	
④ グローバル時代に対応した国際人の育成	外国語活動の充実	
	北区の文化伝統等を継承する郷土学習の推進	
	新聞を活用した授業の展開	
⑤ 個に応じた教育の推進	きめ細やかな個に応じた教育の推進	
	特別支援教育システムの充実	
	不登校児童・生徒への支援	
	人間関係を築く能力・キャリア教育の推進	
⑥ 特色ある教育活動の推進	学びの系統性を踏まえた一貫教育の推進	
	特色ある教育活動の推進	
	学校評価を生かした学校経営力の強化	
⑦ 就学前教育の充実	家庭、地域との連携による幼児教育の充実	
	研究成果を生かした就学前教育の推進	
	認定こども園導入の検討	

(2) 教育環境の整備		
①授業力の向上		
	教職員研修の整備・充実	
	北区学校 ICT 活用基本方針の策定と推進	
	校務情報化の推進	
②「学びと生活の場」としての学校施設・設備の整備		【055】 ICT を活用した教育の充実 【056】 学校の改築 【057】 リフレッシュ改修工事の推進 【058】 小学校の適正配置の推進 【059】 (仮称) 教育総合センターの設置
	学校施設の改築とリフレッシュ改修	
	学校施設・設備の整備	
	ICT 教育の基盤整備	
③学校規模の適正化・適正配置		
	小学校の適正配置の推進	
④教育支援体制の整備		
	スクールカウンセラーの資質・能力の向上	
	総合的な相談体制の整備	
	(仮称) 教育総合センターの設置	
(3) 学校・家庭・地域社会の連携の推進		
①学校・家庭・地域社会の協働		【060】 家庭教育力向上プログラム
	学校・家庭・地域社会等の連携	
	サブファミリー単位での特色ある教育活動	
②家庭・地域社会の教育力の向上		再掲 040 放課後子ども総合プランの推進
	学校支援ボランティア等の人材の活用	
	保護者、地域社会への情報発信	
(4) 地域に開かれた学校づくり		
①地域社会との交流促進		
	地域の教育力の活用	
	学校の教育力の地域活用	
	コミュニティ・スクール・学校評議員・学校評価等の充実・推進	【061】 コミュニティ・スクールの推進
②地域に開かれた学校施設		
	学校施設の地域開放の推進	
	教室の多機能化と複合化による施設の共用・共有の促進	
(5) 青少年の健全育成と自立支援		
①青少年の社会参加の促進		
	青少年の社会参加の促進	
	多様な年代や人々との交流	
②青少年を育む地域環境の整備		
	地域環境の整備	

■ 計画事業

☆【048】確かな学力向上プロジェクト

子どもたちが確かな学力を着実に身に付け、社会的自立の基礎を養うよう、全員の得点が基礎・基本定着度調査の目標値以上となるよう取り組む。また、一人ひとりの適性、進路等に応じて、その能力を最大限に伸ばし、それぞれの夢の実現をサポートする。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推進	推進	推進	拡充	推進
	事業費（百万円）	2,875	1,419	1,456

☆【049】健やかな体育成プロジェクト

小・中学校記録会等を通じて子どもの体力向上及びオリンピック・ムーブメント育成を進めるとともに、「給食から学ぶ食事の力」プロジェクトを立ち上げ、健やかな体の土台づくりをめざす。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推進	モデル実施	推進	推進	推進
	事業費（百万円）	29	26	3

☆【050】グローバル人材育成プロジェクト

グローバル化が加速する中、豊かな語学力・コミュニケーション能力、広い視野、異文化理解能力、日本人としてのアイデンティティ、理論的思考力等を身に付け、中学校卒業までに英語検定3級以上の合格をめざすとともに、ノーベル賞受賞者の輩出など将来様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成を図る。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推進	推進	推進	拡充	推進
	事業費（百万円）	1,279	629	650

☆【051】特別支援教室の充実

発達障害のある児童を早期に特別支援教育につなげるため、児童生徒が情緒障害等学級に通う通級指導を見直し、各校に特別支援教室を設置して、個に応じた特別支援教育を実

施する。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
小学校全校(36校)	15校	21校	21校	
	事業費(百万円)	—	—	

☆【052】サブファミリーによる特色ある教育の推進

北区独自の教育システムである学校ファミリー構想のもと、各学校サブファミリーによる特色ある教育を推進し検証するとともに、その成果を他のサブファミリーへ拡大する。各種の特色のある教育を相互に補完することにより「教育先進都市・北区」を推進する。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推進	推進	推進	拡充	推進
	事業費(百万円)	—	—	—

☆【053】小中一貫校の検討

小中一貫教育の更なる推進をめざし、就学前教育も視野に入れた北区初となる「小中一貫校」の設置を検討し、その取り組みと成果を他のサブファミリーに情報発信して生かすことにより、すべての小・中学校において小中一貫教育をより一層推進する。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
検討	—	検討	検討	
	事業費(百万円)	—	—	

☆【054】区立認定こども園の設置

平成27年4月より施行される子ども子育て新制度を踏まえ、就学前教育・保育の充実と未就学児童を有する家庭の子育て支援を図るため、既存の区立幼稚園を区立認定こども園に移行する。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
設置	—	設置	モデル設置	設置
	事業費(百万円)	—	—	—

【055】ICT を活用した教育の充実

電子黒板を全中学校の全教室に設置するとともに、校内無線 LAN 環境の充実やタブレット端末を導入する等、ICT 環境整備を推進し、授業改善や学習効果の向上を図る。

所管部：教育委員会事務局

全体計画 A (36 年度目標)	現況 B (26 年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31 年度)	後 期 (32～36 年度)
推進	推進	推進	拡充	拡充
	事業費（百万円）	4,238	1,666	2,572

【056】学校の改築

改築時期を迎える学校施設について、児童・生徒の快適で安全な学校生活を実現するため、「北区立小・中学校改築改修計画」に基づき学校の改築を実施する。

所管部：教育委員会事務局

全体計画 A (36 年度目標)	現況 B (26 年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31 年度)	後 期 (32～36 年度)
17 校完成	8 校完成	9 校完成	4 校完成	5 校完成
	事業費（百万円）	29,083	14,583	14,500

【057】リフレッシュ改修工事の推進

当面改築に至らない学校を対象に、施設の長寿命化と教育環境の整備・充実を目的として「北区立小・中学校改築改修計画」に基づきリフレッシュ改修工事を実施する。

所管部：教育委員会事務局

全体計画 A (36 年度目標)	現況 B (26 年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31 年度)	後 期 (32～36 年度)
11 校完了	1 校・工事継続	11 校完了	6 校完了	5 校完了
	事業費（百万円）	5,793	3,043	2,750

【058】小学校の適正配置の推進

少子化に伴う区立小学校の小規模化に対応し、教育環境の改善と向上を図るため、「東京都北区立学校適正規模等審議会第三次答申」を踏まえ、「東京都北区立学校適正配置計画」を策定した。この計画に基づき、ブロック毎に設置する検討組織において、関係者と十分に協議を重ね、合意形成を図りながら適正配置を推進する。（SFB：サブファミリーブロック）

所管部：教育委員会事務局

全体計画 A (36 年度目標)	現況 B (26 年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31 年度)	後 期 (32～36 年度)
6 SFB 実施	1 SFB 実施	5 SFB 実施	5 SFB 実施	
	事業費（百万円）	—	—	

【059】（仮称）教育総合センターの設置

「教育先進都市・北区」の教育拠点施設として、教育未来館と教育相談所及び就学相談事務を統合し、（仮称）教育総合センターの設置を検討する。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
検討	検討	検討	検討	
	事業費（百万円）	—	—	

☆【060】家庭教育力向上プログラム

小学校の時期に身に付けた基礎的な生活習慣は生涯にわたるあらゆる行為の基盤となるため、小学校の児童及びその保護者を対象として、親子のきつなづくりと生活習慣の定着を図る。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推進	推進	推進	拡充	推進
	事業費（百万円）	23	11	12

【061】コミュニティ・スクールの推進

保護者や地域が学校運営に参画する「学校運営協議会」を設置して、学校・保護者・地域住民が共生・共有・協働し、地域とともにある特色ある学校づくりを推進する。

所管部：教育委員会事務局

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
5校	2校	3校	2校	1校
	事業費（百万円）	53	22	31

2-7 グローバル時代のまちづくり

北区基本構想

グローバル時代（地球時代）にあって、平和をはじめ、環境、差別、飢餓といった地球規模の課題は、わたしたちの暮らしと密接な関係を持っています。

わたしたち一人ひとりに、同じ地球に住む人「地球市民」としての自覚のもと、それらの課題の解決に向けた地域での取り組みが求められています。

また、この考え方の基本として、一人ひとりの人権を尊重することが大切です。

区民の「地球市民」としての意識を育み、平和にも貢献するため、区は区民、ボランティア・市民活動団体、企業などと連携、協働して、国際交流、国際協力を推進します。そして、世界に開かれた平和と人権を尊重するまちをめざします。

■ 現状と課題

近年の国際化、グローバル化が急速に進展する中で、地球規模での人や物、情報などが頻繁に移動し、内外の境目のないボーダレス化が進んでおり、国際関係も多様化・複雑化しています。

このようなグローバル時代（地球時代）にあって、世界平和をはじめ、環境問題、人権問題、資源・エネルギー問題や食糧問題といった地球規模の課題は、私たちの暮らしと密接な関係をもっており、特定の国や地域だけの問題ではありません。区は昭和 61 年（1986 年）に、世界の恒久平和と永遠の繁栄を願って、「平和都市宣言」を行いました。平和は人類の共通の願いであることから、平和の推進には、区民と区がそれぞれの役割を果たし、積極的に行動していくことが大切です。

グローバル化が進み、国境を越えた経済活動が活発になる中、労働・留学・結婚その他様々な目的で来日し、日本人とともに生活を営む外国人が増加しています。このような外国人人口の増加を背景に、外国人住民の利便の増進を図るため、平成 24 年（2012 年）7 月に外国人登録制度を廃止し、日本人と同様に外国人住民も住民基本台帳法の適用対象に加え、住民票が作成されることになりました。平成 25 年（2013 年）10 月 1 日現在、北区には 14,313 人の外国人が居住しており、全人口の約 4.3%を占めています。

一方、外国人と地域社会との間には、言葉や習慣等の違いから、誤解や軋轢が生じる場合があります。また、不就学や日本語学習が困難等の外国人の子どもの教育の問題は、その子どもの将来を考えた場合に大きな問題となることが想定されます。このような中において、外国人も日本人も同じ「地球市民」として、また、ともに暮らす地域の一員として、身近な問題から地球規模の課題をグローバルな視点で考え、地域から行動していくことが求められます。

そのためには、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地などによる、あらゆる偏見や差別が解消され、だれもが安心して暮らせるよう、一人ひとり的人格を認めあう社会の実現をめざしていくことが大切です。家庭、地域、学校、職場などで様々な手段や機会を

通じ、区民の人権に対する理解と認識を深め、グローバル時代にふさわしい人権意識を育む必要があります。

国際交流については、北区と「友好交流・協力関係」にあり、青少年を中心とした文化・スポーツなどの交流を行い、友好を深めてきた中国北京市宣武区が隣接する西城区と合併し、新しい西城区が誕生したことから、平成23年（2011年）11月に改めて西城区と「友好交流・協力関係」を締結しました。

また、平成24年（2012年）5月には、北区に「東京国際フランス学園」が移転してきました。現在は、毎年秋に開催している区民まつり国際交流広場への出店などで交流を進めていますが、今後は区立小・中学校との交流をはじめ、文化・芸術、生涯学習など、多様な分野での交流が期待されます。

その他、「短期国際交流員派遣事業」、「一泊ホームステイ事業」、「北区国際交流・協力ボランティア登録制度」など地域に根ざした積極的な取り組みを行い、区民主体による国際交流活動を促進しています。

今後は「北区国際化推進ビジョン」を基に、地方自治体の自主性を生かしつつ、人権の尊重・異文化理解・多文化共生などきめ細かい国際化を推進するとともに、区民主体の地域からの交流を推進し、NPOをはじめとするボランティア・市民活動団体、企業などとも連携・協働して、国際交流や国際協力を推進していく必要があります。

2020年にはオリンピック・パラリンピック競技大会が東京で開催されます。開催期間中はもとより準備段階から多くの外国人が東京を訪れ、北区への滞在も想定されることから、外国語による情報発信の更なる充実や公共サインの多言語表示の促進、外国人を迎え入れるボランティアの確保など、外国人が訪れやすく過ごしやすい環境の整備が求められます。

外国人も共に地域で生活する区民として、情報の共有とネットワーク化を進め、外国人と日本人が相互理解を深め、互いの存在を認めあうことを基本とし、少数者の存在やその文化を尊重して、多様性を生かした「多文化共生社会」を推進していくことが必要です。

今後、さらにグローバル化が進展し、外国人の更なる増加が見込まれ、多国籍化と定住化は一層進むものと想定されます。北区におけるこれからの国際化推進においては、外国人区民の地域社会への参加の促進と、次代を担う子どもたちを対象とした施策の充実が強く求められています。

■ 施策の方向

(1) 地球市民を育む意識づくり

① 人権の尊重

- ♡ 区民、企業、区民活動団体などと連携し、あらゆる機会を通じて、人権尊重への普及・啓発・学習活動を推進します。
- ♡ 区民一人ひとりが同じ地球に住む人間として、グローバルな視点で考え行動することができる「地球市民」の意識づくりを進めます。

②平和の推進

- ♡ あらゆる機会を通じて「地球市民」の視点に立った区民の平和に対する意識啓発に努めます。
- ♡ 「北区平和都市宣言」の理念の普及と、区民の平和への願いを区内外へ発信するため、平和を祈念する事業を推進します。

③国際理解の推進

- ♡ 外国人や国際経験豊かな日本人を講師とする、子どもたちの英語活動・教育を推進します。
- ♡ 国際社会に柔軟に対応できる豊かな人間性を育むため、中学生海外交流事業の推進など国際理解の充実を図ります。
- ♡ 多文化共生についての学習の機会を設け、各国の習慣や価値観などが自然に受け入れられるよう、多文化教育の推進を図ります。

(2) 国際交流・国際協力の推進

①地域における草の根交流の推進

- ♡ 地域と区民活動団体との連携を図り、芸術・文化・スポーツなどを通じた国際交流事業の開催を促進します。
- ♡ 地域において、日本人区民と外国人区民が日常的に交流できる環境を整備します。
- ♡ 地域の国際化や国際交流・協力を推進するために、「北区国際交流・協力ボランティア登録制度」への登録を促進します。

②区民主体の国際交流の推進

- ♡ スポーツ、文化芸術をはじめとする親しみやすいテーマで、区民主体の交流の促進を図ります。
- ♡ 友好都市をはじめ、様々な海外の都市との交流を支援するとともに、青少年の国際感覚の育成を図ります。

③北区らしい国際協力の推進

- ♡ 北区や地域社会が今まで培ってきた技術力や人づくりのノウハウを最大限に活用して、発展途上の国々に対する地域からの国際協力の推進を図ります。
- ♡ 「東京国際フランス学園」をはじめ、様々な機関と連携を図り、地域からの国際協力を推進します。

(3) 外国人が暮らしやすい環境づくり

①外国人が生活しやすい環境の整備

- ♡ 外国語による区政情報や外国人区民が必要としている生活情報の提供の充実を図ります。
- ♡ だれもが手軽に必要な情報を得ることができるようなしくみの構築を図ります。

- ♡ 区立施設をはじめ、公共施設などにおける案内表示について、関係機関と連携して多言語による表示の促進を図ります。
- ♡ 外国人区民の永住や就労などが増加傾向にあるため、民間も含めた相談ネットワークを構築し、相談者のニーズにきめ細かく対応できるように体制を整備します。
- ♡ 区民活動団体等と連携して、日本語習得、生活習慣及び適応訓練等の機会の拡大に向けて環境を整備します。

②多文化共生のしくみづくり

- ♡ 外国人区民の生活実態や意向の把握に努めるとともに、その意見を区政に反映させるしくみの構築を図ります。
- ♡ 外国人区民などが有している母語や文化・風俗・習慣などを地域の貴重な資産として位置づけて、地域社会へ積極的な活用を図ります。

③外国人区民の地域社会への参画の促進

- ♡ 外国人区民が愛着をもって積極的に地域社会に参画できるように、北区や居住する地域に対する理解の促進を図るとともに、町会・自治会、学校やPTAなど地域社会で行う様々な活動への外国人区民の参画を促進します。

■ 施策体系図：グローバル時代のまちづくり

基本施策		計画事業		
単位施策	施策の方向			
(1) 地球市民を育む意識づくり		再掲 050 グローバル人材育成プロジェクト		
①人権の尊重	人権尊重への普及・啓発・学習活動の推進 地球市民の意識づくり			
②平和の推進	平和意識の普及 平和祈念事業の推進			
③国際理解の推進	子どもの英語活動・教育の推進 国際理解に向けた機会の創出 多文化教育の推進			
(2) 国際交流・国際協力の推進			【062】 地域における国際交流の推進 再掲 025 千客万来 外国人向け観光情報発信事業 再掲 032 外国人ウェルカム商店街事業 再掲 039 東京オリンピック・パラリンピックボランティア育成事業	
①地域における草の根交流の推進	芸術・文化・スポーツ等の国際交流事業の開催 地域で交流できる環境整備 国際交流・協力ボランティアへの登録促進			
②区民主体の国際交流の推進	区民主体の交流の促進 青少年の国際感覚の育成			
③北区らしい国際協力の推進	地域からの国際協力の推進 関係機関との連携			
(3) 外国人が暮らしやすい環境づくり				
①外国人が生活しやすい環境の整備	外国語による情報提供の充実 情報を入手しやすいしくみの構築 区立施設等における外国語表示の促進 相談体制の整備 区民活動団体等との連携			
②多文化共生のしくみづくり	外国人区民の生活実態、意向の把握 外国人区民の母語、文化等の活用			
③外国人区民の地域社会への参画の促進	外国人区民の地域参画の促進			

■ 計画事業

☆ 【062】 地域における国際交流の推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、国際交流・協力ボランティアの充実を図るとともに、東京国際フランス学園をはじめ、様々な関係機関と連携して地域における身近な国際交流を推進する。

所管部：総務部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推進	検討	推進	推進	推進
	事業費（百万円）	3	3	—

2-8 男女共同参画社会の実現

北区基本構想

男女が互いの人権や個性を尊重し、ともに社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かにいきいきと暮らせる地域社会の実現をめざします。

男女平等の意識づくりを進めるとともに、あらゆる分野への男女の共同参画を推進します。

また、男女が仕事と家庭生活を両立できるよう支援します。

■ 現状と課題

個人の尊重と法の下での平等を基本とする日本国憲法の下で、男女平等の実現に向けた取り組みは、国際的な取り組みとともに着実に進められてきました。

国においては、「女子差別撤廃条約」の批准をはじめとし、「男女雇用機会均等法」、「育児介護休業法」の制定、さらに平成 11 年（1999 年）には「男女共同参画基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を早急に取り組まなければならない最重要課題として位置付けています。平成 22 年（2010 年）12 月に閣議決定した「第 3 次男女共同参画基本計画」では、基本的考え方の中で男女共同参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、子ども・若者育成支援、人権施策等の取り組みを政府一体となって進めると示しています。また、平成 25 年（2013 年）6 月に閣議決定した「日本再興戦略」においては、出産・子育てによる離職の減少や指導的地位に占める女性の割合の増加を図り、女性が活躍できる環境整備を推進するとしています。

東京都においても、平成 12 年（2000 年）に「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、条例に基づく具体的施策を推進するために「男女平等参画のための東京都行動計画」を策定しました。平成 24 年（2012 年）3 月に改定された行動計画においては、働く場における男女平等参画の促進などを重点課題としています。

北区では、平成 18 年（2006 年）に豊かで暮らしやすい地域社会の実現をめざして、「北区男女共同参画条例」を制定し、条例の基本理念に従い、具体的な施策を総合的に推進するための男女共同参画行動計画「北区アゼリアプラン」に基づき様々な取り組みを行っています。北とびあ内に設置した男女共同参画センター「スペースゆう」を活動拠点として、男女共同参画に関わる団体の活動支援事業、女性のためのチャレンジ支援事業、女性総合相談事業など、区民・団体のための様々な事業を行っています。

このように各種法制度の整備が進み、社会の意識も少しずつ変化していますが、性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会制度や慣行は依然として存在し、さらなる取り組みが必要です。社会環境が大きく変化している中で、人々の価値観や働き方、個人のライフスタイルの多様化などへの対応が求められています。

また、国の男女共同参画会議基本問題専門調査会は平成 20 年（2008 年）10 月に、地域における男女共同参画が必ずしも順調に進んでいないという現状を打開するためには、

意識啓発や知識習得中心の従来の取り組みから、自治体や地域団体、NPO、企業、大学など多様な主体の連携・協働による実践的活動中心の取り組みへの移行が必要であると提言しています。

これらを踏まえ、社会環境の変化や新たな課題に積極的に取り組むため、平成27年(2015年)3月に「第5次北区アゼリアプラン」を策定しました。

男女共同参画社会の実現には、男性も女性も個人として尊重され、お互いが助け合い支え合って、いきいきと活動することができる環境が必要です。また、健康に生涯を過ごしていくことは男女共同参画を進める上で重要なことであり、特に女性にとって安心して妊娠や出産期を迎えることや女性特有の疾病の予防や早期発見は大切なことで、そのための健康づくり等の支援が必要です。

近年、配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス=DV)やセクシャルハラスメント、ストーカー行為などの人権侵害が、大きな社会問題となっています。配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。平成12年(2000年)には「ストーカー規制法」が、平成13年(2001年)には、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。その後、平成25年(2013年)までに3度にわたる法改正が行われ、配偶者等からの暴力についての防止対策の強化が図られてきました。しかし、配偶者等からの暴力に関する相談件数や保護命令件数は年々増加傾向にあるのが現状です。北区でも、被害者の保護や適切な支援をはじめ、暴力発生を未然に防ぐため、平成27年(2015年)3月に「東京都北区配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画」を策定しました。被害者の総合的な支援機能の充実を図るなど、暴力の根絶に向けた積極的な取り組みが必要です。

また豊かな社会を築いていくためには、人々の多様な個性や生き方が尊重されることが大切です。多様な立場の個人が、人生の各段階に応じて仕事と家庭生活、地域活動等をバランスよく両立するための「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」が実現できる環境が整っている必要があります。

区が行なった「男女共同参画に関する意識意向調査(平成25年(2013年))」において、仕事と私生活の両立についての考えを聞いたところ、「仕事と私生活をバランスよく両立させる」が51.6%と約半数を占めています。また、働きやすい職場にしていくために重要なことでは、「仕事も家庭も大切にするという意識を啓発すること」が53.7%で最も多くなっています。

国の第3次男女共同参画基本計画及び日本再興戦略では平成32年(2020年)までに男性の育児休業取得率を13%にすることをめざし、男性の家事や育児への参加促進や参加を可能とする職場環境の改善への取り組みを進めています。

「仕事と生活の調和」を実現するためには、これまでの働き方を見直し、育児や介護など家庭への責任を男女ともに果たすことができるよう、また子育てや介護を個人の問題としてではなく、社会全体で支える環境づくりを進めていくことが必要です。

とりわけ、女性が出産・育児などで一時仕事を離れた後、再度仕事に就く際には、雇用状況が非常に厳しくなるという状況があり、継続就労や再就職、起業など、それぞれのライフステージにあった働き方を選ぶことを可能とするための支援が求められています。

また、家族等の介護による離職者は増加傾向にあり、今後要介護者が急増することが予測される中、介護による離職の防止並びに離職者の再就職支援の取り組みの強化が必要です。

男女が家庭、地域、職場、学校などのあらゆる分野において、対等な立場でともに参画することは、新たな視点や多様な発想が生まれ、多くの人材の活躍の場の拡大や課題解決が図られ、それぞれの分野の発展が促進されるためにとっても大切なことです。そのために区は、様々な学習機会をとおして男女共同参画の意識啓発を行うとともに、身近な地域の課題解決の実践的活動に女性が携わるメリットを多くの人々が実感する機会を拡大していく必要があります。

また、政策方針・意思決定過程への参画は、多くの分野において、未だ女性の占める割合が低い状況にあります。国の第3次男女共同参画基本計画及び日本再興戦略では、あらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合を、平成32年（2020年）までに少なくとも30%程度とする目標に向けた取り組みを推進しています。北区でも、審議会や委員会への女性の参画は進みつつありますが、平成26年（2014年）4月現在、審議会等の女性委員の割合は28.1%であり、男女共同参画社会をめざす行動計画「北区アゼリアプラン」での目標値40%の達成に向け、さらに推進していく必要があります。

■ 施策の方向

(1) 男女平等の意識づくり

① 学習・啓発による男女共同参画意識の向上

- ♡ 学校、職場、地域社会などあらゆる場面で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を図るために、普及・啓発活動を地域における組織・団体と連携し推進します。
- ♡ 生涯にわたっていきいきと暮らすため、心身の健康づくりを推進します。特に妊娠や出産などにかかわる女性の性差を考慮した健康支援の充実を図ります。
- ♡ 配偶者等からの暴力やセクシャルハラスメントなどの人権侵害根絶に向け、被害者への支援や相談体制の充実に取り組みます。

(2) 男女共同参画の推進

① 男女共同参画の推進

- ♡ 男女共同参画行動計画「北区アゼリアプラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に努めます。

- ♡ 女性の意見を政策・方針決定へ十分に反映することができるように、区の審議会等への女性委員の参画を積極的に推進します。また、幅広い分野で女性が能力を発揮し活躍することをめざして、職員の意識啓発に取り組みます。
- ♡ 固定的役割分担意識の解消とともに、特にこれまで家庭への参画の少なかった男性が、家庭生活に積極的に参画することができるような取り組みを進めます。
- ♡ 地域活動に参加するためのきっかけとして地域学習の機会を提供し、男女がともに地域活動へ積極的に参加することを支援します。
- ♡ 区における男女共同参画を効果的、効率的に推進していくために、「スペースゆう」を拠点に、区と区民、地域団体や企業、NPO や大学など関係機関との連携強化を図り、情報の収集・提供・交換や実践的な活動等に積極的に取り組みます。

②暴力防止の総合的な支援の推進

- ♡ 「東京都北区配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画」に基づき、総合的な配偶者等への暴力防止対策を推進します。
- ♡ 配偶者等からの暴力の被害者対策として、相談から保護、自立支援等までの総合的な支援体制の充実を図るために配偶者暴力相談支援センターを設置します。
- ♡ 様々な暴力の防止に向け、相談体制の充実と区民や関係機関と連携を強化し、早期発見から自立までの総合的な支援を推進します。

(3) 男女の仕事と家庭の両立支援

①仕事と家庭生活の両立支援

- ♡ 人生の各段階に応じた多様な働き方を選択できるよう、企業や事業主に対し、仕事と家庭生活の両立支援に関して理解促進を図るために意識啓発を行うとともに、育児・介護休業制度等が取得しやすい環境整備を促します。また、国・東京都へ制度改善についての要請を行います。
- ♡ 男女ともが安心して子どもを産み育て、仕事と家庭生活を両立できるよう、保育サービスなどの子育て支援策を充実します。
- ♡ 介護を必要とする家庭を支援する介護サービスを充実します。また、介護による離職防止や離職者の再就職のため、情報提供等の支援を行います。
- ♡ 就労・再就職・起業を希望する女性に対して、就労等に関する情報提供や講座等により支援を行います。

■ 施策体系図：男女共同参画社会の実現

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 男女平等の意識づくり		
① 学習・啓発による男女共同参画意識の向上	男女平等意識の普及・啓発	
	生涯にわたる健康づくりの支援	
	暴力の未然防止と被害者への支援	
(2) 男女共同参画の推進		<p>【063】北区配偶者暴力相談支援センターの設置</p> <p>再掲 084 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の充実</p>
① 男女共同参画の推進	アゼリアプランに基づく男女共同参画社会の実現	
	審議会等への女性の積極的な登用	
	固定的役割分担意識の解消	
	地域活動への支援	
	国・都・関係機関との連携強化	
② 暴力防止の総合的な支援の推進	総合的な配偶者等への暴力防止対策の推進	
	配偶者暴力相談支援センターの設置	
	区民や関係機関との連携による総合的な支援	
(3) 男女の仕事と家庭の両立支援		
① 仕事と家庭生活の両立支援	仕事と家庭生活の両立支援と国・都への制度改善の要請	
	子育て支援策の充実	
	介護サービスの充実	
	女性の就労支援	

■ 計画事業

☆【063】北区配偶者暴力相談支援センターの設置

配偶者等からの暴力による被害の未然防止並びに被害者の総合的な支援を行うため、「配偶者暴力相談支援センター」を設置する。

所管部：子ども家庭部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
設置	検討	設置	設置	
	事業費（百万円）	10	10	

【064】ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業

区内の中小企業並びに一般社団法人及び一般財団法人等を対象に、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に積極的に取り組んでいる企業を支援し、ワーク・ライフ・バランスの更なる推進を図る。

所管部：子ども家庭部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推進	検討	推進	推進	推進
	事業費（百万円）	26	12	14

2-9 主体的な消費生活の推進

北区基本構想

消費者一人ひとは、自らの価値観のもとで、主体的に判断し行動する消費生活をめざします。

わたしたちは、日々の消費行動が地球規模の環境問題や、ごみ・リサイクル問題に密接に関係していることを認識し、環境にも配慮した消費生活に心がけることが必要です。

区は、消費者の自立を支援するとともに、消費者被害を防止して、消費生活の安定に努めます

■ 現状と課題

消費者行政全体の司令塔として機能することを目的とした消費者庁が平成 21 年（2009 年）9 月に発足しました。また、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的として、平成 24 年（2012 年）12 月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、国や地方公共団体は、消費者に対する様々な場面での学習機会を提供することが義務付けられました。

近年、悪質業者は、社会情勢に敏感に反応し、新たな手口で次々と消費者を脅かしています。そのため、相談体制の強化や消費者に対し迅速な情報提供、学習の機会・啓発に関する取り組みの充実・強化が必要となっています。消費者が自らの安全・安心な暮らしを守ることができるように、子どもから高齢者までだれもが生涯を通して消費者教育を受ける機会を得ることが大変重要です。

また、経済社会の発展の結果、現代の社会においては商品・サービスの種類が豊富になり物的な豊かさを満たすことが、豊かな消費生活を送るための条件となってきました。しかし、物的な豊かさを満たすことを目的とした生活スタイルの結果、ごみ処理問題、エネルギーの大量消費、地球温暖化、生態系の破壊などの問題が起きています。こうした中、消費行動が地球規模で、また、将来の世代にわたって影響を与えるという視点に立ち、これまでの消費生活のあり方などを見直し、環境の保全に配慮するなど、持続可能な社会の形成に向けた消費行動を推進していく必要があります。

国においては、平成 22 年（2010 年）3 月に、消費者庁が、消費者の権利の尊重と消費者の自立支援や地方公共団体、消費者団体との連携・協働等、経済社会の発展への対応を基本的方向として、新たな「消費者基本計画」を策定しました。

東京都においても、平成 25 年（2013 年）3 月に「東京都消費生活基本計画」を改定するとともに、平成 25 年（2013 年）8 月には「東京都消費者教育推進計画」を策定し、消費者行政の強化を図っています。また、東京都消費生活総合センター等を通じて区市町村との連携を深めています。

区では、「東京都消費生活基本計画」や「東京都消費者教育推進計画」を踏まえ、子ども

から高齢者まですべての区民を対象に、消費活動において主体的に行動する「自立した消費者」の育成を推進することが重要な課題となっています。

北区消費生活センターの平成 25 年度（2013 年度）の相談件数は 1,960 件で、前年度 2,225 件と比較すると 265 件の減少となっていますが、ここ数年はほぼ横ばいの状況が続いています。相談内容は多様化、複雑化しており解決にあたり時間を要する相談が増えてきています。

このような中で、高齢者の相談件数は過去 3 か年間、23%以上を占めています。相談内容は、契約・解約に関するものが最も多く、パソコン・携帯電話のメールを利用した不当請求や公的機関を名乗った架空請求、ワンクリック詐欺など、世代を問わない相談が増えています。また、高齢者を狙った点検商法や次々販売などの悪質商法、振り込め詐欺による被害や、社会経験の少ない若者を言葉巧みに強引に契約させるキャッチセールスやマルチ商法などによる被害も後を絶ちません。特に北区では、一人暮らしの高齢者が多く、今後も、被害の拡大が懸念されることから、区は、高齢者福祉部門、民生委員、町会・自治会、介護事業者などと協力し、周囲の人々による見守りを継続していくことが重要です。

また、若者の消費者教育については、学校において学ぶ機会を持つことが、自立した消費者を育成するうえで大変重要です。

多重債務の相談状況は、平成 25 年度（2013 年度）の相談件数は 161 件で、前年度 169 件と比較すると 8 件の減少となっており、平成 20 年度（2008 年度）に多重債務相談を開設して以来、年々減少傾向にあります。今後も関係機関と連携を強化し、多重債務問題を抱える消費者への適切な対応に取り組むことが求められています。

■ 施策の方向

(1) 消費者の自立支援

①消費生活情報の提供

- ♡ 消費者庁、国民生活センター、東京都消費生活総合センター、警察署、保健所などの関係機関との連携を深め、情報の収集と提供の体制を強化します。
- ♡ 消費者が消費生活において必要な情報や知識を十分に得られるよう、適切で効果的な情報提供や啓発を行います。また、事故情報や被害情報など緊急を要する情報については、広報紙、北区公式ホームページ、メールマガジンなどの情報伝達手段を活用し迅速に対応します。

②消費者教育の推進

- ♡ 被害に遭わない消費者、合理的な決定ができる自立した消費者を育成するため、「(仮称) 北区消費者教育推進基本方針」を策定します。
- ♡ 教育委員会や、その他の関係機関との連携を強め、児童・生徒、さらには学生を含めた消費者教育の取り組みを推進します。
- ♡ 消費者が自らの安全・安心な暮らしを守ることができるよう、生涯を通じて

消費者教育を受ける機会の確保と、年代や障害の有無など消費者の特性に応じた消費者教育を推進します。

③主体的な消費者活動の支援

- ♡ 活動の場や情報の提供により、消費者グループ・団体による活動を支援するとともに、消費生活展などの開催により、学習や研究の成果を発表する場を提供します。
- ♡ 地域での主体的な活動をより活発にするため、消費生活センターを拠点とした消費者グループ・団体相互の交流、連携を促進します。

④次世代につながる消費生活の推進

- ♡ 消費者行動が地球規模で、また、将来にわたって影響を与えるという視点に立ち、これまでの消費生活のあり方などを見直し、環境の保全に配慮するなど、持続可能な社会の形成に向けた行動を推進していきます。
- ♡ 個人のためだけでなく社会全体を意識した消費者行動を推進するために、自らを消費者被害から守るだけでなく、消費者市民として活躍していく力を育みます。

(2) 消費生活の安定

①相談体制の充実

- ♡ 多様化、複雑化する相談に的確に対応するため、消費生活関連情報の収集と国民生活センターで実施する研修等に参加し、相談員の資質の向上を図ります。
- ♡ 高齢者や障害者など外出困難者に対し出張相談を行います。また、外国人の相談対応について検討していきます。
- ♡ 多重債務問題を抱える消費者に対し、相談できる消費生活センターの窓口があることを周知するとともに、適切な対応に取り組みます。

②安全・安心な消費生活の推進

- ♡ 関係機関との連携により、商品やサービスの安全性の確保に努めるとともに、家庭用品などの適正表示の検査、指導を行います。
- ♡ 災害時の生活関連商品の不足や物価の高騰などに対して事業者などと連携して対応するとともに、災害時に便乗する悪質商法による消費者被害への対応を行います。

③関連する機関や団体との連携強化

- ♡ 学生が消費者トラブルに巻き込まれることがないよう教育機関との連携を強化するとともに、高齢者や障害者に効果的な啓発活動が行えるよう関係機関が連携できるしくみを構築します。また悪質業者に対しては、警察署など関係機関と連携し迅速に対応します。

■ 施策体系図：主体的な消費生活の推進

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 消費者の自立支援		【065】 消費者教育の推進
①消費生活情報の提供	情報提供体制の強化 様々な情報提供手段の活用	
②消費者教育の推進	(仮称) 北区消費者教育推進基本方針の策定 子ども・若者への消費者教育の推進 消費者教育の機会の確保と特性に応じた推進	
③主体的な消費者活動の支援	グループ・団体の活動支援 グループ・団体の交流・連携の促進	
④次世代につながる消費生活の推進	持続可能な社会に向けた消費者行動の推進 消費者市民として活躍する人材の育成	
(2) 消費生活の安定		
①相談体制の充実	相談員の資質の向上 外出困難者への出張相談と外国人への相談対応 多重債務者への適切な相談対応	
②安全・安心な消費生活の推進	適切な検査、指導の推進 災害時の消費者被害への対応	
③関連する機関や団体との連携強化	関係機関や団体との連携強化	

■ 計画事業

☆ 【065】 消費者教育の推進

被害に遭わない、合理的な決定ができる消費者を育成するため、(仮称) 北区消費者教育推進基本方針を策定するとともに、学校等へ相談員による出張講座を行う。

所管部：地域振興部

全体計画 A (36 年度目標)	現況 B (26 年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31 年度)	後 期 (32～36 年度)
推進	—	推進	推進	
	事業費 (百万円)	5	5	

基本目標3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり

3-1 計画的なまちづくりの展開

北区基本構想

地域がそれぞれの個性を生かして、安全で快適に暮らせる、うるおいのある都市空間を形成するため、区は、区民とともに地域の特性を生かした計画的なまちづくりを推進します。

■ 現状と課題

区は、計画的なまちづくりを進めるため、平成22年（2010年）に策定した「北区都市計画マスタープラン2010※」をもとに、都市計画法や建築基準法などの法律の規制に加え、「北区みどりの条例」、「集合住宅の建築及び管理に関する条例」、「北区居住環境整備指導要綱」などにより、適正な土地利用の誘導を図ってきました。しかしながら、都市計画道路の整備進捗状況や公園の整備状況、長期にわたる大規模住宅団地の建替え計画、木造住宅密集地域が区内に点在することや細街路が数多く残っていることなどによる防災基盤の立ち遅れなど、都市基盤の整備はまだまだ十分でない状況です。

国では、環境、防災、国際化等の観点から都市の再生をめざす21世紀型都市再生プロジェクトの推進や土地の有効利用等の都市再生に関する施策、コンパクトなまちづくりをめざした中心市街地活性化のまちづくり、都市の低炭素化を図るための低炭素まちづくりなどを進めています。

少子高齢化や人口減少社会が到来する中で、各自治体では住民参加のもと地域性を生かしながら、独自にまちづくりを進めるしくみづくりや、それに基づいた具体的な取り組みが着々と進んでいます。

このような時代の流れの中で求められるのは、北区が、大都市東京の一翼を担う魅力ある都市としてさらに成熟していくための道筋を明らかにし、北区のまちづくりの将来像である「だれもが住みつけられるまち」「人にやさしい福祉のまち」「コミュニティを活かしたまち」「環境を大切にすまち」「安全で安心に暮らせるまち」「生き活きとした産業のある活気あるまち」「文化の薫り漂う憩いのまち」「交通の充実したまち」を実現するため、計画的なまちづくりを展開していくことです。

北区は、JR京浜東北線に沿った武蔵野台地の崖線を境に、大きく西側の台地部と東側の低地部に分けられます。台地部の特徴は、旧軍用地が集中していた歴史から、特に北側を中心に、都営桐ヶ丘団地や都市再生機構赤羽台団地に代表される大規模な住宅団地や、国、東京都などの公的機関によるまとまった土地利用が数多く見られることで、現在は概ね住宅を主体とする市街地となっています。

一方、低地部では、地域に根ざした町工場や商店街などと住宅が共存した市街地が形成されています。縁辺部を流れる荒川、新河岸川、隅田川沿いは、工場が立地した産業集積地となっていますが、近年、それら工場の生産機能の区外への転出により、住宅を中心とした用途に転換されるケースが見受けられ、住工混在の市街地となっています。

このように、北区は、全体としては住宅が中心の土地利用となっていますが、歴史や文化、地形などの地域特性を踏まえたうえで、「北区都市計画マスタープラン 2010」に基づいた、地域の特徴を生かした計画的なまちづくりを推進する必要があります。

そのためには、北区のまちづくりの将来像を実現するための課題である、道路や公共交通などの基幹交通網の整備・充実やユニバーサルデザインのまちづくりの推進、まちの魅力や価値を高めて子育てファミリー層・若年層を中心とした定住化を促進することや、防災基盤の整備など、その解決に資する土地利用の積極的誘導を図るとともに、民間事業者の適切な土地利用を誘導するためのしくみを整備していくことが求められます。

また、北区は、全体として高密度な市街地となっていることから、限られた土地資源を有効に利用していく必要があります。

大規模住宅団地の建替えに際しては、従前環境、周辺環境に留意しながら、一体的な土地利用を検討する中で、道路・公園などの公共施設や生活利便施設の適切な配置を図るとともに、土地の適正な利用を誘導する必要があります。あわせて、防災機能の向上や高齢者やファミリー世帯向けの住宅等の供給を含めた計画的なまちづくりを進める必要があります。

陸上自衛隊十条駐屯地赤羽地区跡地や東京外国語大学西ヶ原キャンパス跡地などの大規模な国公有地跡地については、これまで「国公有地跡地利用計画」を定め、適正な土地利用の誘導を図ってきました。引き続き発生する国公有地跡地や学校跡地などの区有地、工場跡地などの大規模敷地は、良好な住環境や地域の課題解決に資する土地利用の誘導を図る必要があります。

赤羽駅や王子駅、十条・東十条駅、田端駅の各駅周辺においては、北区のみならず区外から人を呼び込めるような商業・業務・文化機能などの集積が見られ、今後ともその集積と拠点性の強化を図っていく必要があります。また、その他の鉄道駅周辺は、生活利便施設を集積し、地域の利便に資する整備を行う必要があります。

特に王子駅周辺は、JR 京浜東北線・地下鉄南北線及び都電荒川線等の交通結節点であるとともに、北区役所をはじめとする行政機能の集積地であるほか、飛鳥山や音無親水公園など区を代表する歴史ある文化資源の多い地区です。平成 26 年度（2014 年度）には今後の王子駅周辺開発の方針となる王子駅周辺のランドデザインを策定し、現在は関係団体との協議を行っているところです。引き続き地元住民や関係団体との意見を聞きながら、地域特性を生かしたまちづくりを進める必要があります。

そして、十条駅周辺は、地域密着型の商業施設が多く集積し生活利便性が高い一方、低層木造住宅が密集して震災時の危険度が高い地区です。そのため、市街地再開発事業により、市街地の防災性の向上や土地の合理的かつ健全な高度利用と、都市機能の更新を図ることが重要です。

また、区民のやすらぎの場として、飛鳥山公園や中央公園、赤羽自然観察公園、荒川緑地などを整備してきました。これら主要な公園は、いこいの空間として、スポーツやレク

リエーション機能を維持するとともに、災害時の避難空間と防災機能の充実を図る必要があります。

新河岸川沿いの浮間、隅田川沿いの神谷・豊島などの研究開発機能を有した産業や、西が丘のスポーツや文化教育機能を有した施設が集積した地域においては、創造的な活動を行う場として周辺地域の環境に配慮した整備を促進する必要があります。

地域特性を踏まえたまちづくりを進めるためには、「まちづくりの主役は、地域住民である」ということを基本にした協働型のまちづくりの推進が不可欠です。

そのためには、まず区と地域住民が各地域のまちづくりにおける課題を、日頃から共有しておくことが大変重要です。区には積極的でわかりやすい情報提供と学習機会の創出が求められます。

さらに、具体的な事業の進捗に際しては、計画策定の当初から、地域住民や民間事業者等の参画のしくみを構築していく必要があります。そして、地域住民の一定の合意が得られた地域では、様々な手法やまちづくり制度等を活用し、めざすべきまちの姿、将来像を実現するために地域のルールを策定するなどして、まちづくりの具体化を推進する必要があります。

※都市計画マスタープラン 2010

都市計画法により区市町村ごとに策定する都市計画に関する基本的・総合的・長期的計画

■ 施策の方向

(1) 適正な土地利用への誘導

① 適正な土地利用への誘導

- ♡ 都市計画マスタープラン 2010のもと、地域の特性を生かした適正な土地利用を誘導し、計画的なまちづくりを推進します。
- ♡ 子育てファミリー層・若年層を中心とした定住化の促進や、住環境や都市防災基盤の整備などのまちづくりの将来像を実現するための課題を解決するため、政策的な土地利用の誘導を図ります。
- ♡ 住宅を主体とする市街地は、良好な住環境を保全しつつ基盤整備などを進め、様々な人々が住む快適な住宅地の形成を図ります。
- ♡ 近隣商店街や町工場などが住宅と共存している市街地は、適正な土地利用を計画的に誘導し、互いの共存を図った活気ある複合市街地の形成を図ります。
- ♡ まとまった工業地は、隣接する地域の環境に配慮しながら、今後とも工業用途を優先する土地利用を誘導します。また、新たな産業の展開を育てるしくみづくりを産業振興策と協調させながら検討・実施するなど、産業の活性化を図るとともに、職住近接の活気ある複合市街地の形成を図ります。
- ♡ 防災上課題がある地域では、オープンスペースのある安全で快適な市街地を

形成するため、様々な手法を活用して、土地利用を誘導します。

- ♡ 大規模住宅団地の建替えに際しては、従前環境、周辺環境に留意しながら、一体的な土地利用を検討する中で、道路・公園などの公共施設や生活利便施設の適切な配置を図るとともに、土地の適正な利用を誘導します。あわせて、防災機能の向上や高齢者・ファミリー世帯向けの住宅等の供給を含めた計画的なまちづくりを進めます。
- ♡ 地区計画制度や特別用途地区制度等を活用し、区民とともに、まちづくりを進めると同時に、民間企業の開発等を規制または誘導するためのしくみづくりを進めます。

②大規模敷地の有効活用

- ♡ 国公有地跡地や学校跡地などの区有地、工場跡地などの大規模敷地は、周辺地域をはじめ北区全体のまちづくりの課題を解決するために、区民、企業、NPO と連携して、望ましい土地利用を図ります。

(2) 地域特性を重視した協働型のまちづくり

①協働型のまちづくりの推進

- ♡ 区民が身近な地域に対する関心を高め、積極的にまちづくりに参画できるよう、各種のまちづくり情報を効果的に提供します。
- ♡ 区民、企業、NPO と区が協働し魅力あるまちづくりを進めるため、それぞれの責任や役割を踏まえて参画できるしくみづくりを進めます。
- ♡ まちづくり活動の促進を図るため、区民、企業、NPO、行政のネットワークの強化を行うなど、ソフト面の支援を進めます。
- ♡ 地域の特性や区民の意向を反映しながら、地区計画やまちづくりの協定など、その地区にふさわしいまちづくりのルールや事業手法を選択し、良好な市街地の形成や環境の保全をめざします。

②地域特性に応じた拠点の整備

- ♡ 赤羽、王子、十条・東十条、田端駅周辺の主要駅圏を、区外からも人を呼び込めるような、商業・業務・文化機能などが集積した「にぎわいの拠点」と位置づけ、整備を促進します。特に王子駅周辺は、今後の駅周辺開発方針である王子駅周辺のランドデザインに基づき、地元住民や関係団体などとの意見を聞きながら、地域特性を生かしたまちづくりを進めます。また、十条駅西口地区は、市街地再開発事業により、土地の有効・高度利用でオープンスペースを確保し、駅前広場や道路、駐輪施設を整備するため、再開発組合の活動支援を行います。
- ♡ 他の鉄道駅周辺は、近隣地域のサービスの拠点として生活利便施設の集積した「地域の生活拠点」と位置づけ、周辺の土地利用転換など、まちづくりに及ぼす影響と整合を図りながら整備を促進します。特に板橋駅周辺は、駅舎

のバリアフリー化にあわせて駅前広場と幹線区道の再整備を行い、地域の利便に資する整備を図ります。

- ♡ 公園・緑地その周辺を区民のやすらぎの場、レクリエーションの場として「いきこの拠点」と位置づけ、避難場所としての防災機能の充実とあわせて整備を促進します。
- ♡ 産業を支える様々な工場・研究開発施設や文化教育機能を有した施設など、創造的な活動を行う場が集積した地区を「創造の拠点」と位置づけ、周辺地域の環境に配慮しながら整備を促進します。

■ 施策体系図：計画的なまちづくりの展開

基本施策		計画事業	
単位施策	施策の方向		
(1) 適正な土地利用への誘導			
① 適正な土地利用への誘導	適正な土地利用の誘導		
	政策的な土地利用の誘導		
	快適な住宅地の形成		
	活気ある複合市街地の形成		
	工業地の適正な土地利用		
	防災上の課題解決のための土地利用の誘導		
	大規模住宅団地建替え時の一体的な土地利用の誘導		
	民間企業の開発規制、誘導のしくみづくり		
② 大規模敷地の有効活用	大規模敷地の望ましい土地利用の誘導		
(2) 地域特性を重視した協働型のまちづくり			【066】「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」の整備推進
① 協働型のまちづくりの推進	各種まちづくり情報の提供		【067】王子駅周辺のまちづくりの促進
	区民参画のしくみづくり	【068】赤羽駅周辺のまちづくりの促進	
	まちづくり活動の支援	【069】十条駅周辺のまちづくりの促進	
② 地域特性に応じた拠点の整備	「にぎわいの拠点」の整備促進	【070】東十条駅周辺のまちづくりの促進	
	「地域の生活拠点」の整備促進	【071】板橋駅周辺のまちづくりの促進	
	「いこいの拠点」の整備促進	【072】浮間舟渡駅周辺のまちづくりの促進	
	「創造の拠点」の整備促進	【073】赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進	
	地域特性に応じたまちづくりの推進	再掲 119 大学の誘致 再掲 120 新庁舎の整備	

■ 計画事業

【066】「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」の整備推進

赤羽、王子、十条・東十条、田端駅周辺を、商業、業務、文化機能などが集約した「にぎわいの拠点」として整備するとともに、区内の鉄道駅周辺を、生活利便施設の集積・集約の誘導などにより、地域の利便に資する「地域の生活拠点」として整備する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(内訳) 「にぎわいの拠点」 4駅周辺	推進	4駅周辺	推進	推進
赤羽駅周辺	推進	推進	<ul style="list-style-type: none"> 赤羽駅周辺のまちづくりの促進 赤羽台周辺住宅市街地総合整備事業の推進 都市計画道路新設・拡幅整備（区画街路3号線） 鉄道駅エレベーター等整備事業（ホームドア） 総合的な駐輪対策の推進（自転車駐車場の整備） （仮称）赤羽台のもり公園の整備 など 	<ul style="list-style-type: none"> 赤羽駅周辺のまちづくりの促進 赤羽台周辺住宅市街地総合整備事業の推進 都市計画道路新設・拡幅整備（区画街路3号線） 鉄道駅エレベーター等整備事業（協議）など
王子駅周辺	推進	推進	<ul style="list-style-type: none"> 王子駅周辺のまちづくりの促進 鉄道駅エレベーター等整備事業（ホームドア） 飛鳥山公園の拡張整備 （仮称）旧北王子支線跡地遊歩道の整備 名主の滝公園の再生整備 など 	<ul style="list-style-type: none"> 王子駅周辺のまちづくりの促進 鉄道駅エレベーター等整備事業（協議） 名主の滝公園の再生整備 など

十条・東十条駅周辺	推進	推進	<ul style="list-style-type: none"> ・十条駅周辺のまちづくりの促進 ・東十条駅周辺のまちづくりの促進 ・都市防災不燃化促進事業 ・防災まちづくり事業の推進 ・都市計画道路新設・拡幅整備（(仮称)区画街路8号線） ・十条駅付近連続立体交差化事業 ・橋梁整備（十条跨線橋） など 	<ul style="list-style-type: none"> ・十条駅周辺のまちづくりの促進 ・東十条駅周辺のまちづくりの促進 ・都市防災不燃化促進事業 ・防災まちづくり事業の推進 ・都市計画道路新設・拡幅整備（(仮称)区画街路8号線） ・十条駅付近連続立体交差化事業 ・橋梁整備（十条跨線橋） ・駅周辺へのエレベーター等の設置（東十条駅周辺） ・鉄道駅エレベーター等整備事業 ・総合的な駐輪対策の推進（自転車駐車場の整備） など
田端駅周辺	推進	推進	<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺へのエレベーター等の設置 ・鉄道駅エレベーター等整備事業（検討） ・花いっぱいまちづくり事業（田端新町公園再整備） など 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅エレベーター等整備事業（協議） ・花いっぱいまちづくり事業（田端公園再整備） など
(内訳) 「地域の生活拠点」 6 駅周辺	推進	6 駅周辺	推進	推進
上中里駅周辺	推進	推進	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅エレベーター等整備事業（検討） など 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車駐車場の新設 などを検討
駒込駅周辺	推進	推進	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅エレベーター等整備事業 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歩行空間を充実 ・自転車駐車場を新設 などを検討

板橋駅周辺	推進	推進	<ul style="list-style-type: none"> ・板橋駅周辺のまちづくりの促進 ・幹線区道のバリアフリー化（滝野川桜通り） ・鉄道駅エレベーター一等整備事業 ・総合的な駐輪対策の推進（自転車駐車場の整備）など 	・自転車駐車場の充実などを検討
浮間舟渡駅周辺	推進	推進	・浮間舟渡駅周辺のまちづくりの促進など	・自転車駐車場の充実などを検討
北赤羽駅周辺	推進	推進	・鉄道駅エレベーター一等整備事業など	・自転車駐車場の充実などを検討
尾久駅周辺	推進	推進	・鉄道駅エレベーター一等整備事業（検討）など	・駅地下道のバリアフリー化 ・駅前広場整備などを検討
事業費（百万円）※事業費は、各計画事業などで計上している。				

※「地域の生活拠点」の後期（32～36年度）内訳は、北区都市計画マスタープラン2010における、JR各駅周辺のまちづくりの方針を記載している。

【067】王子駅周辺のまちづくりの促進

王子駅周辺におけるまちづくりのランドデザインを策定するとともに、「にぎわいの拠点」の形成や駅周辺のまちづくりを促進する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
促進	促進	促進	促進	促進
都市基盤等整備 着手・推進	ランドデザイン (案) 策定	都市基盤等整備 着手・推進	ランドデザイン 策定・用地取得	都市基盤整備 着手・推進
	事業費（百万円）	6,145	6,145	-

【068】赤羽駅周辺のまちづくりの促進

赤羽駅東口周辺における地域住民主体の「にぎわいの拠点」や住環境等の整備に向けたまちづくりについて、積極的に支援し、事業化を促進する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (27~31年度)	後期 (32~36年度)
促進	促進	促進	促進	促進
	事業費(百万円)	8	4	4

【069】十条駅周辺のまちづくりの促進

十条駅周辺の鉄道と道路の立体交差化を視野に入れた「十条地区まちづくり基本構想」をもとに、地域住民と進めるまちづくり手法等について検討し、駅西口及び東口地区について事業化を促進する。

駅西口地区については、市街地再開発事業により、駅前広場や道路、駐輪施設の整備を図っていくため、再開発組合の活動支援を行う。

また、町会・自治会、商店街会等を中心に運営する十条地区まちづくり全体協議会の活動支援を継続し、協議会を構成する地区内の三つの大学が連携したまちづくり活動についても支援していく。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (27~31年度)	後期 (32~36年度)
促進	促進	促進	促進	促進
(内訳) 十条駅西口地区 市街地再開発事業 (組合施行)	推進 (再開発準備組合活動支援)	推進 (事業終了)	推進 (事業着手)	推進 (事業終了)
三大学連携まちづくり活動支援	—	推進	推進	推進
	事業費(百万円)	18,673	8,970	9,703

☆【070】東十条駅周辺のまちづくりの促進

東十条駅周辺について、老朽化した跨線橋の架替えにあわせて駅前広場等の整備やバリアフリー化を実施し、「にぎわいの拠点」の形成と駅周辺のまちづくりを促進する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (27~31年度)	後期 (32~36年度)
促進	促進	促進	促進	促進
(内訳) 駅前広場整備	準備	完成	設計・整備	整備・完成
	事業費(百万円)	6,045	2,135	3,910

※関連して実施する事業として、【097】「橋梁整備(十条跨線橋)」、【099】「駅周辺へのエレベーター等の設置(東十条駅周辺)」がある。

【071】板橋駅周辺のまちづくりの促進

板橋駅周辺について、一体的なバリアフリー化及び利便性の向上を図ることで、生活利便施設の集積・集約の誘導などを進め、「地域の生活拠点」の形成や駅周辺のまちづくりを促進する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (27~31年度)	後期 (32~36年度)
促進	促進	促進	促進	促進
(内訳) 駅前広場整備	調査	完成	完成	
	事業費(百万円)	106	106	—

※関連して実施する事業として、【095】「幹線区道のバリアフリー化(滝野川桜通り)」、【101】「総合的な駐輪対策の推進」がある。

【072】浮間舟渡駅周辺のまちづくりの促進

浮間舟渡駅周辺について、公共施設の整備や学校跡地の利活用、駅前広場空間の検討を総合的に実施し、「地域の生活拠点」の形成と駅周辺のまちづくりを促進する。

所管部：まちづくり部

全体計画 A (36 年度目標)	現況 B (26 年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (27~31 年度)	後 期 (32~36 年度)
促進	促進	促進	促進	促進
(内訳) 旧西浮間小学校 跡地の利活用	推進	推進	公募	推進
駅前広場空間の 整備推進	—	整備推進	—	整備推進
	事業費 (百万円)	304	—	304

【073】赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進

都市再生機構赤羽台団地の建替え計画に合わせ、周辺市街地の公園、道路等公共施設の整備を推進する。

所管部：まちづくり部

全体計画 A (36 年度目標)	現況 B (26 年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (27~31 年度)	後 期 (32~36 年度)
終了	推進	終了	推進	終了
(内訳) 終了	推進	終了	・(仮称) 赤羽台 のもり公園の整備 ・都市計画道路区 画街路 3 号線拡 幅整備 ・(仮称) 新赤羽 台保育園整備	・(仮称) 赤羽台の もり公園の整備 ・都市計画道路区 画街路 3 号線・補 助 243 号線拡幅 整備
	事業費 (百万円)	—	—	—

- ※ 計画地区内では他に、都市計画道路補助 85 号線、補助 86 号線の 신설・拡幅整備が予定されている（東京都施行）
- ※ 区施行の事業費は、【090】「都市計画道路新設・拡幅整備」、【111】「(仮称) 赤羽台のもり公園の整備」で計上している。
- ※ (仮称) 新赤羽台保育園の建設費負担金は【011】「保育所待機児童解消」で計上している。

3-2 安全で災害に強いまちづくり

北区基本構想

都市基盤の安全性を高めるため、計画的な防災まちづくりを推進するとともに、防災体制を充実します。また、区民の「自分たちのまちは自分たちでつくり、守る」という意識を高め、区は、区民、企業、関係機関と一体となって、防災に対する取り組みを推進し、災害に強いまちをめざします。

さらに、犯罪や交通事故などの不安がなく、安心して暮らすことのできるまちをめざします。

■ 現状と課題

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、日本観測史上初めてマグニチュード（M）9.0 を記録し、宮城県栗原市で最大震度 7 を観測しました。東京都内においても、震度 5 強が観測され、死者 7 人、負傷者 117 人が発生し、震災に起因する火災が 35 件、住家建物も全壊 16 棟、半壊 203 棟、一部損壊 6,225 棟の被害がありました。北区においても、家屋の全壊が 3 棟あったほか、半壊及び一部損壊が 511 棟発生しました。

さらに、地震の影響による交通障害が発生し、首都圏には約 515 万人もの帰宅困難者が発生するなど、これらによる混乱を抑制する対策の必要性が浮かび上がりました。

また、東日本大震災は、東京から遠距離において発生した典型的な海溝型地震であったため、高層建物は長周期地震動等の影響を受け、家具類の転倒・落下・移動による被害が引き起こされました。今後、長周期地震動に対する室内の安全対策をより強化していくことが求められています。

首都圏では、今後数十年以内の首都直下地震などの発生が懸念されており、平成 24 年（2012 年）4 月に公表された東京都の被害想定では、夕刻の強風時という最悪の条件が重なった場合には、死者約 9,700 人、負傷者約 147,600 人、全壊・半壊などの建物被害約 304,300 棟と甚大な被害が予想されています。特に東京は、巨大過密都市であることに加え、政府関係機関や経済中枢機能が集中しています。地震発生後には、深刻な交通渋滞、火災などによる膨大な数の被災者の発生、物流機能の低下による物資不足など深刻な被害が発生する可能性があります。

東京区部を防災上の観点から見ると、道路や公園等の公共施設の空間が十分ではなく、木造住宅密集地域が広範囲に分布するなど、災害に対する脆弱（ぜいじゃく）な都市構造が指摘されています。山手線外周部を中心に分布している木造住宅密集地域は、急速に都市化が進むなかで都市基盤整備が十分なされないまま宅地が細分化され、住宅が密集したことなどにより防災上大きな問題を抱えています。しかし、居住者の高齢化や狭小敷地等の問題から建替えが進みにくい状況にあります。

「東京都防災都市づくり推進計画」では、地域危険度が高く老朽化した木造建築物が集

積するなど、災害時に甚大な被害が想定される整備地域として、北区内の 5 地域が指定されており、そのなかでも特に十条地区は重点整備地域に指定されています。

災害に強い都市構造をつくるためには、道路や公園等の公共空間など都市の基盤整備と老朽化した建築物の更新を進めることが重要です。災害時の避難路や救援物資の輸送路などとなる幹線道路を整備するとともに、無電柱化の推進や、沿道の建築物を耐震性の高い耐火建築物へ更新することを誘導するなどにより、延焼遮断帯を形成していく必要があります。また、防災上や住環境上の観点から問題が指摘されている木造住宅密集地域において、建築物の耐震化、不燃化、共同化等への建替えを促進するとともに、道路拡幅、広場等のオープンスペース確保を行うことで、「燃えない」「壊れない」安全・安心なまちをめざしていくことが求められています。

加えて、東京都が平成 24 年（2012 年）1 月に公表した「木密地域不燃化 10 年プロジェクト※」の実施方針に基づき、「不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）」として「十条駅西地区」、「志茂地区」が指定され、また、東京都が整備する都市計画道路補助 73、81、86 号線が特定整備路線として指定されました。不燃化特区では、従来の防災まちづくり事業や特定整備路線の整備に合わせて都の不燃化特区制度を活用することで、市街地の防災性の向上を加速させる必要があります。

さらに、平成 25 年（2013 年）に耐震改修促進法が改正されたことに伴い、区では「東京都北区耐震改修促進計画」を平成 27 年（2015 年）に改定する予定で、平成 32 年度（2020 年度）末までの耐震化率 95%をめざしているため、まち全体の耐震化を促進するための総合的な取り組みをしていく必要があります。

近年、全国各地で 1 時間に 100 mmを超えるような記録的、局地的な集中豪雨や大型台風、土砂災害、更には竜巻などの突風による過去に経験したことのない被害が多発しています。都市部では、市街化に伴う雨水浸透機能の低下や道路冠水、地下空間への浸水等、都市型水害による甚大な被害が予想されています。北区においても、平成 22 年（2010 年）7 月 5 日の集中豪雨により石神井川が溢水するなど、区内で床上浸水 291 件、床下浸水 276 件の被害を受けています。

区では、石神井川の水位を常時監視するカメラや水位計等の設置、公園や学校等に雨水を一時的に貯留して河川や下水道施設への流入を軽減する集中豪雨等対策事業などを実施しています。引き続き、国や東京都などの関係機関と連携し、豪雨に備えた総合的な治水対策や、急傾斜地等の崩落による災害の未然防止などの水害対策に努めていく必要があります。

災害の被害を最小限にするための減災への取り組みや災害が発生した場合の応急態勢、帰宅困難者対策、さらには相互支援体制や女性に配慮した対策等、復旧・復興体制を整えていくことも大変重要です。区では、地域防災行政無線のデジタル化に加え、ソーシャルネットワークサービスや公衆無線 LAN、臨時災害放送用 F M 局の活用など、災害時の情報通信の高度化・多様化を進めるとともに、防災上重要な区有建築物については、平成

27年度（2015年度）末までに耐震化率100%をめざしていくことが求められています。特に、区役所庁舎は、災害発生時においても継続的に業務を遂行するための機能を確保する必要があります。利用者や職員の安全性を確保し、防災拠点としての役割を果たすために、耐震性が高く災害に強い庁舎が求められます。あわせて、少子高齢化をはじめとする社会状況の変化に対応し、より柔軟で強固な防災体制を確立するため、自主防災組織や防災関係機関を中心に、NPO、北区防災ボランティアなどとの連携強化を図る必要があります。

さらに、被災後の復旧・復興を円滑に進めるための取り組みについては、「東京都北区地域防災計画（平成24年（2012年）改定）」をふまえ、都市・住宅・くらし・産業の4つの視点で「北区震災復興マニュアル」を作成し、震災後の復旧・復興時の行動指針を示しました。

平成25年度（2013年度）策定の「北区防災対策推進5カ年計画」では、区の防災対策を着実に推進するため、施設・設備の整備だけでなく、人材育成などのソフト事業についても計画化しており、災害に強いまちづくりのためには、地域防災力の向上も不可欠です。「自助、共助」の考え方を中心に、災害時にはまず自分の身を守り、そして家族、近隣の安否確認や救助・救出など、適切な避難行動が取れるよう地域の協力体制を築くとともに、日頃から防災訓練の実施などを通じて、防災意識の向上と防災行動力を高めていくことが重要です。自主防災組織の充実や、地区防災運営協議会を中心とした区民、事業者、行政、関係機関の連携強化など、地域のきずなづくりへの取り組みをはじめ、世代を超えた防災の担い手を育成するため、小・中学校における防災教育を推進するとともに、高校生や大学生が地域の防災訓練などに積極的に参加するためのしくみづくりが必要です。また、災害時に適切な避難行動がとりにくい高齢者・障害者などを中心とした災害時要援護者の支援体制を築き、互いに支え合いながら安全確保を図る必要があります。

そのほかの安全面として、交通安全があります。北区は人口1万人あたり交通事故件数が23区内で最も低く（「平成24年版特別区の統計」（財）特別区協議会）比較的安全なまちといえますが、引き続き関係機関と連携して交通事故をなくしていくための教育や、安全な歩行者空間を確保していく必要があります。

また、地域犯罪については、北区内の刑法犯の認知件数は、平成21年（2009年）の5,034件から年々減少し、平成25年（2012年）には3,774件にまで減少しました。しかし、子どもが被害者となる事件や高齢者を狙った振り込め詐欺事件などは依然として後を絶ちません。

「北区民意識・意向調査報告書（平成25年（2013年）8月）」によると、居住地域で日常的に不安を感じるか聞いたところ、不安を「感じる」が3割を超え、さらに、どのようなことに不安を感じるか聞いたところ、「地震や水害などの自然災害」に続いて、「子どもの安全」があげられました。区ではこうした状況を踏まえ、子どもの安全を守る様々な取り組みを行ってきました。たとえば、小学校児童の安全を守るため、小学校周辺地域の住

民が児童を見守る「北区子ども安全ボランティア」に対する活動支援を行っているほか、小学校入学児童全員に防犯ブザーや小学校低学年用の安全教育教材「子ども安全手帳」を配布しています。また、保育園児や幼稚園児を対象とした子ども防犯教室や、そこで働く職員向けの不審者対応訓練を実施しています。今後もこうした事業を区内全域で計画的に実施し、着実に犯罪の減少につなげていくことが求められます。

高齢者を狙った振り込め詐欺などへも、関係機関と連携して広報啓発していくことが重要です。たとえば、金融機関や高齢者が集まる施設等において、警察や区民と合同で注意を呼びかけるキャンペーンなどを継続的に実施していく必要があります。

そのほか、徐々に増えている区民のパトロールボランティア団体の活動支援を行うとともに、落書き消しや植栽活動といった地域の防犯環境改善を地域住民や警察と連携して行うなど、地域ぐるみの活動を推進していく必要があります。また、区では、平成23年度(2011年度)から新たに共同住宅の管理組合などを防犯カメラ整備補助の対象とするとともに、平成24年度(2012年度)から、町会・自治会などへの防犯カメラの整備補助を開始し、地域や警察と連携して、防犯カメラの設置を積極的に推進しています。防犯カメラの設置は区民の自主的防犯活動とあいまって地域の防犯力向上に大きく貢献しています。前述の意識調査でも地域を安心なまちにするための取り組みとして最も効果的と考える区の施策として「防犯灯・防犯カメラの設置」があげられており、区は今後もこのような地域の要望などに適切に応えていくことが必要です。

多様な事案に対する危機管理体制の構築も重要な課題です。平成25年(2013年)には「北区新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、区民生活や社会経済に重大な影響を与える事態に備えた体制づくりを進めました。また、今後、発生するであろう多様な危機管理事案に迅速、適切に対応するためには、日頃から調査・研究を進めていく必要があります。

※木密地域不燃化10年プロジェクト

首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域(木密地域)の改善を一段と加速するためのプロジェクト。

10年間の重点的・集中的な取り組みにより、平成32年度(2020年度)末までに、整備地域において、市街地の不燃化を促進し、延焼による焼失ゼロの「燃えないまち」の実現と、延焼遮断帯の形成を促進し、「燃え広がらないまち」の実現を目標とする。

■ 施策の方向

(1) 防災まちづくり

①都市の防災機能の向上

- ♡ 延焼遮断帯、避難路として都市計画道路などの幹線道路を整備するとともに、その沿道建築物の不燃化の促進や無電柱化を推進します。また、緊急輸送道

路沿道建築物の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを推進します。

- ♡ 防災上、住環境上の観点から問題が指摘されている木造住宅密集地域では、建築物の耐震化や不燃化、主要生活道路の整備、オープンスペースの確保などを進め、地域の課題改善に努めます。また、住民と区で話し合いながら、地区の実情に応じた地区計画などのまちづくりのルールを定め、災害に強いまちへ計画的に誘導していきます。
- ♡ 災害時に甚大な被害が想定される地区などについて、住宅市街地総合整備事業などの防災まちづくり事業を導入し、防災性の向上に努めます。
- ♡ 地震による建物倒壊、火災などの危険性が特に高い十条、西ヶ原、志茂地区について、住宅市街地総合整備事業などの防災まちづくり事業により防災性の向上を進めます。
- ♡ 十条駅西、志茂地区については、東京都の「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」の不燃化特区制度の活用や、特定整備路線沿道建築物の不燃化を促進し、地域住民との話し合いや支援を行いながら、地域の特性を考慮しつつ防災性の向上を加速させます。
- ♡ 平成 32 年度（2020 年度）末の耐震化率 95%をめざすべき指標として、木造住宅やマンションへの耐震化助成など、民間住宅の耐震化を推進します。
- ♡ 道路拡幅などにより避難場所などへの避難路を確保するとともに、災害時のライフラインへの影響を最小限に抑えるため、橋梁などの耐震性の向上を図ります。
- ♡ 災害時において、緊急時の交通網となる河川を利用した水上交通の活用を推進するとともに、その拠点として、防災船着場の整備を推進します。

②治水対策等の推進

- ♡ 国や東京都などの関係機関と連携し、豪雨に備えた総合的な治水対策、雨水流出抑制や、急傾斜地などの崩落による災害の未然防止や情報提供、適切な避難などの安全対策に努めます。

(2) 防災体制の整備・充実

①予防・応急体制の整備・充実

- ♡ 災害時の情報収集伝達体制の整備・見直しを図るとともに、地域防災行政無線のデジタル化、ソーシャルネットワーキングサービスや公衆無線 LAN、臨時災害放送用 F M 局の活用など、災害時の情報通信の充実に努めます。
- ♡ 災害対策本部及び災害対策各部の実動訓練などを通じて、職員の防災意識の高揚に努めるなど、危機管理機能を強化します。
- ♡ 防災上重要な区有建築物の耐震化を推進するとともに、備蓄物資、防災資機材、給水施設の機能の向上に努めます。
- ♡ 新庁舎建設にあたっては、北区の防災拠点となるとともに、災害時も業務を

継続できる災害に強い庁舎をめざします。

- ♡ 東京都・消防署・消防団などの関係機関や北区防災ボランティア、事業所との連携を強化するとともに、近隣自治体、友好都市との広域応援体制を充実します。
- ♡ 災害時に自力で避難することが困難な人々に対し、「災害時要援護者行動マニュアル」に基づき、登録を受け、支援プランをもとに救出救護体制の整備を図ります。
- ♡ 区災害医療コーディネーターを中心とし、医師会や災害拠点病院等との円滑な連携を含め、災害時の初動医療態勢の確立に取り組みます。あわせて薬剤師会などと連携して医薬品等の確保など災害医療態勢の充実に努めます。
- ♡ 災害時に外出者が安全に帰宅できるよう、東京都・警察署・消防署・鉄道事業者などと連携し、駅前滞留者対策協議会などの場をとおして、地域特性に応じた対策の必要性を検討していきます。また、国、東京都、民間事業者などと連携して、災害時帰宅支援ステーションや一時滞在施設の確保など、帰宅困難者対策の充実に努めます。

②復旧・復興体制の整備・充実

- ♡ 災害発生後に都市及び住宅、暮らし及び産業の復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、「北区震災復興マニュアル」をもとに、引き続き、災害復興のあり方について、研修や訓練などをとおして検討を深めていきます。また、関係団体や区民などの協力を得ながら速やかに行動できる態勢を整えていきます。
- ♡ 密集住宅市街地を中心に、復興も視野に入れたまちづくり活動を推進します。
- ♡ 災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、必要とされる都市機能を確保するため、その業務に関するBCP※を検証し、必要に応じて見直していきます。
- ♡ 「男女双方の視点に配慮した防災対策」を推進するため、妊婦救護所を設置するとともに、避難生活における相談態勢を構築します。

(3) 地域防災力の向上

①災害時に備えた「地域のきずなづくり」

- ♡ 「地区防災運営協議会」を中心に、防災訓練など、様々な防災活動を展開し、地域の防災意識や結束力の向上を図ることにより、災害時における迅速な協力態勢の構築をめざします。

②防災意識の向上

- ♡ 小・中学校における防災教育の充実を図るとともに、高校生や大学生の防災訓練への参加を促進するなど、地域における防災リーダーの育成を推進します。
- ♡ 防災に対する意識を高めるため、防災センターを拠点としながら、防災教室や防災訓練など様々な場を活用して、防災に関する情報や学習機会の場を提供します。

③防災行動力の向上

- ♡ 自主防災組織の育成や装備の充実を図るとともに、関係機関と連携し、災害時における要配慮者の安全確保への取り組みを推進します。
- ♡ 区内事業者などには、地域を構成する一員として、応急活動など、地域への貢献活動を求めるとともに、事業所内での備蓄を推進します。

(4) 交通安全対策の推進

①交通安全教育の充実

- ♡ 警察などの関係機関と連携し、子どもから高齢者までの各年代に応じた交通安全教育を推進します。

②安全な歩行者空間の確保

- ♡ 歩道のバリアフリー化や新設・拡幅整備を進めるなど、交通安全施設を整備します。
- ♡ 安全で快適な道路環境や歩行者空間を確保するため、道路の不法占用物の排除など道路利用の適正化を推進します。

(5) 地域防犯活動の充実

①地域防犯活動の充実

- ♡ 子どもが犯罪に巻き込まれないように、地域の見守り活動と同時に子どもたち自身が自ら危険を回避する力を養う取り組みを推進します。
- ♡ 高齢者を狙った振り込め詐欺などへの対策については、金融機関や警察と連携してキャンペーンを実施し、注意を呼びかけるなど、積極的な広報啓発活動に取り組みます。
- ♡ 区民による防犯ボランティアの活動支援を行い、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識を区民一人ひとりが高めるとともに、地域住民や警察と連携した落書き消しや植栽活動など地域防犯環境改善活動を推進します。
- ♡ 町会・自治会、共同住宅の管理組合が整備する防犯カメラなどの設置を推進します。

②危機管理体制の整備

- ♡ 区民の安全を確保するため、国・都・関係機関との連携を図り、様々な危機管理事案に総合的に対応します。

※BCP（Business Continuity Plan）事業継続計画

災害や事故等が発生し、操業度が一時的に低下した場合でも、その事業所にとって中核となる事業については継続が可能な状況までの低下に抑える（中核事業は継続させる）、また、回復時間をできる限り短縮させ、できるだけ早期に操業度を回復させることにより事業所の損失を最小限に抑え、災害や事故等の発生後でも事業を継続させていくための計画。

■ 施策体系図：安全で災害に強いまちづくり

基本施策		計画事業	
単位施策	施策の方向		
(1) 防災まちづくり		【074】都市防災不燃化促進事業 【075】防災まちづくり事業の推進 【076】木密地域不燃化10年プロジェクトの推進 【077】木造民間住宅耐震改修・建替え促進事業 【078】マンションの耐震化の促進 【079】緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 【080】公共防災船着場の整備 【081】集中豪雨等対策事業 【082】風水害・土砂災害から身を守る自助力向上推進事業 再掲 094 無電柱化事業の推進 再掲 106 老朽家屋除却支援事業	
①都市の防災機能の向上			
	幹線道路・緊急輸送道路の防災機能向上		
	木造住宅密集市街地の改善		
	防災まちづくり事業の導入		
	防災まちづくり事業の推進		
	木密地域不燃化10年プロジェクトの推進		
	民間住宅の耐震化促進		
	橋梁等の耐震性の向上		
	防災船着場の整備推進		
②治水対策等の推進			
	治水対策等の推進		
(2) 防災体制の整備・充実			【083】総合防災高度情報通信システムの導入 【084】男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の充実 再掲 124 友好都市交流協定の締結
①予防・応急体制の整備・充実			
	災害時の情報収集伝達体制の整備		
	職員の防災意識の高揚による危機管理機能の強化		
	区有施設の防災機能の向上		
	災害に強い庁舎の建設		
	関係機関との連携強化		
	災害時要援護者の支援		
	災害医療体制の充実		
	帰宅困難者対策の充実		
②復旧・復興体制の整備・充実			
	災害復興のしくみづくり		
	復興まちづくり活動の推進		
	事業継続計画（BCP）の検討		
	男女双方の視点に配慮した防災対策の推進		

(3) 地域防災力の向上		【085】 地区防災運営協議会の設置・運営支援 【086】 切れ目のない防災意識の向上推進事業 【087】 防災協定の締結	
①災害時に備えた「地域のきずなづくり」	地区防災運営協議会を中心とした防災活動の展開		
②防災意識の向上			地域防災リーダー育成の推進 防災に関する情報や学習機会の提供
③防災行動力の向上	自主防災組織の育成・強化 区内事業者との連携の強化		
(4) 交通安全対策の推進			
①交通安全教育の充実	年代に応じた交通安全教育の推進		
②安全な歩行者空間の確保			
(5) 地域防犯活動の充実			
①地域防犯活動の充実	子どもの安全対策の推進 高齢者を狙った振り込め詐欺などへの対策 地域ぐるみの防犯活動の推進 防犯カメラ等の設置の推進		
②危機管理体制の整備		総合的な危機管理体制の構築	

■ 計画事業

【074】都市防災不燃化促進事業

大震災時の火災から住民の生命・財産を守るため、避難道路周辺を不燃化促進地区に指定し、一定の基準に適合する耐火建築物の建築費を一部助成することで、沿道の不燃化を向上させる。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
3路線1地区終了 4路線着手・継続	1路線継続 5路線1地区 調査	3路線1地区終了 4路線着手・継続	1路線終了 5路線1地区 着手・継続	2路線1地区終了 4路線着手・継続
(内訳)				
補助83号線地区(南) (岩槻街道)	継続	終了	終了	
補助83号線地区(北) (岩槻街道)	調査	着手・継続	着手・継続	継続
補助86号線地区(東) (志茂) 特定整備路線	調査	終了	着手・継続	終了
補助86号線地区(西) (赤羽西) 特定整備路線	調査	終了	着手・継続	終了
補助81号線地区 (西ヶ原) 特定整備路線	調査	継続	着手・継続	継続
補助73号線地区 (十条駅西) 特定整備路線	調査	継続	着手・継続	継続
補助85号線地区 (十条)	—	着手・継続	—	着手・継続
主要生活道路 (志茂)	調査	終了	着手・継続	終了
	事業費(百万円)	2,066	1,259	807

【075】防災まちづくり事業の推進

東京都防災都市づくり推進計画の中で、地域危険度が高く、かつ特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の大きな被害が想定されるとして「整備地域」に指定された地区などについて、防災広場等の整備や避難路となる道路の拡幅を推進するなど、防災性の向上を図る。また、効率的かつ効果的に事業を推進するため、家屋移転補償等にも順次取り組む。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (27~31年度)	後期 (32~36年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(地区内訳) 十条地区	推進	推進	推進	推進
上十条一丁目、中 十条一・二・三丁 目地区	推進 (密集事業)	推進	推進 (中十条三丁目密 集事業着手)	推進
新規密集事業地区 (岸町二丁目)	推進 (調査・検討)	推進	推進 (密集事業着手)	推進
十条北地区	推進 (密集事業)	事業終了	推進	事業終了
十条駅西地区 (不燃化特区)	推進 (密集事業)	事業終了	推進	事業終了
西ヶ原地区	推進 (密集事業)	事業終了	推進	事業終了
志茂地区 (不燃化特区)	推進 (密集事業)	事業終了	推進	事業終了
新規密集事業地区	—	推進	推進 (調査・検討)	推進 (密集事業着手)
(整備内容内訳) まちづくり活動支援 広場整備 道路拡幅 建替促進	全地区 3カ所 2,377㎡ 0戸	全地区 20カ所 5,958㎡ 9戸	全地区 14カ所 4,440㎡ 6戸	全地区 6カ所 1,518㎡ 3戸
	事業費(百万円)	9,122	6,822	2,300

※公園、広場等で場所未定の用地の取得経費は、面積等が決定した時点で計上する。

【076】木密地域不燃化 10 年プロジェクトの推進

首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域（木密地域）の改善を加速するため東京都が取り組んでいる「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」では、地域危険度が高いなど特に改善を図るべき地区を「不燃化特区」に指定し、区と連携しながら従来よりも踏み込んだ整備促進を行うこととしている。

「不燃化特区」の指定を受けた地区において、従来の防災まちづくり事業に加え、新たな支援策を活用し木密地域の不燃化を図る。

特に十条駅西地区では、不燃化特区内の建替えや共同化を促進するため、専門家等による相談を受ける等、不燃化の取り組みを支援する拠点施設「相談ステーション」の設置を行う。また、志茂地区では、主要生活道路及び補助 86 号線沿道において「全戸訪問」を行う。

所管部：まちづくり部

全体計画 A (36 年度目標)	現況 B (26 年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (27~31 年度)	後 期 (32~36 年度)
終了	推進	終了	推進	終了
(内訳) 十条駅西地区	推進	終了	推進	終了
志茂地区	推進	終了	推進	終了
補助 81 号線地区 (西ヶ原)	着手	終了	推進	終了
補助 86 号線地区 (赤羽西)	準備	終了	着手	終了
	事業費 (百万円)	—	—	—

※事業費は【074】都市防災不燃化促進事業、【075】防災まちづくり事業の推進で計上している。

【077】木造民間住宅耐震改修・建替え促進事業

地震等における木造建築物の倒壊を防ぎ、人命の安全確保のため、耐震改修及び建替えについて助成し、耐震性の向上を図る。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(内訳) 改修助成 1,090件	290件	800件	500件	300件
建替助成 305件	105件	200件	100件	100件
	事業費(百万円)	1,250	750	500

※改修助成については区内全域が対象となるが、建替助成については、新防火規制地区及び東京都防災都市づくり推進計画の整備地域が対象となる。

【078】マンションの耐震化の促進

新耐震設計基準以前に設計された分譲・賃貸マンションについて、耐震診断・設計・改修費の一部を助成し、耐震化を促進する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(内訳) 分譲・診断 47件	9件	38件	18件	20件
分譲・設計 42件	5件	37件	17件	20件
分譲・改修 27件	3件	24件	9件	15件
賃貸・診断 35件	5件	30件	15件	15件
	事業費(百万円)	591	232	359

【079】緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として指定された緊急輸送道路のうち、優先度の高い道路の沿道にある建築物について、必要な支援を行う。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (27~31年度)	後期 (32~36年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(内訳) 改修助成 35 棟	2 棟	33 棟	18 棟	15 棟
建替助成 11 棟	0 棟	11 棟	6 棟	5 棟
	事業費 (百万円)	1,012	612	400

【080】公共防災船着場の整備

東京都防災船着場整備計画に基づき、スーパー堤防等の整備に合わせ、災害時に水上輸送基地となる防災船着場を整備する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (27~31年度)	後期 (32~36年度)
4 力所	3 力所	1 力所	1 力所 (志茂)	
	事業費 (百万円)	149	149	

※整備済3力所は、神谷、岩淵、豊島である。

※東京都防災船着場整備計画では、この他に浮間及び堀船地区に整備を予定している。

【081】集中豪雨等対策事業

都市化の進行や局地的な集中豪雨により発生する川の溢水、内水氾濫に対し、公共施設や公園、道路に雨水の流出抑制施設の整備を行う。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (27~31年度)	後期 (32~36年度)
14 力所	9 力所	5 力所	5 力所	
	事業費 (百万円)	263	263	

☆【082】風水害・土砂災害から身を守る自助力向上推進事業

大雨等による水害からの自主的な避難等自助力の向上を推進するため、自主避難施設の検討・整備、垂直避難施設の確保及び定期的な避難訓練を行う。また、土砂災害による被害を防止するため、土砂災害警戒区域等の指定を受けた区域におけるハザードマップの作成及び配布を行う。

所管部：危機管理室

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	検討	推進	推進	推進
	事業費（百万円）	25	17	8

☆【083】総合防災高度情報通信システムの導入

災害時における情報を正確かつ迅速に収集・発信するため、地域防災行政無線をデジタル化するとともに、新たな戸別受令情報配信システムを導入する。

所管部：危機管理室

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
完了	検討	完了	完了	
	事業費（百万円）	635	635	

【084】男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の充実

「男女双方の視点に配慮した防災対策」を推進するため、妊婦救護所を設置し、災害時において安全で安定した環境で過ごせる態勢を構築する。また、長期化の可能性がある避難生活等における女性の悩み相談に対応するため、女性相談員等による相談態勢を構築する。

所管部：危機管理室・健康福祉部・子ども家庭部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
構築	検討	構築	構築	
	事業費（百万円）	6	6	

【085】地区防災運営協議会の設置・運営支援

災害時における迅速な協力態勢を構築し、地域の防災意識・結束力の向上を図るため、地区防災会議を主体に、民生委員等地域の関係者が会する「地区防災運営協議会」の設置を促進するとともに活動を支援する。

所管部：危機管理室

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
19地区	8地区	11地区	11地区	
	事業費（百万円）	7	7	

☆【086】切れ目のない防災意識の向上推進事業

災害時における自助・共助の理念を強化するため、未就学児から大学生までそれぞれの段階に応じた防災教育を行う。また、ファミリー層の防災意識向上を図るため、スマートフォン用アプリを活用した防災情報の提供、親子向け防災教室の開催及び（仮称）防災フェスタを開催する。

所管部：危機管理室

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推進	検討	推進	推進	推進
	事業費（百万円）	85	57	28

【087】防災協定の締結

災害発生時において、私立学校、民間企業・団体等及び地方都市からの円滑な協力を得られるよう、すでに締結済みの協定を見直すとともに、新たに、災害時に相互に協力するための協定を締結する。

所管部：危機管理室・各所管部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推進	推進	推進	推進	推進
	事業費（百万円）	—	—	—

☆【088】防犯対策サポート事業

子どもや高齢者の防犯意識の向上及び地域防犯活動を促進するため、子ども向け防犯教室や振り込め詐欺に関する講話を行う。また、パトロールボランティア団体等の活動支援として、ホットスポット・パトロール実習を行う。

所管部：危機管理室

全体計画 A (36 年度目標)	現況 B (26 年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31 年度)	後 期 (32～36 年度)
推進	検討	推進	推進	推進
	事業費（百万円）	77	42	35

【089】防犯設備整備補助事業

地域における安心・安全な防犯環境の整備と地域防犯力の向上を図るため、町会・自治会、共同住宅の管理組合等が、防犯カメラ等防犯設備を整備する費用の一部を助成するとともに、自主的な防犯活動を支援する。

所管部：危機管理室

全体計画 A (36 年度目標)	現況 B (26 年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31 年度)	後 期 (32～36 年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(内訳) 町会・自治会 181 団体	41 団体	140 団体	140 団体	
共同住宅 318 件	68 件	250 件	125 件	125 件
	事業費（百万円）	591	553	38

3-3 利便性の高い総合的な交通体系の整備

北区基本構想

体系的な道路ネットワークや公共交通機関の整備を推進するとともに、自動車・自転車利用の適正化を推進し、多様な交通手段を活用して、だれもが安心して快適に移動できるまちをめざします。

■ 現状と課題

利便性の高い総合的な交通体系の整備は、安全で快適な区民生活の基礎となるとともに、今後ますます活性化する人や物の円滑な流れを支え、都市活動、地域活動の活性化を促します。北区は、都心・副都心とさいたま新都心との中間に位置し、これらの都市間を結ぶ鉄道や主要幹線道路などの広域交通網が発達しています。

公共交通については、JR、地下鉄、都電やバス路線網の整備が進み、比較的利便性の高い状況にあります。「北区民意識・意向調査報告書（平成 25 年（2013 年）8 月）」の結果からも、「通勤・通学の便利さ」の満足度は高く、区民に北区の交通利便性が高く評価されていることがわかります。

一方、道路網の整備については、首都高速中央環状線王子南出入口が平成 26 年度（2014 年度）末に完成予定であり、環状 8 号線など都市間の広域交通を担う主要幹線道路も整備がほぼ完了していますが、地域の交通を担う都市計画道路などの幹線道路の整備は立ち遅れている状況にあります。

地域間を結ぶ幹線道路は、区内交通の骨格となるだけでなく災害時における延焼遮断帯や避難路となり、災害に強い都市構造を確保し、地域の防災性を高めるために重要な役割も果たします。また、地域内の交通を支える生活道路は、良好な住環境や地域コミュニティを形成するといった日常生活の中心となる役割を担っています。

これらを整備することにより、住宅地への通過交通の流入を抑制し、歩行者の安全性や快適性を確保するとともに、交通渋滞の緩和やバス交通の定時性の確保、防災性の向上などを図る必要があります。特に、密集市街地における生活道路は、消防活動などの空間や安全な避難経路を確保する観点からも早急に整備することが求められています。

そして、幹線道路や生活道路がそれぞれの機能を十分発揮できるように、バリアフリー化を図りつつ、体系的な道路ネットワークの整備を推進する必要があります。

一方、既存の道路や橋梁の管理に目を向けると、高度経済成長期の自動車交通の増加にあわせて道路が集中的に整備されたため、老朽化が進んでいます。橋梁については、予防的な修繕及び計画的な架け替えに転換していく国の方針を受け、平成 21 年度（2009 年度）に橋梁の長寿命化修繕計画を策定しました。道路についても、平成 24 年（2012 年）12 月に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故を契機として、国は道路構造物の老朽化問題に対する維持管理・更新への取り組みを積極的に進めるため、平成 25 年度（2013 年度）に道路ストックの総点検として、第三者被害が想定される街路灯、道路標識、道路

擁壁や道路の下の空洞化調査などを実施していく方針を打ち出しています。

区においても平成 26 年度（2014 年度）から平成 27 年度（2015 年度）にかけて、道路ストックの点検を行う予定です。今後も、道路や橋梁などの老朽化が進む中、道路ストックの適正管理のしくみづくりを検討していくことが必要です。

JR 埼京線十条駅周辺においては、木造住宅密集地域の中を埼京線が南北に貫通し、地域を分断しているため、東西交流や沿線の効率的な土地利用が阻害され、地域の活性化や防災性の向上に大きな障害となっています。また、踏切の遮断による慢性的な交通渋滞の発生や踏切事故も懸念されます。

そのため、埼京線十条駅付近の道路と鉄道の立体交差化を早期に事業化し、道路交通の円滑化と利用者の安全性を確保するとともに、東西交通によるにぎわいの拠点整備を進めることが求められています。

平成 20 年（2008 年）6 月には、今後、新規着工準備に向けて取り組む「事業候補区間」に位置づけられ、また、平成 27 年（2015 年）には十条駅付近沿線まちづくり基本計画を策定しました。引き続き早期に立体化に着手できるよう東京都と連携して取り組むとともに、立体化事業と調和をはかりながら駅周辺のまちづくりを進めていく必要があります。

このような道路の整備と同時に、関係機関と連携して、自動車から公共交通への利用を促し、自動車交通量を抑制することも必要です。

北区の高齢化率は、平成 26 年（2014 年）1 月 1 日現在 25.1%で、今後もさらに高齢化が進行していくことが見込まれています。本格化する超高齢社会において、だれもが安心して快適に移動できるまちを実現するため、交通施設のさらなるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化や、公共交通網の充実を進めることが求められています。

交通施設のバリアフリー化では、駅施設でエレベーターやエスカレーターなどの設置が実現されつつあるものの、だれもが安心して公共交通機関を利用できるまでには至っていません。交通事業者と連携した、鉄道とバスなどの乗り継ぎの円滑化と、だれもが利用しやすいユニバーサルデザインの施設整備を進めることで、さらなる公共交通機関の安全性と利便性の向上を図る必要があります。

公共交通網の充実については、台地部と低地部に大きく分かれる北区の地形的特性などをはじめとして、今後、区内をさらに移動しやすくすることが求められています。そのため、崖線による東西間の高低差の移動や公共交通機能向上地域などを中心に、民間事業者とも連携しながら交通手段の確保について検討する必要があります。

また、環状方向に計画しているエイトライナー・メトロセブン※などの新たな交通機関の導入を推進することも必要です。

自動車・自転車利用の適正化という点では、これまで駐車場・自転車駐車場の整備を進めるとともに、違法駐車、放置自転車の防止について区民との協働により積極的に取り組んできました。

しかし、違法駐車や放置自転車はあとを絶たず、車椅子や視覚障害者などの通行の妨げ

になるだけでなく、緊急車両の進入の障害や交通事故の原因となるなど、安全で快適な区民生活にとって大きな障害となっています。

特に交通の輻湊が予想される駅周辺などでは、交通環境の向上を図るため、関係機関や民間事業者と協力して駐車場や自転車駐車場を確保するとともに、駐車モラルの向上などの様々な対策を図ることにより、違法駐車や放置自転車の防止に努めていく必要があります。

また、自転車は近距離の移動に適した環境に優しい交通手段ですが、利用しやすい環境づくりという点では、「北区民意識・意向調査報告書（平成 25 年（2013 年）8 月）」によると、「駐輪場の整備」は比較的重要な施策に位置づけられている一方、満足度においては大変厳しい評価となっています。駅周辺などの放置自転車整理（禁止）区域では、放置自転車を防止するため、撤去の強化や自転車駐車場の整備を進めるとともに、空きのある自転車駐車場への案内などソフト面の対策を図る必要があります。

さらに、道路の狭い歩行空間や段差の解消、無電柱化の推進などによる快適で安全な歩行空間の確保や自転車が安心して走れる空間の整備など、歩行者・自転車が利用しやすい環境づくりを図る必要があります。

※エイトライナー・メトロセブン

エイトライナーは環状 8 号線を通る鉄道構想、メトロセブンは環状 7 号線東部地域を通る鉄道構想。これらをつなぐと、羽田空港から赤羽を經由し葛西臨海公園に至る 23 区周辺を結ぶ環状方向の鉄道を整備することができる。

■ 施策の方向

(1) 体系的な道路ネットワークの形成

①体系的な道路ネットワークの形成

- ♡ 幹線道路や生活道路などの新設・拡幅により、道路網の体系的な整備を進め、だれもが活動しやすい交通基盤の整備を図ります。
- ♡ 十条駅周辺のまちづくりを進める中で、踏切による交通障害を解消し、円滑な道路交通の確保を図るため、駅付近の道路と鉄道の立体交差化を関係者に強く働きかけながら推進し、実現します。また、十条駅付近沿線まちづくり基本計画に基づいた、立体交差化事業に調和したまちづくりを進めます。
- ♡ 地域特性に応じたまちづくり事業を進める中で、バリアフリー化に配慮した安全で快適な歩行空間を確保するため、無電柱化や歩道のセミフラット化を推進するとともに、自転車走行空間の確保や防災性の向上に配慮した道路の拡幅整備を進めます。

②道路ストックの適正な管理

- ♡ 道路や橋梁などの老朽化に対し、適正に管理をするため第三者被害が想定される街路灯、道路標識、道路擁壁や道路の下の空洞化の調査、橋梁の健全度

調査などを実施し、道路ストックを適正に管理できるしくみを構築するとともに、計画的な橋梁の架け替えに取り組みます。

③自動車交通量の抑制

- ♡ 慢性的な渋滞の緩和や生活道路への流入を防ぎ、安全で円滑な道路交通を確保するため、関係機関と連携して広域的な交通量抑制対策に取り組みます。

(2) 公共交通機関の利便性の向上

①公共交通機関等の整備・充実

- ♡ 高齢化など社会環境の変化に対応する公共交通網の充実策の一つとして、民間事業者とも連携しながら交通手段の確保について検討します。また、鉄道及び都電、バスについても利便性・快適性の向上を事業者に要請します。
- ♡ 交通結節点である駅前広場については、交通混雑の緩和や乗り換え利便性の向上を図るため、整備や改善を進めます。
- ♡ 新たな交通手段として、エイトライナーやメトロセブンによる区部環状方向への地下鉄導入を関係区とともに推進します。

②利用者にやさしい交通施設の整備

- ♡ 高齢者や障害者など、だれもが移動しやすいまちづくりを進めるため、鉄道駅周辺へのエレベーターなどの設置や、わかりやすい案内標識の設置を推進します。
- ♡ 超低床式バスの導入、バス停などの施設改善の促進や鉄道駅のエレベーターなどの利用者にやさしい交通施設の整備を事業者に要請します。

(3) 自動車・自転車利用の適正化

①違法駐車・放置自転車の防止

- ♡ 違法駐車や放置自転車をなくし交通環境の向上を図るため、利用者のモラル向上を図る広報・啓発活動を充実するとともに、放置自転車の撤去を強化します。また、違法駐車などの防止に関する施策を推進します。

②駐車場・自転車駐車場の整備

- ♡ 放置自転車の多い赤羽駅、王子駅などを中心とした自転車駐車場の整備に加え、空きのある自転車駐車場への案内などのソフト事業を積極的に進めます。
- ♡ 交通事業者や多くの駐車・駐輪が必要となる施設の設置者に協力を求め、利用しやすい駐車場・自転車駐車場の整備を図ります。
- ♡ 民営自転車駐車場助成事業の活用などにより駅周辺の自転車駐車場の整備を促進します。

③歩行者・自転車が利用しやすい環境づくり

- ♡ 歩行者、自転車、自動車とともに安全で安心して通行できる道路空間を創出するため、駐輪対策などの取り組みと連携を図った自転車走行空間の整備計画を策定します。

■ 施策体系図：利便性の高い総合的な交通体系の整備

基本施策		計画事業	
単位施策	施策の方向		
(1) 体系的な道路ネットワークの形成		【090】都市計画道路新設・拡幅整備 【091】幹線区道新設・拡幅整備 【092】(仮称)旧北王子支線跡地遊歩道の整備 【093】十条駅付近連続立体交差化事業 【094】無電柱化事業の推進 【095】幹線区道のバリアフリー化(滝野川桜通り) 【096】路面下の空洞化調査 【097】橋梁整備 再掲 024 鉄道のまち北区プロジェクト	
①体系的な道路ネットワークの形成	幹線道路等の整備		
	十条駅付近の鉄道立体交差化の実現		
	まちづくりと一体となった道路整備		
②道路ストックの適正な管理	道路ストックの適正な管理		
③自動車交通量の抑制	自動車交通量の抑制		
(2) 公共交通機関の利便性の向上			【098】鉄道駅エレベーター等整備事業 【099】駅周辺へのエレベーター等の設置 【100】区内交通手段の確保
①公共交通機関等の整備・充実	公共交通の利便性・快適性の向上		
	駅前広場の整備推進		
	エイトライナー、メトロセブンの導入促進		
②利用者にやさしい交通施設の整備	だれもが移動しやすいまちづくりの推進		
	利用者にやさしい交通施設の整備		
(3) 自動車・自転車利用の適正化		【101】総合的な駐輪対策の推進 【102】自転車ネットワーク計画の策定	
①違法駐車・放置自転車の防止	違法駐車等防止施策の推進		
②駐車場・自転車駐車場の整備	駅周辺の自転車駐車場の整備		
	交通事業者等への協力要請		
	民営自転車駐車場整備の促進		
③歩行者・自転車が利用しやすい環境づくり	自転車走行空間の整備計画の検討		

■ 計画事業

【090】都市計画道路新設・拡幅整備

都市機能の充実と効率的な都市活動を確保するため、交通需要の動向に対応しながら、都市計画道路を整備する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (27~31年度)	後 期 (32~36年度)
3路線完成 2路線着手・継続	3路線継続	3路線完成 2路線着手・継続	2路線完成 2路線着手・継続	1路線完成 2路線着手・継続
(内訳) 補助181号線	継続	完成	完成	
補助87号線	継続	完成	完成	
区画街路3号線	継続	完成	継続	完成
(仮称)区画街路8号線 (十条駅付近沿線)	—	着手・継続	着手・継続	継続
補助243号線	—	着手・継続	—	着手・継続
	事業費(百万円)	13,467	5,321	8,146

※ 【094】「無電柱化事業の推進」の計画事業費を含む。

【091】幹線区道新設・拡幅整備

地域交通の円滑化及び地域環境の保全等を図るため、幹線区道を新設・拡幅整備する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (27~31年度)	後 期 (32~36年度)
2路線完成	2路線継続	2路線完成	1路線完成 1路線継続	1路線完成
(内訳) 赤羽連続立体交差 神谷道	継続	完成	完成	
中央図書館前道路	継続	完成	継続	完成
	事業費(百万円)	1,329	641	688

※中央図書館前道路の拡幅整備は、都営王子本町アパートの建替えにあわせて事業を推進する。

☆【092】(仮称)旧北王子支線跡地遊歩道の整備

旧北王子支線の廃止に伴い、線路用地を鉄道の面影を残して観光に資するような遊歩道として整備する。

所管部：まちづくり部

全体計画 A (36 年度目標)	現況 B (26 年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (27~31 年度)	後 期 (32~36 年度)
完成	協議	完成	完成	
	事業費 (百万円)	648	648	

【093】十条駅付近連続立体交差化事業

円滑な東西交流と駅周辺の交通機能の向上を図るため、十条道踏切など6踏切の連続立体交差化の事業化を関係機関に働きかけながら推進し、実現する。

所管部：まちづくり部

全体計画 A (36 年度目標)	現況 B (26 年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (27~31 年度)	後 期 (32~36 年度)
推進	推進	推進	推進	推進
	事業費 (百万円)	—	—	—

【094】無電柱化事業の推進

安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出及び都市防災機能の強化など、良好な住環境の形成を推進するため、都市計画道路や主要な幹線区道の新設・拡幅整備と合わせ、道路上に架設されている電線類について電線共同溝等の整備により無電柱化を推進する。

所管部：まちづくり部

全体計画 A (36 年度目標)	現況 B (26 年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (27~31 年度)	後 期 (32~36 年度)
4 区間完成 2 区間着手・継続	4 区間継続	4 区間完成 2 区間着手・継続	2 区間完成 3 区間着手・継続	2 区間完成 2 区間着手・継続
(内訳) 補助 181 号線 整備区間	継続	完成	完成	
補助 87 号線 整備区間	継続	完成	完成	
区画街路 3 号線 整備区間	継続	完成	継続	完成
(仮称)区画街路 8 号線 (十条駅付近沿線) 整備区間	—	着手・継続	着手・継続	継続
補助 243 号線 整備区間	—	着手・継続	—	着手・継続
中央図書館前道路	継続	完成	継続	完成
	事業費 (百万円)	※事業費は、【090】都市計画道路新設・拡幅、【091】幹線区道新設・拡幅に計上している。		

【095】幹線区道のバリアフリー化（滝野川桜通り）

高齢者や障害者等の移動円滑化を促進するため、滝野川桜通りのバリアフリー化を行う。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
完成	準備	完成	完成	
	事業費（百万円）	508	508	

※関連する事業として、板橋駅周辺のまちづくりの促進（駅前広場整備）がある。

☆【096】路面下の空洞化調査

道路陥没の原因となる路面下の空洞化について、一定幅員以上の区道を対象に空洞化調査を実施し、第三者被害を防止する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
調査	準備	調査	調査	調査
	事業費（百万円）	149	74	75

【097】橋梁整備

道路網の整備を図るため、老朽化した橋梁を架け替え、道路橋を整備する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
3橋完成	2橋継続 1橋準備	3橋完成	2橋継続 1橋完成	2橋完成
(内訳) 新田橋	継続	完成	継続	完成
十条跨線橋	継続	完成	継続	完成
新柳橋	準備	完成	完成	
	事業費（百万円）	8,677	5,786	2,891

※この他に、石神井川護岸工事にあわせ、豊石橋、新堀橋の架け替えが予定されている。

【098】鉄道駅エレベーター等整備事業

鉄道駅のエレベーター、ホームドア等の設置費用の一部を補助する等、公共交通機関の利用環境の改善と高齢者や障害者等の移動円滑化を促進する。

所管部：まちづくり部

全体計画 A (36 年度目標)	現況 B (26 年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (27~31 年度)	後 期 (32~36 年度)
エレベーター 6 駅 6 ルート完成 4 駅 4 ルート協議	2 駅 2 ルート完成 1 駅 1 ルート協議 4 駅 4 ルート検討	4 駅 4 ルート完成 4 駅 4 ルート協議	3 駅 3 ルート完成 1 駅 1 ルート協議 4 駅 4 ルート検討	1 駅 1 ルート完成 4 駅 4 ルート協議
(内訳) 板橋駅	1 ルート協議	1 ルート完成	1 ルート完成	
駒込駅	1 ルート検討	1 ルート完成	1 ルート完成	
北赤羽駅	1 ルート検討	1 ルート完成	1 ルート完成	
東十条駅	1 ルート検討	1 ルート完成	1 ルート協議	1 ルート完成
尾久駅	1 ルート検討	1 ルート協議	1 ルート検討	1 ルート協議
赤羽駅	—	1 ルート協議	1 ルート検討	1 ルート協議
王子駅	—	1 ルート協議	1 ルート検討	1 ルート協議
田端駅	—	1 ルート協議	1 ルート検討	1 ルート協議
ホームドア 京浜東北線各駅 2 駅 4 列完成 その他駅 2 列検討	—	2 駅 4 列完成 その他駅 2 列検討	2 駅 4 列完成 その他駅 2 列検討	その他駅 2 列検討
(内訳) 赤羽駅	—	2 列完成	2 列完成	
王子駅	—	2 列完成	2 列完成	
その他駅	—	2 列検討	2 列検討	2 列検討
	事業費 (百万円)	462	462	—

【099】駅周辺へのエレベーター等の設置

公共交通へのアクセスのバリアフリー化と、鉄道横断施設の安全性と快適性を確保するため、区道部分などにエレベーター等の昇降機を設置する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (27~31年度)	後 期 (32~36年度)
3駅6カ所設置	3駅4カ所設置 2駅2カ所継続	2駅2カ所 設置	1駅1カ所設置	1駅1カ所設置
(内訳) 田端駅周辺 (2カ所)	1カ所設置 1カ所継続	1カ所設置	完成	
東十条駅周辺 (3カ所)	2カ所設置	1カ所設置	—	完成
	事業費(百万円)	599	299	300

【100】区内交通手段の確保

高齢者や障害者をはじめ、だれもが安心して移動できるまちづくりを進めるため、崖線による東西間の高低差の移動や公共交通機能向上地域等を中心に、既存の民間事業者等と連携しながら交通手段の確保に向けた取り組みを行う。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (27~31年度)	後 期 (32~36年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(内訳) モデル運行1路線 経路見直し1路線	モデル運行1路線 (継続)	モデル運行1路線 経路見直し1路線	モデル運行1路 線(継続・検討) 経路見直し1路 線(着手)	経路見直し1路線 (継続・検討)
民間事業者等との 路線網調整	—	推進	推進	推進
	事業費(百万円)	109	43	66

【101】総合的な駐輪対策の推進

放置自転車を解消し、駅周辺の交通環境を改善するため、従来の自転車駐車場整備に加え、休日撤去のモデル実施や放置自転車対策の啓発等の多様なソフト事業を実施し、総合的な駐輪対策を推進する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (27~31年度)	後期 (32~36年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(内訳) 自転車駐車場の整備	推進	推進	推進	推進
休日撤去の モデル実施	—	着手・推進	着手・推進	推進
放置自転車対策の 啓発事業	—	着手・推進	着手・推進	推進
	事業費(百万円)	395	395	—

☆【102】自転車ネットワーク計画の策定

道路の幅員や利用状況に応じ、自転車道や自転車レーンなどの整備手法と安全性・利便性向上の視点から選定したネットワーク計画の策定、モデル路線の整備を推進する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前期 (27~31年度)	後期 (32~36年度)
策定	—	策定	策定	
	事業費(百万円)	17	17	

3-4 情報通信の利便性の高いまちづくり

北区基本構想

区民や企業の多様な交流や社会参加がより一層容易となる情報通信の利便性の高いまちをめざします。

そのため、だれもが、いつでも情報をやりとりできるよう、高度な情報通信基盤の整備と区民の情報活用能力の向上を図ります。

また、区は、開かれた区政を推進するため、区政の高度情報化に取り組みます。

■ 現状と課題

我が国では光ファイバー等の情報通信基盤の整備が進んでおり、世界で最も安価な水準でブロードバンドサービス利用が可能な状況になっています。ブロードバンド利用環境は、平成 26 年（2014 年）3 月末のサービスエリアの世帯カバー率で 100%となっています（総務省：ブロードバンドの利用環境（推計））。また、平成 25 年（2013 年）の 1 年間にインターネットを利用した人は推計 10,044 万人で、人口普及率は 82.8%となっています。年齢別では 13～59 歳の年齢層は 9 割を超えており、60 歳以上ではまだ 7 割台以下ですが増加の傾向にあります。平成 25 年（2013 年）末の情報通信機器普及状況では、パソコン保有率が 81.7%で平成 21 年（2009 年）末の 87.2%をピークに低下している一方、スマートフォン（62.6%）、タブレット型端末（21.9%）の保有が急速な伸びを示し、それらによるインターネット利用は前年比で倍増しています（以上、総務省：平成 25 年通信利用動向調査）。

このように、全体として国民生活にブロードバンド利用は浸透してきていますが、経済協力開発機構（OECD）加盟国中では 16 位と、いまだ十分とはいえない状況にあります（OECD：平成 22 年 6 月）。

この状況を踏まえ、平成 25 年（2013 年）6 月に、国は「世界最先端 IT 国家創造宣言」（以下「創造宣言」という。）を閣議決定し、我が国がブロードバンドを中心に情報通信のインフラ整備においては世界最高水準に達しているが、利活用面では不十分であるという反省に立ち、今後世界最高水準の IT 社会の実現をめざすことを宣言しました。その中で、めざすべき社会・姿の柱として取り組む 3 項目の一つに「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現」をあげています。「国民利用者の視点に立った電子行政サービスの実現と行政改革への貢献」が求められ、自治体においても ICT※をさらに活用していく考え方が示されました。

また、社会保障・税番号制度は関連法が平成 25 年（2013 年）5 月に成立して導入が決まりました。この制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤となるもので、住民の行政手続き負担軽減に加え、個人番号カード（IC カード）の交付や「マイ・ポータル」の設置が予定されています。「マイ・ポータル」では、インターネットで自己情報利用状況の確認、行政手

続きのワンストップサービス、行政が積極的に利用者へ情報を提供するプッシュ型サービスなどが考えられており、住民の利便性が飛躍的に向上します。

これらの新たな取り組みを踏まえ、国は今後の電子自治体のあり方について有識者による「電子自治体の取り組みを加速するための検討会」を平成 25 年（2013 年）7 月に設置して、平成 18 年度（2006 年度）に策定した「新電子自治体推進指針」改訂の検討に着手しました。

区では、これまで施設へ通信ネットワークを整えて端末設置を進めるとともに、情報システムの開発や運用の充実に取り組み、情報通信基盤を整備してきました。区内には光ケーブルなどが整備され、地元ケーブルテレビ局によるインターネット契約件数も年々増加しています。

区民の情報通信利用も拡大してきており、北区公式ホームページのアクセス件数は年間 2 千万件を超え、開かれた区政の窓口となっています。また、図書館図書予約システム、文化・スポーツ施設利用予約システム、粗大ごみ収集申込システム等のオンラインによる申請、申込、届出等の利用率も年々上昇して、これらの手続き総件数に占める割合は平成 25 年度（2013 年度）には 17.2%となっています。これらホームページへのアクセス件数やオンライン申請等の利用の伸びは、整備された情報通信基盤を利用して情報活用能力が着実に向上していることを示しています。

しかし、いまだ区民の情報通信の利活用が十分とは言えない現状を受け止め、多角的多面的な視点から分析し、推進策を検討していかなければなりません。

そこで、北区の情報化に関わる課題への対応の指針である北区情報化基本計画については、情報通信技術の急激な進展や国の施策の動向等の環境変化にあわせて改定します。

まず、区民の利用しやすい情報通信基盤の整備を進めるために、電子申請や電子入札などオンラインによる行政手続きや相談機能を拡充し利用しやすく整備する必要があります。また、社会保障・税番号制度の「マイ・ポータル」によるワンストップサービス・プッシュ型サービスや、「個人番号カード」を積極的に活用し、区民の利便性向上への取り組みが必要となります。さらに、タブレット端末など増加するモバイル通信に、民間の公衆無線 LAN 基盤の誘致による整備等が求められています。

そして、区の情報通信基盤の高度化には、日進月歩で進展する情報通信技術で効果的、効率的なものは積極的に導入・活用を検討するとともに、「創造宣言」に基づく国の施策の具体化や社会保障・税番号制度導入をとらえて推進していくことが必要です。一方、ホームページ改ざんや標的型攻撃など情報セキュリティに対する脅威の増大には、情報システムの安定した運営と個人情報保護の観点から、情報通信基盤のセキュリティを強化していくことが重要です。また、電子区役所機能を充実させ、だれもが安心して利用できる区民サービスと簡素で効率的でスピード感のある区政運営を実現していくことが求められています。平成 26 年度（2014 年度）末には、さらなる利便性の向上や ICT の活用、セキュリティ対策の強化を図るため、北区公式ホームページの全面的なリニューアルを行います。

さらに、すべての区民が格差なく情報通信の利便性を享受し、活用できるようにするための取り組みの強化が求められています。また、情報通信利用が拡大する中で、情報セキュリティや情報モラルの問題の一層の深刻化が見込まれるため、安全・安心への対応も不可欠です。「創造宣言」の「国民全体の IT リテラシーの向上」の中でも、IT の利活用により子どもから高齢者まで、そのメリットを享受して豊かな生活が送れるように、情報セキュリティや情報モラルに関する知識を含めて取り組むこと、そして、そのリテラシーの現状も把握しつつ、年代層別に IT に関する知識を身に付けるための取り組みを推進することとされています。

そこで、高齢者や障害者など情報弱者へのサポートに重点を置き、情報利活用を支援していく必要があります。また、これから高度情報社会を担う子どもたちには、情報化に主体的に対応できるよう、教育用 ICT 機器を整備し、情報セキュリティや情報モラルも含めた情報活用能力を向上させる学校教育を一層推進していくことが必要です。区民が ICT を有効活用することで、区民、民間事業者、地域で活動する様々な団体と協働して、コミュニティの活性化や子育て支援、高齢者福祉、防災・防犯など、地域が抱える課題の解決に役立てていくことが期待されます。

■ 施策の方向

(1) 情報通信基盤の整備

① 区民が利用しやすい情報通信基盤の整備

- ♡ 電子申請や電子入札など、オンラインによる行政手続きを更に充実させ利用しやすくします。
- ♡ 社会保障・税番号制度導入に伴い設置が予定される「マイ・ポータル」によるワンストップサービス・プッシュ型サービスや、同じく交付が予定されている個人番号カードの活用を図ります。
- ♡ モバイル機器によるブロードバンド利用の一層の拡大に向けて、民間による公衆無線 LAN 基地局の整備など、新たな情報通信基盤の誘致を検討します。
- ♡ 公共データの民間開放（オープンデータ）等を検討します。

② 区政の高度情報化

- ♡ クラウドや仮想化など、新しい技術の情報通信基盤への導入を検討します。
- ♡ 社会保障・税番号制度など、新しい制度の導入に向けた情報通信基盤の整備を推進します。
- ♡ 個人情報の保護をはじめ増大する情報セキュリティの脅威に対応し、災害にも強い、安全・安心な情報通信基盤の整備を推進します。
- ♡ 電子区役所機能を充実し、だれもが安心して利用できる区民サービスと簡素で効率的でスピード感のある区政運営を実現します。

(2) 情報活用能力の向上

① 情報活用能力の向上

- ♡ 区立小・中学校の ICT 環境を整備し、日常的な活用を支援するとともに、情報セキュリティや情報モラルも含めた情報教育を推進します。
- ♡ パソコン操作から情報セキュリティ対策、情報モラルまで、高齢者や障害者へのサポートをはじめ、区民の情報活用能力向上のための機会や情報を、公民の適切な役割分担のもとに提供します。
- ♡ 利用者の特性に応じた ICT の活用により、区民、民間事業者、地域で活動する様々な団体との人的ネットワークづくりや多様な地域課題の解決に向けた取り組みを支援するなど、地域情報化を推進します。

※ICT (Information and Communication Technology)

情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。日本では同様の言葉として IT(Information Technology : 情報技術)の方が普及しているが、国際的には ICT の方が利用されている。「コミュニケーション」が具体的に表現されている点に特徴がある。情報を共有するという点で一層ユビキタス・ネットワーク社会に合致した表現として、日本でも総務省の「IT 政策大綱」が平成 16 年から「ICT 政策大綱」に名称を変更するなど、定着しつつある。

■ 施策体系図：情報通信の利便性の高いまちづくり

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 情報通信基盤の整備		再掲 032 外国人ウェルカム商店街事業 再掲 083 総合防災高度情報通信システムの導入
①区民が利用しやすい情報通信基盤の整備	行政手続きのオンライン化の充実	
	社会保障・税番号制度導入に伴う「マイ・ポータル」等の活用	
	新たな情報通信基盤の誘致検討	
	公共データの民間開放の検討	
②区政の高度情報化	新しい技術の情報通信基盤への導入検討	
	新しい制度の導入に向けた情報通信基盤の整備	
	安全・安心な情報通信基盤の整備	
	電子区役所機能の充実	
(2) 情報活用能力の向上		
①情報活用能力の向上	情報教育の推進	再掲 055 ICT を活用した教育の充実
	区民の情報活用能力の向上	再掲 086 切れ目のない防災意識の向上推進事業
	ICT を活用した地域情報化の推進	

3-5 快適な都市居住の実現

北区基本構想

だれもが快適でゆとりある居住を実現し、ファミリー世帯の定住化を図るため、良質で多様なタイプの住宅を確保するとともに、公園、緑地などを整備し、良好な住環境の形成を図ります。また、子育て世帯や高齢者世帯、障害者世帯が北区に安心して住み続けられるよう居住を支援します。

■ 現状と課題

本格的な少子高齢化、人口減少社会が到来するなか、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するため、国は、平成 23 年（2011 年）に「住生活基本法」に基づき策定した「住生活基本計画（全国計画）」の見直しを行いました。具体的には住宅の広さなどハード面に加え、住生活の安心を支えるサービスの提供など、ソフト面の充実による住生活の向上が掲げられました。また、密集市街地の整備など、住宅ストックの管理・再生対策の推進についても言及されています。

東京都では、同じく平成 23 年（2011 年）に「東京都住宅マスタープラン」を見直し、首都東京にふさわしい高度な防災機能を備えた住居の実現と、住宅の既存ストックが抱える問題解決のための対策について言及しています。

北区においては、平成 22 年（2010 年）3 月に「北区住宅マスタープラン 2010」を策定し、子育て世帯や高齢者が安心して住み続けられる住まい・環境づくりや、にぎわいのある住みやすいまちとして維持・発展していくための魅力あるまちづくりを進めていくこととしています。

このような、住宅・住環境を取り巻く状況の変化、国や東京都における住宅政策の動向などに対応して、北区の住宅政策について基本的な考え方を示すとともに、北区の特性を生かした住まいづくりを進める必要があります。

「北区民意識・意向調査報告書（平成 25 年（2013 年）8 月）」によると、8 割近くの区民が北区に愛着を感じていると回答し、8 割を超える区民が北区に住み続けたいと回答しています。

一方、転居希望者の理由では「現在の住宅に不満がある」（23.9%）が最も多く、次いで、「自分の家を持ちたいから」（17.4%）、「親や家族の事情から」（15.9%）などが挙げられ、北区を転出する理由の大きな要因として、住宅問題が関わっていることがわかります。

今住んでいる住宅の満足度では、約 6 割が満足とする一方で、約 3 割が不満と回答し、不満の理由は「建物が古い」「住宅が狭い」「家賃・地代が高い」などが挙げられています。これらを踏まえ、適切な住宅施策を進めていく必要があります。

子育てファミリー層・若年層の定住促進は、人口の増加につながるとともに、学校などを通じて地域コミュニティへの参加が増加し、まちのにぎわいや地域コミュニティの形成に、大きく寄与します。区では、子育てしやすい住環境と世代間の共助を推進するため、

区内に親が居住している子育て世帯が住宅の取得等をした場合や、高齢者や環境等に配慮した三世代同居のための住宅を建設する場合に、建設費等の一部を助成するなど、子育て世帯の支援について、様々な取り組みを行ってきました。地域の活力を維持・発展させていくために、子育てファミリー層・若年層の定住促進は重要な課題であり、北区がにぎわいのある、住みやすいまちとして維持・発展していくためには、子育て世帯の定住化につながる良質な住戸の供給・誘導を進めていく必要があります。核家族化が進む中、悩まず安心して子育てができるよう、子育てを支える環境の整備と、居住水準の向上を図る必要があります。

一方で、高齢者数の増加とともに高齢化率は増加傾向にあり、平成 26 年（2014 年）1 月 1 日現在の高齢化率は 25.1%となっています。

「北区人口推計調査報告書（平成 25 年 3 月）」によると、高齢化率については今後もさらに伸び続け、平成 29 年（2017 年）には 27.0%に達すると同時に、後期高齢者人口が前期高齢者人口（65～74 歳人口）を上回ると見込まれています。さらに、世帯規模の縮小化も進行し、一人暮らしの高齢者の増加も見込まれます。

高齢者・障害者一人ひとりが住み慣れた地域において、心身ともに健康で生きがいをもって生活できるよう、保健・医療・福祉との連携強化を図るとともに、安心して住み続けられる、住まい・環境づくりが必要です。

平成 19 年（2007 年）に制定された「住宅セーフティネット法」に基づく、住宅困窮者に対する賃貸住宅の確保について、公的賃貸住宅をはじめとした既存住宅のストック活用を検討していく必要があります。また、平成 22 年（2010 年）に実施した「空き家の実態調査」によると、空き家になったきっかけは、「賃貸人などの入居者が退去し、後の賃貸人が入らないため」が、約 6 割を占めています。

さらに、空き家は防犯・防災面への対応も必要となります。リフォーム支援などにより適正修繕を促し、民間事業者が提案する空き家対策事業（コレクティブハウス等※）の活用を促すなど、空き家の総合的な対策が必要となります。

「東京都住宅マスタープラン」では、「首都東京にふさわしい高度な防災機能を備えた住居の実現」の一つとして、建物の耐震化の促進を挙げており、区内には、新耐震設計基準以前である昭和 56 年（1981 年）5 月 31 日までに建築に着手したマンションは 107 棟あることから、耐震化の促進を図る必要があります。また、経年により大規模改修時期を迎えるマンションについては、長寿命化などに配慮した良質な住宅ストック形成が求められています。建替えが必要なマンションについては、周辺の土地の有効活用を含めた総合的な対策を検討する必要があります。

併せて、マンション管理組合に対する支援として、相談体制の提供や助成制度の拡充も検討していく必要があります。

また、賃貸マンションについては平成 23 年（2011 年）に実態調査を実施し、その結果に基づき平成 24 年（2012 年）に「賃貸マンション耐震化支援事業」を事業化しました。

これまで区民の居住を支えてきた区営住宅は、経年に対する適切な対応が求められます。平成 25 年度（2013 年度）に策定した「北区公営住宅等ストック活用及び長寿命化計画」に基づき、大規模改修時期を迎える区営住宅については、適正修繕による長寿命化を図るとともに、世帯規模に応じた間取りの検討や設備の改善を検討していく必要があります。建替え時期を迎える区営住宅については、土地の有効活用や子育て世帯・高齢者の居住支援など、様々な手法について総合的に検討し、計画的な建替えを進めていく必要があります。

また、区内には、民間住宅借上げによるシルバーピア※があり、順次借上げ期間が満了することから、入居者の転居先確保の対応が必要になります。

安全で快適な住まいの確保という点では、ゆとりある良好な住環境の整備が求められています。オープンスペースやみどりを確保した良好な住環境を形成するため、様々なまちづくり事業を活用して土地利用の高度化を図り、住宅の整備と合わせた良好な住環境の形成を実現することが必要です。

とりわけ、木造住宅密集地域では、様々なまちづくり手法などの活用により、良好な住環境の整備を進めることが必要です。また、老朽化した大規模住宅団地の建替えに際しては、良質な住宅を供給するとともに、緑化・防災機能などの向上を図り、良好な住環境整備を進めることが必要です。

※コレクティブハウス

集合住宅の形態のひとつ。独立した居住スペースの他に、居間や台所などを共同で使用できるスペースを備えたもの。住民同士の交流や、子育て・高齢者などの生活支援に有効とされている。一般的には、一住宅に対し「リフォーム、入居者募集・管理」を、事業者が住宅所有者に負担をかけない方法で実施するもの。

※シルバーピア

日常生活可能な高齢者が安全かつ快適な生活が送れる集合住宅

■ 施策の方向

(1) 良質な住宅の供給

① 民間住宅の供給誘導

- ♡ 民間活力を活用し、様々な世帯層に対応した良質で多様な住宅の供給を促進します。
- ♡ 住宅の建設、建替えにあたっては、バリアフリー化、耐震化、長寿命化や環境に配慮した建築の促進を誘導し、良質な住宅ストックの形成を図ります。

② 公的住宅の供給・維持管理

- ♡ 公的賃貸住宅（都営住宅、都市再生機構住宅）の整備にあたっては、良質で

多様なタイプの住宅整備を要請します。

- ♡ 区営住宅については、収入基準に従った適正入居や福祉施策との連携などにより、住宅セーフティネットの構築を進め、住宅への困窮度が高い世帯の居住の安定を図ります。
- ♡ 既存の区営住宅については、適切な修繕等の計画的な実施による長寿命化を図るとともに、世帯規模に応じた住み替えや施設の改善など、住宅ストックの有効活用を図ります。
- ♡ 建替え時期を迎える区営住宅については、土地の有効活用など、様々な建替え手法を総合的に検討するとともに、居住者のための生活支援施設等の併設について、検討していきます。
- ♡ 民間住宅を借上げている高齢者単身用のシルバーピアは、順次借上げ期間満了となるため、区営シルバーピアを建設し高齢者の居住の安定化を図ります。

③住宅の維持管理・建替えの支援

- ♡ 安全で快適な居住環境を確保するため、建物耐震化の促進やリフォームを支援します。
- ♡ 分譲マンションの適正な維持管理を図るため、相談体制の提供や助成制度の活用により、管理組合支援を図ります。

(2) 良好な住環境の整備

①まちづくり事業と連動した住環境の整備

- ♡ 様々なまちづくり事業を活用して、住環境整備を図ります。木造住宅密集地域では主要生活道路及び公園の整備や共同建替えの促進等を行う住宅市街地総合整備事業等を適用し、地域特性に応じたまちづくりに取り組んでいきます。
- ♡ 居住世帯のない住宅（空き家など）については、平成 22 年度（2010 年度）に実施した「空き家の実態調査」の結果などを踏まえ、老朽化した空き家などの除却費用の一部助成を行うとともに、国等の動向を踏まえ、老朽危険空き家等の適正管理に関する条例を検討していきます。また、居住可能な空き家の有効活用についても検討していきます。
- ♡ 良好な住環境を保全するため、住民の合意形成の上、建替えなどにおけるまちづくりのルールを定めた地区計画制度の適用を検討します。

②みどり豊かな住環境の整備

- ♡ 民間事業者との協働により、住宅等の整備にあわせ、周辺に緑地やオープンスペースの確保を求めるなど、より良い住環境の整備を誘導します。
- ♡ 土地利用転換により住宅が建設される場合は、地区計画制度の活用などにより、位置付けを明確にして、みどり豊かな住環境を誘導します。

③大規模住宅団地の建替え・再生

- ♡ 老朽化した大規模住宅団地の建替え・再生にあたっては、道路、公園その他の公共施設の再配置を進めます。
- ♡ 避難広場（避難場所）としての機能を確保し、防災性の向上を図ります。
- ♡ 都営住宅や都市再生機構住宅の建替え・再生にあたっては、高齢者、障害者、子育て世帯向けの住宅供給や生活支援施設等の併設など、住宅セーフティネットとしての役割を十分に果たすよう要請していきます。

(3) 子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援

①子育て世帯・若年層の定住促進

- ♡ 集合住宅の建設時に、ファミリー向け住宅の整備を促進します。
- ♡ 北区に転入する子育て世帯・若年層への定住促進を検討していきます。

②子育て世帯の居住継続の支援

- ♡ 子育て世帯の居住水準向上と定住化の促進を図るため、より良質で快適な住宅に居住できるよう支援します。
- ♡ 子育て支援や教育環境の充実など、子育てしやすい環境づくりを進めます。

③高齢者・障害者世帯の居住継続の支援

- ♡ 高齢者や障害者が、より良い住宅環境を確保し、安心して暮らせるよう支援します。
- ♡ 高齢者の継続的な居住を支えるため、高齢者が安心して住み続けることのできる住宅の提供を促進します。
- ♡ 東京都や都市再生機構などと連携し、高齢者の居住環境の改善策を検討します。
- ♡ 保健・医療・福祉との連携強化による在宅の安心居住を図ります。

■ 施策体系図：快適な都市居住の実現

基本施策		計画事業	
単位施策	施策の方向		
(1) 良質な住宅の供給		【103】 地域で活躍する学生向け住宅の誘致 【104】 区営住宅の建て替え 【105】 一人ぐらし高齢者住宅建設事業 再掲 078 マンションの耐震化の促進	
①民間住宅の供給誘導	民間による良質で多様な住宅の供給促進 良質な住宅ストックの形成		
②公的住宅の供給・維持管理	良質で多様な公的住宅の整備誘導 住宅セーフティネット構築の推進 住宅ストックの有効活用 区営住宅の建替え手法の検討 区営シルバーピアの建設		
③住宅の維持管理・建替えの支援	建物耐震化の促進やリフォームの支援 分譲マンションの適切な維持・管理支援		
(2) 良好な住環境の整備			【106】 老朽家屋除却支援事業 【107】 居住可能な空き家対策の検討 再掲 067 王子駅周辺のまちづくりの促進 再掲 068 赤羽駅周辺のまちづくりの促進 再掲 069 十条駅周辺のまちづくりの促進 再掲 070 東十条駅周辺のまちづくりの促進 再掲 071 板橋駅周辺のまちづくりの促進 再掲 072 浮間舟渡駅周辺のまちづくりの促進 再掲 073 赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進 再掲 074 都市防災不燃化促進事業 再掲 075 防災まちづくり事業の推進 再掲 076 木密地域不燃化 10 年プロジェクトの推進 再掲 077 木造民間住宅耐震改修・建替え促進事業 再掲 114 街区公園・児童遊園の新設整備 再掲 115 花いっぱいまちづくり事業
①まちづくり事業と連動した住環境の整備	様々なまちづくり事業の活用 空き家対策の検討 地区計画制度の適用検討		
②みどり豊かな住環境の整備	住宅整備に合わせた緑地やオープンスペースの確保 地区計画制度の活用		
③大規模住宅団地の建替え・再生	大規模住宅団地の建替え・再生にあわせた公共施設の再配置推進 避難広場機能の確保		
	住宅セーフティネットの充実		

(3) 子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援		【108】子育て世帯の居住支援 再掲 055 ICT を活用した教育の充実 再掲 056 学校の改築 再掲 057 リフレッシュ改修工事の推進
①子育て世帯の定住促進		
	ファミリー向け住宅の整備促進	
	転入する子育て世帯への居住支援	
②子育て世帯の居住継続の支援		
	子育て世帯への居住支援	
	子育て支援策や教育環境の充実	
③高齢者・障害者世帯の居住継続の支援		
	住宅の確保の支援	
	高齢者のための住宅の提供促進	
	関係機関と連携した高齢者の居住環境の検討	
	保健・医療・福祉との連携強化	

■ 計画事業

☆ 【103】地域で活躍する学生向け住宅の誘致

若年層の定住化を図るため、大学生に適した住宅の整備を誘導するとともに、入居する大学生に対して地域活動への参加を促進し、地域の活性化を図る。

所管部：政策経営部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
2カ所	—	2カ所	検討	2カ所
	事業費(百万円)	—	—	—

【104】区営住宅の建て替え

区営住宅の適正修繕による長寿命化など既存住宅を活用する一方で、建替え時期を迎える区営住宅について、公営住宅のストック活用及び長寿命化計画に基づき、建替えを実施する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
建替整備	—	建替整備	—	建替整備
	事業費(百万円)	4,291	—	4,291

【105】一人ぐらし高齢者住宅建設事業

民間住宅を借上げて高齢者に提供している高齢者住宅15棟（287戸）が順次契約期間満了となるため、計画的に区営の高齢者住宅を建設する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
287戸 (3カ所)	—	287戸 (3カ所)	75戸 (1カ所)	212戸 (2カ所)
	事業費（百万円）	11,329	5,158	6,171

☆【106】老朽家屋除却支援事業

地震等の自然災害による被害や、管理不全な状態による事故を防止するため、危険な老朽空き家住宅を除却する費用の一部の助成を行う。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
126件	26件	100件	60件	40件
	事業費（百万円）	80	48	32

☆【107】居住可能な空き家対策の検討

居住可能な空き家対策のため、関係機関などとの連携や実態調査を行うとともに、空き家の有効活用について検討を行う。

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
調査・検討	—	調査・検討	調査・検討	
	事業費（百万円）	2	2	

【108】子育て世帯の居住支援

子育てしやすい住環境と世代間の共助を推進するため、区内に親が居住している子育て世帯が住宅の取得等をした場合や、高齢者や環境等に配慮した三世帯同居のための住宅を建設する場合に建設費等の一部を助成する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(内訳) 親元近居助成 2,760件	260件	2,500件	1,250件	1,250件
三世帯住宅建設助成 446件	146件	300件	150件	150件
	事業費(百万円)	650	325	325

3-6 うるおいのある魅力的な都市空間の整備

北区基本構想

住む人が愛着を感じ、訪れる人にもやすらぎとうるおいを与える魅力ある都市空間を形成するため、区は、美しいまち並みやみどりにあふれた公園、水辺などの公共空間の整備を推進します。

■ 現状と課題

豊かで美しい自然環境やうるおいのある都市景観は、人工的な都市空間にやすらぎやゆとりをもたらすとともに、北区の個性を演出し、地域への愛着を育み、将来へと引き継ぐべき貴重な財産です。

なかでも公園や緑地は、区民のやすらぎの場や四季折々の花やみどりにふれあえる場であるとともに、スポーツやレクリエーション活動を行うなど、日常的に人々が集い、憩い、いきいきと過ごす空間として重要な役割を担っています。また、ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化の防止、都市における生態系の回復など、都市環境の再生のみならず、災害時の延焼遮断機能や避難場所などの都市防災機能、さらには地域コミュニティの場など多様な機能を有しています。

こうした公園やみどりを核とした、崖線や水辺空間、地域のみどりを生かしたみどりのネットワーク形成や、みどりと調和したうるおいのある都市景観の創出など、花・みどりあふれる美しいまち並みの形成は、区民生活に快適さや豊かさを与えるだけではなく、訪れた人にやさしいまちのイメージや魅力を高め、活力ある都市の再生、発展につながるものです。

北区では、南北に連なる崖線のみどり、荒川・隅田川・石神井川などの水辺空間、飛鳥山公園、旧古河庭園などの名勝・旧跡、都電の走る風景などが、「北区らしさ」を象徴する地域の景観資源として多くの区民に親しまれています。

これらのすぐれた都市景観を区民共有の財産とするため、北区では、平成6年(1994年)に「北区都市景観づくり条例」を制定し自主的な景観行政を進めてきましたが、平成16年(2004年)の景観法の施行を踏まえ、平成27年(2015年)に景観行政団体となり、景観計画に基づく新たな景観行政を進めることとし、特に地域特性を生かした良好な景観形成を図る必要があると認められる区域を「景観形成重点地区」に指定し、地区独自の方針や基準を定め、区民・事業者とともに景観づくりを進めることとしています。

今後も、区民や事業者との協働により、地域特性を生かした魅力的な都市空間の形成を推進することが求められており、北区のイメージをかたちづくる要素である歴史的建造物や、みどり・河川などについて、適切な維持管理・保全を図ることも必要です。

また、北区を特徴づける景観を守り、育て、創出するためには、駅前広場や道路の整備、大規模住宅団地の建替えや国公有地跡地、学校跡地等の区有地、工場跡地などの大規模敷地の土地利用転換などの機会を捉えて、それぞれの地域に応じて、うるおいとやすらぎに

満ちた美しい都市空間を創出するまちづくりを進めていく必要があります。

魅力ある都市空間の形成には、区民や事業者が美しいまち並みを創造する担い手として、自主的に取り組むことも大切です。

区民一人ひとりが身の回りの景観づくりに取り組む一方で、区は様々な自主的取り組みの支援・誘導を行い、景観形成やまちの美化に対する区民意識の向上を図り、先導的な取り組みを進める必要があります。

「北区民意識・意向調査報告書（平成 25 年（2013 年）8 月）」によると、北区のイメージについて、「便利で住みやすいまち」（56.2%）に次いで、「みどり豊かなまち」（14.8%）が挙げられています。また、「望ましい地域の将来像」については、「公園やみどりなどの多い自然と親しめるまち」が 51.0%と、みどり豊かなまちづくりへの期待が最も高い結果となりました。

今後も、さらにうるおいのある魅力的な都市空間の整備を進めるため、花とみどりの季節感あふれる公園など、魅力ある公園づくりを進める必要があります。

また、4 つの河川に恵まれた北区の水辺環境を生かし、うるおいとやすらぎに満ちた水辺空間の整備を進めることも大切です。

区は、これまで、国公有地跡地などまとまりのある土地を活用して、東京外国語大学西ヶ原キャンパス跡地における「西ヶ原みんなの公園」の整備や、東京都下水道局浮間水再生センター内施設の一部を利用した新河岸東公園の拡張整備を行うとともに、密集住宅市街地など公園用地の確保が困難な地域では、狭あいな土地を利用したまちカード広場の整備を進め、都市の安全性向上やみどりの保全・創出に努めてきました。また、近年では新荒川大橋緑地にシバザクラ 64,000 株を植栽し、東京都の北の玄関口として河川敷を散歩する人や、埼玉方面から北区を訪れる人々の目を楽しませています。

しかし、平成 25 年（2013 年）4 月 1 日現在の区民一人あたりの都市公園面積は 2.76 m²と、23 区平均（3.02 m²）を下回っており、継続的な公園整備が必要な状況にあります。

また、公園の分布には、低地部を中心として不足する地域が見受けられます。今後も、地域防災性の向上などの観点から地域バランスに配慮しつつ、なお一層の公園整備の取り組みが求められます。

さらに、既存公園施設の老朽化に対する安全強化・バリアフリー化を図るため、平成 25 年度（2013 年度）に策定した公園長寿命化計画を基に、安全で快適な公園を持続させる必要があります。

公園整備や再整備に際しては、計画段階からワークショップ方式など区民参画の手法を積極的に採用し、地域特性や区民ニーズを反映させ、区民に愛される公園の整備を進めることが必要です。また、完成した公園の花壇などの維持管理については、区民主体で行う制度を活用し、地域に親しまれる公園となるよう継続的な意識啓発や働きかけを行っていくことも大切です。

■ 施策の方向

(1) 美しいまち並みの創造

①北区らしい景観の創出

- ♡ 北区を特徴づけるすぐれた景観を、区民とともに、積極的に守り、育て、創出します。
- ♡ 「旧古河庭園」、「飛鳥山」など北区を代表する景勝地周辺地区について、歴史的・文化的景観形成を進めるとともに、周辺の建物高さの規制・誘導などによる眺望の保全に努めます。
- ♡ 駅前広場や道路の整備、大規模住宅団地の建替えや国公有地跡地、学校跡地等の区有地、工場跡地などの大規模敷地の土地利用転換などのまちづくりに合わせ、すぐれた景観形成に寄与するような整備・誘導を行い、みどりに彩られた美しい都市空間づくりを進めます。
- ♡ 無電柱化を推進するとともに、違法広告物などに対する指導を進めます。また、美しいまち並み形成に寄与する、景観に配慮した建築物・工作物・広告物になるよう誘導します。

②景観まちづくりの推進

- ♡ 区民や事業者の自主的な取り組みによる景観づくりを促進するため、景観計画に基づき、景観まちづくり活動を支援するとともに、景観形成重点地区の指定を推進します。また、身近にあるそれぞれの地域景観に対する一層の意識啓発を進めるため、区民参加の取り組みを実施するとともに、情報の提供や相談体制の充実に努めます。

③美化の推進

- ♡ 区民とともに、植栽や花壇の設置を推進します。また、清潔で快適なまちを維持するため、路上喫煙や歩行喫煙などの迷惑喫煙、ごみやたばこのポイ捨て防止などについて、町会・自治会をはじめ地域の企業にも働きかけ、協働して地域美化に取り組みます。

(2) 魅力ある公園・水辺空間の形成

①区民主体の身近な公園づくり

- ♡ 区民の交流の場として身近に親しめる、地域の特性を生かした公園づくりを進めます。
- ♡ 区民との協働による公園づくりを進めるため、公園の計画策定段階からワークショップ等の手法を活用するとともに、公園の管理に関しては、美化ボランティア制度など地域にあった方法による区民参画を推進します。

②季節感あふれる公園づくり

- ♡ 大規模住宅団地の建替えや国公有地跡地、学校跡地等の区有地、工場跡地な

どの大規模敷地の土地利用転換などの際には、区民がうるおいとやすらぎを感じ、憩い、散策を楽しみ、身近にみどりとふれあうことができる公園を整備します。

- ♡ 大規模な公園・緑地やその周辺については、自然環境や歴史的資源を継承しながら、特色ある緑豊かな空間整備を進めます。また、区民に安らぎを与え、北区の魅力づくりにも寄与するお花畑やスポーツ的な花壇の整備を進めます。
- ♡ 地域に身近な公園については、四季折々の草花、鳥や昆虫に親しめるなど季節感にあふれた空間づくりを進めるとともに、その地域の特色を生かした公園を整備します。
- ♡ 経年による施設の老朽化や公園利用者のニーズの変化、段差などを解消するためのバリアフリー化などに対応するため、公園長寿命化計画を踏まえた施設改修を行うとともに、社会情勢の変化に配慮した公園の再生整備を進めます。
- ♡ 公園などオープンスペースが不足する地域を中心に公園や広場空間を整備し、地域の防災性の向上やみどりの保全・創出を進めます。

③うるおいのある水辺空間づくり

- ♡ 荒川や隅田川、石神井川など、北区を流れる河川沿いを、やすらぎの場として区民に親しまれる水辺空間として整備します。

■ 施策体系図：うるおいのある魅力的な都市空間の整備

基本施策		計画事業	
単位施策	施策の方向		
(1) 美しいまち並みの創造		【109】 景観まちづくりの推進 再掲 094 無電柱化事業の推進	
①北区らしい景観の創出	北区を特徴づける景観の保全・創出		
	景勝地周辺地区の眺望の保全		
	みどりに彩られた美しい都市空間づくり		
	景観を損なう違法広告物等への指導		
②景観まちづくりの推進	景観に対する自主的な取り組みの促進		
③美化の推進	協働による地域美化の推進		
(2) 魅力ある公園・水辺空間の形成			【110】 飛鳥山公園の拡張整備 【111】 (仮称) 赤羽台のもり公園の整備 【112】 名主の滝公園の再生整備 【113】 桐ヶ丘中央公園の拡張整備 【114】 街区公園・児童遊園の新設整備 【115】 花いっぱいまちづくり事業 【116】 水辺空間を利用したにぎわいの創出
①区民主体の身近な公園づくり	身近に親しめる公園づくりの推進		
	区民との協働による公園づくりの推進		
②季節感あふれる公園づくり	大規模な土地利用転換の際の公園整備		
	特色ある緑豊かな空間整備		
	地域の特色を生かした公園整備		
	老朽化した公園の再整備		
	公園不足地域への重点的対応		
③うるおいのある水辺空間づくり	区民に親しまれる水辺空間の整備		

■ 計画事業

☆【109】景観まちづくりの推進

区民や事業者の自発的な取り組みによる景観づくりを促進するため、景観まちづくりの普及啓発を行うとともに、新たに景観形成重点地区を指定し、地域に即した良好な景観づくりを地域住民と協働して推進する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (27~31年度)	後 期 (32~36年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(内訳) 景観形成重点地区 の指定 5地区	—	5地区	4地区	1地区
新景観百選の選定	—	選定	選定	
優良景観形成の 表彰 3回	—	3回	1回	2回
自主的な景観まち づくり普及啓発	—	推進	推進	推進
	事業費(百万円)	59	28	31

※「景観形成重点地区の指定」については、平成27年度の景観計画運用開始時に、西が丘地区、隅田川沿川地区、旧古川庭園周辺地区の3地区を指定する予定である。

【110】飛鳥山公園の拡張整備

王子駅中央口付近の飛鳥山公園都市計画区域の未整備箇所を整備する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (27~31年度)	後 期 (32~36年度)
完成	整備継続	完成	完成	
	事業費(百万円)	508	508	

【111】(仮称)赤羽台のもり公園の整備

都市再生機構赤羽台団地の建て替え計画に合わせ、都市計画公園の新設整備を行う。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (27~31年度)	後 期 (32~36年度)
完成	協議・準備	完成	完成	
	事業費(百万円)	5,658	5,658	

☆【112】名主の滝公園の再生整備

老朽化した名主の滝公園について、名主の滝プール跡地を含めた一体的な再生整備を行う。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (27~31年度)	後 期 (32~36年度)
完成	—	完成	設計	完成
	事業費(百万円)	649	39	610

【113】桐ヶ丘中央公園の拡張整備

都営桐ヶ丘団地再生計画に合わせ、公園南北の一体的な連続性を確保し、防災機能を強化した公園を整備する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (27~31年度)	後 期 (32~36年度)
完成	—	完成	—	完成
	事業費(百万円)	—	—	—

【114】街区公園・児童遊園の新設整備

緑の実態調査などを踏まえて、公園などオープンスペースの不足する地域を中心に、防災面にも配慮した身近に利用できる街区公園・児童遊園を整備する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (27~31年度)	後 期 (32~36年度)
155カ所	142カ所	13カ所	6カ所	7カ所
(内訳) 街区公園 50カ所	47カ所	3カ所	1カ所	2カ所
児童遊園 105カ所	95カ所	10カ所	5カ所	5カ所
	事業費(百万円)	275	111	164

※密集事業用地内の街区公園、児童遊園の事業費については、「【075】防災まちづくり事業の推進」に計上している。

※用地取得経費は、面積等が決定した時点で計上する。

【115】花いっぱいまちづくり事業

まちなかを、区民に安らぎを与える草花でいっぱいにするため、老朽化した公園を季節感あふれる草花の植栽や花木を中心に再生整備する。また、区外からも人を呼び寄せる仕掛けとして北区のPRにもつながるお花畑等を整備する。

公園や道路、駅前広場などの公共施設の維持管理、公共空間の美化では、住民が積極的に参画する美化ボランティアなどの制度を推進する。

所管部：生活環境部・まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (27~31年度)	後 期 (32~36年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(内訳) 公園の再生整備 8カ所	5カ所	3カ所	2カ所	1カ所
お花畑等の整備 3カ所	1カ所	2カ所	1カ所	1カ所
公共空間の美化 134カ所	124カ所	10カ所	5カ所	5カ所
	事業費(百万円)	737	601	136

☆【116】水辺空間を利用したにぎわいの創出

国による河川の占用に関する規制緩和(河川空間のオープン化)により、河川敷等の水辺空間を利用したにぎわいの創出を推進する。

所管部：まちづくり部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A - B = C	前 期 (27~31年度)	後 期 (32~36年度)
推進	—	推進	モデル実施	推進
	事業費(百万円)	—	—	—

3-7 持続的発展が可能なまちづくり

北区基本構想

将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちをつくるため、区民や事業者は、一人ひとりが地球に住み、暮らし、活動する「地球市民」として、地球環境に負担の少ないライフスタイルや事業活動への転換を図ります。

また、区、区民、事業者は、それぞれの責務を果たすとともに、ボランティア・市民活動団体を含めた連携、協働を進め、資源循環型システムを構築します。

さらに、新たな環境汚染問題にも取り組みます。

■ 現状と課題

私たちが歩んできた経済性・効率性・利便性を優先させる社会システムは、大量消費や大量廃棄をとまなうため、地球温暖化やオゾン層の破壊、熱帯雨林の乱伐など、様々な地球規模の環境問題を引き起こしています。このような地球規模での環境問題は、集中豪雨など異常気象の頻発、それに伴う自然災害の増加というかたちで私たちの暮らしに影響を及ぼすのみならず、将来世代にとっても深刻な問題です。

国は、平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、地球温暖化対策とエネルギー政策の一体的な見直しを迫られています。平成 25 年（2013 年）11 月の第 19 回気候変動枠組条約締約国会議（COP19）において、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めない暫定目標として、2020 年度までの温室効果ガス削減目標を、平成 17 年（2005 年）度比で 3.8%減としました。確定的な目標の設定は、今後、エネルギー政策などの進展を踏まえて見直される予定です。

東京都では、平成 23 年（2011 年）12 月に「2020 年の東京」を策定し、「低炭素で高効率な自立・分散型エネルギー社会を創出する」ことを目標に掲げています。平成 22 年（2010 年）4 月から、オフィスビルや商業施設等を対象とした、都市型キャップ&トレード制度を導入するなど、「2020 年までに、東京の温室効果ガス排出量を 2000 年比で 25%削減」する目標の実現に向けた取り組みを進めています。

区では、平成 17 年（2005 年）6 月に「北区環境基本計画」を策定し、地球温暖化の防止やごみの減量・リサイクルを推進するとともに、環境活動を支援する施策を進めてきましたが、策定後 10 年が経過し、区では社会状況の変化や新たな課題に対応するため、「北区環境基本計画」の改定を行いました。改定後の新「環境基本計画」は平成 27 年度（2015 年度）から 10 年間を対象期間とし、21 世紀中葉にあるべき姿（望ましい環境像）を「自然環境共生都市～みんなが環境を考え・行動するまち～」とし、10 年間の長期目標を「持続可能な環境共生都市実現に向け、地域のきずなづくりを推進する」としました。区では、新「環境基本計画」の目標を実現するための取り組みを進めていきます。

また、区は、平成 20 年（2008 年）3 月に「北区地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、区民・事業所とともに省資源・省エネに努め、二酸化炭素排出量の削減を進めていま

す。この計画に基づき、平成 20 年度（2008 年度）から、新エネルギー・省エネルギー機器導入助成などを実施してきましたが、低炭素社会実現のため、一層施策を充実させていく必要があります。

さらに、前述のとおり、エネルギー施策を取り巻く状況が大きく変化する中で、再生可能エネルギー・省エネルギーへの取り組みは、特にその重要性が高まっています。これを推進するには、区民の暮らしとエネルギーの良好な関係を構築することが必要であり、日々の営みの中で、無理なく続けることのできるエネルギー対策の推進と、区民の暮らしに根ざした、区民生活を支えるエネルギーシステムという視点が重要です。

また、区として事業所のエコアクション 21 取得支援事業を実施するなど、東京都と連携し、区民や事業者への支援や情報提供をさらに充実させていくことが求められます。とりわけ区は、区内最大事業者であり、環境マネジメントシステムにより取り組んできた省資源・省エネの取り組み強化や、区有施設の環境性能の向上及び環境に配慮した電力供給契約により温室効果ガスの削減を加速させる取り組みなど、区民や事業者の範となるように、これまで以上に取り組んでいく必要があります。

北区から排出される二酸化炭素は日本全体の 1000 分の 1 程度（「北区地球温暖化対策地域推進計画」による）ですが、これを減らさない限り、日本の、そして世界の二酸化炭素排出量は減らないという気概を区、区民、事業所が共有することが重要です。

区では、環境問題に関する啓発活動として環境大学事業などに力を入れてきましたが、これからも環境学習機会の拡充や地域の担い手となる人材の発掘・育成に重点的に取り組み、区民や事業者の意識や行動の変革を促していく必要があります。

区では、資源循環型社会の構築をめざして、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するため、ごみの減量とリサイクル活動を区民、事業者とともに実施してきました。とりわけリサイクル活動は、びん・缶のステーション回収区内全域実施や区民のリサイクル活動の拠点である 4 館のエコー広場館の開設など、23 区はもとより全国に先駆けたりサイクル先進自治体としての取り組みを行ってきました。

これからは、更なるごみの減量化や質の高いリサイクルシステムの構築のため、発生・排出段階でのごみの減量の取り組みを中心に、雑がみ分別の徹底や粗大ごみ・不燃ごみに含まれている金属（小型家電を含む）の資源化を進めるとともに、廃プラスチックなどの新たな資源化の検討も進めていく必要があります。

ごみ減量を進めていくためには、区民、事業者の理解と協力が不可欠です。ごみ減量につながる普及啓発、広報活動をより拡充していくとともに、将来を担う子どもたちに対して、環境教育に一層取り組んでいくことが求められています。また、集団回収活動など区民の自主的な活動の支援を強化するとともに、区内事業者に対しては、排出者責任の明確化を図るための指導を強化していくことが重要です。

また、発生抑制やリサイクルの推進とともに、ごみ減量効果があるとされる家庭ごみの有料化についても引き続き検討していく必要があります。

区民に身近なサービスである清掃事業については、平成 12 年（2000 年）の都区制度改革により、平成 12 年（2000 年）4 月に東京都から 23 区に移管されました。区では、地域特性を生かしたごみ収集方法の実施やごみの排出が困難な高齢者・障害者の方々に対し、訪問収集など、区独自の取り組みを展開しています。

今後は、ごみの減量化を目的としたごみ処理・リサイクルを推進するため清掃・リサイクル事業の、効果的・効率的な推進体制の再構築を進めていく必要があります。

自動車による大気汚染については、東京都によるディーゼル車の排気ガス規制の強化などにより、改善の兆しがみられるようになりましたが、住宅の過密化・生活様式の多様化による都市・生活型公害については、区に寄せられる苦情がふえています。産業型の公害についても、継続的に水質・大気・土壌汚染・悪臭などの現状を把握し、悪化等の兆しがある場合は、迅速に監視・指導しなければなりません。被害者が同時に加害者でもあることを踏まえ、生活環境の改善に向け、区民一人ひとりの自覚を高めるとともに、東京都、近隣自治体などと広域的な連携を図る必要があります。

土壌汚染、アスベストによる健康被害、微小粒子状物質（PM2.5）などによる環境汚染も心配されています。区民の健康リスクを高めないための対応と、正しい情報を共有することによる不安の軽減を図ることが求められます。

■ 施策の方向

(1) 環境に負担の少ないライフスタイルへの転換

①再生可能エネルギー活用・省資源・省エネルギーへの取り組み

- ♡ 新エネルギー・省エネルギー機器等の導入助成制度を充実させるなど、省エネルギー機器の普及や太陽光などの再生可能エネルギーの利用促進を図ります。
- ♡ 集合住宅や事業所の建物・設備の省エネ改修・運用改善等についても、省エネ相談を実施し、建物所有者・管理者等への動機づけや、メリットを感じられる省エネルギー・再生可能エネルギー活用の推進に取り組みます。
- ♡ 区民が環境に配慮した行動を取れるよう、学校と連携し、家庭での省資源・省エネルギーを支援するなど、子どもの頃からの環境教育を推進します。
- ♡ 省資源・省エネルギーに関する情報の提供や、日々の営みの中で楽しみながら続けていくことができる取り組みなど、区民が省資源・省エネルギーに取り組むきっかけづくりを進めます。
- ♡ 環境マネジメントシステムに率先して取り組んだ経験をもとに、環境経営（環境マネジメントシステム認証取得など）の推進など、区内事業者の環境への取り組みを支援します。
- ♡ 街路照明の LED 化、屋上・壁面緑化、建築物の熱負荷抑制、省エネ型空調・照明設備の導入など、区有施設における環境性能の向上を図り、区内最大事

業者として、温室効果ガス排出量の削減に積極的に取り組んでいきます。

- ♡ 学校改築の際には、環境に配慮した高効率省エネ設備や再生可能エネルギーの活用を積極的に図るとともに、環境教育の教材としても活用します。
- ♡ 区立小・中学校における省エネ活動を一層推進するため、省エネ・インセンティブ制度を導入します。
- ♡ 家庭、ビル、地域のエネルギーマネジメントシステム、蓄電池や燃料電池などを総合的に組み合わせたスマートコミュニティや自立・分散型エネルギーシステムの構築等について検討していきます。
- ♡ 災害時にも活用可能な再生可能エネルギーの導入について検討を進めます。

②啓発活動・環境学習の拡充

- ♡ 環境大学事業において、みどりと環境の情報館（エコベルデ）や自然ふれあい情報館などの施設を活用して、体系的な環境学習システムの構築を図り、環境学習の機会の拡充や地域の担い手となる環境リーダーの発掘・育成に重点的に取り組みます。
- ♡ ごみ減量に有効な情報提供、ごみ減量懇談会等の開催、区民参加型事業等の拡充など、各世代に応じた3R推進のための啓発活動と環境学習を推進します。

(2) 資源循環型システムの構築

①区民・事業者・区の協働による3Rの推進

- ♡ 区民や地域の人たちの自主的なごみ減量やリサイクル活動の支援を強化していきます。
- ♡ 3R推進に必要な情報を多世代にわたり普及するため、各種の媒体を活用して広報活動を推進します。
- ♡ ごみ収集については、引き続き効果的・効率的な運営を推進するとともに地域特性を生かした収集方法の実施・排出困難な方に対しきめ細やかな収集に努めます。
- ♡ びん・缶・ペットボトルなどの資源回収とごみ収集の一体的運営に向け検討します。

②更なるごみの減量化

- ♡ ごみの減量のために「発生抑制」「排出抑制」を推進していきます。
- ♡ 生ごみの減量化、雑がみ分別の徹底とともに、廃プラスチックなどの新たな資源化の検討も進めます。
- ♡ 施設管理者の協力を得て資源の回収拠点の拡大に努めます。
- ♡ 不燃ごみ、粗大ごみから有用な金属を取り出す、新たな資源回収システムを構築します。
- ♡ 減量効果に有効な家庭ごみの有料化を引き続き検討します。

③事業系ごみの適正処理の推進

- ♡ 大規模事業者排出指導の基準を見直し、中小規模の事業者についても排出指導を徹底します。
- ♡ 事業系ごみの減量を進め適正排出を指導するため、区内事業者の実態把握に努めます。

(3) 良好な生活環境の保全

①公害の防止・抑制

- ♡ 都市・生活型公害については、東京都など関連機関と連携し、良好な生活環境を守るため、相談対応するとともに、未然に防止するため啓発活動や情報提供などを行っています。
- ♡ 産業型の公害については、生活環境の悪化を招かないよう、工場などの事業場に対する監視、規制・指導を行います。

②環境汚染問題への対応

- ♡ 大気、水質、騒音、振動など、継続的に状況を把握し、悪化などの兆しがある場合は、迅速に対応します。
- ♡ 微小粒子状物質（PM2.5）については、区の測定を継続し公表していきます。また、東京都や関係機関と連携し、対応します。
- ♡ 新たな環境汚染問題については、関係機関と連携し情報を収集するなど、すみやかに対応します。
- ♡ みどりと環境の情報館（エコベルデ）において、土壌汚染に対する正しい知識や、豊島地区土壌汚染に関するリスク管理等の情報提供をしていきます。

③緑化の推進

- ♡ 二酸化炭素の吸収や防災性の強化、景観の改善などに寄与するため、公共施設の緑化を積極的に推進するとともに、民有地の緑化を支援します。

■ 施策体系図：持続的発展が可能なまちづくり

基本施策		計画事業
単位施策		
	施策の方向	
(1) 環境に負担の少ないライフスタイルへの転換		【117】新エネ・省エネ導入の促進
①再生可能エネルギー活用・省資源・省エネルギーへの取り組み		
	新エネルギー・省エネルギーの利用促進	
	集合住宅や事業所の新エネ・省エネ化	
	学校と連携した環境教育の推進	
	省資源・省エネルギーへの取り組み促進	
	区内事業者の環境への取り組み支援	
	区有施設の省エネルギー化への取り組み	
	環境を考慮した学校施設	
	区立小・中学校における省エネ・インセンティブ制度の導入	
	地域エネルギー有効利用等の検討	
	災害時に活用可能なエネルギーの検討	
②啓発活動・環境学習の拡充		
	体系的な環境学習システムの構築	
	ごみゼロのまちづくりのための啓発活動・環境学習の拡充	
(2) 資源循環型システムの構築		
①区民・事業者・区の協働による3Rの推進		
	自主的なごみ減量やリサイクル活動の支援	
	多様な広報活動の推進	
	地域特性を生かしたきめ細やかなごみ収集	
	資源回収とごみ収集の一体的運営の検討	
②更なるごみの減量化		
	「発生抑制」「排出抑制」の推進	
	生ごみの減量化、雑がみ分別の徹底、新たな資源化の検討	
	資源回収拠点の拡大	
	金属資源回収システムの構築	
	家庭ごみ有料化の検討	
③事業系ごみの適正処理の推進		
	事業者への排出指導の徹底	
	事業者の実態把握	

(3) 良好な生活環境の保全		再掲 118 緑化推進モデル地区事業
①公害の防止・抑制		
	都市・生活型公害の相談対応や情報提供	
	産業型公害の監視・規制・指導の推進	
②環境汚染問題への対応		
	大気、水質、騒音、振動などの状況把握	
	微小粒子状物質 (PM2.5) への対応	
	新たな環境汚染問題への対応	
	土壌汚染のリスク管理・情報提供	
③緑化の推進		
	緑化の推進	

■ 計画事業

【117】新工ネ・省工ネ導入の促進

「北区地球温暖化対策地域推進計画」で掲げる新工ネ・省工ネ機器等の普及促進を図るため、区民（一般住宅・集合住宅）や区内中小企業に対して機器導入費用を助成する。また、集合住宅等を対象に省工ネ診断などを実施し、普及啓発を促進する。さらに、小学生を対象に eco かるた大会を開催し、かるたを通じた環境学習の機会となる省工ネ道場を開催する。

所管部：生活環境部

全体計画 A (36 年度目標)	現況 B (26 年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31 年度)	後 期 (32～36 年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(内訳) 一般住宅 6,214 件	3,664 件	2,550 件	1,275 件	1,275 件
集合住宅 49 件	3 件	46 件	21 件	25 件
中小企業 136 件	26 件	110 件	55 件	55 件
集合住宅等省工ネ の推進	推進	推進	推進	
省工ネ道場	—	推進	推進	推進
	事業費 (百万円)	445	227	218

3-8 自然との共生

北区基本構想

自然は、私たちの快適な生活環境や生態系にとって、かけがえのないものです。区は、区民とともに、多様な生物のすむ自然環境を保全、創出し、自然と共生する、いのちあふれる快適環境を創造します。

■ 現状と課題

みどりは、私たちの生活に豊かさやうるおいを与えると同時に、大気を浄化して災害時には防災機能を果たすなど、快適な都市環境を提供しています。また、市街地の中に残された樹林や河川敷草地などの良好な自然環境は、将来へと引き継ぐ貴重な財産であり、子どもたちが多様な生物のいのちの営みとふれあい、生きることの尊さを知るためにも大変重要です。

「北区民意識・意向調査報告書（平成 25 年（2013 年）8 月）」によると、「現在の北区のイメージ」として、「緑豊かなまち」が 14.8%と第 2 位になったものの、前回調査の結果（16.8%）と比較すると減少しています。しかし、「望ましい地域の将来像」では、「公園や緑などの多い自然と親しめるまち」（51.0%）が 5 割を超えてすべての年代で最も多く、区民はみどり豊かで自然と親しめるまちとなることを強く望んでいることがうかがえます。

区では、飛鳥山公園の崖線部や、音無さくら緑地、十条野鳥の森緑地など、既存の自然環境の保全を重視した公園の整備を進めてきました。また、赤羽自然観察公園や荒川緑地などでは、野生生物と共存できるみどりの空間づくりを進めてきました。民間のみどりについては、既存のみどりを保全するため、保護樹林や保護樹木の管理などにかかる経費の一部助成などに取り組んできました。そのため、最近では、カワセミやタヌキなどの野生動物が区内でも観察されるなど、都市自然の回復を実感することも多くなってきました。

区内の生物多様性の保全・回復を図るためには、区の自然の特徴である崖地の樹林や広大な河川敷草地などで、多様な生物が生息・生育することができる自然環境を保全・創出し、野生生物の生息・生育環境、外来種についての情報を提供していくことが必要です。公園や民間のみどりについても、より質の高い生態系となるよう誘導していくことが求められます。

また、現存する崖地樹林などの貴重な自然環境を、残された区民共有の財産として、区民とともに守り育てていくことも必要です。そのためには、まず区の自然の実態を明らかにしてその変化を記録・保存し、区民共有の財産としての価値を発信していくとともに、野生生物の生態や正しい付き合い方などを学ぶことができる場や機会の充実を図ることが重要です。

一方、北区の緑被率は、19.05%（「北区緑の実態調査報告書」平成 25 年度（2013 年度））であり、23 区でも比較的上位に位置していますが、今後さらに緑被率を高めることが期待されます。

区では、美化ボランティアやみどりの協力員など、区民と協働して駅前広場等の公共空間を季節の草花でいっぱいにする取り組みを推進し、公共空間を美しい可憐な草花により演出しています。また、公園の整備、公共施設の屋上緑化、壁面緑化などにも取り組んでいます。しかし、過密化した市街地でより多くのみどりを創出するためには、公共施設や公共的な空間の緑化をさらに積極的に進める必要があります。

民間のみどりについては、緑化基準の引き上げを行うとともに、新たなみどりを創出するためにモデル地区を指定し、緑化にかかる経費の一部を助成するなど、地域の緑化にも努めてきました。また、屋上緑化や壁面緑化への助成なども実施しています。民間の緑化を推進するためには、従前の緑化支援策の拡充を図っていく必要があります。

さらに、駅前広場など、多くの人が目にする場を中心に、区民とともにまちのなかを季節の草花で飾り、美しくわくわくする空間に育て上げていくことで、みどり豊かなまちにしていくことが望まれます。

■ 施策の方向

(1) 自然環境の保全・創出

① 自然環境の保全・創出

- ♡ 野生生物の生息・生育環境を保障するため、生物多様性の保全拠点として、崖地の樹林や河川敷草地など、多様な生物が生息・生育することができる自然環境を保全します。
- ♡ 外来種の生息状況や駆除の必要性についての情報を共有できるしくみを検討していきます。
- ♡ 一定規模の民間樹林や大木などについては、管理費の一部を助成することで、保全を図ります。
- ♡ みどりの少ない地域では、季節感あふれる公園を整備するなど、身近にみどりとふれあうことのできる環境を創出していきます。
- ♡ 生物多様性の回復を図るため、公園や河川、公共施設などの整備にあたっては、多様な生物が生息・生育することができるビオトープなどを整備していきます。また、公園の樹林地などがより質の高い生態系となるよう管理していきます。

② 自然観察や体験学習の充実

- ♡ 自然環境に関するふれあい・啓発事業については、環境大学事業に取り入れ充実させていくことで、野生生物の生態や正しい付き合い方などを学ぶことができる場や機会をより充実させます。
- ♡ 自然環境の保全について子どもたちの理解と関心を深めるために、小・中学校における環境教育において、自然観察や体験活動の実施や、ビオトープやソーラーパネルを活用するなど、指導の充実を図ります。

- ♡ 区民が身近な自然環境への理解が深められるように区内の野生生物に関する情報を、北区公式ホームページなどを通じて広く周知していきます。
- ♡ 区内河川などにおける河川生物生息調査を実施し、調査結果について、広く情報提供を行っていきます。
- ♡ 区民一人ひとりが身近にみどりに親しみ、楽しくみどりを育て、コミュニティの形成に寄与するしくみを検討します。

(2) 環境緑化の推進

① 公共空間の緑化

- ♡ 公共施設、公共空間での緑化を積極的に進めるため、駅前広場など、多くの人が目にする場を中心に、区民とともにまちのなかを季節の草花で飾っていきます。
- ♡ 学校を中心として、屋上緑化や壁面緑化など、公共施設の緑化を進めるとともに、環境学習の場としても活用していきます。

② 地域緑化のしくみづくり

- ♡ 「地域の花」を町会・自治会等の地縁団体を中心に定め、その花の地域での活用を図ることで、まちのなかを季節の草花で飾り、北区を美しくわくわくする空間に育て上げていきます。
- ♡ 区内の緑被率の低い地域を「緑化推進モデル地区」に指定し、重点的にみどりの保全・創出を推進します。
- ♡ 区民の自主的な緑化活動を支援する「みどりの協定」の締結を推進します。また、建築・開発の際の「緑化計画書」の認定により、民地に占めるみどりを増やすとともに、民間緑化を進めるため、接道部の生垣造成助成、建物の屋上・ベランダ・壁面緑化助成の拡充を図ります。
- ♡ 区民一人ひとりが身近にみどりに親しむため、花・みどりに関する講座を開催するなど、緑化の知識や技術を習得する機会を増やします。

■ 施策体系図：自然との共生

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 自然環境の保全・創出		【118】 緑化推進モデル地区事業 再掲 115 花いっぱいまちづくり事業
①自然環境の保全・創出	生物多様性の保全 外来種の情報を共有できるしくみの検討 民間樹林等の保全支援 身近にみどりとふれあう場の創出 野生生物の生息場所（ビオトープ）づくり	
②自然観察や体験学習の充実	野生生物を学ぶ場や機会の充実 小・中学校における環境教育の充実 野生生物情報の周知 河川生物生息調査結果の周知	
(2) 環境緑化の推進		
①公共空間の緑化	公共空間の緑化の推進 公共施設の緑化の推進	
②地域緑化のしくみづくり	地域緑化のしくみづくり 重点的な地域緑化の推進 民間緑化の支援 緑化学習の提供 区民の緑化のしくみづくり	

■ 計画事業

【118】 緑化推進モデル地区事業

北区みどりの条例に基づき、みどりを増やし育てることを目的に緑被率が30%未満の一定の区域を緑化推進モデル地区として指定し、花壇・プランター等の設置やブロック塀の生垣化等、みどりの保護育成のため、必要な支援を行っていく。

所管部：生活環境部

全体計画 A (36年度目標)	現況 B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
4 連合町会・自治会	2 連合町会・自治会	2 連合町会・自治会	2 連合町会・自治会	推進
	事業費（百万円）	14	13	1

基本目標 4 基本計画推進のための区政運営

4-1 区民と区の協働によるまちづくりの推進

北区基本構想

「自分たちのまちは自分たちで作り、守る」という考え方のもとに、区民と区は、良好なパートナーシップを構築し、協働してまちづくりを進めます。

区は、区政の様々な場面への区民参画を推進するとともに、わかりやすく開かれた区政を推進します。

■ 現状と課題

地方分権の目的は、「基礎自治体優先の原則」に立ち、自己決定・自己責任の原則のもと、わたしたちの暮らす地域社会を個性豊かで活力に満ちたものにしていくことです。区は、区民に最も身近な基礎自治体として、できる限りの権限と財政を持ち、地域に最もふさわしい公共サービスを多様な姿で展開していくことが求められています。

一方、人口の減少や少子高齢化による厳しい財政状況の中、区政を取り巻く環境も大きく変化しており、時代とともに複雑化・多様化する区民ニーズや地域課題にも的確に対応していかなくてはなりません。だれもが安心して、かつ北区らしさを実感できる地域社会を構築していくには、区、区民、企業など様々な活動主体が、お互いの役割を理解し、知恵を出し合っって連携しながら「協働のまちづくり」を推進していくことが重要です。そのため、区は「区民とともに」という区の基本姿勢を踏まえ、区政の情報を的確に提供するとともに、まちづくりの主役である区民が積極的に区政に参画するしくみを構築することが不可欠です。

区はこれまで、主要な計画等を策定する際の審議会の委員の公募、パブリックコメントの実施、重要な施策を進める際の公聴会や説明会の開催、区政モニター会議、中学生・高校生モニター会議、小学生対象の区政を話し合う会、区長の「まちカードトーク」の開催など、一人でも多くの区民が区政に参画できる機会を設けてきました。また、区職員がまちに出て、区民とのワークショップを実施しながら、地域ごとの実情に即したまちづくり事業を推進する取り組みも進めています。今後も、区民をはじめ多様な主体との連携による地域の諸課題に取り組むしくみを考え、各種情報の提供を質的に向上させ、かつ、随時提供するとともに、政策形成等に区民意見を反映させ、行政の透明性を向上させていく必要があります。

「北区区民意識・意向調査報告書（平成 25 年（2013 年）8 月）」によると、約 8 割の区民が「北区に住み続けたい」と「定住意向」を示しているとともに、北区への「愛着」を感じていると回答しています。さらに、約 6 割の区民が「区政に関心がある」としていながら、「区政参画または地域活動参加者」は約 1 割半ばにとどまっており、その理由として「家事や仕事が忙しく時間がない」が 3 割半ばと最も高く、次いで「きっかけがない」と回答した区民が 3 割を超えています。「区民とともに」という基本姿勢のもと、住みやすいまちを作っていくためには、だれもがいつでも必要なときに区政に関する情報を得ることがで

き、気軽に意見や提案を発信できることが必要です。そのためには、区は個人情報の保護に配慮しながら、積極的に情報公開を進めるとともに、広報・広聴活動を充実し、多様な手段を活用した区政の情報発信が必要です。また、区政情報の入手先をみると、約 9 割の区民が「北区ニュース」と回答していることから、よりわかりやすく効果的な広報紙づくりが求められています。

地域が抱える課題がより複雑化・多様化する中、区民一人ひとりの多様なニーズや価値観に柔軟かつきめ細かく対応していくためには、区民、大学などの教育機関、企業、商店街、各種団体など地域社会を構成する様々な主体による協働がより一層必要となります。これまで、防災、福祉、教育、環境など地域の様々な課題解決に向けて、町会・自治会など地縁的なコミュニティによる活動が行われてきました。今後も顔の見える地域活動が期待されることから、地域で活動する団体を支援する取り組みを強化していく必要があります。また、大学との包括協定を締結するなど、区内外の大学などの教育機関と連携し、子育て支援や商店街支援など多岐にわたり専門性を生かした事業を実施してきました。今後はさらに幅広い分野で協働を推進し、大学などの教育機関をまちづくりを進める上での貴重なパートナーとして考えていくことが重要です。

一方、区民自らの手で地域の課題を解決しようとする NPO・ボランティア活動団体などが着実に育ってきています。区では、区民活動の推進と協働を促進するための全区的な拠点となる「北区 NPO・ボランティアぷらざ」を中心に、区民活動団体の育成、担い手づくり、ネットワークの推進、情報提供など、NPO・ボランティア活動を側面から支援し、区民の自主的・自発的な活動がさらに活発になるような取り組みを推進しています。こうしたことから、NPO・ボランティア活動団体などが区との協働により、それぞれの役割分担と責任を明確にしながら諸課題を解決していこうという機運も高まってきました。

今後は、町会・自治会など地縁的なコミュニティ活動団体と NPO・ボランティア活動団体、企業、商店街等との交流・連携をより強化し、地域の様々な活動主体がお互いの特性を生かした協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。

また、区はそれぞれの協働を支援するためのコーディネーターとしての役割を担っていくことが重要になります。

区では、協働によるまちづくりをより一層推進していくため、平成 19 年度(2007 年度)に創設した「北区協働推進基金」を活用して、地域課題の解決に向けた NPO・ボランティア活動団体等の先駆性・専門性・創造性・柔軟性を生かした事業を支援し、暮らしやすい地域社会の実現をめざしています。

NPO・ボランティア活動団体と行政は、様々な分野・形態で事業を行っていますが、今後、お互いを対等のパートナーとしてまちづくりを積極的に展開し、協働の質を高め、担い手の裾野を広げていくために、さらなる情報の共有化や行政、活動団体の双方の協働への理解促進及び協働を進めるための支援体制の整備が求められています。

■ 施策の方向

(1) 区民参画の推進

① 区民参画の推進

- ♡ 審議会委員の公募やパブリックコメント、ワークショップの実施により、主要な計画づくりや、重要な施策の決定などの政策形成過程における区民参画の場を拡充します。
- ♡ 地域主体の防災・防犯への取り組みをはじめ、コミュニティ施設や公園、学校など、地域住民が身近に利用する公共施設の管理、運営について積極的に区民参画を推進します。
- ♡ 区政モニターや、高校生モニター、中学生モニター、小学生との区政を話し合う会並びに区政レポーターなどを通して、幅広い年代層の区民ニーズを把握し区政に反映させます。
- ♡ 地方分権時代にふさわしい区民自治の拡充に向けて、まちづくりの主役である区民が自ら区政に参画し、主体的にまちづくりを推進していくためのしくみづくりを行います。

(2) わかりやすく開かれた区政の推進

① 情報公開と透明な行政運営の推進

- ♡ 行政活動について区民に説明する責任を果たすことにより、区民との信頼関係を築き、透明な行政運営を推進します。
- ♡ 個人情報の保護に配慮しながら、区民の知る権利を保障し、積極的に区政に関する情報公開を進めます。
- ♡ 行政の公正性と効率性を確保するとともに、施策の有効性を検証し、透明性を向上させるため、監査機能の充実・強化を図ります。

② 情報発信型区政の展開

- ♡ 読みやすくわかりやすい広報紙づくりに努めるとともに、問題提起型広報への展開を図り、広報活動を一層充実します。
- ♡ ケーブルテレビ、テレビ、新聞、雑誌など様々な情報手段を活用して区政や地域の情報を発信します。
- ♡ 北区公式ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）など様々な情報手段の活用により広報、広聴機能を充実し、区民がいつでもどこでも区政に関する情報が得られ、区政の課題について共に考えていけるよう、双方向での情報受発信を積極的に展開します。

(3) 責任ある協働の推進

① 協働の推進

- ♡ まちづくりを進めていくうえで、区は、区民、NPO・ボランティア活動団体や民間団体、大学などの教育機関、企業、商店街など様々な活動主体ととも

に、それぞれの役割と責任を明確にしなが、連携し協働していく体制を整備します。

- ♡ 区民や NPO・ボランティア活動団体、さらに区職員への協働に対する理解促進を図ります。
- ♡ 区政の様々な分野における協働の機会の拡充を図ります。

② 公益的活動の支援

- ♡ 区民、NPO・ボランティア活動団体、社会貢献活動を行う企業に対し、「NPO・ボランティアぷらざ」を中心に情報提供、相談体制の充実、ネットワークの強化により公益的活動が活発に行えるよう支援します。
- ♡ NPO・ボランティア活動団体の交流の推進、活動場所の拡充を図ります。

■ 施策体系図：区民と区の協働によるまちづくりの推進

基本施策		計画事業
単位施策	施策の方向	
(1) 区民参画の推進		
①区民参画の推進	区民参画の機会と場の拡充	
	様々な場面での区民参画の推進	
	区民ニーズの把握	
	区民参画のしくみづくり	
(2) わかりやすく開かれた区政の推進		
①情報公開と透明な行政運営の推進	透明な行政運営の推進	
	情報公開の推進	
	監査機能の強化	
②情報発信型区政の展開	広報活動の充実	
	様々な情報手段の活用	
	広報・広聴機能の充実	
(3) 責任ある協働の推進		【119】大学の誘致
①協働の推進	連携・協働体制の整備	再掲 002 地域見守り支えあい事業
	協働に対する理解促進	再掲 004 元気高齢者支援事業
	協働の機会の拡充	再掲 023 (仮称)北区観光協会の設立
②公益的活動の支援	ボランティア・社会貢献活動の支援	再掲 026 大学連携による産業イノベーション創出事業
	NPO・ボランティア団体の交流促進	再掲 033 地域のきずなづくり推進プロジェクト
		再掲 039 東京オリンピック・パラリンピックボランティア育成事業
		再掲 040 放課後子ども総合プランの推進
		再掲 085 地区防災運営協議会の設置・運営支援
		再掲 087 防災協定の締結
		再掲 115 花いっぱいまちづくり事業
		再掲 118 緑化推進モデル地区事業

■ 計画事業

【119】大学の誘致

区と大学とが連携し、大学が持つ資源を活用して地域の活性化を図るため、大学の誘致を行う。

所管部：政策経営部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
2校	1校	1校	検討	1校
	事業費(百万円)	—	—	—

4-2 計画的・効率的な行財政運営の推進

北区基本構想

区は基本構想の実現をめざして、総合計画として基本計画と実施計画を策定し、計画的、効率的な行財政運営を推進します。そして、行財政改革を進め、柔軟で強い行財政体質を築くとともに、簡素で機能的な組織・機構を実現します。

また、より一層効率的な行政サービスの提供に努めるとともに、既存の公共施設の有効活用を図ります。

さらに、区政推進の担い手となる職員の一層の資質向上を図ります。

■ 現状と課題

区では、北区らしさを大切にしながら、未来につなぐ住みよいきいきした魅力あるまちにしていくために、「区民とともに」という北区の基本姿勢のもと、4つの重点戦略と3つの優先課題を中心に多くの施策を展開し、基本構想の実現に努めています。

しかし、社会情勢の変化にともない、北区を取り巻く環境も大きく変化する中、区民の多様化・複雑化する行政需要に的確に対応していくためには、より総合的・計画的な行政運営が求められています。そのため、各種計画や部門間の調整を図るとともに、財政計画と整合性のとれた具体的な事業計画を策定し、適切な進行管理のもとに事業を進めていく必要があります。

また、少子高齢化、人口減少社会の到来など、生産年齢人口の減少による「人口構成の不均衡」が生じていることから、地域を地域が支える地域コミュニティに大きな影響を及ぼしています。このことから、子育てファミリー層・若年層を中心とした定住化とともに、地域力を高めていくことが区の重要な課題となっています。

日本経済の先行きについては、輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現するなかで、企業収益の改善が家計所得や投資の増加につながり、景気回復へ向かうことが期待されるものの、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっており、地方財政への影響が懸念されています。区最大の歳入である都区財政調整交付金の現状は、リーマンショック以前の水準から大きく下回っており、今後の少子高齢化の進展等を考えると、都区財政調整交付金や特別区税について、大幅な増収は期待できません。また、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税の原資とする方針が決定するなど、地方財政を取り巻く環境は厳しさが増す状況です。

今後も引き続き、区税などの自主財源の安定確保に努めるとともに、特別区相互間の税源の偏在をなくすため、都区財政調整制度の適正な運用が必要です。

一方、歳出においては、扶助費の増加などによる義務的経費の増大により、財政の硬直化が進展しています。一層進展する少子高齢化や公共施設の更新需要への対応、首都直下地震等に備えた防災・減災対策などへの取り組みなど、適切な対応を求められる課題は多岐にわたっており、将来の行政需要などに対応するためには、基金の積み立てや計画的な

区債の活用が重要となります。そして、このような厳しい財政状況を区民と共有するためには、わかりやすく説明していくことが必要です。

区では「北区経営改革新5か年プラン」に基づき、多くの経営改革に積極的に取り組み、質の高いサービス提供を実現してきました。今後も、社会経済状況の変化が大きい中であっても、基本計画を着実に実現するために必要な資源の調達とともに、社会構造の変化に対応できる持続可能なシステムへの変革をめざして、「北区経営改革新5か年プラン」の改定を進めています。平成27年3月に策定した「北区経営改革プラン2015」では、①区民とともに～地域のきずなづくり～、②多様な主体との連携と行政が担う役割の見直し、③簡素で持続可能な行財政システムの確立、④公共施設マネジメントの推進を柱とし、さらなる経営改革の推進と効率的な行政サービスの提供に向けた取り組みが必要です。

また、平成28年（2016年）1月に利用開始が予定されている社会保障・税番号制度の導入にあたっては、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られるとともに、手続きの簡素化により区民負担の軽減や利便性が向上し、窓口のあり方など区の組織や業務の見直しを行うことで行政の効率化を図ることができます。

さらに、社会情勢や行政需要の変化に的確に対応するために、簡素で機能的、かつ弾力的な組織づくりを引き続き進めていく必要があります。

これからは、地方分権の推進により、これまで以上に北区の特性を生かし、北区の実情にあった区政を進めていくこととなります。区政の担い手である職員には、「区民とともに」という基本姿勢を十分認識したうえで、基本構想を実現するための強い使命感と高い意欲を持った活躍が求められており、さらなる資質の向上が課題となります。

区は、平成23年（2011年）6月に「北区人材育成基本方針」を策定し、行政ニーズが高度化・複雑化するなど区を取り巻く環境が大きく変化しようとも、区政の運営に携わる職員が常にめざすべき理想の職員像として、協働精神、プロ意識、豊かな人間性の3点に重点を置き、区民から信頼される人材の育成に取り組んでいます。また、昇格の早期化、雇用形態の多様化等の状況を踏まえ、管理監督職員の評価能力・人材育成力、マネジメント力の向上、OJTの推進等の職場の学習風土づくりについて、人事制度と連携して、さらに取り組みを進めることが必要となります。

基礎自治体である区は、福祉・健康、教育、生活環境、文化・スポーツ、都市基盤まで生活全般にわたる身近な総合行政を担う組織であり、区政で最も重要なことは、区民の視点に立ち、質の高い公共サービスを効率よく効果的に区民に提供することです。そのため、行政の情報化を推進し透明性を高めるとともに、公民が保有する多岐にわたる情報資産を活用することで、便利で効果的・効率的なサービスの提供体制を整備する必要があります。

「北区民意識・意向調査報告書（平成25年（2013年）8月）」によると、より効率的な行政を進めるため、区が力を入れるべきだと思うことを聞いたところ、「効果の薄れた事業、補助金を廃止、縮小する」、「窓口の開庁時間の延長や、便利で分かりやすい窓口の整備を図る」、「部や課を統合したり、職員を減らす」が多く望まれました。これまでも増して、

経営改革による内部努力の徹底、事務事業の見直し、再構築が必要です。

区では、これまで区民福祉の向上に向けて、計画的に公共施設の整備を推進してきました。しかし、人口減少や少子高齢化の進展などの社会状況や、区民意識の変化などにより、公共施設の中には機能や配置が適切でなくなった施設や、利用状況・効率の低い施設が生じています。また、区役所庁舎をはじめ、多くの公共施設は老朽化などによる更新時期を迎えています。今後は、大規模改修や改築など財政需要の増大が予想されますが、昨今の経済情勢や区の財政状況から、更新需要のすべてに対応していくことは難しい状況です。

このような状況において、限られた資源の中で区民サービスの向上を図るためには、公共施設のあり方を見直し、施設の有効活用や維持管理コストの縮減など、公共施設のマネジメントに取り組む必要があります。そこで、区が保有する公共施設の現況を把握するため、平成 23 年（2011 年）6 月に「北区公共施設白書」を作成し、この白書を基礎資料としながら、様々な視点から検討を重ね、平成 25 年（2013 年）7 月に「北区公共施設再配置方針」を策定しました。

この方針では、「公共施設マネジメント方針」、「マネジメント方針実現のための方策」、「施設総量の削減目標」などについて定めており、今後はこの方針に基づき、具体的な施設の再配置に取り組んでいく必要があります。

現在、なでしこ小学校の改築に合わせて志茂地域振興室と志茂東ふれあい館の複合化を進めています。複合化により老朽化した施設を効率的に更新するだけでなく、地域の集会所であるふれあい館を学校に併設し、多機能化を進めることで、地域コミュニティをはじめ、生涯学習・スポーツ、健康づくりなどの地域の拠点施設として整備することができます。さらに、災害時には地区本部となる地域振興室を、避難所となる学校に併設することで、地域の防災拠点としての機能の一層の充実が図れます。

なお、平成 26 年（2014 年）4 月には、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、速やかに「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう、国から要請がありました。今後は、国から示された策定にあたっての指針に沿って、道路や橋りょうなどのインフラを含めた公共施設全体の現状を把握し、人口についての今後の見通しや公共施設等の更新にかかる中長期的な経費を分析した上で、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を定めていく必要があります。

また、学校施設跡地や遊休地・遊休施設などについては、区有財産の有効活用という観点から、貸付・売却などの方法を含めた利活用を推進していく必要があります。

■ 施策の方向

(1) 計画的な行政運営

① 計画的な行政運営

- ♡ 中長期的な視点で社会経済動向を的確に展望するとともに、「区民とともに」という基本姿勢のもと、限られた資源の重点的、効果的な配分により基本計

画と実施計画を策定し、総合的、計画的、効率的な行政運営を進めます。

- ♡ 「地域のきずなづくり」と「子育てファミリー層・若年層の定住化」を北区の最重要課題と位置付け、子育てファミリー層・若年層が住みやすい環境づくりを総合的かつ戦略的に推進し、地域コミュニティの活性化へとつなげていきます。

(2) 健全な財政運営

① 自主財源の拡充

- ♡ 区の財政基盤を強固なものにするため、区税などの自主財源の安定確保に努めます。
- ♡ 特別区相互間で税源の偏在がある中、均衡のとれた行政水準を確保するために、都区財政調整制度の適正な運用を東京都に求め、特別区間における自主・自立的な財政調整をめざしていきます。
- ♡ 地方分権が進む中、事務事業の分担に見合う税財源の配分や移譲、超過負担の解消、新たな行政需要に対する適正な財源措置を、国や東京都に求めています。

② 基金・区債等の計画的活用

- ♡ 景気の変動や年度間の行政需要の変動、将来の行政需要などに対応するために、基金を積み立てるとともに、将来の償還の負担に配慮しながら、計画的に区債を活用します。

③ 経営改革の推進

- ♡ 少子高齢化への対応をはじめ、公共施設の更新需要、首都直下地震等に備えた防災・減災対策など多くの課題に対応できるよう、経営改革を進め、持続可能な行財政システムへの改革を推進します。
- ♡ 安定した質の高い行政サービスを提供していくため、区の施設を活用した広告事業や自動販売機設置にかかる公募制度など、税収以外の新たな収入確保策の導入に取り組みます。

④ 財政状況を区民と共有

- ♡ 区の財政状況を区民と共有するため、公会計制度を活用して、バランスシート、行政コスト計算書などのわかりやすい資料を作成し、公表します。

(3) 簡素で機能的な組織・機構の実現

① 組織・機構の改革

- ♡ 複雑化する行政課題や新たな区民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、関係所管が協力・連携しあえる横断的な組織体制を構築します。
- ♡ 社会保障・税番号制度の導入により、窓口の統合や業務の見直しなどを行い、より簡素で効率的な組織体制をつくります。

②組織の肥大化防止

- ♡ 限られた行政資源のなかで新しい課題に対応できるよう、スクラップ・アンド・ビルドにより組織の肥大化を防止します。

③職員定数の適正管理

- ♡ 「職員定数管理計画」により適切な定数管理を行うとともに、限られた人材を効率的、効果的に活用する職員配置を行います。
- ♡ 「北区経営改革プラン 2015」に基づき、区民との協働を促進し、また、指定管理者制度をはじめとする様々な外部化手法を有効に活用するなど、公民の役割分担の見直しを進めながら内部努力の徹底を図り、総職員数の適正化に努めます。

(4) 職員の資質向上

①職員研修の充実

- ♡ 北区研修基本計画により、区民の視点でまちを見る姿勢を育み、区民とともに協働のまちづくりを推進する職員を育成します。
- ♡ 効率的な行政運営と質の高いサービスを提供するため、事務処理能力やコミュニケーション能力の向上を図り、区民から信頼される職員を育成します。
- ♡ 多様な考え方を尊重し、高い倫理観を持って行動できる職員を育成します。

②職員参加の推進

- ♡ 職員一人ひとりの能力を政策形成や行政運営に直接生かすため、職員自らが主体的に課題等に取り組める体制を整え、政策形成過程や事業計画策定へ職員が参加しやすいように環境整備を図ります。
- ♡ 職員の仕事に対する意欲を高め、職員の能力が最大限に発揮できる環境づくりを進めるなど、職員満足度の向上に努めます。

③人材育成を目的とした人事管理

- ♡ 北区人材育成基本方針に基づき、職員一人ひとりの潜在的能力を開発し、複雑化・多様化する行政需要や山積する行政課題に対応できる、長期的視点に立った人事管理を行います。
- ♡ 人事異動により多くの職務を経験させる人材育成だけでなく、専門性・特殊性の高い業務のノウハウを確実に継承し、実務に精通した人材を育成できる職員配置に努めます。
- ♡ 職員の能力を発揮するため、目標管理制度の充実や職員のライフイベントを踏まえた昇任支援など、能力・業績を重視した人事管理制度の定着を図ります。

(5) 効率的な行政サービスの提供

①行政情報化の推進

- ♡ 新たな技術を取り入れて情報通信基盤全体の最適化を図りながら、災害に強

い電子区役所の構築を一層推進します。

- ♡ 区が保有する多種多量の情報資産は、情報セキュリティ対策を推進して安全性を確保するとともに、可能なものは積極的に公開提供し民間の視点での活用等を図ります。
- ♡ 社会保障・税番号制度など、新たな取り組みを効果的に活用し、区民サービスの向上を図ります。

②行政サービス提供体制の整備

- ♡ 基礎自治体として区民生活を支えるため、便利でわかりやすい窓口を整備するとともに、職員の接遇向上や、正確で迅速なサービスの提供に努め、区民満足度の向上を図ります。
- ♡ 電子申請に加えて電子納付など情報通信技術を活用したサービスを導入し、区の施設の窓口だけでなく、身近で容易に行政サービスが受けられるよう整備を進めます。
- ♡ 仕事のあり方や進め方を見直すことにより、新たなニーズに応える余裕を生み出し、区民サービスの一層の向上につなげます。
- ♡ 社会保障・税番号制度の導入により、窓口の総合化、手続きの簡素化、業務の効率化などを進め、区民サービスの利便性の向上を図ります。
- ♡ スケールメリットを生かしたさらなる効率化を図るため、他の自治体との業務の連携や共同処理を検討します。

③民間活力の活用

- ♡ 区民や地域団体、NPO、民間事業者など多様な主体が公共サービスの担い手となっているなかで、区民自治の視点に立って、区が自ら実施すべき事業を選択します。
- ♡ 指定管理者制度が定着するなか、他の事業においてもモニタリングを充実し、民間活力を区民サービスの向上に活用します。
- ♡ 民間事業者などのノウハウを活用し、多様化する区民ニーズに柔軟かつ効率的に対応するため、事業の民営化、民間委託、事業者誘致など、公民連携手法の導入を進めます。

④受益と負担の適正化

- ♡ 区税等の財源は、基礎自治体の基盤であり、行政サービスを提供するために不可欠なものです。区民間の公平の観点から、納付案内センターによる催告の実施や強制徴収を進めるなど収納率の一層の向上を図ります。
- ♡ 受益者負担の原則が当てはまる行政サービスについては、区民と区の役割分担、行政の公共性、区民間の公平の観点から絶えず見直しを行い、受益者負担の適正化を進めます。

⑤行政評価システムの活用

- ♡ 事業のコストや成果などから区民の視点に立った評価を行い、今後の政策や施策、次年度の事業展開へと反映させます。
- ♡ 評価結果を区民や議会へ積極的に公表することにより、行政の透明性を高め、ひいては、区民とのよりよい協働関係を築きます。
- ♡ 職員自らが事業の評価と改革に取り組める体制を整備し、意識改革と政策立案能力の向上を図っていきます。
- ♡ 評価の実施にあたっては、外部評価のしくみを取り入れ、評価の客観性・透明性を高めていきます。

(6) 公共施設の計画的な整備と有効活用

①新庁舎の整備

- ♡ 老朽化した区役所庁舎の建て替えに向け、準備を進めます。

②公共施設の再配置の推進

- ♡ 北区公共施設再配置方針に基づき、行政サービスの水準をできる限り維持しながら、公共施設の総量を抑制し、将来コストを縮減します。
- ♡ 施設の適切な維持補修に努め、建物の長寿命化を図ります。
- ♡ 施設の多目的利用を図るとともに、利用度・稼働率の低い施設や学校施設跡地、遊休施設などは、新しい行政需要に対応するために用途転換を図ります。
- ♡ 改築や改修を行う場合には、重要度、緊急度に応じて計画的に進めるとともに、周辺にある施設の集約化・複合化を図ります。
- ♡ 区民ニーズに合わなくなった施設や役割を終えたと考えられる施設は、統廃合や廃止を行います。
- ♡ 施設の改築や改修、管理運営面において、公民連携手法の導入を検討します。
- ♡ 国や東京都、他の自治体との連携も視野に入れ、施設の構成を検討します。
- ♡ 道路や橋りょうなどのインフラを含めた公共施設全体の現状を把握し、長期的な視点から更新・統廃合・長寿命化などを計画的に進めるため、「公共施設等総合管理計画」を策定します。

③区有財産の活用

- ♡ 学校施設跡地など、遊休化した区有財産については、貸付、交換、売却などの方法を含め、その利活用を図ります。

■ 施策体系図：計画的・効率的な行財政運営の推進

基本施策		計画事業	
単位施策	施策の方向		
(1) 計画的な行政運営			
① 計画的な行政運営	計画的な行政運営の推進		
	重要課題への総合的かつ戦略的な施策の推進		
(2) 健全な財政運営			
① 自主財源の拡充	自主財源の安定確保		
	都区財政調整制度の改善の要請		
	国、都への適切な財源措置の要望		
② 基金・区債等の計画的活用	基金・区債等の計画的活用		
③ 経営改革の推進	経営改革の推進		
	収入確保策の導入		
④ 財政状況を区民と共有	財政状況の公表		
(3) 簡素で機能的な組織・機構の実現			
① 組織・機構の改革	横断的な組織体制の構築		
	簡素で効率的な組織体制の整備		
② 組織の肥大化防止	組織の肥大化の防止		
③ 職員定数の適正管理	職員定数の適正管理		
	総職員数の適正化		
(4) 職員の資質の向上			
① 職員研修の充実	協働のまちづくりを推進する職員の育成		
	区民から信頼される職員の育成		
	高い倫理観を持った職員の育成		
② 職員参加の推進	職員参加の環境整備		
	活力ある職場づくりの推進		
③ 人材育成を目的とした人事管理	長期的・計画的な人事管理		
	業務を継承できる職員配置		
	能力・業績を重視した人事管理制度の定着		

(5) 効率的な行政サービスの提供		
①行政情報化の推進		
	電子区役所の推進	
	情報資産の活用	
	新たな取り組みの効果的な活用	
②行政サービス提供体制の整備		
	便利でわかりやすい窓口の整備	
	行政窓口の充実	
	仕事のあり方や進め方の見直し	
	区民サービスの利便性の向上	
	他自治体との業務連携や共同処理の検討	
③民間活力の活用		
	役割分担の明確化	
	積極的な民間活力の活用	
	公民連携手法の導入	
④受益と負担の適正化		
	収納率の向上	
	受益者負担の適正化	
⑤行政評価システムの活用		
	行政評価システムの活用	
	評価結果の公表	
	職員の意識改革と政策形成能力の向上	
	外部評価の導入	
(6) 公共施設の計画的な整備と有効活用		【120】 新庁舎の整備 【121】 公共施設の再配置 【122】 区有施設エレベーターの改修
①新庁舎の整備		
	新庁舎の整備	
②公共施設の再配置の推進		
	公共施設の総量抑制	再掲 008 特別養護老人ホームの整備・改修
	施設の適切な維持補修による長寿命化	再掲 011 保育所待機児童解消
	施設の多目的化や用途転換	再掲 035 区民センターの整備（桐ヶ丘地区）
	施設の集約化・複合化	再掲 056 学校の改築
	施設の統廃合や廃止	再掲 058 小学校の適正配置の推進
	施設更新における公民連携手法の導入検討	再掲 069 十条駅周辺のまちづくりの促進
	他自治体との連携による施設構成の検討	
	公共施設等総合管理計画の策定	
③区有財産の活用		再掲 105 一人暮らし高齢者住宅建設事業
	区有財産の有効活用	

■ 計画事業

【120】新庁舎の整備

区役所庁舎の老朽化などに対応するため、人にも環境にもやさしく、区民に親しまれ、だれもが気軽に訪れることができる開かれた新庁舎を整備する。

所管部：総務部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
完成	用地検討	完成	基本計画策定 用地取得	完成
	事業費（百万円）	27,613	10,020	17,593

【121】公共施設の再配置

公共施設をとりまく社会環境や行政需要の変化に対応するため、「北区公共施設再配置方針」に基づき施設の再配置を推進する。

所管部：各所管部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
推進	推進	推進	推進	推進
(内訳) 学校施設跡地・遊休 施設等の用途転換	推進	推進	推進	推進
改築・改修に伴う周辺 施設の集約化・複合化	推進	推進	推進	推進
統廃合・廃止の検討	検討	検討	検討	検討
PPP手法の導入検討	検討	検討	検討	検討
他自治体との連携検討	検討	検討	検討	検討
学校施設跡地・遊休 施設等の利活用	推進	推進	推進	推進
	事業費（百万円）	—	—	—

【122】区有施設エレベーターの改修

区有施設に設置されている老朽化したエレベーターを計画的に改修する。

所管部：各所管部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31年度)	後 期 (32～36年度)
27基	5基	22基	12基	10基
	事業費（百万円）	290	110	180

4-3 自治権の拡充と広域的な連携・協力の推進

北区基本構想

区は、区民に最も身近な基礎的自治体として、個性豊かな活力に満ちた地域社会を実現するため、区の自主性、自立性の向上に努めます。

また、区民の誇りとなる「北区らしさ」を発見、創造し、他の都市にはない魅力的な北区の地域イメージとして、広く内外に発信します。

さらに、区だけでは解決できない課題については、他の自治体、都、国との連携、協力を進めます。

■ 現状と課題

平成 12 年（2000 年）4 月に地方分権一括法が施行され、国と地方自治体が上下主従の関係から対等協力へと大きく変化しました。それと同時に、実施された地方自治法改正により、特別区は基礎自治体として、東京都は広域自治体として、それぞれの責任を果たしつつ相互に連携して東京の大都市行政を担うという新たな都区制度の枠組みが法定されました。

しかし、改正自治法の原則に沿った役割分担の明確化と役割分担に基づく安定的な財源配分を確立する根本的な課題が解決されていないことから、今後の都区のあり方について、根本的かつ発展的な検討を行うため、平成 18 年（2006 年）11 月、「都区のあり方検討委員会」を設置しました。平成 23 年度（2011 年度）までに、事務配分については都区のいずれが担うべきものか検討の方向付けの整理が終了しましたが、特別区の区域のあり方に関する認識の大きな相違があり、具体的な実務レベルの検討がなされていません。

一方、国においては、平成 19 年（2007 年）に施行された地方分権改革推進法に基づいて内閣府に設置された地方分権改革推進委員会では、第二期地方分権改革として積極的な議論が行われ、第 1 次から第 4 次までの勧告を行いました。国はこれら勧告を受け、義務付け・枠付けの見直しを中心とする地方分権改革推進計画を閣議決定し、地方分権改革を推進しています。また、平成 23 年（2011 年）8 月には第 30 次地方制度調査会が設置され、「大都市制度のあり方」及び「基礎自治体のあり方」について審議が進められ、平成 25 年（2013 年）6 月に「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」が提出されました。

これら地方分権に向けた一連の動きは、基礎自治体を地域の総合的な行政主体として、役割と権限を拡充していくことを基本としています。区は、住民に最も身近な行政はできるだけ住民に近い基礎自治体が行うとして、自主性・自立性をもって、自らの判断のもと、地域の実情に沿った施策や多様化する区民ニーズなどに応じていくことが求められています。そのためには、さらなる区の役割と権限の拡充を図るとともに、国や東京都からの適切な税源の移譲や、都区の財政調整制度の改善などにより、地方分権時代にふさわしい財政自主権の確立を図ることが必要です。

地方分権に伴う自治権の拡充が進むなか、各自治体においては、独自性を発揮し、互いに競い合いながら、自らの努力と創意工夫による主体的な取り組みを展開しています。区としても、区民が誇りと愛着を持つことができる活力に満ちた地域社会の実現に向け、北区の魅力を発見、創造しながら、地域特性を生かした施策を展開し、区内外へ発信していく必要があります。

北区においては、全国画一の時代から地域の多様性が求められる時代を見据え、平成 8 年（1996 年）、都市経営の視点から地域イメージを資産と捉え、これらを生信していく「北区イメージ戦略ビジョン」を策定しました。これに基づき、北区の個性と魅力を発掘・創造し、わかりやすく効果的に演出し広く発信していくことで、北区の知名度とイメージをより高めていくことをめざすため、イメージ戦略の 3 つのキーワード「交通」、「さくら」、「ネサンス（＝誕生）」、視覚に訴える「コミュニケーション・マーク」、シンプルで高い語感や響きを持った「キャッチフレーズ」を基本的要素とし、イメージ戦略を展開しています。さらに、北区にゆかりのある著名人、文化人を「北区アンバサダー（大使）」として委嘱し、「北区アンバサダーイベント」を通じて引き続き北区の魅力を発信していくとともに、若者や子育てファミリー層をターゲットに北区の魅力を凝縮した情報誌「K I S S」を作成し、区外へ向け情報発信をしています。

平成 24 年（2012 年）7 月には、新たな行動指針として、「北区イメージ戦略ビジョン第 2 次行動計画」を策定し、これから展開していく作戦の方向性とその体系を示しました。今後は、この行動計画に基づき、ターゲットの再認識と整理、区の価値・区民満足度の具体的発信、区民との連携・協働の推進を積極的に展開していくとともに、戦略的・効果的に情報発信することが必要です。

また、北区の個性と魅力を発掘・創造し、区内外へ戦略的・効果的に情報を発信するシティブロモーションに取り組むことで北区の知名度やイメージをより高め、区民が地域の魅力を認識して誇りや愛着を持つとともに、子育てファミリー層及び若年層の定住化を促進し、地域のきずなづくりにつなげていくことが重要です。

観光の視点からは、観光ガイドマップの発行やイベントの実施など北区の魅力の発信・PR にも努めています。また、区民とともに北区の観光を推進していくため観光ボランティアの養成など担い手の育成にも取り組んでいます。今後は、区民や民間組織と協働しながら観光事業の推進体制を整備するとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、北区の観光資源や魅力を区外へ発信し、さらなる観光振興の充実を図る必要があります。

一方、区民の生活圏、行動圏は北区の区域にとどまっているものではなく、河川的环境保全、土壌汚染などの環境問題、都市計画道路の整備、防災対策など、区域を越えた取り組みが必要な課題も少なくありません。このため、区民、企業はもとより、国や東京都、関係団体や他区市町村との幅広い調整と相互連携が重要になります。

さらに、北区の地域活性化のためには、区民が異なる文化、環境、生活や情報と接しな

がら自らも地域への理解や関心を深めることも重要です。そのため、相互の理解と信頼のもとに、国内外の自治体との区民主体の交流を進めることが求められます。

■ 施策の方向

(1) 自治権の拡充

① 地方分権の推進

- ♡ 基礎自治体優先の原則のもと、区民に最も身近な基礎自治体としての役割と権限の確保に向け、東京都や他の区市町村と協議しながら、適切な権限の移譲と移譲に伴う職員の移管・派遣等を国、東京都へ求めています。
- ♡ 地方分権改革の動向を見据え、新たな都区関係を他区と連携し構築します。

② 財政自主権の確立

- ♡ 区が事務事業を自主的、自立的に執行できるよう、役割分担に応じた地方税源の拡充による安定的、恒久的な財源の確保を国、東京都に求めています。
- ♡ 地方分権の推進による事務権限の拡充に見合う財源を国から地方へ移譲し、また、課税自主権の拡充を図るなど地方税源の充実を国に求めています。

(2) 「北区らしさ」の創造と発信

① シティプロモーション・イメージ戦略の推進

- ♡ 区は、区民とともに、北区の個性と魅力を発掘・創造し、様々な広報媒体を活用して区内外へ戦略的・効果的に情報を発信するため、シティプロモーション方針の策定及び庁内推進体制の整備等を行います。
- ♡ 「北区イメージ戦略ビジョン第2次行動計画」に基づき、ターゲットの再認識と整理、区の価値・区民の満足度の具体的発信及び区民との連携・協働の推進を図ります。

② 北区の特性を生かした施策の推進

- ♡ 北区の地域特性を生かした北区らしい施策を形成し、区民とともに推進します。
- ♡ 国、東京都、他自治体と連携するとともに、区民や民間組織と協働しながら区の観光事業を推進していきます。

(3) 広域的な連携・協力の推進

① 広域的な連携・協力の推進

- ♡ 災害時の相互応援態勢の整備など、区域を越えた取り組みが必要な課題や、北区だけでは解決できない課題に対しては、周辺自治体、東京都、国との連携・協力を推進します。

② 自治体間の交流の推進

- ♡ 地域活性化と相互発展をめざして、国内の友好都市や国外の友好・姉妹都市など、国内外の自治体との交流を促進します。
- ♡ 国内外の新たな友好都市交流協定の締結に向けた検討を行います。

■ 施策体系図：自治権の拡充と広域的な連携・協力の推進

基本施策		計画事業	
単位施策	施策の方向		
(1) 自治権の拡充		再掲 017 児童相談所の移管	
① 地方分権の推進	権限移譲と職員移管等の要請 新たな都区関係の構築		
② 財政自主権の確立	安定的・恒久的な財源確保の要請 税源拡充の要請		
(2) 「北区らしさ」の創造と発信			【123】シティプロモーションの推進
① シティプロモーション・イメージ戦略の推進	シティプロモーション方針の策定と庁内推進体制の構築 新たなイメージ戦略の展開		再掲 023 (仮称) 北区観光協会の設立 再掲 024 鉄道のまち北区プロジェクト
② 北区の特性を生かした施策の推進	北区らしい施策の推進 観光事業の推進	再掲 025 千客万来 外国人向け観光情報発信事業 再掲 044 「トップアスリーのまち北区」PR プロジェクト	
(3) 広域的な連携・協力の推進		【124】友好都市交流協定の締結 再掲 087 防災協定の締結	
① 広域的な連携・協力の推進	周辺自治体との連携・協力の推進		
② 自治体間交流の推進	友好都市との交流の推進 友好都市交流協定の締結の検討		

■ 計画事業

【123】シティプロモーションの推進

北区の知名度とイメージをより高め、子育てファミリー層・若年層の定住化をめざし、地域のきずなづくりにつなげるため、北区の個性と魅力を発掘・創造し、様々な広報媒体を活用して区内外へ戦略的・効果的に情報を発信するシティプロモーションに取り組む。

所管部：政策経営部

全体計画A (36年度目標)	現況B (26年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前期 (27～31年度)	後期 (32～36年度)
推進	推進	推進	拡充	
	事業費(百万円)	14	14	

☆【124】友好都市交流協定の締結

相互の理解と信頼を深め、両都市における地域の活性化と発展をめざして、国内外の新たな都市と災害時における相互応援体制の整備をはじめ、文化、教育、産業、スポーツなど、様々な交流事業を推進し、友好都市に関する協定を締結する。

所管部：総務部・地域振興部

全体計画 A (36 年度目標)	現況 B (26 年度末見込)	必要事業量 A－B＝C	前 期 (27～31 年度)	後 期 (32～36 年度)
協定締結	—	協定締結	協定締結	協定締結
	事業費 (百万円)	—	—	—

參考資料

地域別整備計画

(1) 地域等の区分の考え方

北区は、JR 京浜東北線に沿った武蔵野台地の崖線を境に、大きく西側の台地部と東側の低地部に分けられます。そして環状7号線が区の中央を東西に横断するとともに、荒川、隅田川、新河岸川に囲まれ、さらに南西から北東にかけて石神井川が流れています。

これらの鉄道や幹線道路、そして河川により分けられる区域は、区民の日常生活圏や地域のコミュニティ形成の上で、概ねひとつのまとまりをもって発展してきた経緯があります。

このような地理的条件や、社会的慣行を踏まえつつ、北区全体を下記の3地域7地区に区分しています。

赤羽地域	浮間地区・赤羽西地区・赤羽東地区
王子地域	王子西地区・王子東地区
滝野川地域	滝野川西地区・滝野川東地区

(2) 公共施設整備の基本的な考え方

地域の公共施設は、区民の生活環境の向上など地域の発展にとって重要な役割を果たすものです。従って施設の整備を推進するにあたっては、区内全体のバランスを考慮した上で計画を策定する必要があります。

北区の公共施設は、これまでの計画の着実な推進により、各地域において概ね整備が進展してきました。しかし今後は、小・中学校をはじめとした多くの公共施設がその更新の時期を迎えるため、計画的に対応していく必要があります。

さらに、北区の人口は今後減少していくことが予想され、少子高齢化の進展に伴う人口構成の変化もあり、公共施設に対するニーズの量と質が変化していきます。将来にわたり持続可能な公共施設の管理に取り組んでいく必要があります。

本計画では、このような観点から計画期間中における公共施設の整備については、次のような基本的な考え方に基づいて進めます。

① 建設経費と維持管理費の縮減

公共施設の建設にあたっては、緊急性、必要性、費用対効果、将来需要等を充分考慮し、企画、設計の段階から地域住民の意見を十分に参考にしつつ、工事から施設の管理運営までの各段階において経費の縮減を図り、施設のライフサイクルコストの縮減に努めます。

②区有施設保全計画による計画的な更新

公共施設の保全については、北区施設維持管理システムを十分に活用しつつ、中長期改修シミュレーションを行い、適切な時期に適切な保全工事に取り組み、計画的で効率的な施設の維持管理を行います。

③公共施設マネジメントの推進

公共施設を適正に維持管理し、限られた資源の中で区民サービスの向上を図ります。また、公共施設再配置方針に基づき、公共施設のマネジメントや総量抑制のための方策（用途転換、集約化・複合化、統廃合・廃止）などについて具体的な取り組みを進めます。

④施設の有効活用の推進

適正配置等を進めるにあたり生じた遊休施設は、地域住民の意見を参考にしながら、転用、複合化、多目的利用などの適正な遊休施設利活用等計画を策定しつつ既存施設の有効活用を図ります。

（3）地区別の計画事業

①浮間地区

○範囲

浮間1～5丁目

○重点課題

浮間地区は、荒川と新河岸川の二つの川に囲まれた、個性的で恵まれた立地条件にあります。河川沿いの整備が進められるなど、一部でその活用が図られてきています。一方で、水害に強いまちづくりも重要です。

また、地区の約半分が工業・準工業地域ですが、工場跡地等の土地利用転換などにより、マンション立地が進んでおり、当面の間、緩やかに人口が増加する傾向にあります。

こうしたことから、住宅と工場が混在する区域が見られ、双方の環境を保全しつつ、双方の計画的な立地により互いの共存を図り、住宅と工場の調和したまちづくりを進めることが必要です。

浮間舟渡駅周辺と北赤羽駅周辺で「地域の生活拠点」としての駅周辺の整備が、北赤羽駅においてはエレベーター整備がそれぞれ必要です。

○主な計画事業

- 【008】 特別養護老人ホームの整備・改修
- 【011】 保育所待機児童解消
- 【019】 子どもセンター・ティーンズセンターへの移行推進
- 【056】 学校の改築
- 【066】 「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」の整備推進
- 【072】 浮間舟渡駅周辺のまちづくりの促進
- 【098】 鉄道駅エレベーター等整備事業

②赤羽西地区

○範囲

赤羽北1～3丁目、桐ヶ丘1～2丁目、赤羽台1～4丁目、赤羽西1～6丁目、西が丘1～3丁目、上十条5丁目、十条仲原3～4丁目、中十条4丁目

○重点課題

赤羽西地区は、赤羽台団地・桐ヶ丘団地などの大規模住宅団地が広範囲に立地しており、現在、両団地ともに建替え事業中です。この建替えの機会を活かすとともに、学校跡地に開設される大学とも連携した周辺まちづくりを進めていくことが必要です。また、地域の生活文化やコミュニティを大切にしつつ、計画的な市街地の更新を図ることが重要です。

また、トップアスリートの拠点施設であるナショナルトレーニングセンターのほか、赤羽スポーツの森公園などを中心とした近隣エリアを含めた、総合的なスポーツタウンづくりを進めます。

さらに、地区南側や大規模住宅団地の周辺の低地部を中心とした、木造住宅の密集地域においては、地震に強い防災まちづくりのための、都市計画道路等の整備などを推進していく必要があります。

○主な計画事業

- 【008】 特別養護老人ホームの整備・改修
- 【011】 保育所待機児童解消
- 【019】 子どもセンター・ティーンズセンターへの移行推進
- 【035】 区民センターの整備（桐ヶ丘地区）
- 【041】 桐ヶ丘体育館の改築【後期】
- 【056】 学校の改築
- 【057】 リフレッシュ改修工事の推進
- 【066】 「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」の整備推進
- 【073】 赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進

- 【074】 都市防災不燃化促進事業
- 【075】 防災まちづくり事業の推進
- 【076】 木密地域不燃化 10 年プロジェクトの推進
- 【090】 都市計画道路新設・拡幅整備
- 【091】 幹線区道新設・拡幅整備
- 【094】 無電柱化事業の推進
- 【098】 鉄道駅エレベーター等整備事業
- 【105】 一人ぐらし高齢者住宅建設事業
- 【111】 (仮称) 赤羽台のもり公園の整備
- 【113】 桐ヶ丘中央公園の拡張整備【後期】
- 【115】 花いっぱいまちづくり事業

③ 赤羽東地区

○ 範囲

赤羽 1～3 丁目、岩淵町、志茂 1～5 丁目、赤羽南 1～2 丁目、神谷 2～3 丁目、東十条 5～6 丁目

○ 重点課題

赤羽東地区は、赤羽駅周辺の広域的な商業施設をはじめとした、業務施設や文化施設など様々な施設の集積する、「にぎわいの拠点」としてのまちづくりが重要です。赤羽西地区に大学が新たに開校されるため、当該地区にも区内外から多くの人が集まってくるよう、魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

一方、駅周辺の商業地以外では、隅田川沿いの工場地、さらには荒川の河川敷など、区域ごとに特性がみられるのも特徴です。こうした立地条件を活かして、複合的魅力のある赤羽東地区の形成に向けたまちづくりを進めていくことが重要です。

志茂周辺など地域の北東側を中心として、木造住宅が密集していることから、都市計画道路等の整備のほか、木密地域不燃化 10 年プロジェクトによる不燃化特区の指定を受けて、東京都と連携をして防災面や住環境の課題解決に努めます。

○ 主な計画事業

- 【010】 障害者グループホームの整備
- 【011】 保育所待機児童解消
- 【019】 子どもセンター・ティーンズセンターへの移行推進
- 【042】 (仮称) 赤羽体育館の建設
- 【056】 学校の改築
- 【057】 リフレッシュ改修工事の推進

- 【066】 「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」の整備推進
- 【068】 赤羽駅周辺のまちづくりの促進
- 【074】 都市防災不燃化促進事業
- 【075】 防災まちづくり事業の推進
- 【076】 木密地域不燃化 10 年プロジェクトの推進
- 【080】 公共防災船着場の整備
- 【098】 鉄道駅エレベーター等整備事業

④王子西地区

○範囲

上十条 1～4 丁目、十条仲原 1～2 丁目、中十条 1～3 丁目、岸町 1～2 丁目、十条台 1～2 丁目、王子本町 1～3 丁目、滝野川 4 丁目

○重点課題

王子西地区十条駅周辺は、地域密着型の商業施設が多く集積し「にぎわいの拠点」としての整備を進めています。一方で狭い道路や木造住宅も密集していることから、十条駅の西側を中心として、東京都の制度である木密地域不燃化 10 年プロジェクトの実施方針に基づき、地震に強い防災まちづくりを進めるとともに、地域のにぎわいを活かしながら、十条駅周辺の鉄道と道路の立体交差化を視野に入れた、相乗効果を期待できる積極的な取り組みが必要です。また、同様に十条駅と東十条駅の間の木造住宅の密集地域に対しても、地震に強い安全なまちづくりのための取り組みが必要です。

また、中央公園のバリアフリー化を進めるとともに、障害のある方でも気軽にスポーツを楽しめるまちづくりを進め、赤羽西地区と連動した「スポーツタウンづくり」を推進する必要があります。

○主な計画事業

- 【011】 保育所待機児童解消
- 【019】 子どもセンター・ティーンズセンターへの移行推進
- 【043】 東京オリンピック・パラリンピックに向けたバリアフリー整備
- 【056】 学校の改築
- 【057】 リフレッシュ改修工事の推進
- 【066】 「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」の整備推進
- 【067】 王子駅周辺のまちづくりの促進
- 【069】 十条駅周辺のまちづくりの促進
- 【070】 東十条駅周辺のまちづくりの促進
- 【074】 都市防災不燃化促進事業

- 【075】 防災まちづくり事業の推進
- 【076】 木密地域不燃化 10 年プロジェクトの推進
- 【090】 都市計画道路新設・拡幅整備
- 【091】 幹線区道新設・拡幅整備
- 【093】 十条駅付近連続立体交差化事業
- 【094】 無電柱化事業の推進
- 【097】 橋梁整備
- 【098】 鉄道駅エレベーター等整備事業
- 【099】 駅周辺へのエレベーター等の設置【後期】

⑤王子東地区

○範囲

東十条 1～4 丁目、神谷 1 丁目、王子 1～6 丁目、豊島 1～8 丁目、堀船 1～4 丁目

○重点課題

王子駅周辺にあたっては、業務機能、歴史・文化機能、商業機能を強化し、整備、開発を進めるとともに、駅周辺のバリアフリー化など環境整備のほか、広域都市交通ネットワークの整備を行うなど、北区の中心的拠点として魅力あるまちづくりを推進する必要があります。また、東十条駅周辺にあたっては老朽化した跨線橋の架け替えに合わせた駅前広場の整備やバリアフリー化を推進します。

いずれも、区内外から多くの人が集まってくるよう、「にぎわいの拠点」として、両駅周辺のまちづくりを進めていくことが重要です。

地区北側には大規模団地や工場などが比較的多くみられ、用途の混在により住環境などの問題を抱えていますが、互いが調和しつつ発展していけるようなまちづくりを進め、複合的な空間の魅力をさらに高めていくことが重要です。

また、堀船など石神井川周辺においては、東京都における護岸整備や集中豪雨等対策などの水害に強いまちづくりを推進する必要があります。

○主な計画事業

- 【011】 保育所待機児童解消
- 【019】 子どもセンター・ティーンズセンターへの移行推進
- 【024】 鉄道のまち北区プロジェクト
- 【038】 北とびあの改修
- 【056】 学校の改築
- 【057】 リフレッシュ改修工事の推進
- 【063】 北区配偶者暴力相談支援センターの設置

- 【066】 「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」の整備推進
- 【067】 王子駅周辺のまちづくりの促進
- 【070】 東十条駅周辺のまちづくりの促進
- 【092】 （仮称）旧北王子支線跡地遊歩道の整備
- 【097】 橋梁整備
- 【098】 鉄道駅エレベーター等整備事業
- 【099】 駅周辺へのエレベーター等の設置【後期】
- 【112】 名主の滝公園の再生整備
- 【119】 大学の誘致
- 【120】 新庁舎の整備

⑥滝野川西地区

○範囲

滝野川1～3丁目、滝野川5～7丁目、西ヶ原1～4丁目、上中里1丁目、中里1～3丁目、田端1～6丁目

○重点課題

滝野川西地区は、飛鳥山公園や石神井川、旧古河庭園など、歴史的・文化的な名所が多くみられます。これらを保全する一方で、景観や観光などのまちづくりを進める資源として、有効に活用していくことが必要です。特に飛鳥山公園においては、王子駅周辺のまちづくりと一体的な取り組みが必要です。

東西に長く、地域内の各駅を中心に、それぞれ独立した日常生活圏が形成されています。このうち板橋駅周辺と駒込駅周辺は商店街が形成されています。このため「地域の生活拠点」である板橋駅周辺と駒込駅周辺において、日常生活に必要な施設の充実が、田端駅周辺においては、地域の高低差を解消するためのバリアフリー整備がそれぞれ必要です。

また、一部の地域では、木造住宅の密集地域が多くみられることから、地震に強い防災まちづくりを推進します。

○主な計画事業

- 【010】 障害者グループホームの整備
- 【011】 保育所待機児童解消
- 【019】 子どもセンター・ティーンズセンターへの移行推進
- 【056】 学校の改築
- 【057】 リフレッシュ改修工事の推進
- 【066】 「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」の整備推進
- 【071】 板橋駅周辺のまちづくりの促進

- 【074】 都市防災不燃化促進事業
- 【075】 防災まちづくり事業の推進
- 【076】 木密地域不燃化 10 年プロジェクトの推進
- 【090】 都市計画道路新設・拡幅整備
- 【094】 無電柱化事業の推進
- 【095】 幹線区道のバリアフリー化（滝野川桜通り）
- 【098】 鉄道駅エレベーター等整備事業
- 【099】 駅周辺へのエレベーター等の設置
- 【110】 飛鳥山公園の拡張整備
- 【115】 花いっぱいまちづくり事業【後期】

⑦滝野川東地区

○範囲

栄町、上中里 2～3 丁目、昭和町 1～3 丁目、東田端 1～2 丁目、田端新町 1～3 丁目

○重点課題

滝野川東地区は、周囲を鉄道や操車場で分断された、地勢的にも独特の地区になっています。こうしたことから、道路や歩行者用の通路の整備などを進めるとともに、一層、地域内の連絡性を高め、地域の活性化、防災性の向上などにつなげていく必要があります。

田端駅周辺には業務施設の集積がみられます。区内外から多くの人が集まってくるよう、「にぎわいの拠点」として、業務施設をはじめ多様な施設の集積するまちづくりを行う必要があります。

尾久駅周辺においては、生活利便施設などの集積や交通利便性の向上による「地域の生活拠点」の形成が必要です。また、駅地下道のバリアフリー化も推進する必要があります。

また、地区の西側では木造住宅が密集していることから、今後、新たに防災まちづくり事業を推進していく必要があります。

○主な計画事業

- 【011】 保育所待機児童解消
- 【019】 子どもセンター・ティーンズセンターへの移行推進
- 【056】 学校の改築
- 【057】 リフレッシュ改修工事の推進
- 【066】 「にぎわいの拠点」・「地域の生活拠点」の整備推進
- 【075】 防災まちづくり事業の推進
- 【098】 鉄道駅エレベーター等整備事業
- 【115】 花いっぱいまちづくり事業

基本計画における都市計画道路・幹線区道整備、 防災まちづくり事業、公園整備等の実施箇所

※実施箇所については基本計画での大まかな位置を示すものです。

【080】 公共防災船着場の整備（志茂）

【074】 都市防災不燃化促進事業 補助 83 号線地区（岩槻街道）

【097】 橋梁整備（新田橋）

【070】 東十条駅前広場の整備
【097】 橋梁整備（十条跨線橋）
【099】 駅周辺へのエレベーター等の設置（東十条駅周辺）

【092】（仮称）旧北王子支線跡地遊歩道の整備

【075】 防災まちづくり事業の推進（岸町二丁目地区）

【112】 名主の滝公園の再生整備

【097】 橋梁整備（新柳橋）

【091】 【094】 幹線区道整備 中央図書館前道路

【110】 飛鳥山公園の拡張整備

【099】 駅周辺へのエレベーター等の設置（田端駅周辺）

【090】 【094】
都市計画道路整備 補助 181 号線

【074】 都市防災不燃化促進事業
補助 81 号線地区（西ヶ原）
【076】 木密地域不燃化 10 年プロジェクトの推進
補助 81 号線地区（西ヶ原）

【075】 防災まちづくり事業の推進（西ヶ原地区）

【115】 田端公園の再生整備

【115】 田端新町公園の再生整備

北区基本計画 2015（案）

平成 26 年（2014 年）12 月発行

発行／北区

編集／東京都北区政策経営部企画課

〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22

電話 03-3908-1104（ダイヤルイン）

刊行物登録番号

26-1-085